

ジェンダー研究

No. **27**
2024

Special Section

グローバル政治の中のセクシュアリティと暴力

Womenomics Theories of Sexual Violence:
Governing Toxic Men

Carol Harrington

From Security Threat to Subject of Protection:
Examining Global Sexuality Politics in the Refugee Protection Regime

Haruko Kudo

ジェンダー・オリエンタリズムと定義する権力
—— イスラエルとエジプトの事例をもとに
嶺崎寛子

『ジェンダー研究』27号では、暴力とセクシュアリティ／ジェンダーの関係をグローバル政治の領域において考察する特集を企画した。セクシュアリティはそれを取り巻く権力関係、すなわち、望ましいセクシュアリティとは何かを定義してそれを監視・管理したり、そこから逸脱するものを処罰したり、保護すべきものを選別するといった権力の作用と切り離して考えることはできない。

これまでフェミニズムは、個人的な問題とみなされ、またしばしばロマンティックな行為として正当化されてきた親密な暴力を、ジェンダーに基づく構造的な暴力として定義し直してきた。そして、セクシュアリティ／ジェンダーをめぐる諸課題を人権の問題として位置付けた。その結果、新しい法律の設定などの成果も成し遂げられてきた。

しかし、こうしたフェミニズムによるセクシュアリティ／ジェンダーへの介入が、一方では、更なる暴力や排除を生み出す根拠として、権力によって大いに動員されてきたことも事実である。時にはあからさまに排除的な政策によって、あるいは良き市民を守るためという自衛の名のもとで行われる恣意的な線引きによって、セクシュアリティ／ジェンダーは、暴力で制圧すべき他者を描き出す原動力として動員されるようになってきている。今日世界各地で横行する紛争や武力の行使はこのような側面を考えずに理解することはできないであろう。

昨年12月にジェンダー研究所が開催した国際シンポジウム『グローバル政治の中のセクシュアリティと暴力』では3本の論稿が報告され、神戸大学教授の青山薫さんによるコメントとともに活発な議論が行われた。本特集にはその時の議論を踏まえて完成された研究論文を掲載することができた。セクシュアリティ／ジェンダーはなぜ、どのように戦争や暴力を正当化するために動員されるのかという難題に対して、本特集が糸口を見つけるきっかけとなることができたら幸いである。

2024年6月21日

編集長 申琪榮

1 巻頭言 申 琪榮

特集

グローバル政治の中のセクシュアリティと暴力

研究論文

- 5 Womenomics Theories of Sexual Violence: Governing Toxic Men
Carol Harrington
- 23 From Security Threat to Subject of Protection:
Examining Global Sexuality Politics in the Refugee Protection Regime
Haruko Kudo
- 41 ジェンダー・オリエンタリズムと定義する権力——イスラエルとエジプトの事例をもとに
嶺崎 寛子

投稿論文

- 59 国際協力NGOのネット広告にみるジェンダー表象——ポストフェミニズムと結託する植民地主義
近藤 凜太郎
- 75 母たちが／と読む『母親になって後悔してる』
北村 文
- 89 自治体非正規雇用の官民比較——男女共同参画センター相談員の全国調査結果から
横山 麻衣、瀬戸 健太郎
- 105 なぜ経済的リソースは「世帯内意思決定」に活かされないのか
——インド都市の有配偶就業女性のエンパワーメント
新村 恵美

書評

- 122 ミランダ・フリッカー (佐藤邦政監訳、飯塚理恵訳)
『認識的不正義 権力は知ることの倫理にどのようにかわるのか』勁草書房
三木 那由他
- 124 江原由美子
『持続するフェミニズムのために グローバリゼーションと「第二の近代」を生き抜く理論へ』有斐閣
板井 広明
- 126 メアリー・ホークスワース (新井美佐子、左高慎也、島袋海理、見崎恵子訳)
『ジェンダーと政治理論 インターセクショナルなフェミニズムの地平』明石書店
山岸 大樹
- 128 レイウイン・コンネル (伊藤公雄訳) 『マスキュリニティーズ 男性性の社会科学』新曜社
小口 藍子

- 130 クォンキム・ヒョンヨン（影本剛、ハン・ディディ訳）
『被害と加害のフェミニズム #MeToo以降を展望する』解放出版社
古橋 綾
- 132 アンジェラ・マクロビー（田中東子、河野真太郎訳）
『フェミニズムとレジリエンスの政治 ジェンダー、メディア、そして福祉の終焉』青土社
関根 麻里恵
- 134 カイラ・シュラー（飯野由里子監訳、川副智子訳）
『ホワイト・フェミニズムを解体する インターセクショナル・フェミニズムによる対抗史』明石書店
荒木 和華子
- 136 アミア・スリニヴァサン（山田文訳、清水晶子特別解説）『セックスする権利』勁草書房
戸谷 知尋
- 138 長田華子、金井郁、古沢希代子編『フェミニスト経済学 経済社会をジェンダーでとらえる』有斐閣
新井 美佐子
- 140 クラウディア・ゴールディン（鹿田昌美訳）
『なぜ男女の賃金に格差があるのか 女性の生き方の経済学』慶応義塾大学出版会
金井 郁
- 142 額賀美紗子、藤田結子『働く母親と階層化 仕事・家庭教育・食事をめぐるジレンマ』勁草書房
杉浦 浩美
- 144 アンジェラ・チェン（羽生有希訳）『ACE アセクシュアルから見たセックスと社会のこと』左右社
松浦 優
- 146 杉浦郁子、前川直哉『「地方」と性的マイノリティ 東北6県のインタビューから』青弓社
酒井 晃
- 148 平井和子『占領下の女性たち 日本と満洲の性暴力・性売買・「親密な交際」』岩波書店
山本 めゆ
- 150 吉良智子『女性画家たちと戦争』平凡社
マグダレナ・コウオジェイ
- 152 飯田祐子、中谷いずみ、笹尾佳代編著
『プロレタリア文学とジェンダー 階級・ナラティブ・インターセクショナルリティ』青弓社
菊地 優美
- 154 寺澤優『戦前日本の私娼・性風俗産業と大衆社会 売買春・恋愛の近現代史』有志舎
嶽本 新奈
- 156 高雄きくえ編『広島 爆心都市からあいだの都市へ
「ジェンダー×植民地主義 交差点としてのヒロシマ」連続講座論考集』インパクト出版会
宋 連玉
- 158 Amanda Kennell『ALICE IN JAPANESE WONDERLANDS: TRANSLATION, ADAPTATION, MEDIATION』
University of Hawai'i Press
Nozomi Lynette Uematsu
- 160 編集方針・投稿規定

Womenomics Theories of Sexual Violence: Governing Toxic Men

Carol Harrington*

This article analyses how neoliberal “womenomics” theories problematize toxic masculinity as inhibiting women’s economic productivity. The article shows how problematizations of masculinity informed welfare policies in OECD states where men’s violence and an increase in single mother households were explained by “father hunger.” Similar theories were applied to poor communities in developing economies. The article shows how welfare and development literature constructs the figure of the violent, idle, toxically masculine man as responsible for feminized poverty and violence against women. Programmes tackling poverty and violence attempt to transform men to adopt a healthy masculinity so that they can contribute to heterosexual couple-based households. The article also analyses economic, business, and professional media commentary on the figure of the toxically masculine elite man, along with legal and human resources advice to employers on dealing with “#MeToo issues.” Womenomics theory shapes problematizations of elite men’s toxic masculinity as inhibiting women’s economic productivity and progress into senior leadership positions to the detriment of the global economy. I argue that the disparagement of toxic masculinity reflects a change in the conditions of patriarchy since economists no longer support a form of patriarchy where women should devote their productive energies to the domestic sphere.

Keywords: toxic masculinity, gender policy, sexual violence, womenomics, #MeToo

This article investigates new problematizations of masculinity and sexual violence that have emerged within the “womenomics” theory that economic growth can be achieved by drawing more women into income-generating activities. Womenomics has prompted critical discourse on men’s conduct insofar as it appears to inhibit women’s productivity. I ask about the sorts of masculine subjects such problematizations of masculinity produce and what this tells us about the current “conditions for the defence of patriarchy,” in Raewyn Connell’s (2005, 77)

terms. Men are no longer supposed to expect the patriarchal privilege of a woman devoted to being a fulltime wife and mother while senior managers are supposed to support women’s success in male-dominated workplaces. Japan’s economy is often used as the exemplar of the power of unleashing women’s productivity. However, womenomics theory has been applied to developing economies as well as wealthy economies.

My analysis depends on the concept of problematization as developed by Carol Bacchi (2012) and Nikolas Rose and Peter Miller (1992)

* Senior Lecturer, Victoria University of Wellington

using Foucauldian governmentality theory. Through this theoretical lens, policy problems, such as toxic or unhealthy masculinity, emerge from political rationalities and practices rather than existing outside of political discourse. The term “political rationality” refers to a way of reasoning about the proper government of people (e.g. maximizing freedom and productivity) and desirable governmental outcomes (e.g. economic growth, population growth) in terms of specific logics and vocabularies (Rose 1999). A political rationality, such as neoliberalism, involves “significant agreement on key political problems,” allowing for debate over “what should be done, by whom, and how” to proceed on common ground (Rose 1999, 28). This common ground can stigmatize political rationalities based on different values as “irrational.” Womenomics has emerged within a neoliberal rationality that agrees on prioritizing economic growth, free markets, and limited state spending.

Problematizations can be analysed by consideration of the sorts of solutions experts propose to address a problem (Bacchi 2012). This article analyses programmes, policies, and expert advice that targets men’s conduct with the aim of increasing women’s productivity. I show how womenomics discourse highlights gender-based violence and sexual harassment as problems of women’s economic productivity. This problematization produces racialized, masculine figures that vary according to their economic positioning. The first is the toxically masculine and sexually violent man from post-conflict zones, developing countries, and poor communities in rich countries. The second is the toxically masculine and sexually violent elite man in a powerful workplace position. The disparagement of toxic masculinity produces idealized healthy masculine subjects: the engaged father who

supports women in their economic aspirations and the enlightened boss who supports women in the workplace.

While these changes in the forms of masculinity that governmental authorities cultivate appear to support women’s interests, it is important to critically examine them. Feminists have critiqued womenomics as a manifestation of neoliberal governmental feminism (Eisenstein 2017; Prügl and True 2014). Scholars have also criticized the new forms of feminine subjectivity that neoliberal women’s empowerment politics seek to cultivate as making women individually responsible for overcoming patriarchal impediments to their well-being (Rottenberg 2014; Gill 2017). This article builds on these critiques by highlighting how neoliberal womenomics politics seek to foster new forms of masculine subjecthood through the disparagement of toxic masculinity.

Rather than address structural or institutional reasons for violence against women, anti-sexual violence policies and programmes inspired by womenomics theory individualize sexual violence and discrimination by blaming them on men’s psychological problems and adherence to outdated patriarchal traditions. In this view, the reasons for sexual violence are the same everywhere: whether in Ireland or Liberia, men’s violence is assumed to have similar psychological roots calling for similar solutions. Toxic masculinity discourse thus allows for a critical discussion of masculinity and gender that scapegoats toxically masculine men for the feminized poverty and violence against women that characterize free market economies. Indeed, according to womenomics theory, capitalist markets and heterosexual couple-based households are the solution to feminized poverty and sexual violence, not part of the problem. From this perspective, patriarchy and sexual violence distort rather than characterize properly functioning free

markets.

I begin the article with a critical account of theories of toxic masculinity and how they made their way into sexual violence policy discourse through womenomics theory. I then show how these theories have been incorporated into programmes aimed at men in developing economies and marginalized communities by analysing programmes and discourse in welfare and development literature concerned with reforming men. Following this, I discuss problematizations of toxic masculinity among elite men that blame gender inequality and economic crises on men with outdated attitudes toward women, based on an analysis of economic, business, and professional media commentary along with legal and human resources advice to employers on how to deal with “#MeToo” issues in the workplace.

Problematizing masculinity as bad for men, women, and the planet

The discourse on toxic masculinity did not originate within feminist theory, as many assume, but in Western men’s movements and conservative social policy. The term was coined by Shepherd Bliss in the 1980s with his father’s militarized masculinity in mind (Harrington 2021, 347). Bliss blamed toxic masculinity for problems ranging from men’s poor health and violence against women to threats of nuclear annihilation and environmental catastrophe (Bliss 1995, 304). He theorised toxic masculinity as caused by modern social organization that required men as breadwinners to work long hours away from their children. Most boys thus grew up without forming the strong bond with a father figure which, Bliss argued, was necessary for their healthy emotional

development. According to Bliss, most men suffered from “father hunger” that manifested in addiction, violence, competitiveness, and misogyny (Bliss 1995, 297). Bliss led men’s groups that engaged in therapeutic retreats aimed at helping men to explore and reject harmful social pressures and to work through their feelings about their fathers (Tevlin 1989).

Thus, men’s self-help groups theorized that father hunger and traditional masculinity were harmful to men’s wellbeing. By the turn of the century their theories had travelled to mainstream psychology. The American Psychological Association (APA) began a project on the needs of boys and men in 2005, culminating in the 2018 release of guidelines that label traditional masculinity as “psychologically harmful” because it requires boys to suppress emotion (Pappas 2019). The 2018 guidelines define traditional masculinity as including “anti-femininity, achievement, eschewal of the appearance of weakness, and adventure, risk, and violence” (APA 2018, 3). They recommend that engaged fatherhood can provide men with “a time for growth by resolving wounds from a man’s own father and for reinventing fatherhood, or at least trying to become the father one always wanted” (APA 2018, 12). According to the APA, fatherhood can improve men’s psychological health, and children of engaged fathers do better emotionally and academically (APA 2018, 12). Such ideas had long been a staple of self-help culture and parenting advice. For example, Australian family therapist Steve Biddulph’s (1997) best-selling book, *Raising Boys*, insists that boys need a father figure for healthy psychological development. Family therapist and media commentator Frank Pittman (1993) warned that modern societies had normalized absent fathers resulting in widespread “problematic and disoriented masculinity.”

The APA drew a direct line between men's adherence to "sexist, patriarchal masculine norms" and their propensity to "endorse and commit higher levels of intimate partner and sexual violence toward women" (APA 2018, 10). This view informs social policy. For example, New Zealand's anti-sexual violence strategy includes promoting "healthy masculinities" (New Zealand Government 2021, 12). In the United States, the Centers for Disease Control fund high school programs that teach boys about gender equality, respectful relationships, and bystander intervention when their peers use violence or express misogyny (DeGue et al. 2012). Tackling harmful masculinities and promoting healthy ones forms the basis for men's anti-violence interventions in many other states as well as exemplified by the various national chapters of the global White Ribbon Campaign (White Ribbon Canada 2024; White Ribbon Australia 2024; White Ribbon UK 2024).

The World Bank (2019) has also adopted the view that the best anti-sexual violence initiatives "address underlying risk factors for violence, including social norms regarding gender roles and the acceptability of violence." Since early in the twenty-first century, the World Bank has identified sexual and gender-based violence as within its mandate because it creates "significant social and economic costs" amounting to as much as 3.7% of GDP" (World Bank 2019). The costs of sexual and gender-based violence, as calculated by economists, largely arise from its mental health impacts, which lead to "decreased productivity and lower human capital formation" among women (Global Gender-Based Violence Task Force 2017, 13).

Global anti-sexual violence policies have thus been driven by policy makers' interest in increasing women's contribution to economic growth. Japanese American economist Kathy Matsui

coined the term "womenomics" while working at Goldman Sachs in 1999 (Matsui, Suzuki, and Tatebe 2019). According to womenomics theory, increasing women's income-generating activities would increase a state's GDP. For example, a Goldman Sachs report argued that if Japanese women's paid working hours increased to the OECD average, Japan's GDP would increase by 15% (Matsui, Suzuki, and Tatebe 2019). Economists theorized that drawing women into paid work had further benefits of decreasing welfare costs and helping to support households in contexts of rapid economic change, widespread unemployment, and precarious work (Daly 2011). World Bank experts agree that women's income-generating activity boosts a state's economic productivity and has positive impacts on "children's human capital and well-being" (Buvinic and King 2007).

The World Bank has thus adopted the slogan of "gender equality as smart economics" (World Bank 2006). They argue that gender inequality and sexual violence imposes "costs on productivity, efficiency, and economic progress" (World Bank 2012, 10). From this perspective, out-dated social norms, laws, and institutions distort markets. Therefore, states, international organizations, and business leaders must introduce reforms to eliminate sexism in the interest of economic growth and productivity. Womenomics theory has driven policy interest in tackling gender-based violence based on research demonstrating that victims often suffer on-going mental health problems such as "depression, trauma, and substance abuse" that decrease women's productivity as well as the productive potential of their children and increase health and welfare costs (Global Gender-Based Violence Task Force 2017, 13).

While toxic masculinity theory and the associated concept of father hunger originated in therapeutic practices catering to mostly white

middle-class men, these concepts now inform governmental approaches to marginalized men in poor communities. The World Bank associates gender inequality with lower levels of economic development and economic growth with greater equality. Thus, the Bank characterizes communities and cultures in developing economies as more prone to sexual violence because of risk factors such as “male idleness” and social norms and institutions that emphasize women’s purity, normalize men’s violence, and stigmatize speaking about it (Global Gender-Based Violence Task Force 2017, 69).

Problematizations of marginalized men as toxically masculine: “Transforming men’talities” in poor communities

Below, I analyse how neoliberal problematizations of masculinity that emerged in relation to womenomics discourse have delineated the figure of the toxically masculine man from post-conflict zones, developing countries, and poor communities as a new object for governmental intervention. These interventions seek to foster the economic potential of his counterpart, the sexually victimized women, by transforming men into engaged fathers and helpful husbands. From this perspective, marginalized men and men from more “traditional” cultures (often ethnic or racial minorities), migrants, or men from developing countries, bear responsibility for domestic violence, sexual violence, and feminized poverty.

In OECD states, theories of toxic masculinity and father hunger contribute to the stigmatization of single-mother households and of men from poor communities as violence-prone “deadbeat dads.” Neoliberal policy experts argue that

welfare support for single mothers in OECD states has fostered the development of a welfare-dependent underclass in which fatherless boys grow into unemployed, criminally violent men (Murray 1996). Badly fathered men, according to this theory, often neglect their own children emotionally and economically, living a life of crime and addiction disconnected from family life. During debates over US welfare reform legislation passed in 1996, legislators blamed absent fathers for condemning their children to poverty in single-mother households resulting in another generation of fatherless men prone to criminal violence (Haney and March 2003, 466). The US Centers for Disease Control (2021) identifies men who experienced poor father-child relationships and poverty as more likely to perpetrate sexual violence.

Thus, programmes aimed at men in poor communities aim to engage them as husbands and fathers and stabilize heterosexual dual-earner families. Feminist research has long identified heterosexual marriage as a patriarchal institution that provides a foundation for feminized poverty and violence against women. Nevertheless, policy experts seek to shore up heterosexual couple-based households as a solution to these problems. For example, early twenty-first century Irish policy experts recommend that social services should work with fathers in poor communities so that “their wildness is tamed to the extent that they can adjust to the discipline of domestic routines and remain with their children and partners and in their families (as opposed to prison, for instance)” (Ferguson and Hogan 2004, 8).

In the United States, since the 1996 “workfare” reforms, fathers have been targeted with fathering and relationships programmes that became eligible for federal funding through the new Temporary Assistance for Needy Families fund (Geva 2011).

In some cases, men with child-support debt can avoid prison time by attending classes on fatherhood. Journalist Hana Rosin (2010) observed one such class that appears to have been based on “father-hunger” theory since it was based on the workbook “Quenching the Father Thirst.” The lesson highlighted the significance of fathers for both sons’ and daughters’ well-being. While such programmes seek to ensure separated fathers pay their child support, one analysis of their content shows how they go further by cultivating a masculine sense of the self that is built around their unique contribution as fathers to their children’s development (Roy and Dyson 2010, 151). This emphasis on engaged fatherhood as a core masculine role “defeminizes” the nurturing aspects of childcare by representing nurturing fathers as expressing a socially desirable form of masculinity (Randles 2020). Federal funding also promotes heterosexual marriage for unemployed men based on the theory that a man who could sustain successful relationships with his wife and children will become less of a burden on the state in the long term (Randles 2013; Geva 2011).

Similar programmes have been directed at men in developing countries. Twenty-first century World Bank policy discourse on men in post-conflict contexts or developing economies represents them as potentially violent idlers who waste money on their addictions (Bedford 2009, 31). Policy makers have also supported efforts to transform men into supportive husbands and fathers to resolve the care gap left by drawing women in developing economies into paid work in an economic context of high male unemployment, a solution preferred by the World Bank over state funded community childcare (Bedford 2009, 100).

The UNESCO initiative “Transforming Men’talities” signals the extent to which contemporary global governmentalities include

a masculinity agenda. The Transforming Men’talities initiative exemplifies Foucault’s (1991) concept of governmentality. One nuance of the term “governmentality” is that it involves practical efforts to shape the governeds’ sense of selfhood, including internal-self-talk: to govern their mentalities. The project website states, “Despite great strides globally towards gender equality in recent decades, gender-based violence, discrimination, and inequalities remain a reality.” It attributes the persistence of gender-based violence and inequality to “patriarchal masculinities” that “play an important role in driving conflict and insecurity worldwide; marginalizing women, girls, and LGBTQIA+ individuals, hurting men and boys themselves and limiting the potential of societies” (UNESCO 2024). The initiative, as suggested by the name, “aims to change mindsets” because “men who adopt healthier and non-violent views of ‘what it means to be a man’ take better care of others and themselves, and improve their quality of life, well-being and relationships” (UNESCO 2024). The initiative aims to transform men’s mentalities and “pave the way to a more equal society, free of violence against girls and women” (UNESCO 2024). They do so by offering funding for research, workshops, and local NGO projects.

The International Rescue Committee’s (2013) workshop series “Engaging Men through Accountable Practice (EMAP) A transformative individual behavior change intervention for conflict-affected communities” provides a good example of a programme that seeks to transform men’s masculine sense of self to reduce violence against women. The programme involves a series of workshops for men and women that have been delivered in Bangladesh, DRC, Kenya, Lebanon, Liberia, Malawi, Mali, Nigeria, and Uganda (International Rescue Committee 2022). The eight women’s workshops are run first with the

purpose of gathering information and stories about the challenges faced by women in specific communities that can then be fed into the workshops for men. The sixteen men's workshops follow with interactive sessions where men engage in discussion, role-play, and games. Men already committed to non-violence are recruited to the programme (International Rescue Committee 2013, 28).

One of the EMAP workshops' main messages for men is that biological sex can be distinguished from social gender and that gender pressures on men can be harmful and cause violence against women and girls. One workshop activity uses the concepts of "the man box" and "the lady box," a discussion device that encourages men to identify both positive and harmful masculine norms and to reflect on the different expectations of men and women (International Rescue Committee 2014b, 178). Another workshop engages men with thinking about how power and status shape privileges, restrictions, and the exercise of human rights (International Rescue Committee 2014b, 212). A homework activity asks participants to role-play a conversation with their wives about how they might help more with domestic work before having that conversation in real life and reporting back to the group about it. They then make a "personal action plan" for how to change the gendered power relations in their own households (International Rescue Committee 2014a, 197). Thus, while the programme aims at ending violence against women, it also pursues the policy goal of increasing men's participation in household work.

The EMAP workshops seek to change community gender norms by encouraging participants to share what they have learned with other men and boys. For example, one "homework" activity asks participants to have a conversation

with another man about the workshops and why they are committed to ending violence against women (International Rescue Committee 2014b, 200). In one workshop the men discuss how boys' games can normalize violence and aggression; the homework for the session asks participants to talk with their son or another young man about this issue and play a non-violent game with him (International Rescue Committee 2014b, 207). In the workshops, the participants reflect on their homework activities, and facilitators are advised to link their discussions with the concepts of "the man box" and "the lady box."

Thus, governmental interventions to reduce violence against women and increase gender equality target low-income men's gendered patterns of relating to other men and to women on an individual level. Feminist theories on violence against women clearly inform the "Engaging Men Through Accountable Practice" workshops, insofar as they treat gender as a socially constructed system of power relations that is historically and culturally variable. Nevertheless, projects to transform "men'talities" risk representing the problem of men's violence and gender inequality as one of marginalised men's psychology and sexist attitudes. This theory seems to absolve international and state institutions for gender-based violence and inequality by situating them as the solution to the problem and able to intervene for the better by transforming the outdated gender norms of low-income communities.

Elite men and toxic masculinity's threat to the economy

Since the 2008 global financial crisis (GFC), toxic masculinity has also increasingly been used to criticize elite men for standing in the way of

women's progress into senior roles. The GFC prompted renewed attention to womenomics theory, driven by a loose coalition of corporations and international organizations, state agencies, and civil society organizations; key players in this coalition include the World Bank, the United Nations, the OECD, development agencies of the US and UK, financial firms such as Goldman Sachs, Deloitte, Ernst & Young and McKinsey & Company, and some civil society organisations such as Half the Sky and Catalyst (Roberts 2015, 110). This coalition drew on research by banks and investment and accounting firms such as Ernst & Young, Goldman Sachs, and Deloitte that offered empirical analyses suggesting that firms with more women in senior management were more profitable (Roberts 2015, 121).

Business media paid attention to such research, using it to support arguments that peculiarly male vices caused the GFC. A *Financial Times* article approvingly quotes former French finance minister and head of the International Monetary Fund as saying of the GFC, "If Lehman Brothers had been 'Lehman Sisters', today's economic crisis clearly would look quite different" (Agnew and Jenkins 2015). In a blog post headed "Why Men are to Blame for the Crunch," a BBC business editor blamed the GFC on "men behaving badly" and recommended that another crisis could be averted by the appointment of women to important financial roles such as chancellor of the exchequer and governor of the Bank of England (Peston 2009). He observed that "I know very few women who measure their success in life by the size of their respective bank balances, whereas I know an astonishing number of men for whom the only thing that matters is 'the score', as determined by the heft of their salaries, or bonuses or capital gain" (Peston 2009). He also claimed that "the kind of complex mathematical modelling

that underpinned so many of the toxic financial products—and of flawed systems for controlling risk — is also a peculiarly male practice" because it involves "little worlds detached from the real world" (Peston 2009).

According to this iteration of womenomics theory, if men's recklessness and detachment caused the GFC then women's more cautious nature could prevent future crises if they had leadership roles in key economic institutions. Authors of the 2009 book *Womenomics* reported in the *Washington Post* that "Economists at Davos this year speculated that the presence of more women on Wall Street might have averted the downturn" and that "Accounting giant Ernst & Young pulled out charts and graphs at a recent power lunch in Washington with female lawmakers to argue a provocative bottom line: Companies with more women in senior management roles make more money" (Kay and Shipman 2009). Thus, women were represented as economic saviours (Roberts 2015).

The theory that women's economic leadership could temper the excesses of men has influenced state policies. Governments in France, Belgium, the Netherlands, Germany, and Italy passed laws to ensure gender quotas for corporate boards (Comi et al. 2017). Then US President Obama appointed women to lead work on consumer finance regulation and head the Troubled Asset Relief Program and Securities and Exchange Commission (Prügl 2012, 26). In 2009, the UK Parliament's Treasury Select Committee developed a voluntary "Women in Finance Charter" that invited financial firms to commit to gender diversity in senior management (Treasury Committee 2018, 23). The Committee went on to release a 2018 report that cited the financial sector research that correlated more women in senior leadership with increased profitability (Treasury Committee 2018, 9). The

report argued that male dominance in finance had led to “group think” that had fuelled the GFC (Treasury Committee 2018, 8).

Policy and media reports on masculinity as a cause of the GFC portrayed aggressive, sexually predatory men as inhibiting women’s participation in financial management. The UK Treasury Committee labelled their inquiry “Sexism in the City,” publishing evidence that sexual harassment was commonplace in the financial sector (Treasury Committee 2024). The *Financial Times* also used the title “Sexism in the City” for an article that began with a story of a woman investment banker’s experience of being drugged and sexually assaulted after going for drinks with colleagues (Agnew and Jenkins 2015). Research on how the UK media covered the international banking sector from 2014 to 2016 found a shared metaframe that only exceptional women could succeed and become leaders because of toxic masculine culture that seemed unlikely to change (Sheerin and Garavan 2021).

The figure of the powerful sexually predatory man who stifled women’s professional progress to the detriment of the economy had thus enjoyed some currency even before #MeToo went viral in late 2017, accelerating efforts to deal with such problematic men through corporate employment policies and governmental interventions. #MeToo became a theme in business, managerial, professional, and trade publications with articles reflecting on how sexual violence and harassment negatively impacted productivity and progress in various fields (Harrington 2022). Following Foucauldian advice, I collected such “minor texts” on “#MeToo” issues penned by managerial experts, human resources advisers, administrators, policy makers, and participants in professional organizations. I assembled a dataset of eighty-six articles, blog entries, a working paper, and a

PowerPoint from searching google, google scholar, and an academic library data base, where experts opined on the implications of the “#MeToo era,” the “age of #MeToo,” “#MeToo issues,” and “#MeToo moments” for their profession, for business, for employers, for managers, corporations, investors, or an occupational field. These texts provide a window into managerial wisdom on how and why they should address sexual harassment.

Many #MeToo articles reiterated womenomics themes that businesses, professions, and trades would be enriched by women’s talents and productive potential but that sexual harassment and misogyny in the workplace often drove women out of, or prevented them entering, male-dominated fields. For example, the article “China’s Tech Giants Deal With #MeToo Issues” in *Barron’s*, a financial magazine, opined, “Companies that get sexual harassment right may be rewarded with a flood of new talent” (Mellow, 2021). *Finance Research Letters*, a bimonthly peer reviewed academic journal, published the article “#MeToo meets the mutual fund industry: productivity effects of sexual harassment” that suggested women’s productivity increased when companies introduced measures against sexual harassment. The article argued that sexual harassment “keeps female employees from optimally employing their human capital” (Cici et al. 2021).

A Canadian trades publication article, “Time’s up. #MeToo has come for the skilled trades,” represents sexual harassment of women in male-dominated trades as a question of national significance, reporting that Canada faces “a shortage of 1.4 million skilled workers within 15 years,” and that recruiting women could help (Alary 2018). The article begins with the story of a woman’s difficult search for work as a heavy equipment technician, saying that as the only woman working with twenty men, when she finally

landed a job, her “earliest moments in the trades proved life-changing” because she was “groped in full view of coworkers in an incident that was denied by her alleged attacker and later swept under the rug by her employer” (Alary 2018). However, such experiences were optimistically presented as “becoming a thing of the past” and “being dealt with when they’re brought to people’s attention” (Alary 2018).

Discussions of #MeToo and workplace issues frequently highlighted senior men’s inability to interact with women colleagues in a non-sexualized way as limiting women’s access to professional mentors and sponsors. A physician wrote in an influential medical journal that she had missed out on informal networking opportunities because she had learned to avoid socialising when travelling to professional meetings; the one time she had broken this rule she struggled to deflect the sexual advances of a man with “power, money, and influence” in her professional world (Peters 2018). In *Neurology Today* a prominent neuroscientist and transman, wrote “nearly every women trainee I meet tells me that they cannot go to a research conference...without being hit on (sometimes many times in one meeting) by senior males” (Shaw 2018). Thus, #MeToo discussions represented most senior men as harming their professions by failing to support women’s professional development.

The figure of the exceptional senior man who champions women’s progress emerged in managerial advice on #MeToo. A legal firm advised that “preventing sexual harassment involves much more from the top down. Prevention of sexual harassment starts with an attitude by top-level executives that they will not tolerate any form of harassment” (Hanley 2017). The previously mentioned Canadian article on women’s struggles to work in skilled trades declared that “more men are doing their part to change behaviour from

the inside” (Alary 2018). Likewise, a *Harvard Business Review* article claimed that #MeToo “is bringing out a community of men who are supportive of women” (Johnson et al., 2019). Professional publications advised senior leaders to “role model appropriate behaviour” (Wood and Brenton 2018). This figure of the good manager appears in discussions of #MeToo as able to realise women’s human capital potential by mentoring women, advocating for women, introducing anti-harassment training and policy, and role modelling appropriate behaviour while holding offenders to account.

Commentators urged men in senior positions to take personal responsibility for mentoring and sponsoring women’s professional advancement. An editorial in the *Journal of the American Medical Association* declared that: “Each of us has an individual responsibility: If a panel discussion, course faculty, hospital workgroup, search committee, or academic department is not representative, we need to ask why, and what we can do—as an individual on that team—to fix it” (Leopold 2019, 474). Similarly, in the leading journal *Annals of Surgery*, a “Surgical Perspectives” commentary titled “A Call to Action for Male Surgeons in the Wake of the #MeToo Movement: Mentor Female Surgeons” called on men to “unlearn the behaviors contributing to the ‘boy’s [sic] club’ within surgery, especially at senior leadership levels, as strong evidence suggests more diverse teams improve outcomes” (Daar et al. 2019). Thus, supporting women’s progress in male-dominated fields was represented as a professional responsibility for senior men.

Legal and human resources advisers counselled senior men on the importance of offering anti-harassment training that communicated clear anti-harassment policies. Such counsel assumed that senior men would

be managing other men who have no idea how to interact appropriately with women in the workplace. One legal journal stressed that such training should not aim to transform men's attitudes, but rather communicate workplace standards, instructing that "You will not after two hours of training convince someone that, 'What's wrong with me telling Susan she is sexy in that dress?'; No, go home and tell it to your wife, but when you walk into the doors of this workplace, that's not OK" (American Bar Association 2019). Another article suggested anti-harassment training should provide detailed advice through consideration of different scenarios such as travelling with colleagues, going out for dinner after work, going out for drinks, or having a closed-door meeting. In each scenario, the article stressed women should be treated the same as men; so, if the men were going to a bar, the women should be invited as well (Segal 2019). Such training materials assume that men may react to anti-harassment policies by avoiding female colleagues altogether and that they need fine-grained advice on how to behave around women in a professional context.

Professional, trade, business, and managerial publications thus problematize senior men who are complacent and fail to provide leadership against sexual harassment in their organizations. From this perspective, senior men who allow sexual harassment harm not only individual female employees but also their organizations' productivity and their professional fields' development. While sexual harassment can be perpetrated at all levels in an organization, the literature insists that responsibility for prevention lies at the top.

Managerial discourse thus offers senior men a new ideal of masculine leadership that signals a change in the conditions for the defence of patriarchy. Within this discourse, performing

well at work requires men to actively oppose sexual harassment, be a role-model to other men, and support women to achieve their productive potential. This image of professional competence and leadership has emerged in opposition to the figure of the predatory man who leads a masculinized workplace culture that excludes women. Such discourse rests firmly upon a binary gender model that values women because they, supposedly, bring unique qualities to the workplace.

Conclusion

Womenomics theory problematizes sexual violence as preventing women from developing their full productive potential to the detriment of national economies and professional fields. The problematization of both marginalized and elite toxically masculine men emerged within this broader problematization of sexual violence. Welfare and development discourse represents men in impoverished communities as perpetuating inter-generational poverty through their violence toward women and neglect of their children. Policy makers seek to transform these men into non-violent supportive husbands and attentive fathers by engaging them in self-reflection on how masculine social norms may encourage violence and gender inequality. Thus, heterosexual marriage is treated as a solution to, rather than a cause of, violence against women and feminized poverty. According to toxic masculinity theory, boys who grow up with a strong father-son bond are much less likely to become violent, criminal, unemployed adult men. Furthermore, according to the World Bank, if men do their share of childcare and domestic work, then their wives will have more time to engage in income-generating activities,

helping lift their households out of poverty and contributing to economic growth (Bedford 2009, 100).

The discourse on the toxic masculinity of elite men has much in common with that on marginalized men and is similarly driven by womenomics theory. Since elite men are not subject to welfare or development regimes, problematizations of their masculinity have occurred mainly in business, economic, and professional media and human resources and legal advice to employers. The discourse on elite men and toxic masculinity represents them as preventing women from reaching their full productive potential by exhibiting sexually aggressive conduct in the workplace and leading masculinized work cultures to the exclusion of women. According to this discourse, such conduct harms not only individual women but also the global economy and can even be blamed for the 2008 GFC.

Problematizations of toxic masculinity establish an alternative form of socially honoured masculinity, producing the figure of the man with healthy masculinity who eschews violence and supports women. While the welfare and development literature targets men's conduct in their domestic lives in the interest of maximizing the productivity of their wives and daughters, the business and managerial literature targets men's conduct at work in the interest of maximizing women's productivity in general. In both cases, men are offered an image of themselves as a role model for other men and as acting in the best interest of their households or professional fields.

The significance of healthy masculinity for the global economy in the discourse on toxic masculinity show that the "conditions for the defence of patriarchy," in Connell's (2005, 77) terms, have changed. Leading economic

theorists insist that boosting women's income-generating activity and drawing women into senior management positions will lead to economic growth and stability. Thus, forms of patriarchy based upon the subordination of women in households and workplaces are represented as not serving the global economy well. Men who cling to the old patriarchal order are disparaged and contrasted to a new form of idealized masculinity that offers men a positive image of themselves.

Toxic masculinity theory has some appeal for feminist theorists, who certainly favour men committing to non-violence, engaging more with childcare, doing more domestic work, and fighting sexism in the workplace. However, we should recognise that toxic masculinity discourse depends on a binary conception of gender that elevates an idealized hegemonic masculinity over other forms of masculinity and in opposition to femininity. In the face of feminist and queer critiques of the gender binary and normative heterosexuality, problematizations of toxic masculinity allow for a critical discussion of masculinity and gender while offering an idealized healthy masculinity as a solution. The figure of the toxically masculine man whether rich or poor, provides a scapegoat for problems of violence against women and feminized poverty that represents capitalist markets as a place where women can realize their potential unfettered by toxic men. In this discourse patriarchy and sexism are relegated to the past as old-fashioned cultural norms and traditions.

Furthermore, a theory of toxic masculinity as the cause of sexual violence blames men's individual psychological problems for the issue and decontextualizes it from social structures and institutions. The theory treats men's violence in very different contexts as sharing similar roots in "father hunger" and patriarchal social norms. Social norms undoubtedly play a part in men's

violence against women. However, income and property inequality, militarism, and access to social services, among other things, are equally important. The reasons for sexual violence should not be reduced to men's psychological struggles or patriarchal beliefs nor to the same causes in every context.

References

- Agnew, Harriet, and Patrick Jenkins, 2015, 'Sexism and the City', *Financial Times*, sec, FT Weekend Supplement - Life & Art. <https://www.ft.com/content/7c182ab8-9c33-11e4-b9f8-00144feabdc0> (Accessed July 12, 2024).
- Alary, Bryan, 2018, 'Time's up. #MeToo Has Come for the Skilled Trades', *Techlifetoday.Ca*, 28 November 2018. <https://techlifetoday.nait.ca/articles/2018/metoo-comes-for-the-trades#:~:text=The%20effect%20of%20%23MeToo%20extends,definitely%20a%20factor%2C%20says%20Amundsen.> (Accessed July 12, 2024).
- American Bar Association, 2019, '#MeToo: Its Impact and What's Happening Now', September 2019. [https://www.americanbar.org/news/abanews/publications/youraba/2019/september-2019/-metoo--its-impact-and-whats-happening-now/.](https://www.americanbar.org/news/abanews/publications/youraba/2019/september-2019/-metoo--its-impact-and-whats-happening-now/) (Accessed July 12, 2024).
- APA, 2018, 'APA Guidelines for Psychological Practice with Boys and Men'. <https://www.apa.org/about/policy/boys-men-practice-guidelines.pdf> (Accessed July 12, 2024).
- Bacchi, Carol. 2012, 'Introducing the "What's the Problem Represented to Be" Approach', In *Engaging with Carol Bacchi: Strategic Interventions and Exchanges*, edited by Angelique Bletsas and Chris Beasley, pp.21–24. Adelaide: University of Adelaide Press.
- Bedford, Kate, 2009, *Developing Partnerships: Gender, Sexuality, and the Reformed World Bank*, NED-New edition, Gender, Sexuality, and the Reformed World Bank, Minneapolis and London: University of Minnesota Press.
- Biddulph, Steve, 1997, *Raising Boys: Why Boys Are Different— and How to Help Them Become Happy and Well-Balanced Men*, Sydney, NSW: Finch Publishing.
- Bliss, Shepherd, 1995, 'Mythopoetic Men's Movements', In *The Politics of Manhood: Profeminist Men Respond to the Mythopoetic Men's Movement (And the Mythopoetic Leaders Answer)* edited by Michael S. Kimmel, Temple University Press: pp.292–307.
- Buvinic, Mayra, and Elizabeth M. King, 2007, 'Smart Economics', *Finance and Development: A Quarterly Magazine of the IMF*, June 2007. <https://www.imf.org/external/pubs/ft/fandd/2007/06/king.htm>. (Accessed July 12, 2024).
- CDC, 2021, 'Violence Prevention/Sexual Violence', Centers for Disease Control and Prevention, 5 February 2021. <https://www.cdc.gov/sexual-violence/risk-factors/index.html> (Accessed July 12, 2024).
- Cici, Gjergji, Mario Hendriock, Stefan Jaspersen, and Alexander Kempf, 2021, '#MeToo Meets the Mutual Fund Industry: Productivity Effects of Sexual Harassment', *Finance Research Letters* 40 (May): 101687.
- Comi, Simona, Mara Grasseni, Federica Origo, and Laura Pagani, 2017, 'Where Women Make the Difference. The Effects of Corporate Board Gender Quotas on Firms' Performance across Europe', SSRN Scholarly Paper ID 3001255, Rochester, NY: Social Science Research Network.
- Connell, R. W, 2005, *Masculinities*, Sydney, Australia: Taylor & Francis Group.
- Daar, David A., Salma A. Abdou, Stelios C. Wilson, Alexes Hazen, and Pierre B. Saadeh, 2019, 'A Call to Action for Male Surgeons in the Wake of the #MeToo Movement: Mentor Female Surgeons', *Annals of Surgery* 270 (1): pp.26–28.
- Daly, Mary, 2011, 'What Adult Worker Model? A Critical Look at Recent Social Policy Reform in Europe from a Gender and Family Perspective', *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society* 18 (1): pp.1–23.
- DeGue, Sarah, Thomas R. Simon, Kathleen C. Basile, Sue Lin Yee, Karen Lang, and Howard Spivak, 2012, 'Moving Forward by Looking Back: Reflecting on a Decade of CDC's Work in Sexual Violence Prevention, 2000–2010', *Journal of Women's Health* 21 (12): pp.1211–18.
- Eisenstein, Hester, 2017, 'Hegemonic Feminism, Neoliberalism and Womenomics: "Empowerment" Instead of Liberation?' *New Formations; London* (91):

- pp.35–49.
- Ferguson, Harry, and Fergus Hogan, 2004, 'Strengthening Families through Fathers: Developing Policy and Practice in Relation to Vulnerable Fathers and Their Families', Report or Working Paper, Waterford: The Centre for Social and Family Research, Department of Applied Arts, Waterford Institute of Technology for the Department of Social and Family Affairs. <https://repository.wit.ie/676/1/foreword.pdf>. (Accessed July 12, 2024).
- Foucault, Michel, 1991, 'Governmentality', In *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*, edited by Graham Burchell, Colin Gordon, and Peter Miller, Hemel Hempstead: Harvester Wheatsheaf: 87–104.
- Geva, Dorit, 2011, 'Not Just Maternalism: Marriage and Fatherhood in American Welfare Policy', *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society* 18 (1): pp.24–51.
- Gill, Rosalind, 2017, 'The Affective, Cultural and Psychic Life of Postfeminism: A Postfeminist Sensibility 10 Years On', *European Journal of Cultural Studies* 20 (6): pp.606–26.
- Global Gender-Based Violence Task Force, 2017, 'Working Together to Prevent Sexual Exploitation and Abuse: Recommendations for World Bank Investment Projects', World Bank Group. <https://documents1.worldbank.org/curated/en/482251502095751999/pdf/117972-WP-PUBLIC-recommendations.pdf>. (Accessed July 12, 2024).
- Haney, Lynne, and Miranda March, 2003, 'Married Fathers and Caring Daddies: Welfare Reform and the Discursive Politics of Paternity', *Social Problems* 50 (4): pp.461–81.
- Hanley, Mark, 2017, 'WARNING: A Tsunami of Sexual Harassment Complaints Are on the Way', Labour and Employment Newsletter, Bradley, 20 November 2017, <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=d232533d-e0db-46fc-800f-2ba6280054dd> (Accessed July 12, 2024).
- Harrington, Carol, 2021, 'What Is "Toxic Masculinity" and Why Does It Matter?' *Men and Masculinities* 24 (2): pp.345–52.
- . 2022, *Neoliberal Sexual Violence Politics: Toxic Masculinity and #MeToo*, Cham: Springer International Publishing.
- Illouz, Eva, 2007, *Cold Intimacies: The Making of Emotional Capitalism*, Cambridge: Polity Press.
- International Rescue Committee, 2013, 'Introductory Guide. Preventing Violence Against Women and Girls: Engaging Men Through Accountable Practice. A Transformative Individual Behavior Change Intervention for Conflict-Affected Communities', New York: International Rescue Committee. <https://oxfam.app.box.com/s/u6rhw3ujzv910x19w92e2c213iz8mhpj>. (Accessed July 12, 2024).
- . 2014a, 'Part 2: Training Guide. Preventing Violence Against Women and Girls: Engaging Men Through Accountable Practice. A Transformative Individual Behavior Change Intervention for Conflict-Affected Communities', New York: International Rescue Committee. <https://oxfam.app.box.com/s/e19x7oysvp1or3zkrflsjvgch1nu8tj>. (Accessed July 12, 2024).
- . 2014b, 'Part 3: Implementation Guide. Preventing Violence Against Women and Girls: Engaging Men Through Accountable Practice. A Transformative Individual Behavior Change Intervention for Conflict-Affected Communities', New York: International Rescue Committee. <https://oxfam.app.box.com/s/0dcquzuyw6cbfdlx0e580thdyovu52oa>. (Accessed July 12, 2024).
- . 2022, 'Learning from Implementing Engaging Men in Accountable Practice (EMAP) to Prevent Violence against Women and Girls | Gender-Based Violence Area of Responsibility', <https://gbvaor.net/node/1666>. (Accessed July 12, 2024).
- Kay, Katty, and Claire Shipman, 2009, 'Fixing the Economy? It's Women's Work. - ProQuest', *The Washington Post*, 12 July 2009, sec. B.2. <https://www.proquest.com/docview/410300280?parentSessionId=AtxFXLkaYUaoj97Lov7AgJsg8dggk2rwZ1ftVxus8bkE%3D&pq-origsite=primo&accountid=14782>. (Accessed July 12, 2024).
- Leopold, Seth S, 2019, 'Editorial: Fears About #MeToo Are No Excuse to Deny Mentorship to Women in Orthopaedic Surgery', *Clinical Orthopaedics and Related Research* 477 (3): pp.473–76.
- Matsui, Kathy, Hiromi Suzuki, and Kazunori Tatebe, 2019, 'Goldman Sachs | Insights. Womenomics 5.0', 2019. <https://www.goldmansachs.com/insights/pages/womenomics-5.0/>. (Accessed July 12, 2024).
- Murray, Charles, 1996, 'The Emerging British Underclass',

- In *Charles Murray and the Underclass: The Developing Debate*, edited by Ruth Lister, London: IEA Health and Welfare Unit in association with *The Sunday Times*: pp.24-55.
- New Zealand Government, 2021, 'National Strategy to Eliminate Family Violence and Sexual Violence | Violence Free NZ', Wellington, New Zealand: The Board for the Elimination of Family Violence and Sexual Violence. <https://tepunaaonui.govt.nz/assets/National-strategy/Finals-translations-alt-formats/Te-Aorerekura-National-Strategy-final.pdf>. (Accessed May 12, 2024)
- O'Mochain, Robert, 2021, 'The #MeToo Movement in Japan: Tentative Steps towards Transformation', In *The Routledge Handbook of the Politics of the #MeToo Movement*. London: Routledge.
- Pappas, Stephanie, 2019, 'APA Issues First-Ever Guidelines for Practice with Men and Boys', *CE Corner* 50 (1): p.34.
- Peston, Robert, 2009, 'Why Men Are to Blame for the Crunch', *BBC News - Peston's Picks* (blog), 29 July 2009. https://www.bbc.co.uk/blogs/thereporters/robertpeston/2009/07/why_men_are_to_blame_for_the_c.html (Accessed July 12, 2024).
- Peters, Anne L, 2018, 'A Physician's Place in the #MeToo Movement', *Annals of Internal Medicine* 168 (9): pp.676-77.
- Pittman, Frank, 1993, 'Fathers and Sons | Psychology Today'. *Psychology Today*, <https://www.psychologytoday.com/intl/articles/199309/fathers-and-sons>. (Accessed July 12, 2024).
- Prügl, Elisabeth, and Jacqui True, 2014, 'Equality Means Business? Governing Gender through Transnational Public-Private Partnerships'. *Review of International Political Economy* 21 (6): pp.1137-69.
- Randles, Jennifer, 2013, 'Repackaging the "Package Deal": Promoting Marriage for Low-Income Families by Targeting Paternal Identity and Reframing Marital Masculinity', *Gender & Society* 27 (6): pp.864-88.
- . 2020. 'Role Modeling Responsibility: The Essential Father Discourse in Responsible Fatherhood Programming and Policy'. *Social Problems* 67 (1): pp.96-112.
- Roberts, Adrienne, 2015, 'Gender, Financial Deepening and the Production of Embodied Finance: Towards a Critical Feminist Analysis', *Global Society* 29 (1): pp.107-27.
- Rose, Nikolas, 1998, *Inventing Our Selves: Psychology, Power, and Personhood*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 1999, *Powers of Freedom: Reframing Political Thought*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Rose, Nikolas, and Peter Miller, 1992, 'Political Power beyond the State: Problematics of Government', *The British Journal of Sociology* 43 (2): pp.173-205.
- Rosin, Hanna, 2010, 'The End of Men'. *The Atlantic*, 8 June 2010. <https://www.theatlantic.com/magazine/archive/2010/07/the-end-of-men/308135/>. (Accessed July 12, 2024).
- Rottenberg, Catherine, 2014, 'The Rise of Neoliberal Feminism'. *Cultural Studies* 28 (3): pp.418-37.
- Roy, Kevin M., and Omari Dyson, 2010, 'Making Daddies into Fathers: Community-Based Fatherhood Programs and the Construction of Masculinities for Low-Income African American Men'. *American Journal of Community Psychology* 45 (1-2): pp.139-54.
- Segal, Jonathan, 2019, 'Insight: Avoiding Women Is No #MeToo Answer—Good Training, Messaging Is', *Bloomberg Law*, 3 April 2019. <https://news.bloomberglaw.com/us-law-week/insight-avoiding-women-is-no-metoo-answer-good-training-messaging-is>. (Accessed July 12, 2024).
- Shaw, Gina, 2018, 'Is Neurology Having a #MeToo Moment?: Response to NASEM Report on Sexual Harassment in Science and Medicine', *Neurology Today* 18 (15): p.1.
- Sheerin, Corina, and Thomas Garavan, 2021, 'Female Leaders as "Superwomen": Post-Global Financial Crisis Media Framing of Women and Leadership in Investment Banking in UK Print Media 2014-2016'. *Critical Perspectives on Accounting*, April, 102307.
- Tevlin, Jon, 1989, 'Of Hawkes and Men: A Weekend in the Male Wilderness', *Utne Reader*, November/December, 51-56. <https://monicarmercado.files.wordpress.com/2017/09/tevlins-2pged.pdf> (Accessed July 12, 2024).
- Treasury Committee, 2018, 'Women in Finance', HC 477, Session 2017-19, London: House of Commons. <https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmtreasy/477/47708.htm>. (Accessed July 12, 2024).

- . 2024, 'Sexism in the City - Engagement Documents - Committees - UK Parliament', UK Parliament Committees, 17 January 2024. <https://committees.parliament.uk/work/7842/sexism-in-the-city/publications/13/engagement-document/>. (Accessed July 12, 2024).
- UNESCO, 2024, 'Transforming MEN'talities | UNESCO'. Transforming MEN'talities | UNESCO, <https://www.unesco.org/en/social-human-sciences/transforming-mentalities>. (Accessed July 12, 2024).
- White Ribbon Australia, 2024, 'Domestic Violence Education | Panels | White Ribbon Australia'. *White Ribbon* (blog). <https://www.whiteribbon.org.au/education-hub/>. (Accessed July 12, 2024).
- White Ribbon Canada, 2024, 'White Ribbon'. White Ribbon. <https://www.whiteribbon.ca>. (Accessed July 12, 2024).
- White Ribbon UK, 2024, 'White Ribbon UK Training'. White Ribbon UK. <https://www.whiteribbon.org.uk/training>. (Accessed July 12, 2024).
- Wood, Anthony, and Starr Brenton, 2018, 'Navigating the Christmas Season in the #MeToo Era: 5 Tips for Planning a Fun (and Liability-Free) Work Event'. Herbert Smith Freehills | Global Law Firm, 14 November 2018. <https://www.herbertsmithfreehills.com/latest-thinking/navigating-the-christmas-season-in-the-metoo-era-5-tips-for-planning-a-fun-and>. (Accessed July 12, 2024).
- World Bank, 2006, 'Gender Equality as Smart Economics: A World Bank Group Gender Action Plan (Fiscal Years 2007-10.' Washington DC: World Bank. <https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/295371468315572899/gender-equality-as-smart-economics-a-world-bank-group-gender-action-plan-fiscal-years-2007-10> (Accessed July 12, 2024).
- . 2012, 'World Development Report 2012: Gender Equality and Development'. Washington DC: World Bank. <https://openknowledge.worldbank.org/entities/publication/51c285f6-0200-590c-97d3-95b937be3271>. (Accessed July 12, 2024).
- . 2019, 'Gender-Based Violence (Violence Against Women and Girls)'. World Bank, 25 September 2019. <https://www.worldbank.org/en/topic/socialsustainability/brief/violence-against-women-and-girls>. (Accessed July 12, 2024).

掲載決定日：2024年6月7日

要旨

性暴力のウィメノミクス理論 —— 有害な男性の統治

Carol Harrington*

本稿は、新自由主義的「ウィメノミクス」理論が有害な男性性を、女性の経済的生産性を妨げるものとしていかに問題化しているか分析する。そして、男性性の問題化がいかに OECD 諸国における福祉政策に影響をあたえており、男性の暴力およびシングルマザー世帯の増加が「父親の飢餓」として説明されてきたかを示す。同様の理論は発展途上経済における貧困コミュニティにも適用されてきた。本稿はさらに、福祉と開発に関する文献が、女性化された貧困と女性に対する暴力を引き起こすものとして、暴力的で怠惰で有害に男性的であるような男性像をいかに構築しているかを示す。貧困と暴力対策プログラムは、健康的な男性性を身につけることによって異性愛カップル単位世帯に貢献するよう、男性たちの変容を促している。本稿はまた、経済・ビジネス・専門職メディアにおける有害に男性的なエリート男性の像に関するコメントリー、および「#MeToo問題」に対応するための法的・人的資源に関する雇用者向けアドバイスについても分析を行う。ウィメノミクス理論は、エリート男性の有害な男性性を、女性の経済的生産性と上級リーダーシップ地位への昇進を妨げ、グローバル経済に損失をもたらすものとして問題化する見方を形成している。こうした有害な男性性に対する非難は、女性がもてる生産的エネルギーを家内領域にのみ振りむけるような種類の家父長制をもはやエコノミストたちが支持しなくなっているなかで、家父長制の条件における変化を反映しているのである。

キーワード：有害な男性性、ジェンダー政策、性暴力、ウィメノミクス、#MeToo

* Senior Lecturer, Victoria University of Wellington

From Security Threat to Subject of Protection: Examining Global Sexuality Politics in the Refugee Protection Regime

Haruko Kudo*

This paper offers an argument of global sexuality politics focusing on the increasing attention over the past two decades to the rights of LGBTIQ+ people by Western governments in their foreign policy agendas sustained by a narrative of progress. International refugee protection serves as a crucial arena in which these politics unfold. Protection of “LGBTIQ+ refugees and asylum seekers” has emerged as an important issue for various actors, including UN agencies, international NGOs and the human rights diplomacy of the global North governments. However, the notion that human rights of queer people delineate a uniformly principled trajectory of human rights advancement needs critical examination. This is particularly pronounced when considering the history immigration and asylum policies of global North states such as the United States and Canada, where queer individuals were once categorised as a national security threat. Furthermore, recent immigration and asylum restrictions suggest that the shift in perception of queer refugees from being regarded as a threat to becoming subjects of protection does not invariably follow a linear and irreversible progression. Rather, the politics of asylum is reflected in the protection of LGBTIQ+ individuals. While refugees waiting outside the country are to be subjects of protection, asylum seekers on the move remain a security threat.

Keywords: global sexuality politics, queer, LGBTIQ+ , refugee, asylum, narrative of progress

I. Introduction

In 2023, UN Free & Equal, a “global campaign to promote equal rights for LGBTI people” led by the UN Human Rights Office, celebrated its 10th anniversary, reposting their campaign themes and videos on social media with *#UNFE10Rewind*. At the time of its original launch, UN Secretary-General Ban Ki-moon stated that the struggle for the protection of LGBT rights is “one of the great neglected human rights challenges of our time” (United Nations 2013). Ten years later, the

international human rights discourse has rendered what is now referred to as LGBTIQ+ rights issues visible.¹ The rights of LGBTIQ+ persons have become international human rights norms after a decade-long struggle that includes contestation among states regarding drafting, approval, voting and rejection the related human rights resolutions (Nogueira 2017). This paper discusses the normative engagement between human rights and global sexuality politics underpinned by the narrative of progress and how the context of refugee protection reinforces these politics

* Associate Professor, Graduate School of Intercultural Studies, Kobe University

by designating “LGBTIQ+ refugees and asylum seekers” as victims of homophobic countries, cultures and religions. A brief overview of the narrative of progress in global sexual politics is first provided by examining the trend over the last two decades for Western governments to emphasise LGBTIQ+ rights within their foreign policy frameworks. The international refugee protection regime, where rescue and saving discourses have already divided the global North and South, fits well in the narrative of progress and reinforces global sexuality politics. Certain genders and sexualities become markers for vulnerable refugees. Protection of LGBTIQ+ refugees has been on the agenda of UN agencies, international NGOs, as well as the human rights diplomacy of the global North governments. I carefully take a stance of scepticism towards the proposition that LGBTIQ+ politics delineate a uniformly principled trajectory of human rights advancement, particularly within the context of the historical immigration and asylum regulations of the United States and Canada, where queer individuals and communities used to be classified as a national security concern. At the same time, these two states have historically accepted the highest number of refugees for resettlement. I select them for analysis in this paper as they exemplify the way in which global sexuality politics is reflected in refugee and asylum policies and regimes. In the last part of this paper, I argue that the recent immigration and asylum restrictions implemented by both states suggest that the shift in perception of queer refugees from being a threat to being subjects of protection does not invariably follow a linear and irreversible progression.

II. Global sexuality politics —a narrative of progress

While discrimination and violence against gender and sexual minorities have long been addressed by queer communities, these issues have gained prominence as significant international issues since around 2010, particularly within the entities of UN agencies, international NGOs and government representatives engaged in discussions on global human rights. The Declaration of Montreal on LGBT Human Rights and the Yogyakarta Principles, both adopted in 2006, marked significant milestones in the international recognition of LGBT rights. These documents articulated principles and recommendations aimed at promoting and protecting the rights of LGBT individuals worldwide. One key outcome of these initiatives has been the mainstreaming of LGBT issues within discussions on global human rights, leading to increased attention and action from governments and international bodies. The concept of mainstreaming LGBT or human rights protection for LGBT people has emerged as a key topic in these forums.

The report published by the UN Office of High Commissioner for Human Rights (OHCHR) in 2012 titled “Born Free and Equal” asserts that issues related to sexual orientation and gender identity (SOGI) are fundamental human rights concerns and marks a pivotal moment in UN policy (Rahman 2019, 15). It emphasises that member states are obliged to uphold the rights of their LGBT populations (OHCHR 2012). In September 2013, the UN LGBTI Core Group convened, involving government officials from 11 countries, the European Union’s High Representative for Foreign Affairs and Security Policy, and international NGOs. This gathering culminated in a ministerial declaration affirming

a collective commitment to eradicate violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity while upholding the human rights of LGBTI.² At the state level, advancing human rights around the world has been a diplomatic objective of Western liberal democratic governments such as the US, Canada, the UK, France and Germany.³ Many such countries encourage non-Western governments to overturn laws that criminalise consensual same-sex conduct and trans identity and to adopt laws and policies to determinedly fight homophobia and transphobia. Those governments tend to offer their “expertise, in particular to national human rights institutions, rights defenders and ministries in charge of security and justice” (Ministry for Europe and Foreign Affairs, the Government of France 2022).

Rahul Rao (2020) offers a critical perspective on this tendency of Western governments to prioritise LGBT rights within their foreign policy frameworks. He observes that such policies often employ the mistreatment of LGBT individuals as a yardstick to label certain regions of the Third World (i.e., the global South) as “uncivilised” in contrast to the purportedly more advanced Western states (i.e., the global North).⁴ The instrumentalisation of LGBTIQ+ rights as a marker of progress contributes to the construction of new global hierarchies. LGBTIQ+ rights can be a solution to a lack of progress or development within certain cultures. Rao draws on Gayatri Spivak’s work on postcolonial feminism to highlight the troubling recurrence of a narrative of “white men saving brown women from brown men” (Spivak 1998, 287). In contemporary contexts where global sexuality politics is underpinned by a narrative of human rights and progress, he interprets Spivak’s insight as evolving into a scenario where “white homosexuals are saving brown homosexuals from brown homophobes” (Rao 2020, 145).

New global hierarchies are not the only consequences of the narrative of progress, but they are interwoven with nationalistic notions of this progress. Based on Lisa Duggan’s concept of new homonormativity (2003), Jasbir Puar (2007, 2013) analyses the intersections and collaborations between homosexuality and US nationalism. Puar conceptualises homonationalism as a phenomenon wherein the combined dominance of whiteness, imperialism, and secularism constructs lesbian-gay-queer individuals as “regulatory” figures over marginalised populations that are portrayed as feminised and deviant. Homonationalism is “an assemblage of geopolitical and historical forces, neoliberal interests in capitalist accumulation both cultural and material, biopolitical state practices of population control, and affective investments in discourses of freedom, liberation and rights” (Puar 2013, 337). Thus, it exposes how mainstream lesbian and gay rights discourses construct narratives of progress and modernity that privilege certain populations with cultural and legal citizenship while excluding and expelling racialised and sexual others and justifying violence against them (Puar 2013, 337). Queers who can marry, serve in the military, and be productive, white and middle class are included in the nation-state at the expense of excluding others. Although Puar’s work is based on the US in the aftermath of 9/11, her work has garnered significant attention outside of the US and has been applied to the context of other liberal democratic states where queerness and nationalism are tied together.

In addition to Western states and international organisations, the leading institutions of global capitalism have begun to take a proactive with regard to the rights of LGBT individuals and against homophobia (Rao 2020, 136-173). In an effort to frame LGBT rights as desirable human rights, current research is assigning measurable

values to the repercussions of homophobic legislation (Picq and Thiel 2015, 2). For example, the World Bank has continued working on reports estimating the economic cost of homophobia in the global South, including India, the Republic of North Macedonia and the Republic of Serbia (Badgett 2014, Flores et al. 2023a, 2023b). This is suggestive of Puar’s homonationalism argument in which some “productive” queers are incorporated into the global human rights while “unproductive” queers are left out. Global sexual politics need to be understood withing the interrelated contexts of global, international and national politics, discourse and history. These multifaceted dimensions underscore the complexity inherent in analysing the dynamics of sexual politics on a global scale.

III. LGBTIQ+ refugees and asylum seekers ——subjects of international protection

Among the “brown homosexuals” to be rescued from “brown homophobes,” queer refugees have gained international attention. In this section, I examine how queer refugees are considered a subject of international protection and how it fits into the narrative of the global sexuality politics. It is neither novel nor rare for individuals identifying as queer to experience violence and discrimination, often stemming from societal, communal or legal perceptions that deem their queerness as deviating from or falling outside established norms. Some individuals choose to move to other countries and seek humanitarian status. These people are today referred to as “LGBTIQ+ refugees and asylum seekers.” They are recognised as people in need of international protection and have been the

focus of attention in refugee and forced migration studies as well as queer migration studies since the 2000s. Currently, “membership of a particular social group,” one of five components of the refugee definition under the 1951 Refugee Convention⁵, is applied to some queer individuals, enabling protection for people exposed to violence related to heterosexist and cisgender norms. From the outset, their problems have been placed within the global human rights agenda. That said, critical reflection is required on how the boundaries between desirable queer refugees and those who are not can be generated by sexual politics.

Whereas LGBT refugees and asylum seekers have discursively become subjects of protection in foreign aid policies since the 2010s alongside international LGBT human rights advocacy, discussions on international protection for refugees and asylum seekers based on gender identity and sexual orientation (SOGI) began slightly earlier. “Protection” here mainly refers to the gaining of status allowing non-citizen individuals to remain in a country through administrative or legal processes based on international and national legal institutions. The 1951 Refugee Convention initially conceived of protection measures primarily for male political refugees amidst the aftermath of World War II in Europe. However, the increased visibility of refugee women during the 1980s, coupled with the emergence of concepts such as gender-based violence and gender-related persecution in the 1990s and 2000s, facilitated the acknowledgement of women-specific experiences of violence as forms of persecution. This recognition gradually illuminated the understanding that being female could qualify as “membership of a particular social group.” Consequently, feminist activism and research within the realm of refugee and forced migration studies have transcended the narrow

framework that confines gender considerations solely to issues concerning cisgender women. Such endeavours unveiled the systemic invisibility of gender and sexuality within international law, national legislation and refugee-related policies, particularly due to their association with the private sphere.

Over time, the interpretation of refugee as outlined in the 1951 Convention has broadened, particularly concerning the unique experiences of women and queer individuals. Notably, it was initially acknowledged in the Netherlands that persecution for membership in a particular social group may also include persecution on grounds of sexual orientation. This recognition subsequently spread to countries such as New Zealand, Canada, the UK, the US, Australia and others in the 1990s. The United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) explicitly addressed sexual minority concerns in the 2000s. *Guidelines on International Protection No. 1: Gender-Related Persecution*, issued by UNHCR in 2002, mentions the gendered experience of persecution against women but also refers to the historical invisibility of claims by homosexual refugees who are at risk of persecution. In 2012, *Guidelines on International Protection No. 9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity* provides guidelines for applying the definition of refugees to sexual minority individuals who experienced human rights violations or persecution. UNHCR has since released related discussion papers that highlight the risks and protection needs of sexual minority individuals throughout the various stages of forced migration. In practice, strategies for the protection of LGBTIQ+ refugees and asylum seekers are often integrated within initiatives addressing sexual and gender-based violence (SGBV), which recognises such individuals as one of the most “vulnerable” and at-risk groups in need

of protection. This development during the 1990s, 2000s and 2010s describes a notable shift in focus towards the inclusion of queer individuals within the protective ambit delineated by the legal and administrative frameworks of various states as well as the UN agencies.

Although the UN and other international organisations frame the protection of LGBTIQ+ refugees within a discourse of universal human rights and in alignment with international treaties and conventions, states in the global North, exemplified by the US and Canada in this following discussion, frequently contextualise the discourse within the sphere of public diplomacy. On February 4, 2021, President Joe Biden issued a memorandum instructing all US departments and agencies engaged abroad or involved in foreign aid, assistance and development programmes to undertake a series of actions aimed at promoting and safeguarding the human rights of LGBTIQ+ individuals. This memorandum serves as a reaffirmation and update of a similar directive issued by former President Barack Obama in 2011, signalling the continuity of the US's leadership on this critical issue:

Around the globe, including here at home, brave lesbian, gay, bisexual, transgender, queer, and intersex (LGBTQI+) activists are fighting for equal protection under the law, freedom from violence, and recognition of their fundamental human rights. The United States belongs at the forefront of this struggle—speaking out and standing strong for our most dearly held values. It shall be the policy of the United States to pursue an end to violence and discrimination on the basis of sexual orientation, gender identity or expression, or sex characteristics, and to lead by the power of our example in the cause

of advancing the human rights of LGBTQI+ persons around the world (White House 2021).

The memorandum directs relevant agencies⁶ to ensure that diplomacy and foreign assistance promote and protect the human rights of LGBTQI+ persons “everywhere,” but it implies the global South countries need to be assisted. The US is located “at the forefront of this struggle” resonating a nationalistic notion. Among the six sections in the memorandum, the second section is dedicated to “Protecting Vulnerable LGBTQI+ Refugees and Asylum Seekers” with a focus on those who are in the first country of asylum.⁷ Such individuals, for example, would include those who are outside of the US and residing in a refugee camp or country providing some form of humanitarian temporary status for a limited time period.

The government of Canada has also embedded 2SLGBTIQ+⁸ human rights issues into its foreign policy. In addition to a multilateral level of engagement to “reflect Canadian values on the international stage,” the Ministry of International Development in 2019 announced \$30 million in dedicated funding over five years, followed by \$10 million per year to advance human rights and improve socio-economic outcomes for 2SLGBTIQ+ individuals in developing countries (Global Affairs Canada 2019). Besides, Canada has earned an international reputation regarding its support of refugees. Since the early 1990s, the country has been actively accepting refugee applications based on sexual orientation or gender identity expression (SOGIE), recognising these social groups as potentially persecuted in their countries of origin. During the first decade of the 2000s, there was extensive media coverage in Canada regarding queer refugee claimants in which Canada was consistently portrayed as a

beacon of “progress,” “a leader” in 2SLGBTIQ+ rights and “a safe haven” for individuals worldwide seeking protection from violence, persecution and discrimination (Murray 2020). In June 2023, Prime Minister Justice Trudeau announced that the Government of Canada made a partnership with the non-profit organisation Rainbow Railroad to facilitate the government-led resettlement of LGBTQI+ refugees to Canada to provide them safe homes (Prime Minister of Canada 2023).

It is clearly not my intention in this paper to contest the importance of attaining legal status in the country of arrival or the necessity of obtaining substantive citizenship for queer individuals relocating across borders, nor the long-standing effort of the civil society and community members to support queer refugees and migrants. Nevertheless, it is crucial to engage in a critical examination of this trend and carefully deliberate on the manner in which we conceptualise the prioritisation of international protection for LGBTQI+ individuals. While the inclusiveness inherent in such initiatives may initially appear commendable and worthy of celebration, thorough examination is necessary to understand the broader implications and potential challenges associated with the institutionalisation of this approach. When examined within the context of forced migration, this narrative of “saving” or “rescue” appears to find further justification under the international refugee protection regime. This regime often reinforces a dichotomy between the global North, characterised by tolerance and respect for human rights in receiving refugees, and the global South, where violence and human rights violations are rampant, prompting refugees to flee. However, this dichotomy oversimplifies the realities of refugee movements, as many refugees seek safety in neighbouring countries, which are often categorised as part of the South. In fact, as

of the end of 2022, 73% of refugees were hosted by developing countries (UNHCR 2023).⁹ When the politics of sexuality concerning the protection of women and queer individuals is introduced into this fictional division, the discursive dichotomy between the global North and South becomes even more pronounced (Cammaing and Marnell 2022,14). More progressive and advanced countries tend to emphasise the importance of freedom and liberation for women and queer people, while violence against women, homophobia and transphobia are prevalent in less developed or “barbaric” countries, regions or specific religions.¹⁰

As Cynthia Weber (2016) notes, this geopolitical hierarchy of global sexual politics does not actually “free” those from the global South when they move to the global North carrying their civilising deployment on the move. At first glance, they may appear to have successfully assimilated into a more sexually progressive society where human rights of LGBTIQ+ people are protected. However, a global Southerner, in particular, an unwanted immigrant in the global North lives “two temporalities” simultaneously. They are “never-quite-finished-developing” and will never be considered as “developed.” Unwanted immigrants are always situated as inferior in global sexuality politics because of how they arrive, where they come from, their race, religion, class, ability, gender and sexuality (Weber 2016, 83-85).

Moreover, since the early 2000s, the requirement for proof of being a sexual minority and reinforcement of essentialist concepts of gender and sexuality have become noteworthy issues in academic discussions. References to Western-centric stereotypes about gay, lesbian and transgender individuals, structural power relations in asylum application systems that undermine the agency of asylum seekers and racial discrimination have long been criticised (McGhee 2000; Morgan

2006; Rollins 2009; Hanna 2005). Asylum seekers must construct a coherent and credible narrative using essentialist identity concepts to gain access to asylum/refugee status. Further, asylum seekers’ experiences and narratives are structured within the power dynamics related to other elements, including age, nationality, race, ethnicity, religion, language, legal status and the embodied geopolitics (Kudo 2022). Their asylum narratives are expected to depict the country of origin as homophobic and the country of asylum as safe. Such constructing of narratives is a pragmatic tool necessary for individuals to be recognised in the context of asylum applications. For asylum seekers to gain legal status, their narratives presented to asylum officers or other decision-making officials need to reflect these politics of sexuality and colonial perspectives (Kudo 2022). For those who can narrate the dichotomy of homophobic countries and gay-friendly welcoming state that underpins homonationalism, a door can be open.

As mentioned above, it was around 2010 when high-profile politicians in the liberal democratic countries of the global North started designating LGBT human rights as an important issue and putting it in the context of human rights diplomacy. As explained in Puar’s discussion of homonationalism, the desirable, vulnerable and possibly productive queer to be saved needs to be situated in relation to homophobic others; both justify the state’s intervention (often with force) in the homophobic global South. One such example can be found in the speech below by former Vice President Biden at an event organised by the Human Rights Campaign in Los Angeles, California in March 2014:

In Nigeria, even supporting LGBT organizations can land you in prison for a decade. Closer to home, in Jamaica, we hear

corrective rape for lesbian women. The world was outraged when we found out about genital mutilation that takes place in some African countries. Corrective rape? What in God's name are we talking about? How can a country that speaks in those terms be remotely considered to be a civil society? (Applause.) [...] Uganda, a nation where you can go to prison for life for so-called aggravated homosexuality whatever the hell that is. (Laughter.) Aggravated homosexuality? Whoa. There are some sick people in the world. (Laughter and applause.) [...] Barack [Obama] and I believe that the rights of LGBT people is an inseparable part of America's promotion of human rights around the world. No, no, no, it really— it cannot, is not distinguishable. It's a false distinction made in the past. The first and most important thing this administration has done is to use the bully pulpit of the most powerful nation on Earth to stand up in defence of LGBT rights around the world. It means speaking up against the criminalization of LGBT status or conduct, as President Obama has ordered all agencies working overseas to do (White House 2014).

By depicting Nigeria, Jamaica and Uganda as prime examples of homophobic and uncivilised countries, which even led to the audience laughing, Biden confirmed that the US, “the most powerful nation on Earth,” must defend LGBT rights and the world. In this same speech, Biden referred to existing human rights diplomacy policy for the protection of LGBT refugees and asylum seekers. Reflecting on US history, the narrative that once framed refugees from Cuba and Vietnam as protected subjects championed under the guise of saving victims from communism and socialism during the Cold War has already lost its diplomatic value.

Instead, in the last decade, we have witnessed the emergence of a new narrative: the construction of “LGBT refugees and asylum seekers” as a focal point, reinforcing the US's advocacy for LGBT rights and potentially justifying intervention in homophobic countries deemed underdeveloped.

In the case of Canada, Suzanne Lenon and OmiSoore Dryden (2015) argue that homonationalism collaborates and revitalises Canada's image of being a peaceful safe haven. An example of this narrative can be found in the portrayal of Canada as a refuge for African and African American refugees escaping slavery in the US during the nineteenth century through the Underground Railroad.¹¹ The idealised vision of Canada, rooted in hopeful mythology, allows the Canadian nation-state and its citizens to overlook not only the harsh realities of slavery in the past but also the ongoing presence of racism in Canada (McKittrick 2007). Lenon and Dryden note the use of railway terminology in the site of homosexual inclusion, such as Civil Marriage Trail of 2004, an event where US couples came to Canada for marriage in memory of the historic freedom trail route from New York State to Toronto, Ontario. Another recent example they mention is the name of the organisation, Rainbow Railroad, an NGO now partnering with the government for queer refugee resettlement. The organisation positions itself as continuing the historical legacy by assisting LGBTIQ+ individuals around the world (Lenon and Dryden 2015; Rainbow Railroad 2021), while their current actual programme employs more nuanced approach, seeking expertise and knowledge from local queer communities where queer refugees stay, than what their railway terminology indicates.¹²

IV. Queer immigrants as a threat to homeland security

The notion that LGBTIQ+ rights and protection represent a consistently principled history of human rights expansion needs to be reconsidered. This section aims to briefly historicise the “protection of LGBTIQ+ refugees and asylum seekers” by reminding us of how such individuals were excluded as national security threats, using the US and Canada as examples.

Throughout much of the twentieth century, non-heterosexuality and non-cis gender were considered and categorised as immoral, deviant, criminal and/or diseases in North American discourses on nationalism and citizenship. Particularly during the Cold War, parallel to the repression of internal political dissent, an anti-homosexual security campaign was waged both in Canada and the US, linked to anti-communist and anti-Soviet campaigns. Through a critical reading of the Canadian state security documents from the late 1940s, 1950s and 1960s, Gary Kinsman (1995) investigates how homosexuality was designated a “national security threat” based on the “character weakness” of such individuals and how the conception of character weakness was used as part of such campaign. In conservative and even liberal discourse, homosexuals were associated directly with communism or were seen as easy targets for blackmail (Kinsman 1995, 138). Canada’s response to Cold War security concerns was reflected in amendments to the 1952 Immigration Act (Girard 1987). The provisions of 1952 Immigration Act marked the first explicit exclusion of homosexuality and the use of homosexuality as a basis for denying entry into Canada. Homosexuals were categorically excluded from Canada, alongside groups such as “prostitutes,” “pimps” or those deemed to be

arriving for “any other immoral purposes.”¹³ This exclusion continued until 1977 when the discriminatory provisions were repealed, thereby lifting the ban on gay men and lesbians from entering the country (LaViolette 2004).

Although it is known that the anti-communist campaign was more extensive in the US than in Canada, US immigration law did not explicitly exclude homosexuals during the same period. Instead, homosexuality had been included in the categories of immoral behaviour, burdens on public charge and mental deficiency. Margot Canaday (2009) and Eithne Luibhéid (2002) examine the US’s historical exclusion of queer individuals dating back to the nineteenth century. In 1891, the Immigration and Naturalization Act (INA) introduced related clauses like “public charge” and “moral turpitude provision,” which were employed to exclude homosexual aliens by labelling them as potential public burdens or perpetrators of moral crimes. The Immigration Act of 1917 specifically restricted entrants who exhibit “constitutional psychopathic inferiority,” a legislative classification also used to discriminate based on sexual orientation. In addition, the 1952 revision of the 1917 INA explicitly cited “psychopathic personality” as grounds for the exclusion and deportation of homosexuals (Canaday 2009, 214-215). These exclusionary clauses persisted, barring the entry of queer foreigners until 1990.¹⁴

While queer citizens and non-citizens were both viewed through the prism of national security, queer aliens were subject to extensive control by the state. Immigration control, with its power to deny individuals entry or physically expel them through deportation, actively shapes the delineation of citizens and non-citizens or desirable and undesirable aliens. It is a domain where the state simplifies intricate social realities into legible

categories, such as homosexual (Scott 1998), enabling selective legal status while excluding others who are tied into security concerns. Thus, what we have witnessed since around 2010 is a significant shift in the categorisation of some queer individuals from threat to subjects of protection.

V. Unsaved queer asylum seekers at the border and before entry

The transformation of queer individuals, once perceived as a threat, into subjects of protection represents a pivotal aspect of global sexual politics. If we see this transformation from threat to subject of protection as “progress,” we run the risk of overlooking queer individuals who remain a threat and are left “unsaved.” It is also imperative to recognise that this transition is not a unidirectional, immutable process. The paradigm shift does not necessarily guarantee a universally safe place for all LGBTIQ+ refugees and asylum seekers, in particular when national security concerns regarding unwanted immigrants increase to the point of ignoring desirable queer others. The last part of this paper presents the case of border control policy under the Trump administration (2017-2020) which ultimately targeted queer asylum seekers as subjects of restriction and the work of Edward Ou Jin Lee (2018) that emphasises the settler colonial history of Canadian migration policy and highlights the experiences of queer individuals before entry and their long-term relationship with refusal.

While the term “refugee” has been used broadly in this paper, at this point, I highlight the instrumental distinction between the terms “refugee” and “asylum seeker” that underlies the politics of asylum. As mentioned previously, refugee protection systems in some Western

countries such as the US, Canada, Australia, Germany, UK and France can be broadly categorised into two types: refugee resettlement, which involves the reception and placement of refugees outside the country, and asylum, which involves evaluations of asylum claims from individual asylum seekers (or refugee claimants) within the territory or at the border of the country. However, the differences between the two are not merely institutional but also involve multiple political factors. Matthew Gibney (2004) explains the difference between resettlement and asylum from three perspectives: international and moral obligations regarding refugee protection, the ease of managing the number and profile of arrivals, and the state’s response to security concerns. When deciding on reception through resettlement, refugees usually stay in refugee camps or cities in the first country of asylum before arriving in the resettlement country. Therefore, at this point, states are not required to adhere to the international obligation of the non-*refoulement* principle and can determine who and how many refugees to accept based on their interests and available resources. In contrast, the arrival of asylum seekers triggers international obligations, as they are physically present within state territories; at the same time, the number of arrivals and asylum seeker profiles are not easy to anticipate and control.

From a geographical perspective, discussions have revolved around the spatial aspects of asylum, focusing on these dynamics. The global North countries have considered the arrival of asylum seekers in their territories, where national sovereignty is exercised as a matter of national security. Jennifer Hyndman and Alison Mountz (2008) highlight the geographic externalisation of asylum since the 1990s and identified state strategies that seek to prevent the possibility of asylum seekers physically reaching the territory

where national sovereignty is exercised without explicitly violating the non-refoulement principle. J. Hyndman and Wenona Giles (2011) argue that portraying refugees who remain in the global South and await third-country resettlement as vulnerable, passive and immobile beings contributes to the feminisation of asylum. By contrast, asylum seekers moving to the global North are endowed with aggressive masculinity, which categorises them as a threat and transforms them into subjects of restriction. This politics of asylum has also been reflected in the protection of LGBTIQ+ refugees and asylum seekers. The global politics of sexuality only function in the protection of resettlement refugees but not asylum seekers at the border or in the territory. The above-mentioned policies and discourse focus only on refugees to be resettled who are still outside of global North countries.

Refugees and asylum seekers have often been employed in former US President Trump's rhetoric of immigration exclusion and have also been restricted in practice. Over the four years of the Trump administration, a total of 472 administrative measures related to immigration policies were instituted (Bolter et al. 2022). The most successful among these measures, especially in terms of restricting access to asylum at the US–Mexico border, was the Migration Protection Protocol (MPP), commonly known as the Remain in Mexico policy, implemented on 28 January, 2019 that has lasted until October 2022. Under the MPP, asylum seekers at the border were prevented from remaining within US territory, forcing non-Mexican nationals without regular entry status to await their turn for processing and proceedings on the Mexican side for several months. The MPP primarily targeted individuals from El Salvador, Honduras and Guatemala. As of December 2020, 68,039 individuals had returned to Mexico under the MPP, of which 19,707

were subjected to MPP screening. Among those subjected to MPP screening, only 531 individuals received humanitarian considerations, such as asylum recognition or withholding removal after immigration court proceedings (Department of Homeland Security 2021).

Among the Trump administration's immigration policies, no specific measures tailored to immigrants or refugees from sexual and gender minority backgrounds were identified. The only exception is a mention of exemptions from the MPP in its guidelines issued to standardise discretion in the field. The initial guidelines, issued in January 2019 when the MPP was introduced stated that unaccompanied children and those with physical or mental health issues were exempt from the MPP (Customs and Border Protection 2019). Almost two years after the introduction, such exemption criteria were revised in December 2020. Specific instructions stated that individuals who identified as gay, lesbian, bisexual, transgender, intersex or gender non-conforming would not be exempt solely based on their identity. The fact that gender identities and sexual orientation were explicitly mentioned here suggests that individuals from these backgrounds may have previously received exemptions from the MPP to some extent. Some conservative media have criticised such exemptions as abuses of the asylum system (Giaritelli 2019). The guidelines aim to restrain these individuals by explicitly naming them. The intensified securitisation policies appear to have sought to include queer asylum seekers in a group of general asylum seekers who are subject to restriction. The functionality and effectiveness of pushing back asylum seekers at the border exceed the intention to "save brown homosexuals."¹⁵

Queer individuals who attempt to move to Canada by themselves also easily become subject to border control and immigration restrictions.

Edward Ou Jin Lee (2018) analyses the intricate dynamics of Canada's border regime, which effectively obstructs individuals hailing from the global South from gaining entry. Lee undertakes a critical analysis of this restrictive border apparatus through the prism of coloniality, elucidating how the lives of queer and trans migrants are indelibly influenced by the obscured history of colonial violence. Lee's work contextualises the visa eligibility barriers encountered by queer and trans individuals originating from countries such as Rwanda, Cameroon and Jamaica seeking entry into white/Western states. Lee inquires into the "long-term relationship with ineligibility" experienced by certain interview participants, stressing a protracted state of marginalisation rather than merely transient encounters with visa restrictions. These individuals recount enduring rejections dating back to their teenage age with recurrent endeavours to secure temporary visas or study permits due to the geopolitical and locational contexts within which queer migrants are situated. Lee argues that prevailing narratives portraying selected LGBTIQ+ refugees as exceptional beneficiaries of Canada's benevolence perpetuate a discourse that obfuscates the stark realities faced by individuals from the global South, including queer asylum seekers, who encounter systematic refusals prior to their entry.

Despite the autonomy maintained by both North American nations in administering their respective immigration, refugee and asylum protocols, their border policies conspicuously exclude queer migrants and asylum seekers who come to change their situations by themselves. Queer individuals fleeing from the global South whose regions and countries are discursively entrenched in homophobic ideologies must wait to be "rescued" within the first country of asylum. Once such individuals are on the move by of

their own accord, they again become national security threats. The act of moving on to seek asylum invariably triggers a reinstatement of their categorisation as potential national security threats, thereby perpetuating a cycle of marginalisation and vulnerability.

VI. Conclusion

Western governments currently emphasise LGBTIQ+ rights within their foreign policy frameworks based on a narrative of progressive global sexuality politics. The international refugee protection regime adds legitimacy to and reinforces this narrative with its discourse of rescue and saving. Queer refugees and asylum seekers are now considered subjects of international protection, needing to be rescued from homophobic countries in the global South by sexually progressive liberal democratic countries in the global North. However, the notion that LGBTIQ+ politics represent a consistently principled history of human rights expansion must be critically historicised. This paper points out that the US and Canadian immigration regulations, for example, have historically framed homosexuals as a national security threat. In addition, recent immigration and asylum restrictions in the global North indicate that the change in perception of queer refugees as threats to subjects of protection does not necessarily indicate linear irreversible progress but rather reflects the politics of asylum. Queer individuals who attempt to move to safe havens of their accord are subject to border control and immigration restriction due to continued categorisation as threats, while LGBTIQ+ refugees waiting for rescue can remain subject of protection. While it has been argued that those excluded from a nation-state and subjected to state-driven

violence are (imagined) “brown homophobes” in Puar’s homonationalism, “brown homosexuals” are also subject to exclusion within refugee and migration regimes. Homonationalism works hand in hand with global sexuality politics and claims to save LGBTIQ+ refugees within a framework of refugee resettlement, but it does not rescue “brown homosexuals” who are on the move and do not wait for its progressive and generous gesture of rescue.

As a last note, I will share a recent remark by Suella Braverman, former British Secretary of State for the Home Department. On September 2023, Braverman delivered a speech at a meeting of the American Enterprise Institute, a conservative think tank based in Washington, DC. She delivered her keynote on “uncontrolled illegal immigration as a serious shared global issue” in which she addressed the problems of the global asylum system as a factor of the immigration crisis and rereferred gays and women:

Let me be clear, there are vast swathes of the world where it is extremely difficult to be gay, or to be a woman. Where individuals are being persecuted, it is right that we offer sanctuary. But we will not be able to sustain an asylum system if in effect, simply being gay, or a woman, or fearful of discrimination in your country of origin, is sufficient to qualify for protection (American Enterprise Institute 2023).

Braverman’s statement reveals the reversible nature of the shift in categorisation from security threat to subject of protection with regard to gender and sexuality. The global discourse on forced migration and its intersection with sexuality continues to be a pressing issue that demands nuanced discussions including on the necessity as well as

the danger of advocating for the expansion and institutionalisation of international protection for LGBTIQ+ refugees and asylum seekers.

Acknowledgements

This work was funded by JSPS KAKENHI Grant Number JP22K18118. The discussions in this paper greatly benefited from conversations with Hisako Motoyama, Carol Harrington, Hiroko Minesaki and Kaoru Aoyama at a symposium on Sexuality and Violence in Global Politics hosted by the Institute for Gender Studies, Ochanomizu University in December 2023. I also thank an anonymous reviewer for providing feedback.

Notes

- 1 In this paper, I use LGBT, LGBTQ, and LGBTIQ+ interchangeably but also the choice reflects the evolving usage of these terms over time and the context: LGBT was more prevalent prior to the early 2010s; LGBTQ gained prominence in the 2010s and LGBTIQ+ in the 2020s.
- 2 Regardless of this shared international commitment, there were discussions regarding the legitimacy of SOGI rights persist within the Commonwealth (Lennox and Waites 2013) and the Inter-American Court on Human Rights (BBC News 2018).
- 3 Besides the Government of France, which is cited here, see the Government of Germany (2021) and the Government of Canada (2023). It is noted that states that promote LGBTQ rights include some non-global North countries, such as Brazil (Nogueira 2017).
- 4 While Rao’s use of the dichotomy of the Third World and the West requires further nuanced and contextualised interpretation, I use the terms the global South and the global North in this paper to highlight the discursive dichotomy as well as hierarchy, which may not reflect the complexities in many contexts. Both the term Third World and the global South are not to be understood exclusively in a geographical or territorial sense. They speak of the history of imperialism and colonialism and

are capable of projecting a subaltern geopolitical identity, presenting different ways to belong in the international system (Ballestrin 2020).

5 The four other components are race, religion, nationality and political opinion.

6 Designated agencies include the Departments of State, the Treasury, Defence, Justice, and Homeland Security, the US Agency for International Development (USAID) and others.

7 In the US context, those in a country of first asylum means refugees waiting for third-country resettlement. Note that in the EU and other contexts, the concept of country of first asylum has been mainly applied to deny asylum to those who come through other countries before their arrival.

8 The “2S” stands for “Two-spirit” and refers to conceptions of sexuality and gender in some Indigenous communities in Canada. The acronym LGBTQ2I was also commonly used.

9 This population do not include Palestine refugees under UNRWA’s mandate.

10 While this paper focuses on the discourse around queer refugees and asylum seekers, scholars have also investigated how refugee women are linked to “vulnerability” (e.g. Freedman 2007).

11 The Underground Railroad was a clandestine network operating in the Northern states of the US before the Civil War. Its purpose was to aid escaped slaves from the Southern states, guiding them to safety in the North or Canada with the assistance of sympathetic Northerners. The name “Underground Railroad” was metaphorical, signifying the need for secrecy in its operations, often conducted under the cover of darkness or disguise. (Britannica 2024, <https://www.britannica.com/topic/Underground-Railroad>).

12 Although Lenon and Dryden (2015) are critical of the organisation’s use of the Underground Railroad terminology, I have observed that representatives of Rainbow Railroad actively engage in critical discussions about racism and xenophobia in Canada. These issues were addressed, for example, at a Pride Toronto event meeting titled ‘Understanding the State of Global LGBTQI+ Persecution and How Can Canada Help?’ held at Canadian Club Toronto in June 2024.

- 13 Immigration ACT R.S.C. 1952, c.325, s.5(e)
- 14 Security concerns surrounding HIV/AIDS further marginalised queer migrants until 2009. See Kudo (2022, 63-65).
- 15 See Kudo (2023) for further analysis of MPP as well as the public health-related border control policy.

References

- American Enterprise Institute, 2023, “Keynote Address by UK Home Secretary Suella Braverman: UK-US Security Priorities for the 21st Century”, September 26, <https://www.aei.org/wp-content/uploads/2023/09/230926-Keynote-Address-by-UK-Home-Secretary-Suella-Braverman-Transcript.pdf?x91208>. (Accessed March 10, 2024).
- Badgett, M. V. Lee, 2014, “The Economic Cost of Stigma and the Exclusion of LGBT People: A Case Study of India.” World Bank: Washington, DC.
- Ballestrin, Luciana, 2020, “The Global South as a Political Project.” *E-International Relations*, July 3, <https://www.e-ir.info/2020/07/03/the-global-south-as-a-political-project/>. (Accessed 10 March 2024).
- BBC, 2018, “Inter-American Human Rights Court Backs Same-Sex Marriage,” January 10. <https://www.bbc.com/news/world-latin-america-42633891>. (Accessed 10 March 2024).
- Bolter, J., Israel, M., and S. Pierce, 2022, “Four Years of Profound Change: Immigration Policy during the Trump Presidency.” Migration Policy Institute, <https://www.migrationpolicy.org/research/four-years-change-immigration-trump>. (Accessed March 3, 2024).
- Camminga, B and John Marnell, 2022, “Framing African Queer and Trans Mobilities: Absences, Presences and Challenges”, in Camminga, B and John Marnell, eds., *Queer and Trans African Mobilities: Migration, Asylum and Diaspora*, Bloomsbury Publishing: pp.2-18.
- Canaday, Margot, 2009, *The Straight State: Sexuality and Citizenship in Twentieth-Century America*, Princeton: Princeton University Press.
- Duggan, Lisa, 2003, *The Twilight of Equality: Neoliberalism, Cultural Politics, and the Attack on Democracy*. Boston: Beacon Press.
- Flores, Andrew, Dominik Koehler, Leonardo Lucchetti, Clifton Cortez, Jovana Djindjić and Lidija

- Kuzmanov, 2023a, "The Economic Cost of Exclusion Based on Sexual Orientation, Gender Identity and Expression, and Sex Characteristics in the Labor Market in the Republic of Serbia," World Bank: Washington, DC, <https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/40379>. (Accessed 10 March 2024).
- . 2023b, "The Economic Cost of Exclusion Based on Sexual Orientation, Gender Identity and Expression, and Sex Characteristics in the Labor Market in the Republic of North Macedonia," World Bank: Washington, DC, <https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/40380>. (Accessed 10 March 2024).
- Freedman, Jane, 2007, *Gendering the International Asylum and Refugee Debate*. London: Palgrave Macmillan.
- Giaritelli, Anna, 2019, "LGBT Asylum-seekers Exempt from 'Remain in Mexico' Policy and Can Stay in US," *Washington Examiner*, July 16, <https://www.washingtonexaminer.com/news/lgbt-asylum-seekers-exempt-from-remain-in-mexico-policy-and-can-stay-in-us>. (Accessed 10 March 2024).
- Gibney, Matthew, 2004, *The Ethics and Politics of Asylum: Liberal Democracy and the Response to Refugees*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Girard, Philip, 1987, "From Subversion to Liberation: Homosexuals and the Immigration Act 1952-1977." *Canadian Journal of Law and Society*, 2: pp.1-28.
- Global Affairs Canada, 2019, "Canada Announces New Funds in Support of LGBTQ2 Rights." February 7, <https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2019/02/canada-announces-new-funds-in-support-of-lgbtq2-rights.html>. (Accessed 10 March 2024).
- Government of Canada, 2023, "The human rights of lesbian, gay, bisexual, transgender, queer, 2-spirit and intersex persons" https://www.international.gc.ca/world-monde/issues_development-enjeux_developpement/human_rights-droits_homme/rights_lgbti-droits_lgbti.aspx?lang=eng. (Accessed 10 March 2024).
- Government of Germany, 2021, "LGBTI Inclusion Strategy Federal Government LGBTI Inclusion Strategy for Foreign Policy and Development Cooperation," <https://www.auswaertiges-amt.de/en/aussenpolitik/themen/menschenrechte/lgbti-inklusionskonzept/2445306>. (Accessed 10 March 2024).
- Hanna, Fadi, 2005, "Punishing Masculinity in Gay Asylum Claims" *Yale Law Journal*, 114: pp.913-919.
- Hyndman, Jennifer, and Alison Mountz, 2008, "Another Brick in the Wall? Neo-'Refolement' and the Externalization of Asylum by Australia and Europe," *Government and Opposition*, 43(2): pp.249-69.
- Hyndman, Jennifer, and Wenona Giles, 2011, "Waiting for What? The Feminization of Asylum in Protracted Situations," *Gender, Place & Culture: A Journal of Feminist Geography*, 18(3): pp.361-379.
- Kinsman, Gary, 1996, "'Character Weaknesses' and 'Fruit Machines': Towards an Analysis of the Anti-Homosexual Security Campaign in the Canadian Civil Service." *Labour / Le Travail*, 35: pp.133-61.
- Kudo, Haruko, 2022, *Refugees and Sexuality - Inclusion and Exclusion of Sexual Minorities in the United States,* Akashi Shoten. (in Japanese)
- . 2023, Politics of Asylum and the Impact on Sexual Minorities at the Border: Neo-refoulement under the Trump Administration." *Japanese Sociological Review*, 74(3): pp.435-449. (in Japanese)
- LaViolette, Nicole, 2004, "Coming Out in Canada: The Immigration of Same-Sex Couples Under the Immigration and Refugee Protection Act." *McGill Law Journal/Revue de droit de McGill*, 49(4), pp.969-1003.
- Lee, Edward Ou. Jin, 2018, "Tracing the Coloniality of Queer and Trans Migrations: Resituating Heterocisnormative Violence in the Global South and Encounters with Migrant Visa Ineligibility to Canada," *Refuge*, 34(1): 60-74.
- Lennox, Corinne, and Matthew Waites, eds., 2013, *Human Rights, Sexual Orientation and Gender Identity in The Commonwealth*, London: University of London Press.
- Lenon, Suzanne and OmiSoore H. Dryden, 2015, "Introduction Interventions, Iterations, and Interrogations That Disturb the (Homo)Nation" in OmiSoore H. Dryden and Suzanne Lenon, eds., *Disrupting Queer Inclusion: Canadian Homonationalisms and the Politics of Belonging*, Vancouver: UBC Press: pp.6-18.
- Luibhéid, Eithne, 2002, *Entry Denied: Controlling Sexuality and the Border*. Minneapolis: University of

- Minnesota Press.
- McGhee, Derek, 2000, "Accessing Homosexuality: Truth, Evidence & the Legal Practices for Determining Refugee Status." *Body & Society*, 6(1): pp.29-52.
- McKittrick, Katherine, 2007, "Freedom Is a Secret: The Future Usability of the Underground." in Katherine McKittrick and Clyde Woods eds., *Black Geographies and the Politics of Place*, Cambridge, MA: South End: Between the Lines: pp.97-111.
- Ministry for Europe and Foreign Affairs, 2022, "France's action for the rights of LGBT+ people." https://www.diplomatie.gouv.fr/en/french-foreign-policy/human-rights/france-s-action-for-the-rights-of-lgbt-people/article/france-s-action-for-the-rights-of-lgbt-people#sommaire_1. (Accessed 10 March 2024).
- Morgan, Debora, 2006, "Not Gay Enough for the Government: Racial and Sexual Stereotypes in Sexual Orientation Asylum Cases." *Law & Sexuality*, 15: pp.135-161.
- Murray, David, 2020, "Liberation Nation? Queer Refugees, Homonationalism and the Canadian Necropolitical State." *REMHU: Revista Interdisciplinar Da Mobilidade Humana*, 28(59): pp.69-78.
- Nogueira, Maria, 2017, "The Promotion of LGBT Rights as International Human Rights Norms: Explaining Brazil's Diplomatic Leadership." *Global Governance*. 23(4): pp.545-563.
- Picq, Maruela Lavinias and Markus Thiel, 2015, "Introduction: Sexualities in World Politics." in *Manuela Lavinias Picq, Markus Thiel eds., World Politics: How LGBTQ Claims Shape International Relations*, London and New York: Routledge: pp.1-22.
- Prime Minister of Canada, 2023, "Providing LGBTQI+ people with a safe home in Canada." June 8, <https://www.pm.gc.ca/en/news/news-releases/2023/06/08/providing-lgbtqi-people-safe-home-canada>. (Accessed 10 March 2024).
- Puar, Jasbir K, 2007, *Terrorist Assemblages: Homonationalism in Queer Times*. Durham, NC: Duke University Press.
- . 2013, "Rethinking Homonationalism." *International Journal of Middle East Studies*, 45(2): pp.336-339.
- Rahman, Momin, 2019. "What Makes LGBT Sexualities Political? Understanding Oppression in Sociological, Historical, and Cultural Context." in Michael Bosia, Sandra M. McEvoy, and Momin Rahman eds., *The Oxford Handbook of Global LGBT and Sexual Diversity Politics*, New York: Oxford University Press: pp.15-30.
- Rainbow Railroad, 2021, "Our Mission." <https://www.rainbowrailroad.org/about#:~:text=Our%20name%20harkens%20back%20to,in%202013%20and%202015%20respectively.> (Accessed May 10, 2024).
- Rao, Rahul, 2020, *Out of Time: The Queer Politics of Postcoloniality*, Oxford: Oxford University Press.
- Rollins, Joe, 2009, "Embargoed Sexuality: Rape and the Gender of Citizenship in American Immigration Law." *Politics and Gender*, 5: pp.519-544.
- Scott, Jacqueline, 1998, "Changing Attitudes to Sexual Morality: A Cross-National Comparison." *Sociology*, 32(4), pp.815-845.
- Spivak, Gayatri Chakravorty, 1998, "Can the Subaltern Speak? in Cary Nelson and Lawrence Grossberg, eds., *Marxism and the Interpretation of Culture*, Basingstoke: Macmillan Education: pp.271-313.
- U.S. Customs and Border Protection, 2019, "MPP Guiding Principles -Guiding Principles for Migrant Protection Protocols." Enforcement Programs Division, January 28, <https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2019-Jan/MPP%20Guiding%20Principles%201-28-19.pdf>. (Accessed March 10, 2024).
- . 2020, "Supplemental Migrant Protection Protocols Guidance-MPP Amenability" Enforcement Programs Division, December 7, <https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2020-Dec/Supplemental-Migrant-Protection-Protocols-Guidance-MPP-Amenability.pdf>. (Accessed March 10, 2024).
- UN Office of the High Commissioner for Human Rights, 2012, "Born Free and Equal: Sexual Orientation and Gender Identity in International Human Rights Law" HR/PUB/12/06, September 2012, <https://www.refworld.org/reference/themreport/ohchr/2012/en/88826>. (Accessed on 1 March, 2024).
- UNHCR, 2023, "Global Trends Report 2022" <https://www.unhcr.org/global-trends-report-2022>. (Accessed 10 March 2024).
- United Nations, 2013, "Culture, Religion, Tradition Can

- Never Justify Denial of Rights, Secretary-General Stresses in Message to Conference on Sexual Orientation, Gender Identity” Secretary-GeneralSG/SM/14944 HR/5127, <https://press.un.org/en/2013/sgsm14944.doc.htm>. (Accessed on March 1, 2024).
- US Department of Homeland Security, 2019, “Assessment of the Migrant Protection Protocols, October 28, <https://www.dhs.gov/publication/assessment-migrant-protection-protocols-mpp>. (Accessed March 10, 2024).
- US Department of Homeland Security, 2021, “Migrant Protection Protocols Metrics and Measures.” DHS Publication Library, January 21, <https://www.dhs.gov/publication/metrics-and-measures>. (Accessed March 10, 2024).
- Weber, Cynthia, 2016, *Queer International Relations: Sovereignty, Sexuality and the Will to Knowledge*, New York: Oxford University Press.
- White House, 2021, “Presidential Memorandum on Advancing the Human Rights of Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Queer, and Intersex Persons Around the World.” Washington DC, Office of the Press Secretary, February 4, <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/02/04/memorandum-advancing-the-human-rights-of-lesbian-gay-bisexual-transgender-queer-and-intersex-persons-around-the-world/>. (Accessed 10 March 2024).

掲載決定日：2024年6月7日

要旨

脅威から保護の対象へ ——グローバルなセクシュアリティの政治と難民保護

工藤 晴子*

本稿は、ここ20年で人権外交においてLGBTIQ+の権利に注目が集まってきた事象に焦点を当てながら先進性のナラティブに支えられたグローバルなセクシュアリティの政治について考察する。特に、難民保護レジームが、こうした政治が展開される重要な場として機能していることを議論する。難民の「救済」のナラティブは、ホモフォビックな国からの「救済」と共鳴し、「LGBTIQ+ 難民・庇護希望者」の保護は、いまや国際的な優先課題と認識されている。しかし、アメリカやカナダの移民政策の歴史を紐解けば、クィアな人々がこれまで国家の安全保障上の脅威とされてきたことが指摘できる。さらに、近年の移民や庇護希望者の規制政策は、クィアな難民を脅威から国際的保護の対象とみなす変化のプロセスが、決して直線的で不可逆的なものとはいえないことを示している。むしろ、ここには庇護のポリティクスが反映されており、移動を試みる庇護希望者は安全保障上の脅威であり続けていることがわかる。

キーワード：グローバルなセクシュアリティの政治、クィア、LGBTIQ+、難民、庇護、先進性のナラティブ

* 神戸大学大学院国際文化学研究科准教授

ジェンダー・オリエンタリズムと定義する権力

——イスラエルとエジプトの事例をもとに

嶺崎 寛子*

本稿の主題はジェンダー・オリエンタリズムである。ジェンダー・オリエンタリズムとは、西洋と東洋を二項対立的に捉え、西洋が東洋を他者化し、その「文化」「宗教」「慣習」などに西洋世界にはない独特／特殊な女性差別や女性蔑視を見出し、それを東洋の「後れ」や「女性差別」「退廃」などの証左とする、歴史的・社会的に形成された見方、まなざしを指す。帝国主義の時代からの歴史を持つこの言説は、当時から現在に至るまで広範な影響力を及ぼしてきた。ジェンダー・オリエンタリズムの核心は言説と実態の落差である。その形式やありようを問い直すことが、本稿の目的である。イスラエルのピンクウォッシングを言説の事例、エジプトの「名誉殺人」を避けた市井の男性たちを実態の事例として論じることで、ジェンダー・オリエンタリズムを脱構築するためのヒントを探る。

キーワード：ジェンダー・オリエンタリズム、ジェンダー暴力、ピンクウォッシング、イスラエル、エジプト

I. 本稿の主題と2つの事例

本稿の主題はジェンダー・オリエンタリズム (Gendered Orientalism) である。ジェンダー・オリエンタリズムとは、ジェンダー化されたオリエンタリズムを指す。それは世界を西洋と東洋に二分してそれを二項対立的に捉え、西洋が東洋を他者化し、その「文化」「宗教」「慣習」などに西洋世界にはない独特／特殊な女性差別や女性蔑視を見出し、それを東洋の「後れ」や「女性差別」「退廃」などの証左とする、歴史的・社会的に形成された見方、まなざしである (嶺崎 2017, 2023)。西洋が「進歩的」「優れている」「女性差別をしない」などの肯定的な自画像を描くために、他者としての東洋が鏡像として必要とされたのである。18世紀末を出発点とする (サイド 1993: 21) オリエンタリズムは、帝国主義の時代から現在に至るまで広範な影響力を及ぼしてきた。

エドワード・W・サイド (Edward W. Said) はオ

リエントリズムを「オリエントを支配し再構成し威圧するための西洋の様式」(サイド 1993: 21) と定義した。オリエントの女性化など、オリエンタリズム自体に既にジェンダーの視座はある。しかしサイドはそれを重視せず、論の中心には置かなかった。例えばメイダ・イエーンオール (Meyda Yeğenoğlu) は、ジェンダーとセクシュアリティの問題をオリエンタリズムの下位領域に追いやったとして、サイドを批判した (Yeğenoğlu 1998: 10)。サイドが必ずしも重視しなかったオリエンタリズムにおけるジェンダーに、1980年代以降にラナ・カッパーニー (Rana Kabbani) やイエーンオールらが注目し、これをジェンダー・オリエンタリズムと名づけ、可視化させた (Kabbani 1986; Yeğenoğlu 1998; 嶺崎 2023: 74)。日本では内藤正典が早くにこれを論じた (内藤 1996)。筆者はこれらの先行研究を踏まえ、ジェンダーはオリエンタリズムの形成段階から、核心に近いところ

* 成蹊大学文学部教授

にあった重要な要素であると主張したい。ジェンダー・オリエンタリズムを考えるため、ここでは21世紀の2つの大きく異なる事例を扱う。一つが、パレスチナ人に対するイスラエルの暴力や支配の正当化に関するあらゆる「定義する権力」をめぐる、特にピンクウォッシングの事例。もう一つは、名誉に基づく暴力をふるう者として他者化される「伝統的な男性」が、実際に名誉に基づく暴力をふるわないためにどんな努力をしたかに関する、エジプトの事例¹。両者は規模も性質も全く異なる。前者は、イスラエルの入植者植民地主義的手段として、国策として行われるピンクウォッシングなどを扱う。一方、後者では個人やごく小さな共同体レベルの、具体的な創意工夫を追う。国家権力の発露としての暴力や虐殺、プロパガンダと、ジェンダー暴力を避けるための地域の男性たちの努力という、文脈の異なる2つの事例には、それでもなお、言説と実態との甚大な落差という共通点がある。

この言説と実態の落差こそジェンダー・オリエンタリズムの核心であり、その形式やありようを問い直すことが、本稿の目的である。中東地域におけるジェンダーに基づく暴力とそれをめぐる言説が、いかに政治的に利用されているかを論じるのが第一の事例、言説としての中東におけるジェンダー暴力²が、実態といかにかけ離れているかを論じるのが、第二の事例である。

第三世界、なかでも中東地域のジェンダーや暴力を論じるとき、それをめぐる権力や言説空間における権力勾配は必ず考慮されなければならない。それは、中東における、あるいはオリエントにおけるジェンダー暴力は歴史的・言説的な構築物でもあるからである。ある暴力がどのような歴史的な文脈を持ち、そのなかで誰によって、どのように、どんな意図を持って語られているのかに注意を払い、文脈のなかに言説や事象を適切に位置づけなければならない。それは、ジェンダー・オリエンタリズムが、植民地支配からアメリカのアフガニスタン侵攻、イスラエルのガザ攻撃と虐殺に至るあらゆる場面で「〔白人男性／女性が〕茶色

い女性たちを茶色い男性たちから救い出す」(スピヴァク 1998) という大義名分のもとに利用されてきた、高度に政治的な言説だからである。それは欧米においては特に、帝国主義の支配の形式と不可分だったという歴史を持つ。

権力とは定義権である。言説空間や政治においては特にそうだ。当たり前のようにだが、ジェンダー研究において、これは非常に重要な立脚点である。権力を持つ側は、事象をどう捉えるべきかを決定し、名づけ、物語り、さらにはマイノリティ³にその定義や物語を押し付けることができる。サイドは「物語る力、あるいは他者の物語の形成や出現をはばむ力こそ、文化にとっても帝国主義にとってもきわめて重要」と看破する(サイド 1998: 4)。ガヤトリ・C・スピヴァク (Gayatri C. Spivak) は慧眼にも「サバルタンが死を賭して語ろうとするときですら、彼女は聞いてもらうことができない、そして語ることに聞くことが一対になり、初めて言語行為は完成する」と書く(スピヴァク 1999: 85)。

ジェンダー・オリエンタリズムの脱構築のためには、マイノリティの物語を形成できる場と、その声を聞く耳の両方が必要なのだ。第一の事例から、語りを占有するそのやり方とその権力の発露を暴き、第二の事例から、サバルタン側からのジェンダー暴力の捉え直しを試みる⁴。

II. イスラエルの入植者植民地主義とジェンダー・オリエンタリズム

イスラエルは典型的な植民地主義^{コロニアリズム}に基づく植民地国家である(サラ 2024; ハーリデー 2023; 岡 2023; サイド 2004)。しかしその現実、特に1961年のアイヒマン裁判以降、ホロコーストから生還した人々の約束の地、というマスター・ナラティブにより糊塗され続けてきた(cf. 早尾 2023)。植民地主義^{コロニアリズム}とは、入植者が移住先で新しい国家を形成し発展させるために、先住民族の排除や不可視化を戦略的に必要とする、植民地主義のありかたである(石山 2020: ix)。イスラエルの

対パレスチナ政策は1948年のナクバ⁵から今日まで一貫して、先住民の排除、追放、不可視化という入植者植民地主義の目的に忠実であり続けている。シオニズムのスローガン「民なき土地に土地なき民を」は、シオニストがパレスチナ人を存在しないものと見なしていたことを雄弁に物語る。サイードはそれを「[彼らにとってパレスチナは]空っぽの領土でありながら、野蛮な、あるいはおそらく廃棄できる先住民に、逆説的なことに「満たされている」にすぎない」と書いた(サイード 2004: 116)。国際法を無視してでも先住民の排除を貫徹したいというイスラエルの右派政権の欲望が、2023年10月7日以降のガザの悲惨な状況を招いている。

イスラエルは、ヨーロッパの反ユダヤ(反セム)主義の鬼子である。西欧におけるユダヤ人迫害は十字軍を機に顕在化した。イスラーム圏ではユダヤ教徒は迫害されることなく、信仰・財産の自由や法的自治を持ち、交易などに従事した(市川 2009)。8世紀にユダヤ教徒人口の9割が居住したのはイスラーム圏であり、15世紀末にスペインのユダヤ教徒が追放された際に最大の受け皿となったのもオスマン帝国であった(市川 2009)。ユダヤ教徒が多く居住した中東には、ユダヤ人問題はなかったのである。ユダヤ教徒がユダヤ人という「人種」として措定され、他者と見なされたのはヨーロッパにおいてであって、国民国家内部の他者をどう遇するかという問題——ユダヤ人問題——は本来、ヨーロッパの内政問題であった(アーレント 2017)。それはイスラエルが中東地域に建国されたことでヨーロッパから中東に輸出され、「中東問題」となった。ユダヤ人問題は、帝国主義の遺産として、イスラエルの建国という形で一方的に欧米から、歴史的にユダヤ教徒と平和的に共存してきた中東に押し付けられたと言えよう。

イスラエルの対パレスチナ政策、なかでもジェンダーに関連する諸政策は、ピンクウォッシングなどの対欧米プロパガンダと、パレスチナ人のリプロダクティブ・ヘルス&ライツへの攻撃に二分

できる。後者は入植者植民地主義に基づく先住民の排除や殲滅の一環である。後者に関連する早尾貴紀の指摘は極めて正しい。

パレスチナ人口の総体をユダヤ人国家にとっての「邪魔者・脅威」とみなす価値観は、パレスチナ女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを根底的に破壊し、パレスチナ人の再生産(出産・育児)を阻害することを意図している。イスラエルはユダヤ人人口比率を高めるために異様に人口統計学を重視する人種主義国家であるからだ。ガザ地区攻撃においてのみならず、西岸地区においてさえ、執拗に学校と病院が破壊対象となるのも同じ理由による(早尾 2024)。

イスラエルとパレスチナの妊産婦死亡率、乳児死亡率、5歳未満児死亡率を見れば、その差は一目瞭然である(表1)⁶。

2023年10月7日のハマースによる攻撃を奇貨として、イスラエルが行うガザへの大規模侵攻でも病院は標的となり、24年4月までにガザにある36の病院すべてが攻撃された。パレスチナ最大の病院、アル=シファ病院では24年3月の攻撃により400人以上が犠牲となり、病院は病院としての機能を失い瓦礫と化した(BBC News Japan 2024)。23年10月以降のガザにおける、住居や下水道、発電所などの社会インフラの徹底した破壊(ドミサイド、*domicide*)は、ガザ地区を居住不可能とすることでパレスチナ人をそこから追放しようとするイスラエルの意図を反映している。この意図を示す一例が、イスラエルのガラント国防相の同月の発言である。「私はガザ地区の完全封鎖を命じた。電気も食料も燃料もなく、すべてが閉鎖される」(Fabian 2023)。

III. グローバル社会における、ジェンダーの政治利用

先の国防相の発言は「我々は人間動物(Human

表1 イスラエルおよびパレスチナの妊産婦死亡率¹⁾

	妊産婦死亡率					
	1990	1995	2000	2005	2010	2015
イスラエル	11	10	9	8	7	8
西岸およびガザ	118	96	72	62	54	45

1) WHO 2015: 53,56,73,77.
資料に基づき筆者作成

表2 イスラエルおよびパレスチナの乳幼児死亡率、5歳未満死亡率、平均寿命¹⁾

	乳幼児死亡率 (1歳未満)		5歳未満死亡率		平均寿命	
	1990	2015	1990	2015	1990	2015
イスラエル	10	3	12	4	77	82
パレスチナ	36	18	44	21	68	73

1) パレスチナは Tabutin et al. 2017: 283、イスラエルは World Bank Data Catalog による
資料に基づき筆者作成

Animals) と戦っており、それに応じて行動している」と続く (Fabian 2023)⁷⁾。ネタニヤフ首相も X (旧ツイッター) に「闇の子どもと光の子どもの戦い」⁸⁾と書くなど、彼らはプロパガンダの一環としてパレスチナ人を、自分たちとは異なる、人間性を持たない人々として他者化し表象する。相手への共感を鈍麻させる他者化は、残虐行為を正当化するための準備の一環でもある。例えば1994年のルワンダ虐殺の契機となったのは、ツチ族を「ゴキブリ」と罵り、一掃せよと煽動するラジオ放送だったことはよく知られている。

さらにイスラエル政府は欧米向けのプロパガンダにジェンダーを利用している。イスラエルの X 公式アカウントは、パレスチナ人の男性をレイプ犯と呼び、誘拐されたイスラエル人女性がレイプされたと喧伝し⁹⁾、「テロリスト集団」ハマスは、ゲイや女性、その他のマイノリティを虐待しているとフェイク画像を交えて訴え (23年11月19日、図1左)、誘拐されたイスラエル女性に対する性暴力に対して「冷淡」だと国連を非難する (23年12月2日、図1右)。

イスラエル人ジャーナリストは、あるパレスチナ連帯デモの映像を引用しつつ「馬鹿ども。ハマースがガザを支配していることをまだ理解していないのか。テロ組織、ハマースは女性をレイプし、子どもや老人を斧で切り刻む。(中略) 現実

の世界では、もしあなたがガザにいたら、ハマースは性的指向、国籍、スカートの長さ (女性はズボンをはかない) などの些細な理由で、あなた方の80%をものの数分のうちに抹殺するだろう」¹⁰⁾などと批判し、ISISなどのイスラーム主義集団とハマースを意図的に混同させる。イスラエル公式 X はハマースを常に「テロリスト集団」との枕詞をつけて呼ぶ。国際女性の日 (3月8日) には、人質とされているイスラエル女性と関連付けた X の投稿がイスラエルから多くなされた。なお、23年10月7日以降のハマースおよびイスラエルによる性暴力の実態は未だ明らかになっていない¹¹⁾。本稿では性暴力そのものではなく、イスラエルが国家戦略として、どのようにジェンダー言説を生産し、消費しているのか、そのありかたに注目したい。

2000年代以降のジェンダー・オリエンタリズム、特にイスラエルによるそれは、女性だけではなく、LGBTQを動員するところに特徴がある。9.11 (米国同時多発テロ事件) 以降、LGBTQの人権が、ジェンダー・オリエンタリズムにはっきり組み込まれ、表象の政治に動員されるようになった。ジャスビル・プア (Jusbir K. Puar) はこの現象をホモナショナリズムとして概念化した (Puar 2007)。プアは「テロとの戦い」において、アメリカで規範的なアメリカ人の再構築がなされ、規範

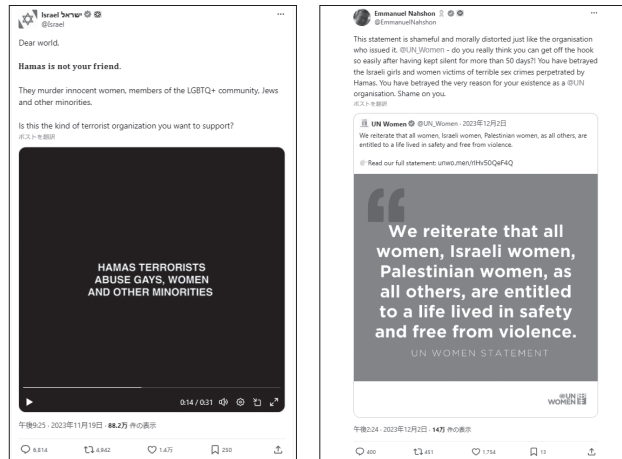


図1 左がイスラエル広報局の投稿、右がイスラエル外務省広報局長の投稿

的なアメリカ人のなかに品行方正な同性愛者（特にゲイ）が包摂されたこと、一方でそれ以外の同性愛者は排除されることで、同性愛者の間に分断が生じたと論じた。そしてゲイやレズビアン主体に対する「受容」や「寛容」が、国家主権の権利や能力を評価するバロメーターとなる複雑な状況を理解するための分析概念として、ホモナショナリズムを提示した (Puar 2013: 336)。2000年以降、中東は同性愛に不寛容で後進的、アメリカやイスラエルは同性愛者に寛容で進歩的、と彼我を二項対立的に捉え、後者の性的に進歩的な多文化主義に高い価値を置くことで、アメリカは対外介入を、イスラエルは入植者植民地主義をそれぞれ正当化してきた。ヨーロッパでも反イスラーム主義者がLGBTQへのムスリムの不寛容を理由として移民を危険視する姿勢が見られる。ジュディス・バトラー (Judith Butler) は、2010年、ベルリンのプライドパレードにおける市民の勇気賞受賞拒否スピーチでそれを批判した。

既に私たちは、暴力的なイスラーム嫌悪を利用した移民への文化戦争やイラク・アフガニスタンに対する軍事戦争などを引き起こそうとする人々によってゲイ・バイセクシュアル・レズビアン・トランス・クィアの人々が利用されてしまうことがあることを知っていま

す。このような時代、そのような方法によって、私たちは国家主義や軍事主義に駆り出されてしまいます。現に今、多くのヨーロッパ諸国はゲイやレズビアン、クィアの権利は守られるべきだと主張しており、私たちは、あたかもそのために移民に対しての新しい形の憎悪が必要であるかのように信じこまされています。ですから、そのような取引に対して私たちは「ノー」と言わなければなりません (G.R.E.A.T. 日本支部 2010)。

関連してヨーロッパでは「女性の権利」の政治利用も現在進行形で進む。サラ・R・ファリス (Sara R Farris) は主にフランス、イタリア、オランダを事例として、移民排斥やイスラーム嫌悪に女性の権利がいかにも利用されているかを論じた (Sara 2017)。ムスリム男性を、ムスリム女性を抑圧する、西洋社会にとって危険な存在と決めつけることには、人種差別的な論理や政策を正当化するという効用がある (Sara 2017)。さらにファリスは、移民女性やムスリム女性が賃労働に従事することが彼女たちを「解放」という主張は、実際には新自由主義のもとで彼女たちを安価な労働力としてケア労働に取り込もうとする動きであるとする (Sara 2017)。これはまさに、アーリー・ラッセル・ホックシールド (Arlie Russell Hochschild) の

「グローバルなケアの連鎖」概念の、移民女性を利用した国内版である (Hochschild 2000)。これも、ヨーロッパにおける新たなジェンダー・オリエンタリズムの一形態と言えよう¹²。

イスラエル政府は国家戦略として、イスラエルが中東で唯一のゲイ・フレンドリーな国家であると喧伝し、国際的なLGBTQの映画祭やプライドパレードの支援、ゲイの観光客招致運動等を行ってきた (保井 2018, 2021; Schulman 2012)。テルアビブは「ゲイに優しい世界の街」ランキングの常連で¹³、1位になったこともある (WOW n.d.)。これらは対外向けプロパガンダである¹⁴。イスラエルのこの国家戦略は、ピンクウォッシングとしてLGBTQ当事者団体などから批判されてきた。ピンクウォッシング政策は、1967年以来、ガザとヨルダン川西岸地区をイスラエルが不当に占領し続けていることによって傷ついたりベラルなイメージの回復を図る、イスラエル政府の戦略の一環である。そしてそれが最もグロテスクに表れたのがイスラエル広報局の2023年11月13日のXへの投稿だった¹⁵。曰く、「ガザに初めてプライドフラッグが掲げられた日／LGBTQ+コミュニティのメンバーである Yoav Atzmoni は、残忍なハマースの下で生きるガザの人々に希望のメッセージを送りたかった／彼の意図は、平和と自由を求め、ガザで最初のプライドフラッグを掲げることだった」。左の画像のプライドフラッグには英語とアラビア語とおそらくヘブライ語¹⁶で「愛の名のもとに」と書かれており、右の画像はイスラエルの国旗の上下部分にレインボーがあしらわれている。ガザにおけるドミサイドと虐殺という甚大な国際法違反すら、ピンクウォッシングによって糊塗しようとする姿勢が、ここにある。パレスチナにもLGBTQ+の当事者がおり当事者団体もあるという事実¹⁷は、ここでは全く顧みられていない。ピンクウォッシングと、それを支えるジェンダー・オリエンタリズムは、露骨に、現在進行形で政治利用されている。

この意味で権力とはまさに定義権であり、我々は今、暴力が誰によって、どのような権力構造の



図2 23年11月13日、イスラエル広報局の投稿

なかで、名づけられていくかをつぶさに見ている。プライドフラッグはイスラエル広報局とクイアの兵士が言うように「平和と自由を求めて」「希望のメッセージとして」掲げられたのでは断じてない。それは入植者植民地主義を正当化する一環として利用されたのである。

イスラエルがLGBTQを動員したこの事例からわかるのは、一つの争点のみを焦点化し、一点における連帯をめざすワン・イシュー戦略は、このグローバルな世界では既に非常に危険だという現実である¹⁸。2010年にバトラーが指摘したように、中東への軍事攻撃、欧米におけるムスリム移民排斥に、LGBTQや女性の権利は動員され続けている。女性やLGBTQの権利のみに着目すると、それを動員する側にとって都合がよいことに、その必然的な帰結として、権利擁護を唱える側の政治的意図や欲望は不可視化されてしまう。この不可視化の作用に注目したい。

一方で、欧米やイスラエルにおける女性の権利やLGBTQの権利の動員は、女性の権利侵害や女性抑圧の原因となるジェンダー暴力は「良くない、受け入れ難いもの」で、「女性およびLGBTQの権利は尊重されるべき」という合意形成がグローバルになされた結果である、という見方もできよう。政治利用は合意形成の後に行われるからだ。その結果、ジェンダー暴力は他者化・悪魔化

の手段として動員・利用され続けている。

レイプや子どもへの暴力などは、誰にも強い感情を呼び起こし、ショックを与えることで受け手を思考停止に導く。さらに関連するPTSDを持つ人のフラッシュバックを誘い、認知を混同させ、加害者への強い拒否感と怒りを喚起し、相互理解の不可能性を実感させるなどの様々な作用もある(ハーマン 2023; 宮地 2007)。しかし感情を呼び起こされた側が、それを自覚するのは難しい。故に、「加害者」と目される人を悪魔化するためにジェンダー暴力は利用される。つまりここでは、感情すらも政治的に動員されているのである。

これらの感情の動員に、ジェンダー研究はもっと注意を払わなければならない。強い感情を喚起されるときには視野が狭くなるため、人々は簡単にこれにひっかかる。回避やフラッシュバックなどのトラウマ反応中、人は感情的な反応を引きだされやすく、それを必要以上に敷衍しやすい不安定な状態にある¹⁹。ジェンダー暴力は、常に暴力を振るう側によって定義されてきた。被害者たちがジェンダー暴力の定義権を奪還することは重要であり、それはジェンダー研究が目指すゴールでもある。しかし、被害者側からの定義もこの意味では危険性を孕んでおり、これらの危険性からサバイバー個々人もジェンダー研究も、ともに何とかして距離を置く必要がある。

この事態に抗するために、異文化におけるジェンダー暴力や表象については特に、誰が、暴力や表象を、どこから、誰に向けて、どんな意図を持って、定義し、語っているのかにつき、俯瞰的な視座を持つことが重要である。日本から詳細な実態を知ることが難しいなら、言説と実態の乖離の可能性を考慮に入れた上で、情報リテラシーを駆使しつつ、強い感情に抗しながらの判断が求められよう。

IV. 「名誉に基づく暴力」の文脈とその実態 ——エジプト

ジェンダー・オリエンタリズムは、ジェンダー

暴力の取り上げ方にも、抜き差しならない影響を及ぼしている。ジェンダー・オリエンタリズムの影響下にある現代のグローバル言説には、グローバルサウスにおけるジェンダー暴力として、女子割礼、名誉に基づく暴力、酸攻撃、持参金殺人、後れた法制度など、オリエントに「特殊」かつ「独特」と彼らが見なす暴力を好んで取り上げる傾向がある(田中・嶺崎 2017)。そこにはキャロル・ハリントン(Carol Harrington)が指摘するように、オリエントには「有害な男性」と「性的危険にさらされる女性・少女」がいるという前提がある(Harrington 2024)。しかしそれは実態と乖離している。

見かけと実態が異なる例として、バングラデシュで、裁判所が「強姦」加害者に被害者と結婚するよう申し渡した事例がある。これを、国際的な女性の権利団体らは批判的に取り上げた。しかしこれらの事例で、相手を告訴し結婚を求めた原告は「被害者」女性だった。合意の上で性交渉を持ったが、男性が結婚の約束を反故にしたり、婚前妊娠して恋人に捨てられたときに、女性が恋人を「婚姻していない女性を欺いて、適法に婚姻していると信じ込ませ、その状態で同棲または性交させた男性は最長10年の禁固刑または罰金刑に処される」というバングラデシュの刑法493条を盾に訴え、結婚を迫り成功した、というのがその真相であった(Siddiqi 2011)。この文脈への理解があれば、この事例が女性への人権侵害にあたらないことは明らかである。女性たちは、法規定を十全に使いこなし、レイプされたと訴えることで性的に不品行だという社会的な非難を逃れ、自らの尊厳を保ちつつ、責任逃れをしようとする恋人に責任を取らせたのである。この事例から、女性たちが理不尽な法律の犠牲になっているとは到底言えない。ここから読み取るべきは、女性の行為主体性とたくましさ、したたかさである。

そしてグローバル言説において、特殊で野蛮なオリエントのジェンダー暴力の最右翼に位置づけられるのが、名誉に基づく暴力と、その極限の形としての名誉殺人である。名誉に基づく暴力と

は、家族成員の性的な醜聞により名誉を失った男性が、名誉回復のために醜聞の当事者である家族成員(殆どが女性)に対してふるう暴力である。名誉に基づく暴力は「名誉と恥」が社会的に重要な意味を持ち、家族成員の女性の性的な純潔が男性の名誉を左右する要因と見なされる地中海から西アジア、南アジア北西部において、キリスト教圏も含めて広く観察される(田中・嶺崎編 2021)。それにもかかわらず、中東地域のそれは殊更に注目を浴びてきた。そして中東地域の男性は、伝統的な男らしさを内面化し、女性や少女に暴力をふるう「有害な男性」と十把一絡げに表象されてきた(Harrington 2024)。

本章では、エジプトのカイロの事例をもとに、現地の市井の人々がいかに「名誉に基づく暴力」を避けるために努力しているかを見る。本章で論じたいのは、伝統的な男らしさを内面化した有害な男性、という一枚岩的な表象と、実態との落差である。グローバルな言説では、有害な男らしさを内面化し、名誉に基づく暴力の「担い手」と見なされるカイロの街区の男性たちは、しかし本章で見る事例では名誉に基づく暴力を避けるために努力を惜しまなかった。

名誉に基づく暴力自体は未だに存在する。一方で名誉殺人ゆえの減刑は中東諸国でも廃止傾向にあり²⁰、名誉殺人を問題視する現地の人も多い。現地社会においても、それはもはや手放しで容認されるものではない。ここで取り上げたいのは、娘や姉妹を殺すなんて理解できない、と当事者を他者化、悪魔化してしまう、私たちの傾向やまなざしである。名誉に基づく暴力を他者化するのではなく、現地の文脈に沿って知ることをめざす。

以下で、2005年のエジプト、大カイロ中心部、ギザ県ドッキ地区の事例を紹介する。30代の男性ウマル(仮名)が語った、同じに住む女性の醜聞と、その顛末である²¹。なおエジプトでは女性の性的純潔は、その家族全員の名誉と関係する(嶺崎 2021)。そしてシャリーアで禁止行為とされる婚外交渉(姦通、*jinā*)。同意の有無にかかわらず、すべての婚外交渉を指す)は醜聞とされる。醜聞は、

その後の本人や家族の運命を左右するに十二分な影響力を持つ。

婚約中の男女が性交渉を持ち、女性が妊娠した。女性は困って母親に相談したが、母親も有効な対処法を思いつかず、母親は近所に住む友人〔女性〕に中絶のできる病院を知らないかと聞いた。しかし母の友人も病院を知らず、その他の対応も思いつかず、彼女たちでは解決できなかった。時間的に切迫し、困った母の友人が自分の夫に相談した。夫が驚いて近所の友人たち〔街区の男性たち〕に話した。この段階では女性の父親はこの醜聞を知らなかった。皆〔街区の男性たち〕で相談して、妊娠した女性の父親と仲の良い人間を選び出し、彼が父親に娘の妊娠の事実を告げた。それで父親は大変恥づかしい思いをした。

我々〔近所の男性たち〕は女性の家を頻繁に訪れていたその婚約者を知っていたので、この男性を呼び出し、妊娠の事実を告げ結婚を迫った。(中略)婚約者は最初、結婚を渋った。そのため「彼女にはこの結婚を逃せば後がない、我々の名誉や彼女の家の名誉、家族のことを考えろ」と近所中で説得した。結果彼らは結婚し、子どもも生まれ、今は幸せに暮らしている。それは良かった。母親は孫が生まれてもうハッピーで娘の醜聞を水に流し、孫の世話にかまけているが、父親は未だに娘とも娘婿とも口をきかず、孫も一度も抱いていない。

あの家には下に未婚の妹が2人と未婚の弟が1人いて、彼らの結婚、特に妹2人の結婚は難しいと思う。そんな不名誉な家と親戚になりたいと思う家族は、少なくとも我々の街区にはいない。よその人ならありうるかもしれないが、その場合、近所の者として起こったことを求婚者に告げるべきか迷う。既婚の姉もいるが、この姉の夫は妻が実家に帰ることを禁止した。そんな不名誉で恥づかしい家

との親戚付き合いはごめんだ、と拒否した。彼は、子どももいるし、自分の妻が妹みたいではないことも知っているし、妻を信用していてもいるが、しかし親戚付き合いは受け入れられない。黙って実家に行ったら離婚だ、と妻に言い渡した。これは当然だと思う。夫婦仲によっては離婚されてもおかしくないし、それもこういうケースではありだと思う。

母親は今は、もう孫も生まれたから、お産の手伝いもしたし、その後も娘を何くれとなく助けている。彼女にとってはもう醜聞は終わったこと。(中略)

しかし父親は事情が違う。父親は家族の名誉に責任がある。父親がこの娘と娘婿を許してしまったら、それは恥の上塗りになるし、ほらみろ、彼は名誉を重んじない男だ、と近所中に言われる。そうなると家族の評判 (*sum'a*) はいつそう地に墮ちる。そうなったら、未婚の娘2人に求婚者は未来永劫現れないだろう。彼は他の娘たちのためにも、こんな不始末をしでかした娘と娘婿を許すわけにはいかない。だから、もちろん孫は可愛いと思うけれど、一度たりとも抱いていないし、触ってもいない。そもそも見ても会ってもいない。彼が我慢していることは近所の者も皆知っている。もちろん孫だから内心可愛いと思っていると思う。でも彼は娘の家にも一度も行ってないし、娘と孫、娘婿を自分の家に入れていない。母親は娘の家に向いて世話をしている。ただ、彼は妻が娘の世話に出て行くのは止めないで自由にさせている。それが彼の気持ちの精一杯の落としどころではないか。やはり近所の目があるから。我々は今回、大事おおごとだったから近所の者として介入した。彼女の権利を守ってあげなければならなかったし。だが介入して良かったのかどうか、実は確信が持てない。[我々の行動によって] 却って大事にしてしまったかもしれないと思うときもある。父親の顔に泥を塗った気もするし……これでよかったのかと迷うこと

もある。どう思う？

この事例は多くの示唆に富む。何より、婚前妊娠という最大級の性的醜聞ですら、名誉に基づく暴力に直結していない²²。名誉に基づく暴力が起こって当然とされるような状況であっても、周囲の介入によって解決がなされ、名誉に基づく暴力が起こらなかった事例と言えよう。解決の決め手は、相手との結婚とそれに伴う子の嫡出認定により、彼女の妻としての諸権利と子どもの権利が保障されたことである。結婚によって、カップル間の問題と考えた場合には、事態は実際に「ある程度」収拾できる。換言すればエジプトでは、たとえ性交と結婚の順番が前後しても、結婚によって名誉に基づく暴力を回避できると言えよう。この事例から、婚外性交渉が周知の事実となっても、結婚がジェンダー暴力の抑止力として有効であることがわかる。それは結婚が、婚外性交渉というジェンダー規範の侵犯かつジェンダー暴力を引き起こす原因となりうる行為を、合法的婚内性交渉へと再配置する機能を果たすためだ。相手が婚約者なら、婚姻に基本的な両家の合意はありと見て良く、結婚の障害は元々少ない。他にも、妊娠先行型結婚がジェンダー暴力を回避した事例は1例、婚約者との性的な接触を秘匿することでジェンダー暴力を避けた事例は3例あった(嶺崎 2021: 108-12)。名誉殺人はそのような場合、起きにくいと言えそうである。

ただし、結婚によってカップルおよび子の権利保障がなされても、名誉の問題は残る。エジプトでは、名誉は生家単位である(嶺崎 2021)。故に未婚女性にとって、家族の醜聞の露見は自らの結婚にかかわる、一生を揺るがしかねない死活問題である。家族に醜聞の当事者以外に未婚の娘が複数いるとき、醜聞の露見が与えるダメージは増す。その場合、未婚の娘の結婚のために名誉回復を願うからこそ、家長には厳しい態度で醜聞の当事者に対応する必要が生じる。それによって暴力が選択される確率が上がる、とは言えるかもしれない。

しかし先の事例では、未婚の娘を抱えていても、家長は暴力を選択しなかった。その理由は二点考えられる。結婚によって一応は事態が収拾できたためと、関わった誰もが暴力を望まなかったためである。後者は当然のように思えるが、実は重要である。

主要なアクターである街区の男性らに注目しよう。彼らは事態を収拾すべく婚約者を呼び出し、数の力で彼を説得して結婚を承諾させた後、父親に事実を告げた。彼らは醜聞をこの一家のみならず、街区全体の名誉の問題と見なし、「身内」として火消しに尽力し、結婚と緘口令によって醜聞が街区外に洩れるのを防いだ。庇護者集団として隠蔽と火消しに一役買ったのである(ゴッフマン 2001: 165)。

特に彼らが父親に娘の妊娠を告げる前に、婚約者に集団で結婚を迫ったことは見逃せない。エジプトの文脈では、外部の人間から身内の醜聞を聞くことは管理不足を衆目に晒されることを意味し、これ自体が大変屈辱的である。しかし彼らは人選によって父親の受ける屈辱を最小限にすただけでなく、結婚という解決策を用意してその場に臨んだ。これは父親のみに責任を負わせず、街区として解決に協力するという姿勢の表れ、かつ、もっと重要なことに、街区の男性から父親への「私たちはあなたを弾劾しない」という意思表示だったのではないか。彼らの行動は確実に、名誉に基づく暴力を遠ざけた。

彼らが父親に妊娠を告げただけだったなら、父親は大恥をかい上り、何らかの対応を迫られたはずだ。その場合、父親は単独で名誉を回復する手段を見出さねばならない²³。醜聞を知り、それを材料に父親や一家を弾劾し、誹謗中傷する者たちの攻撃から家族成員を守るために、彼は弾劾者が納得する形で、汚名を雪がなければならぬ。この場合には醜聞が大きければ大きいほど、それに相応しい方法が求められる。そうなれば名誉に基づく暴力が手段として採用される可能性は上がるだろう。不名誉が露見し醜聞となって初めて、それに対応する必要が生じると筆者は以前論じ

た(嶺崎 2017, 2021)。しかしそこにはもう一つステップがあった。不名誉を知った側が醜聞を弾劾せず、汚名を雪がなければならぬ状況を作らなければ、名誉に基づく暴力はおそらく生じない。

換言すれば、名誉に基づく暴力はいわば劇場型の不法行為であり、誹謗中傷や弾劾に熱心な「観客」がいる場合のみ、中傷や弾劾を止めさせるために生じるのだ。そこに観客がいなければ、名誉に基づく暴力は生じないことを、この事例は証明している(cf. ヨナル 2013)。観客とはすなわち、醜聞を出した家と利害関係がない他人、と定義できるかもしれない。

「身内」の醜聞を隠蔽しようとする行為自体には合理性がある。しかし本事例では、親戚ではない街区の男性らは、父親を弾劾する側に回ることもできた。街区の男性らが「身内」として一家の力となった理由としてウマルは①家族とその人となりと昔からよく知っている、②彼は最初の娘は処女のままきちんと結婚させた、の2点を挙げた。長年のご近所としての信用と実績があったことが、彼らの親身な対応の背景にある。街区の協力は今までの関係性の賜とも言えよう。そして醜聞を知る共同体の協力があれば、名誉に基づく暴力の発生は抑えられる可能性が高い。逆に言えば、共同体の協力がないうち、醜聞の当事者が醜聞を知りうる立場の人々と敵対的な関係にあるときなどには、名誉に基づく暴力の発生頻度は上がりうる。

街区の男性たちを動かした一義的な動機はわからない。「街区の名誉を守るため」だったかもしれない。ただし、少なくとも「彼女の権利を守ってあげなければならなかったし」と語ったウマルに限っては、昔から知る一家のあの子を何とかしてあげなきゃ、という気持ちで動いたのではないか。「父親の顔に泥を塗った気もする」と洩らし、介入への迷いを垣間見せたことも、その傍証となるだろう。なおこの場合の権利とは、シャリーアで保障されている妻としての諸権利(子を産む権利、扶養請求権など)を指す。

名誉の共有や当事者性にはグラデーションがあ

る。一心同体で名誉を共有する家族や親族と異なり、姻族や街区の男性は「身内」だが、いつでも手を放せる微妙な立ち位置にいる。一方でウマルは「[妹二人に求婚者が現れた] 場合、近所の者として起こったことを求婚者に告げるべきか迷う」とも発言している。それは未来の求婚者に情報を与えないのは良くないのでは、という懸念から出た言葉だった。しかし求婚者の知る権利と、一家の名誉および妹たちの結婚のチャンスを天秤にかけこの発言から、彼が妹たちの名誉や将来を一義的に守るべきものと認識してはいないこともまたわかる。同時にその言葉は、街区の男性たちが将来、醜聞を第三者に暴露する可能性があることを示している。

前述のように、ジェンダー・オリエンタリズムの影響下のグローバル言説において、第三世界の伝統的な男性は、伝統を墨守し、女性たちを抑圧し、家父長制を体現する者として一枚岩のかつ単純に表象・理解されてきた。しかしこの事例からは、正反対の姿が見えてくる。街区の男性らは名誉に基づく暴力を回避するために婚約者と交渉し、父親に配慮しつつ問題解決に動くことで、実際には、名誉に基づく暴力に訴えることなく問題を円満解決する推進力となった。

しかし同時に、「そんな不名誉な家と親戚になりたいと思う家族は、少なくとも我々の街区にはいない」という発言は、醜聞の当事者一家と距離を置きたいという共同体構成員の欲望と、共同体内部においてもやはりそれは醜聞であり、それが長期にわたり影響を及ぼすだろうことを示している。彼らの対応には、規範自体に挑戦してはいないという限界がある。一方で、旧知のあの子の苦境を何とかしてあげたい、というきわめて人間的な動機もそこにはあった。ウマルを例に取れば、社会的文脈から自由ではなく、様々な感情を抱いた個人として、一筋縄ではいかない反応を示したとも言えよう。その豊かなニュアンスを描き、捨てることには、グローバル言説のなかで一枚岩的に描かれる「第三世界の有害な男性」という表象に修正を迫るという意義がある。

V. 結びにかえて ——ジェンダー・オリエンタリズムの 脱構築のために

本稿では、ジェンダー・オリエンタリズムの本質である、言説と現実の落差について論じた。この解消に向け、第三世界の女性たちの状況に関する研究・報道などを、質量ともに増やす必要がある。また言説については、アメリカのLGBTQの当事者団体が行う、ピンクウォッシングを監視するピンクウォッチングのような、監視・批判のためのプロジェクトや運動が必要だろう (Puar 2013)。東京レインボープライド2024において、様々な形でピンクウォッシングに対抗する動きがあったことは希望である²⁴。

LGBTQ文化自体にアメリカの影響が非常に強いことは、そのジェンダー・オリエンタリズムへの動員と無縁ではない。しかし本来、LGBTQという西洋文化圏の概念や用法は、別の文化圏に無批判に輸入できるものでも、絶対の参照軸でもありえない²⁵。ジェンダーやセクシュアリティにまつわる文化ごとに異なる実態——例えば性的マイノリティの名づけや社会的位置づけ、レイプという言葉の使われ方や定義と刑法の利用の実態、名誉に基づく暴力の回避に向けた努力など——の細部は、レイプ、名誉に基づく暴力、LGBTQなどの普遍的な用語に乗せてしまうと、マジョリティによる言葉の定義や理解に覆い隠されて見えなくなってしまう。しかしその文化圏の文脈に即したイミューナブルな理解と、細部こそが重要なのだ。この意味でアメリカの宗教学者、タラル・アサド (Talal Asad) の言は正鵠を得ている。

翻訳に携わる人類学者は、概念的要素をなじみのない——さらには不快な——形で結びつけるような比喩を保持することに努めるべきである。……もし私たちが他の文明における潜在的に不穏な概念をリベラルな世界観に受け入れられる言葉に翻訳するならば、偏見が強化されることだけは間違いない (アサド

2004: 315-6)

ジェンダー・オリエンタリズムの脱構築のためには、イーミックな視点の重視と、イーミックを踏まえたジェンダー研究やクィア研究の複層化と相対化が必須である。さらに、日本という立ち位置そのものも問い直されなければならない。

ジェンダー・オリエンタリズムのなかで、日本はまなざす側でもまなざされる側でもあるという両義的な位置にいる(嶺崎 2023)。それにもかかわらず、歴史的に日本人女性に向けられてきたまなざし(プッチーニのオペラ『蝶々夫人』)や、日本に関する民族誌における「冷たい男と馬鹿な女」などのステレオタイプに基づく記述(ハーデガー 2017)の問題点などは、ジェンダー研究においては、一部の研究者(加藤 2016; 川橋 2012; 宮西 2012; 小川 2007)以外はあまり論じてこなかった。これらのまなざしへの日本のジェンダー研究のある種の鈍さを、どう考えればいいのか。

ジェンダー・オリエンタリズムをはじめとする、ジェンダーをめぐる国際的な言説やその流通、他者をまなざす自らのまなざし、自らをまなざす他者のまなざし、自己と他者との流動的で曖昧な境界、それらすべてに絡むグローバルな権力勾配や政治、その影響の実態、磁場のなかで捨象されがちな地域的・文化的な文脈、すべてを俯瞰的にマクロに見ていかなければならない。特に、政治と権力の広範な影響を俯瞰的に見る視座は、ジェンダー研究、特に第三世界のジェンダー研究には必須である。

そして大事なことに、正義感、怒り、恐怖、ショック、フラッシュバックなどの感情もまたジェンダーの政治に動員されている——我々にジェンダーを利用したプロパガンダを見せる者たちは、感情を揺さぶることで我々の同意や行動を引き出そうとするからである。イスラエルのピンクウォッシングの意図は、東京プライドパレード2024で対抗の動きがあったことからわかるように、知られつつある。しかしより巧妙な形で感情の動員や政治利用は、今後も行われるだ

ろう。

感情の動員や政治利用を警戒し、揺さぶられる感情をコントロールしつつ、自文化と異文化を往還し、俯瞰的に見ることができるよう目と耳を鍛え、マイノリティやサバルタンの声に耳を傾け、その傍にあること。それが、ガザのジェノサイドの同時代を生きるジェンダー研究者に今、求められているのではないだろうか。

注

- 1 エジプトの事例自体は既に別稿で論じた(嶺崎 2017, 2021) ため、内容の重複があることをお断りしておく。しかし本稿と別稿では分析の力点が異なる。
- 2 ジェンダー暴力の詳細や類型化については(田中・嶺崎 2021) を参照されたい。
- 3 マジョリティは多数派、マイノリティは少数派と訳されることがあるが、マジョリティとマイノリティの基準は数ではなく、権力差である。例えば南アフリカのアパルトヘイトは、少数派だがマジョリティの白人による、多数派だがマイノリティの黒人への支配政策であった。
- 4 筆者はエジプトを主なフィールドとする文化人類学者、兼ジェンダー研究者である。イスラエルやパレスチナは文化人類学者としての私のフィールドではないことを付言しておく。
- 5 アラビア語で大災難。イスラエル建国によりパレスチナ人が居住地を追われ、離散したことを指す。
- 6 2018年頃のパレスチナにおける保健衛生状況については(UNISEF, n.d.) を参照のこと。
- 7 人間動物については(保井 2024) も参照されたい。
- 8 ネタニヤフ首相の2023年10月16日の投稿。翌日には削除。<https://pbs.twimg.com/media/F8qaAtdWYAA-kIO.jpg:orig>
- 9 <https://x.com/Israel/status/1730556427339460910>
- 10 イスラエル人ジャーナリストの、パレスチナ連帯デモに寄せた2024年4月25日の投稿。<https://x.com/NoaMagid/status/1783447182621692195>
- 11 残念ながら、筆者はパレスチナ、イスラエル両当事者による性暴力が皆無だったとは考えていない。以下の国連の報告書がその根拠である。2024年3月11日に国連は「2023年10月7日の

攻撃中にイスラエルとガザ地区周辺の複数の場所で、紛争に関連した性的暴力(強姦や集団強姦を含む)が発生したと信じるに足る十分な根拠がある」との調査結果を開示した(UN 2024/SC15621)。「同時に調査チームは、メディアで広く報道されたキブツ・ベエリでの性的暴力の少なくとも2件の申し立ては根拠がないと判断」とともに、ラーマッラーにおけるイスラエルによる性的嫌がらせや性的暴力についても報告、さらに「イスラエルの一部の政治関係者が報告書に対して即座に示した反応が、それらの疑惑事件に関する調査の開始ではなく、ソーシャルメディアを使っての真っ向からの否定だったことに失望を表明した」(UN 2024a/SC15621)。この報告書は、自国側の性暴力被害を殊更に言い立て、自国側の加害を否認するイスラエルの態度をも記録している。24年2月19日には、ガザ地区とヨルダン川西岸地区でパレスチナの女性と女兒が依然として甚だしい人権侵害を受けているとして、国連の専門家が懸念を表明した(UN 2024b)。パレスチナ被占領地域とイスラエルに関する国連の報告やプレスリリースの一覧は以下の国連のサイトから確認できる。<https://www.ohchr.org/en/media-centre/statements-grave-situation-occupied-palestinian-territory-and-israel>

- 12 例えば、フランスのジェンダーやセクシュアリティとイスラモフォビアについては(山下2024)を、フランスのムスリムによるイスラーム改革運動については(佐藤2024)を参照されたい。ヨーロッパのムスリム移民全体の見取り図としては(内藤2003)が参考になる。
- 13 ある旅行サイトはイスラエルをこう説明した。「それでも、イスラエルが中東で最も進歩的な国であることに変わりはない」(Enjoy Travel n.d.)。LGBTQの人権が進歩と結びつけられる、典型的な語りである。
- 14 実際、イスラエルは他国で行われた同性婚を承認するが、同性婚の法制化はしていない。(Link 2021)
- 15 <https://twitter.com/Israel/status/1723971340825186754> すぐさま情報提供して下さった本山央子氏に感謝する。
- 16 一部分しか見えないため判別が難しいが、一番下の青地部分がおそらくヘブライ語。
- 17 例えばal-Qawsは、パレスチナでのあらゆる活

動にはイスラエルの植民地主義と占領の影響が刻印されていると認識しつつ、パレスチナのクィア/LGBTのコミュニティを支援し、強化しようとしている。<https://alqaws.org/siteEn/index>

- 18 女性運動ではワン・イシュー戦術はその必要性と有用性のために使われてきたし、それゆえにスピヴァクはそれを「戦略的本質主義」と呼んで擁護もした。ある特定の文脈において、それが現在でも有効であることは論を俟たない。例えば2024年時点の日本において、アフターピルや中絶薬へのアクセスの易化とその普及、匿名出産の権利保障などについて、女性として団結して声を挙げることは必要だし、有効である。しかしそれでも、その危険性をも認識せざるを得ない地平に今、私たちはいる。
- 19 例えば作業服を着た男性にレイプされた人が作業服に恐怖や嫌悪や苦痛を覚え、それを回避しようとするのは自然なトラウマ反応である。しかし、加害者以外の作業服の男性には何の罪もないのも事実だ。作業服がトリガーとなり実際にフラッシュバックや恐怖を引き起こすとしても、被害者はトラウマ反応に引きずられて、作業服の男性全員を憎んだり拒否したりすべきではない。しかしトリガーとなる事象に晒されていること自体が、被害者にとって大変苦痛なこともまた事実である。このあたりの落としどころを人知れず探さなければいけないという現実が、被害者の大変さの一部をなすことも忘れてはならない。
- 20 例えばトルコでは2003年、シリアでは2009年、レバノンでは2011年に、名誉殺人の減刑を定めた刑法の条項がそれぞれ撤廃された(村上2015; Human Rights Watch 2009, 2011)。
- 21 この事例については(嶺崎2017, 2021)でも論じた。エジプトのジェンダーやファトワーの全体像については(嶺崎2015)を参照されたい。
- 22 レイプは合意の上の婚前性交渉に比べ、相対的には醜聞ではない。シャリーア上、レイプは強制された姦通と見なされ、被害者は無罪となり姦通罪は適用されない。なおエジプトをはじめ大部分のイスラーム圏の国々では、シャリーアは刑法としては採用されていないため、シャリーア上の姦通罪は死法でありそもそも適用されない。しかし姦通罪の不適用は、神によって被害者が免罪されることを意味する。神による

免罪というただ一点において、被害者にとってそれは非常に重要である。「あなたは悪くない」と、神に言われ、赦されることの信仰者にとっての重さを思う。レイプと見なされた場合、女性に落ち度がないとされて社会的にも免罪され、醜聞となりえないこともありうる。バングラデシュで合意の上での性交渉が裁判でレイプとされたことには、このような背景がある。名誉に基づく暴力が行われている地域では、レイプという言葉は、醜聞を避けるための方便としても使われる場合がある(嶺崎 2017) ことには注意が必要である。

23 婚約者の説得には集団でも長時間かかったというから、父親が単独で娘との結婚を迫っても不首尾に終わった可能性も捨てきれない。なお、自分が口説いておきながら、結婚前に靡いた女性に興味をなくす男性はいる。筆者は2000年代にカイロで、結婚前に自分との性交渉に応じた女性の貞操観念を疑い、結婚する気をなくした婚約者の話を、エジプト人女性から複数回聞いたことがある。

24 ①TRP会場内部、パレスチナ支援をしているブックストア(タバックス)の出店、②渋谷ハチ公前、パレスチナに連帯するクィアの集い、③代々木公園内 (TRP会場外)、TRPの権力/資本との結びつきを批判する「陰気なクィアパーティ」の開催、④#wearblackforpalestineという取り組み、⑤高円寺、TRPのオルタナティブなイベントとしてのアートイベントの開催など。②における、レバノン人ドラッグクィーンのスピーチの様子は以下から冒頭のみだが確認できる。 https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_66220a27e4b01006be164a24

これらの取り組みについては以下のSNS投稿で確認できる。

① <https://www.instagram.com/p/C547sVBvN9l/?igsh=MXJ5Zno2bHplaXEzNA==>

② https://www.instagram.com/p/C5yB626S6L_/?igsh=NjQ4cnB4NG5ubnhk

③ <https://www.instagram.com/p/C5IrnFASmk-/igsh=MTZ0N3c3ZDJrOHExdgm==>

④ <https://www.instagram.com/p/C5vtv9vS295/?igsh=MXh1dGp6YjZzbWQ2OQ==>

⑤ <https://www.instagram.com/p/C5SV5dnyToS/?igsh=MTg5NDNsMGFzaHM1Nw==>

情報提供者の浜本乙葉氏に感謝する。

25 例えばそれは、民族誌が報告している儀礼的な同性愛関係や、古代ギリシャの念者と稚児のような社会的役割と連関した時限的な同性愛関係を含意しない。

参考文献

アサド, タラル, 2004, 『宗教の系譜——キリスト教とイスラムにおける権力の根拠と訓練』中村圭志訳, 岩波書店.

アーレント, ハンナ, 2017, 『全体主義の起原』1-3巻, 大久保和郎ほか訳, みすず書房.

BBC News Japan, 2024, 「ガザのアル・シファ病院、イスラエルの作戦で廃墟に多数の遺体発見か」2024年4月2日付記事 (2024年5月9日取得, <https://www.bbc.com/japanese/articles/cl59qly7j7w5o>)

Enjoy Travel, n.d. “The 30 Most LGBTQ+ Friendly Cities in the World” Enjoy Travel ホームページ, (2024年5月9日取得, <https://www.enjoytravel.com/us/travel-news/guides/50-of-the-most-lgbtq-friendly-cities-in-the-world>)

Fabian, Emanuel 2023, 10, 9 “Defense minister announces ‘complete siege’ of Gaza: No power, food or fuel” *The Times of Israel*. https://www.timesofisrael.com/liveblog_entry/defense-minister-announces-complete-siege-of-gaza-no-power-food-or-fuel/

Farris, Sara R. 2017, *In the Name of Women’s Rights: The Rise of Femonationalism*. Duke University Press
ゴッフマン, アーウィング, 2001, 『ステイグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ』石黒毅訳, せりか書房.

G.R.E.A.T.日本支部, 2010, 「ベルリンパレードでジュディス・バトラーが受賞拒否」 <https://greatjapan.wordpress.com/2010/06/23/butlerrefusesberlincsdaward/> (2024年5月9日取得)

Harrington, Carol, 2024, “Womenomics Theories of Sexual Violence: Governing Toxic Men”, 『ジェンダー研究』(お茶の水女子大学ジェンダー研究所)27号: pp.5-21.

ハーデガー, ヘレン, 2017, 『水子供養 商品としての儀式——近代日本のジェンダー/セクシュアリティと宗教』塚原久美ほか訳, 明石書店.

ハーマン, ジュディス, 2023, 『心的外傷と回復 増補新版』中井久夫・阿部大樹訳, みすず書房.

ハリディー, ラシード, 2023, 『パレスチナ戦争——入植者植民地主義と抵抗の百年史』鈴木啓之・山

- 本健介・金城美幸訳, 法政大学出版局.
- 早尾貴紀, 2023, 『ユダヤとイスラエルのあいだ——民族／国民のアポリア』青土社.
- . 2024, 「ガザ攻撃 イスラエルの行動に働くジェンダー暴力」『ふえみん』2024年1月1日号.
- Hochschild, Arile, Russel, 2000, “Global Care Chains and Emotional Surplus Labor.” Will Hutton and Anthony Giddens (eds.), *On the Edge: Living with Global Capitalism*. Vintage.
- Human Rights Watch, 2009, “Syria: No Exceptions for ‘Honor Killings’”, 2009年7月28日付記事 (2024年6月26日取得, <https://www.hrw.org/news/2009/07/28/syria-no-exceptions-honor-killings>)
- . 2011, “Lebanon: Law Reform Targets ‘Honor’ Crimes”, 2011年8月11日付記事 (2024年6月26日取得, <https://www.hrw.org/news/2011/08/11/lebanon-law-reform-targets-honor-crimes>)
- 石山徳子, 2020, 『「犠牲区域」のアメリカ——核開発と先住民族』岩波書店.
- 市川裕, 2009, 『ユダヤ教の歴史』山川出版社.
- Kabbani, Rana 1986, *Imperial Fictions: Europe’s Myths of Orient*. The Macmillan Press: London.
- 加藤恵津子, 2016, 「語られる『日本人女性』——英語圏フェミニスト人類学者が描く『女性的なる日本』」桑山敬已編『日本はどのように語られたか——海外の文化人類学的・民俗学的日本研究』昭和堂.
- 川橋範子, 2012, 『妻帯仏教の民族誌——ジェンダー宗教学からのアプローチ』人文書院.
- Link, Devon, 2021, “Fact check: Israel recognizes same-sex marriages performed abroad” USA Today, 2021年6月8日付記事 (2024年5月9日取得, <https://www.usatoday.com/story/news/fact-check/2021/06/08/fact-check-posts-gay-rights-israel-missing-context/7599411002/>)
- 嶺崎寛子, 2015, 『イスラーム復興とジェンダー——現代エジプト社会を生きる女性たち』昭和堂.
- . 2017, 「名誉に基づく暴力を回避する——2000年代エジプトを事例として」『文化人類学』第82巻3号, pp.346-66.
- . 2021, 「ジェンダー暴力の回避——エジプトのイスラームの試み」田中雅一・嶺崎寛子編『ジェンダー暴力の文化人類学——家族・国家・ディアスポラ社会』昭和堂.
- 宮地尚子, 2007, 『環状島＝トラウマの地政学』みすず書房.
- 宮西香穂里, 2012, 『沖縄軍人妻の研究』京都大学学術出版会.
- 内藤正典, 1996, 「ジェンダーとオリエンタリズム——西欧の眼、オリエンタリズムの罫」関啓子・木本貴美子編『ジェンダーから世界を読む』明石書店.
- . 2003, 「異文化のなかのイスラーム——ヨーロッパにおけるムスリム社会の研究」佐藤次高編『イスラーム地域研究の可能性』東京大学出版会.
- 村上薫, 2015, 「トルコの名誉殺人」『アジア研ワールド・トレンド』第233巻, pp.46-52.
- 岡真理, 2023, 『ガザとは何か パレスチナを知るための緊急講義』大和書房.
- 小川さくえ, 2007, 『オリエンタリズムとジェンダー——「蝶々夫人」の系譜』法政大学出版局.
- Puar, Jusbir k., 2007, *Terrorist Assemblages: Homonationalism in Queer Times*, Duke University Press.
- . 2013, “Rethinking Homonationalism,” *International Journal of Middle East Studies*, 45(2): pp.336-9.
- サイード, エドワード, W, 1993, 『オリエンタリズム』上・下巻, 板垣雄三・杉田英明監修 今沢紀子訳, 平凡社.
- . 1998, 『文化と帝国主義』1・2巻, 大橋洋一訳, みすず書房
- . 2004, 『パレスチナ問題』杉田英明訳, みすず書房.
- サラ, ロイ, 2024, 『ホロコーストからガザへ——パレスチナの政治経済学』岡真理・小田切拓・早尾貴紀訳, 青土社.
- 佐藤香寿実, 2024, 「セクシュアル化する共和国のイスラーム改革運動——フランスにおける「インクルーシブ・モスク」の取り組み」伊達聖伸・見原礼子編『イスラームの定着と葛藤』勁草書房.
- Schulman, Sarah, 2012, *Israel/Palestine and the Queer International*. Duke University Press.
- Siddiqi, Dina, 2011, “Crime and Punishment: Laws of Seduction, Consent, and Rape in Bangladesh”, *Social Difference Online* 1: pp.46-53.
- スピヴァク, ガヤトリ・C, 1998, 『サバルタンは語るることができるか』上村忠男訳, みすず書房.
- . 1999, 「サバルタン・トーク」『現代思想』第27巻8号: pp.80-100.
- Tabutin, Dominique, Bruno Masquelier, Madeleine Grieve and Paul Reeve, 2017, “Mortality

- Inequalities and Trends in Low- and Middle-Income Countries, 1990-2015,” *Population* 2017, 72(2): pp.220-295.
- 田中雅一・嶺崎寛子, 2021, 「序 ジェンダー暴力とは何か?」田中雅一・嶺崎寛子編『ジェンダー暴力の文化人類学——家族・国家・ディアスポラ社会』昭和堂.
- 編, 2021, 『ジェンダー暴力の文化人類学——家族・国家・ディアスポラ社会』昭和堂.
- UN, 2024a, Reasonable Grounds to Believe Conflict-Related Sexual Violence Occurred in Israel During 7 October Attacks, Senior UN Official Tells Security Council However, Urges Mandate Is Not “War Without Rape” but “World Without War”/ SC15621, 2024年3月11日付 (2024年6月8日取得, <https://press.un.org/en/2024/sc15621.doc.htm>)
- UN, 2024b, Israel/oPt: UN experts appalled by reported human rights violations against Palestinian women and girls, 2024年2月19日付 (2024年6月8日取得, <https://www.ohchr.org/en/press-releases/2024/02/israelopt-un-experts-appalled-reported-human-rights-violations-against>)
- UNICEF, n.d., *Health and nutrition*. UNICEF ホームページ, (2024年5月9日取得, <https://www.unicef.org/sop/what-we-do/health-and-nutrition>)
- 保井啓志, 2018, 「中東で最もゲイ・フレンドリーな街」——イスラエルの性的少数者に関する広報宣伝の言説分析』『日本中東学会年報』第34巻2号: pp.35-70.
- . 2021, 「あなたには居場所がある——イスラエルのLGBT運動における国家言説とシオニズムとの関係』『女性学』第28巻: pp.56-78.
- . 2024, 「我々は人間動物と戦っているのだ」をどのように理解すればよいのか』『現代思想』第52巻2号: pp.119-26.
- 山下泰幸, 2024, 「ジェンダー化されたイスラモフォビアとムスリム女性たちの運動」伊達聖伸・見原礼子編『イスラームの定着と葛藤』勁草書房.
- ヨナル, アイシェ, 2013, 『名誉の殺人——母、姉妹、娘を手にかけた男たち』安東建訳, 朝日新聞出版.
- WHO, 2015, *Trends in maternal mortality: 1990 to 2015: Estimates by WHO, UNICEF, UNFPA, World Bank Group and the United Nations Population Division*.
- World Bank, 2024, Data Catalog. (2024年7月13日取得, datacatalog.worldbank.org/home)
- WOW, n.d. “The most gay friendly cities in the world,” (2024年5月9日取得, <http://wowtravel.me/11-most-gay-friendly-cities-in-the-world/>)
- Yeğenoğlu, Meyda, 1998, *Colonial Fantasies: Towards a Feminist Reading of Orientalism*. Cambridge University Press.

掲載決定日: 2024年6月7日

Abstract

Gendered Orientalism and the Power to Define: Case Studies of Israel and Egypt

Hiroko Minesaki*

This paper focuses on gendered Orientalism, which is a rethinking of Said's Orientalism from a gender perspective, by addressing the historically and socially constructed perception that sees the West and the East in dichotomous opposition. The West ostracizes the East, and finds that its "culture," "religion," and "customs" are uniquely and particularly discriminating against and disrespectful toward women, which is not the case in the Western world. It then regards this as evidence of the East's "backwardness," "discrimination against women," "corruption," etc. This discourse exerted a pervasive influence from the imperialist era to the present day. At the heart of gendered Orientalism is the discrepancy between the discourse and reality. This paper questions the form and existence of gendered Orientalism. By discussing "pinkwashing" in Israel as a case of discourse, and ordinary men who avoided "honor killings" in Egypt as a case of reality, we explore clues toward the deconstruction of gendered Orientalism.

Keywords: gendered Orientalism, gender-based violence, pinkwashing, Israel, Egypt

* Professor, Faculty of Humanities, Seikei University

国際協力NGOのネット広告にみるジェンダー表象

——ポストフェミニズムと結託する植民地主義

近藤 凜太郎*

本論は、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンがネット上で展開する広報活動を事例として、日本社会に流通するジェンダー化された「第三世界」表象の意味作用を明らかにするものである。

英語圏の批判的なメディア研究では、開発にかかわる諸アクターが生み出す「第三世界」表象に注目が集まっており、それらが人種やジェンダーのステレオタイプを組み込みながらグローバルな資本主義体制の維持に貢献していることが指摘されてきた。だが、日本での研究の蓄積はいまだ不十分である。本論では、日本を代表する国際協力NGOのひとつであるプラン・インターナショナル・ジャパンが公開した3本のYouTube CMを分析する。その作業を通じて、これらのCMが、家父長制を想像上の「第三世界」空間へと外部化することで日本社会を女性抑圧とは無縁の空間として浄化し、その植民地主義的まなざしによってポストフェミニズム的感性を強化していることを示す。

キーワード：表象、国際協力、開発、植民地主義、ポストフェミニズム

1. 問題設定

本論は、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン（以下、プランと表記）がネット上で展開する広報活動を事例として、日本社会に流通するジェンダー化された「第三世界」¹表象の意味作用を明らかにするものである。表象（representation）とは、文字や映像や音声などの記号による意味生産の活動全般を指すが、本論ではそれが人種やジェンダーをめぐる差異の有標化を通じて権力の作用と結びつく様相に着目する（Hall ed. 1997）。

エドワード・サイード（Edward Said）の『オリエンタリズム』（1978=1986）以降、「文明／野蛮」を分かちことで侵略や征服を正当化する植民地主義言説の作用に注目が集まるようになった。第2次大戦後の国際開発を駆動する言説もまた、形を変えながら同様の作用を引き継いでいる。紛争・貧困・食糧危機といった開発課題は、グローバルな

収奪構造から引き離され、「第三世界」に内在する無秩序や後進性の表れとみなされてきた（Escobar 1995=2022）。旧植民地の多くが政治的独立を果たしてもなお、植民地主義言説の作用は開発を定義づける発展段階論的思考様式に正当性を付与している。「第三世界」フェミニズムの先駆として知られるチャンドラー・タルパデー・モーハンティ（Chandra Talpade Mohanty 2003=2012）は、「第三世界」に対する植民地主義的まなざしからの脱却こそ、トランスナショナルなフェミニズムの連帯に向けて避けられない課題だと主張する。

こうした理論的系譜を背景に、英語圏の批判的なメディア研究で近年注目を集めているのが、開発にかかわる諸アクター（国連機関、政府系機関、財団、NGOなど）が産出する「第三世界」表象である。これらのアクターの活動は、「第三世界」各地のフィールドで完結するのではない。事業の継続と財政基盤の安定には資金収集のための広報が

* 大阪大学大学院

不可欠となる。「第三世界」における開発実践は、ゆたかな「第一世界」に向けた表象実践なくして存立しえないのである。表象実践の産物としての寄付広告では、支援対象とされる「第三世界」の人びとの姿が写真やストーリーの形式で反復的に呈示される。ゴミ山を漁るスラムの少年、紛争で故郷を追われる母親と乳児、児童婚の慣習によって教育機会を阻まれる少女……。これら無数の広告は、単に資金獲得手段となるだけではなく、人種やジェンダーをめぐる差異を構築しながら定型的な「第三世界」像を生成する。それにより、グローバルな収奪構造にもとづく「第三世界／第一世界」の不均衡な関係が再生産されていく。

一連の研究でまず批判されてきたのは、「第三世界」の人びとを無力な存在として描く「犠牲者」的表象である (Johnson 2011; Lamers 2005 など)。1960年代のピアフラ危機における飢餓の表象に代表されるように、無垢で脆弱な子どもの写真は「第一世界」主導の保護や介入への合意を調達する。同様に、貧しい母子像の氾濫は、彼女らを扶養する父親の不在を暗示し、援助を従順に受け入れる理想的な受益者像を構築する。だが、現在流通する「第三世界」表象はそうした受動的人物像ばかりではない。1984年のエチオピア飢饉の際、アフリカへの偏見を助長する映像が大量に流通したことへの批判が高まり、広報活動の倫理に関する議論が活発化した。結果として、明るい笑顔で自己実現や経済的自立を遂げる「ポジティブ」な人物像が意識的に使われるようになる² (Lidchi 2015)。しかし、いまや「犠牲者」的表象と並んで新たな定型と化した「ポジティブ」な「第三世界」像もまた、新自由主義の時代状況と共振するがゆえに批判の対象となる。例えば、市場に有用な労働を通じて貧困を克服する女性像は、新自由主義が求めるフレキシブルな労働力形態に親和的であり、「犠牲者」的表象とは別の形で主流の開発政策を補強してしまう (Wilson 2011)。2000年代後半の世界金融危機以降は、ナイキ財団の「ガール・エフェクト」キャンペーン³を契機に、「女の子への投資」を呼びかける開発言説が広範に流通する

ようになる (Koffman and Gill 2013; Switzer 2013 など)。就学促進や収入向上によって少女たちを抑圧的慣習から解き放つことで貧困削減や出生率低下や栄養改善を見込めるという楽観的言説が、国連機関・世界銀行・多国籍企業・国際NGOのキャンペーンを通じて主流化していく。貧困の連鎖を断ち切る魅力的な「解決策」として「第三世界」の少女たちを称揚する言説は、一見すると「女性のエンパワメント」を促進するかのような「ポジティブ」な様相を呈している。しかしそれは、ジェンダー平等を「スマート・エコノミクス」と称して収益性の観点から定義してきた世界銀行に代表されるように、性差別の是正や収奪構造の変革を先延ばしにする新自由主義的開発政策を背景にもつ。事実、「女の子への投資」の呼びかけは、女性は男性に比べて収入を子どもや地域共同体の福祉向上に使うという見通しの下、効率的な貧困削減のために性別分業を手段化する論理を強固に内包している (MacDonald 2016)。

本論は、こうした批判的見解に共鳴しつつ、日本の国際協力の文脈で知見を深めることを目指す。敗戦後日本は、開発独裁政権下のアジア諸国に多額のODAを投下して企業進出の足場を整備し、経済大国化の道を歩んだ。「第三世界」の安価な女性労働力から莫大な利潤を収奪する男性中心的開発援助体制 (松井 1990) の変革は、冷戦終結後の現代もなお、日本社会に課せられた大きな課題である。この歴史的局面において、国際協力組織が生み出す「第三世界」表象をいかに読み解くかということは、日本でも西欧諸国と同様に、ジェンダー研究がとりくむべき重大な問題領域をなしているが、具体的な素材をとりあげた経験的分析の蓄積は不十分である。数少ない例外として三宅隆史 (2020) は、日本の主要な国際協力NGOのウェブサイトにおける途上国イメージを検証している。三宅は、大半のNGOが途上国の人びとを「希望を失った存在」ではなく「尊厳ある人間」として扱っていることを示し、広報活動の倫理規範が遵守されていることを高く評価する。この知見は、「犠牲者」的表象から「ポジティブ」な表象

への相対的シフトが日本でも観察されることを裏づける点で示唆に富む一方、倫理的正当性の次元に重点を置くあまり、「ポジティブ」な表象にも通底する政治的意味作用の問題を曖昧にしている。

本論では、ポストフェミニズム論の視点(第IV節にて詳述)からプランの表象実践を分析する作業を通じて、人種やジェンダーにかかわる「第三世界」表象の意味作用を読み解いていく。この作業は、「第三世界」への植民地主義的なまなざしを改めて問い直すとともに、トランスナショナルなフェミニズムの連帯を築いていくうえで重要な示唆をもたらすはずである。

II. 分析の対象

イギリスに本部を置く国際NGOプラン・インターナショナルは、ナイキ財団や世界銀行と並んで「女の子への投資」を推進してきた有力なアクターのひとつである。2009年発行の「世界ガールズ・レポート」には、同年の世界経済フォーラムで「女の子への投資」が重要な開発アジェンダとなった流れを汲んで世界銀行役員の発言が掲載され、「女の子は本気だ／ビジネスになる girls mean business」といった表現が並んだ(Chant 2016)。2011年にはBecause I am a Girlという大規模なキャンペーンを開始している。

プラン・インターナショナルの日本事務局として1983年に発足したプランは、2011年に内閣府から公益財団法人の認可を受けるなど、日本を代表するNGOのひとつとして国際協力の分野をリードしている。現在は、「子どもの権利が守られ、女の子が差別されない公正な社会を実現する」という目標を掲げ、アジア・アフリカ・中南米の各地で精力的に支援活動を展開している。本部の方針と連動して2009年から「女の子」を対象としたプロジェクトや国内広報に注力するようになり、ウェブサイト上では「差別や偏見のため機会を奪われている女の子の『生きていく力』を育むことこそが、世界をより良くする近道」だとし、

女子の就学継続や児童婚減少が収入増加・妊産婦死亡率減少・慣習撤廃につながるというデータを紹介して支援を募っている⁴。活動分野は、児童婚や女性性器切除といった慣習の撤廃、少数民族や障害をもつ子どもの教育支援、職業訓練や起業支援等の収入向上プロジェクトなど多岐にわたる。外務省やジャパン・プラットフォームなどの政府系機関や大企業との連携も盛んに行われている。本論の関心からすると、広報の積極性には特に目を引くものがある。鉄道や駅構内、ネット上の広告のみならず、YouTubeチャンネルの動画、各種出版物の発行、さらに2022年から2年連続でACジャパン(公共広告機構)とタイアップした広告を発信するなど、多数の市民の目に触れるPR戦略を次々と打ち出している。事業規模の大きさ、政府や大企業との連携を通じたステータスの正統性、広報の影響力など、あらゆる点で本論の問題意識に適合した事例であり、ジェンダーにかかわる開発課題のイメージを流通させるうえでも突出した役割を担っているといえる。

分析素材は3本のYouTube CMである。いずれもキャンペーン特設サイトと連動したメッセージ性の強いCMである点に特徴がある。1本目は「遠い国の女の子の親になる」(以下、CM1と表記)と題された1分24秒のCMで(2021年1月17日取得、2019年3月キャンペーン開始)、チャイルド・スポンサーシップの支援者を「親」と名づけて寄付を募る広告である。2022年には同キャンペーンのポスターがグッドデザイン賞を受賞した。2本目は「いま、この世界で、命を落とす理由が女の子だからなんて、あってはいけない。」(CM2と表記)と題された1分38秒のCMで(2022年4月2日取得、2022年3月キャンペーン開始)、若い女性が国際協力の意義を知っていく様子を描いた広告である。3本目は「まだ子どもなのに、母になる女の子たちがいます。」(CM3と表記)と題された58秒のCMで(2022年7月19日取得、2022年7月キャンペーン開始)、児童婚撲滅を訴える広告である。なお、CM3の短縮版(30秒)はACの無償提供枠広告としてテレビでも放映された⁵。

広告は資本主義社会の避けがたい一部として浸透しており、誰もがその影響から逃れることは難しい (Williamson 1978=1985)。今回取り上げるCMも、視聴者の意思とは無関係に動画の冒頭や途中に挿入される点で、ブランの多角的な広報活動のなかでも特に広範な層に波及する素材と考えられる⁶。なお、YouTube CMは視聴履歴やサイト閲覧履歴をもとにアルゴリズムにしたがって選定されるため、理屈上は国際協力やチャリティに関心の高いユーザーほど頻繁に目にしていると予想される。だが、配信時期も含めて、特定のCMの視聴者の属性や呈示回数を厳密に把握することはできない。この点は本論の限界である。

III. 分析の方法 ——記号学的表象分析

以下では、ロラン・バルト (Roland Barthes 1964=2005) に代表される記号学的表象分析の伝統をふまえつつ、記述的次元における字義通りの意味としての外示 (denotation) と、社会的に流通する意味の体系が外示と結びつくことで二次的次元に生じる共示 (connotation) との恣意的結合を読み解く。特に、人種やジェンダーなど権力関係にもとづく差異が記号の作用を通じていかに構築されるかという点に注目する (Rose 2012: 109)。その際、言語情報 (文字テロップやナレーション) のみが記号的意味作用を帯びるという前提に立つのではなく、マルチモダリティ分析 (Kress & van Leeuwen 2001) の方針にしたがって複数のモードの集積体としてCMテキストを捉える。マルチモダリティ分析をテレビニュースに応用した伊藤守は、「モード」の概念を「ニュース・テキストを構成している諸記号の、言語的、映像的、音響的な様態」と定義したうえで、「ニュースのなかの言語は、音声言語のみならず映像や音声や音響そして文字という、複数のマテリアルな特性を帯びた媒体の意味作用との相互関係のうちに織り込まれている」と述べる (伊藤 2006: 34)。YouTube CMを分析対象とする本論もこれにならい、非言語的表現

の共示の意味を言語的表現が固定するという一方的関係ではなく、映像や音楽・音響も含めた相互に自律的な複数のモードが節合されることで意味作用が生じるという見方をとる。

ただし、岡井崇之 (2004) が指摘するように、分析過程ですべてのモードを網羅的に対象に含めることは原理的に不可能であり、分析対象となるモードの範囲は分析者がその都度措定する必要がある。さしあたり本論では、テレビの広告表現を、文字や語りなどによる「言語的メッセージ」と映像や音響による「象徴的メッセージ」の組合せと捉えた内田隆三 (1997) の議論を援用して、テロップ (言語的視覚表現)、ナレーション／語り (言語的聴覚表現)、映像 (象徴的視覚表現)、音楽・音響 (象徴的聴覚表現) という4つのモードに着目して分析を進める。具体的には、ショットの切り換えごとに上記4項目を整理した進行表を作成したうえで、モードどうしの結びつきによる意味作用の表出を読解した。

IV. 分析の視点 ——ポストフェミニズム論

モーハンティ (2003=2012) は、白人フェミニストによる国際開発論を読解した有名な論文で、伝統的慣習に縛られた「犠牲者」として均質化される「第三世界」の女性像は、高学歴かつ近代的で自己決定の自由があるという白人女性の暗黙の自己像と対をなすものだと指摘する。国際協力NGOの表象実践をみる本論でも同様に、描かれた「第三世界」像の背後にどのような「第一世界」の自己像が忍び込んでいるかが重要な論点となる。この点を深めるうえで先行研究の多くが参照してきたのが、ポストフェミニズムをめぐる議論である。ここでいうポストフェミニズムとは、何らかの政治的な主義主張ではなく、フェミニスト研究の批判的な分析対象となる歴史的に固有な時代状況を指す概念である (Gill 2017; McRobbie 2008; 田中 2012)。具体的には、「ジェンダー平等はすでに達成済みであるため、いまやフェミニズ

ムの闘争は不要である」という感覚が広範に浸透した時代状況を指す。

オフラ・コフマン (Ofra Koffman) と ロザリンド・ギル (Rosalind Gill) は、「女の子への投資」言説が流通する背景には西欧社会のポストフェミニズム状況があると論じている (Koffman and Gill 2013)。ポストフェミニズムの下では、個人主義的競争や経済的自立を肯定する資本主義に親和的なフェミニズムの側面が称揚される一方、集団的な運動や思想形成を通じて社会変革を要求する闘争的側面は否認される。「女の子への投資」言説は、家父長制が作用する場を「第三世界」に限定し、対照的に「第一世界」の少女を「エンパワー」された存在と描くことで、このポストフェミニズムの両義的性格を下支えする。これにより、性差別から解放された自由な「第一世界」と、家父長制文化に束縛された「第三世界」という区分にもとづき、恵まれない「姉妹sister」たちへの植民地主義的な救済幻想が喚起される。コフマンとギルによれば、その救済幻想はミSSIONナリーの救済イデオロギーの単純な反復ではなく、ポストフェミニズムのガール・パワー文化と結合した新しい言説様式をとる。ライオット・ガールに象徴される反体制的なガール・パワーのムーブメントが消費主義に取り込まれるなかで、自由を謳歌する輝かしい少女像が前景化するようになる。「女の子への投資」言説は、こうしたポピュラー文化を背景としながら、「女の子」であることの誇りを「第三世界」の少女たちにも拡張することを呼びかけているというのである。

この見方に着想を得て本論では、「女の子への投資」を呼びかけるプランの表象実践がいかに日本のポストフェミニズム状況と結びつくのかを考察したい。以下、次節ではCMテキストの分析から、「第三世界」の女性抑圧が日本社会から切り離されて描かれていることを示し、第VI節では、「日本のポストフェミニズム」を考察した菊地夏野 (2019) の議論を補助線としつつ、そうした表象実践とポストフェミニズムとの関係を探る。なお、以下の記述では映像中のテロップの引用を

「ゴシック体」で示し、ナレーション／語りの引用を「下線」で示す。テロップと同じ言葉をナレーション／語りでも読み上げる場合は「ゴシック体に下線」で表記する。

V. YouTube CM映像の分析

1. 家族の一体性への囲い込み——「親になる」

CM1の冒頭、ひとりの女性の顔が映され、こちらを直視して「知ってください」と呼びかける。直後、女性の顔の上に「私の娘は、10歳で見知らぬ男と結婚させられる。」というピンク色のテロップが表示され (図1)、高い音階のピアノサウンドが響く (以後、スローテンポの音楽がエンディングまで続く)。続いて同様に、男性→女性→男性の順に人の顔が映され、「知ってください」という呼びかけのあとにそれぞれ「私の娘は、家事労働で学校へ行くことを許されない。」「私の娘は、生理になると隔離小屋に閉じ込められる。」「私の娘は、貧しい家計を助けるために売られていく。」というテロップが重ねて表示される。

「知ってください」と命令されたオーディエンスは、何か自分の「知らない」知識を教授されることを予期する。ここに一瞬の緊張が生じ、注意がテロップに引きつけられる。テロップは「私の娘は」という同一主語で始まる短文を4回反復する。もし仮にこれらのセンテンスがすぐさま腑に落ちる当然の内容ならば、「知ってください」という命令文と齟齬が生じ、広告表現としての意味を喪



図1 CM1「親になる」 00:04 (カラー映像)
(プランYouTube CMより抜粋。以下、同様)

失する。これを広告表現として成立させるのは、オーディエンスの思考に違和感を生じさせるレトリックの機能である。その違和感の根拠は、主部と述部のあいだの論理的なズレにある。「私の娘は」という主部に通常フィットしない叙述が述部に接続されることで、論理的な不整合が生じ意外性が喚起される。疑問を膨らませたオーディエンスは、不整合を解消するために読解への参与を余儀なくされ、CMの推移を注視せざるをえなくなる。だが同時に、このレトリックが成立するには、これらの短文に違和感を抱かせる規範が予め社会的に共有されていなければならない。つまり、述部に描写される事象が身近には存在しないはずだという日本社会の「常識」が前提として織り込まれているのである。加えていえば、このレトリックは言語表現（テロップと語り）だけで成立しているのではない。男女4人のモデルは、「日本人」とみなして違和感のない容貌の人物である必要がある。日本生まれ・日本国籍・日本語話者であっても、例えば「黒人」や「白人」とみなされる容貌の人物が同じ発話をする場合、全く違った印象を与える映像となり、共示的意味が拡散する。また、呼びかけは「標準」的な日本語の発音とイントネーションでなされる必要があり、方言や外国語の訛りを感じさせてはならない。このように、言語表現によるレトリックが人物の視覚的イメージや発話の音声的特質と相互に結びつくことでひとつの記号的意味作用として結晶化し、「娘」に関心を寄せる「日本人」共同体が立ち上げられていく。

続くシーンでは、無地の背景に「世界には、女の子として生まれてきただけで、「NO」と言われる国がある。」というテロップが表示されたあと、3枚の静止画像（地面にかがんで水を移しかえる少女、木材を運ぶ2人の少女、ベッドに腰掛ける少女）が順に映される。すると画面は再び無地の背景に戻って「その国は遠い。」と表示し、3枚の静止画像（巻きタバコを作る少女と母親、同様に巻きタバコを作る4人の少女と女性、水の入った容器を運ぶ2人の少女）を映したあと、もう一度無地の背景に戻って「でも、支えることであなた

は彼女たちの「親」になることはできる。」というメッセージを呈示する。冒頭シーンで「日本人」共同体の一員とされたオーディエンスにとって、「女の子として生まれてきただけで、「NO」と言われる国」に日本が含まれないことは自明である。「その国は遠い。」というテロップは、少女たちが物理的・心理的に疎遠な存在であることを印象づける。ところが、「でも、支えることであなたは彼女たちの「親」になることはできる。」と呼びかけられた瞬間、「遠い国」に住む少女たちの「親」となる資格が突然オーディエンスに付与される。疎遠な存在であった少女たちが「娘」となって近くに吸い寄せられる。こうしてCMは、「第三世界」の少女と日本の支援者のあいだの深い懸隔をいったん強調したうえで、それを一挙に超越する言説的資源として家族の親密な絆のイメージをもちこみ、両者の関係を理想化する。

続く場面では、「遠い国の女の子の、親になりました。」というテロップの背後に再び男女4人のモデルが登場し、喜びの証とも慈愛の表現ともとれる微笑みを浮かべる。次に画面はにっこりと笑みを浮かべてこちらをみる少女の静止画像に切り換わり、画面下部には短く「育もう。」というテロップが表示される（図2）。続いて、同じく笑顔の少女を映した2枚の静止画像に「彼女たちが自分で人生を切り開く力を。」「未来を変える可能性を。」というテロップを表示したあと、「1日100円の支援で、女の子の親になりませんか。」という寄付の呼びかけがあり、プランのロゴが入った画面が挿入されてCMが終わる。この終盤のシーンで際



図2 CM1「親になる」 01:08 (カラー映像)

立つのは、「親」と「娘」の非対称性だ。動く映像を介して自らの意思で声を発する4人の「親」とは対照的に、「第三世界」の「娘」は静止画像のなかで終始フリーズして声を発することがない。それでいて笑顔を忘れず、オーディエンスに敵対的な表情を向けることもない。「親」が注ぐ愛と献身に対して、「娘」は従順と感謝を証す笑顔でその恩に報いる。いうまでもなくこれは国際協力の理想的な受益者像に重なる。良心的に施される「第一世界」主導のプロジェクトに対して「第三世界」の少女は純粋に謝意を表明する。

かつてバルト(1957=2005)は、「人間家族」展⁷における人類共同体の表象を批判的に論じた。同写真展は家族形成を人類共通の「自然」な本性と措定して、植民地支配による労働力の質的差異を普遍的ヒューマニズムの名の下に抹消したのだった。本CMは、このヒューマニズム的な家族のメタファーを、「第三世界」の少女と日本の支援者を接近させるツールとして流用する。家族の一体性のイメージを遮蔽幕として、両者を隔てるグローバル資本主義の搾取構造は隠蔽される。このとき、現実世界で少女たちをケアする地域共同体の成員は登場せず存在を曖昧にされることで暗に、前近代的慣習を押しつける元凶として悪魔化される。対して日本の支援者は、人格的に優れた正統な保護者の位置を占める。ここでは、「自分で人生を切り開く力」を少女たちに与え「未来を変える可能性」を育むという、それ自体はフェミニスト的といえるメッセージが、その適用範囲を抽象的な「第三世界」空間に限定されている。資本主義世界経済の中核において近代家族がもたらす抑圧は看過され、むしろその情緒的結合のイデオロギーを存分に利用しながら「第三世界」の少女を異性愛家族の内側へと囲い込む。表面上はフェミニズムを肯定しつつ、実際には日本社会の女性抑圧を温存する点で、まぎれもなくポストフェミニズム状況を強化しているといえる。

2. 労働と貧困の隠蔽——「いま、この世界で」

CM2は、「日本人」とみられるひとりの若い女

性の映像で始まる。「その国では、女の子の命は軽いと知った」という女声ナレーションがかぶせられ、同じセンテンスが白色のテロップで女性の顔に重ねて表示される。この冒頭場面は、先にみたCM1とはいくつかの点で対照的だ。CM1では、4人のモデルがこちらを直視して、いくぶん威圧的な命令口調で「知ってください」と迫る。このとき彼女／彼らはすでに何かを「知っている」人間として、つまり予め一定量の知識を保有する主体としてふるまう。呼びかけられたオーディエンスは無知を咎められる。対してCM2では、登場人物とオーディエンスのあいだにこうした位階はもちこまれない。画面左方をやや下向きにみつめる女性の視線は弱々しく、表情は不安げである。「その国では、……知った」という言明は、白いブラウスの清純無垢なイメージも相まって、この女性がごく最近になって知識を得たばかりであり、それゆえ「知らない」状態ともいまだ地続きの、未熟さを伴った段階にあることを暗示する。また、語りがモデル自身の口から発せられていたCM1と異なり、ここでは映像外から差し込まれたナレーションがテロップとともに女性の内面を代弁しており、直接の呼びかけではないぶん、オーディエンスへの圧力は弱められる。これら複数の効果を通じてCM2の女性主人公は、CM1の「親」たちのように他者を導く模範的人物ではなく、純朴な少女の立ち位置を付与される。

ここから場面は、「第三世界」の少女たちの描写へと向かう。ブラックバースト(真っ黒の画面)が挿入されて場面移行が予告されたあと、スローテンポで重い曲調のピアノサウンドをバックに、4枚のモノトーン静止画像がゆっくりと順に呈示され、そこにテロップが重ねられていく。画像は、薪を背負って運ぶ2人の少女、地べたで洗濯をする少女(図3)、幼い子どもを抱く母親、乳幼児を抱き虚ろな目で虚空をみつめる母親を映し、それぞれに「女の子は病気になっても後回しにされる。」「虐げられ、自分の意見すら言えない。」「10代で結婚させられ、妊娠・出産や暴力で命の危険にさらされる。」「支援を始めてみて知ったのは、



図3 CM2「いま、この世界で」 00:10 (モノクロ映像)

想像を超える現実だった。」という文字が重なる。このパートは、無力な「犠牲者」として「第三世界」の人びとを描く表象の典型例といえる。だが、ここからCMはトーンを一変させる。開始23秒付近で音楽が途切れ、画面は日本人女性のクローズアップに戻る。直後、ドーンという低い破裂音が鳴ると同時に、閉じていた女性の口元が何かにつと気づいたようにわずかに開く。続いて「いま、この世界で、命を落とす理由が女の子だからなんて、あってはいけない。」というテロップとナレーションが挿入され、これを合図に弦楽器とピアノの混合した明るいアップテンポの曲が始まり、音楽はそのまま終盤にかけて音量を上げていく。これ以降、映像はすべてカラーとなり、鮮やかな色彩の静止画像と動く映像が次々に切り換わる。本を腕に抱える制服の少女、ミシンを動かす若い女性、自然のなかを駆け回る子どもたち、大縄跳びやサッカーをして体を動かす少女たちなど、躍動感に溢れる映像が続く。映像の切り換え速度も大きく変化している。前半(開始～31秒まで)は6個のショットから成るのに対し、後半(31秒～エンディング1分38秒)は35個であり、時間あたりのショット数が大幅に増加する。後半は、短いショットの連続が音響効果と組み合わせることで全体の疾走感を高めている。この合間にも、画面はたびたび女性主人公のもとに戻り、「私のいる、この世界が変わっていくんだ。」「遠かった国が近づいていく。」といったテロップがこの女性の意識変容を言語化する。このように本CMは、「犠牲者」的状态に置かれた少女たちが「ポジティブ」な



図4 CM2「いま、この世界で」 01:06 (カラー映像)

主体へとドラスティックに変貌していく道筋と、日本の若い女性が支援の意義に気づいていく様子を、映像と音響の効果を駆使しながら鮮やかに伝えている。

しかし見逃せないのは、「私のいる、この世界が変わっていく」ことに主人公が思い至るとき、その「変わっていく」世界とは、世界全体ではなく「第三世界」のみを指しているということだ。というのも、この女性が生活する周囲の物質的環境、すなわち澄んだ青空と都会のビル群に象徴されるゆたかな世界のありようは、開始からエンディングまで一切変化することがない(図4)。反対に、CM前半でモノトーンの静止画像を背景に描写される「第三世界」の状況は、それとは本質的に相容れないものとして視覚化されている。「いま、この世界で、命を落とす理由が女の子だからなんて、あってはいけない。」というフレーズは、それ自体としてはたしかに、女性に対する暴力やフェミサイドに抗議するスローガンとしても通用しうる。だがここでは、映像効果によってその適用範囲が「第三世界」のみに限定されており、いまだ多くの女性がDVや性暴力によって命を脅かされている日本の現実が浮かび上がってこない。日本の女性は、純朴なまま闘わずして安全に都市的ライフスタイルを謳歌できるかのように描かれ、それゆえずでに「解放」された存在として構築されている。そこにフェミニズムが必要とされる余地はない。フェミニスト的スローガンの及ぶ圏域を「第三世界」に縮減するポストフェミニズム的表象空間においては、「遠かった国が近づいていく。」という

認識もまた、すでに「解放」された自己像を中心にすえて後進的な文化圏を発見する植民地主義的なまなごしに接近していく。

「第三世界」の家父長制と「第一世界」の都市生活の本質的差異化は、女性労働のグローバルな連鎖構造が消去されていることにも由来する。河野真太郎(2017)によれば、ポストフェミニズムの文化は、エリート女性の躍進を称賛する一方、それを支える大多数の女性の不安定就労を覆い隠す。本CMの主人公は、エリート女性ではなく未熟な少女的存在として描かれているが、ゆたかな生活を支える労働と貧困の現実が捨象されている点で河野の議論と共通する。都市生活に不可欠なあらゆる低賃金・不払い労働(接客・サービス業、清掃業、家事・育児・介護など)、そして「第一世界」の大衆消費を支える「第三世界」オフショア工場の搾取労働や商品作物生産労働(Sassen 1998=2004)などは一切描かれない。終盤に登場する「そうか、支援って世界と繋がることなんだ。」という気づきは、それまで断絶していた複数の異質な世界が、「第一世界」の支援によってはじめてひとつに繋がるのだという認識を暗に示している。だが現実には、不可視化された無数の労働の連鎖を通じてすでに世界は相互依存を深めている。その意味で本CMは、労働と貧困を隠蔽するポストフェミニズムの文化が植民地主義的世界観と絡みながら顕在化したテキストなのである。

3. 逸脱を取り締まる児童婚表象

——「まだ子どもなのに」

CM3は、淋しげなピアノサウンドの音楽をバックに、赤いスカーフで頭部を覆った女性が小さな子どもを抱きかかえている静止画像から始まる。ここに重ねて「まだ子どもなのに、母になる女の子たちがいます。」というテロップが表示され、同じセンテンスを女声ナレーションが読み上げる。次に画面は白色無地の背景に切り換わり、「世界では約5人に1人の女の子が18歳未満で結婚しています。」というテロップが映る。続く3つのショットでは、「早すぎる結婚は教育を受ける

機会を奪います。」「幼い身体での妊娠・出産は命を失う危険もあります。」「彼女たちの多くは早すぎる結婚の弊害も出産の悪影響も知りません。」という文章が示され、順に3枚の画像が対応する。1枚目では、粗末な暗い家屋で女性が子どもを抱えている。2枚目は、母親らしき人物に抱かれて眠る赤ん坊の写真である。3枚目に映る若い女性は浮かない表情で、視線はうつむき加減で下方をみつめている。いずれも背景は暗く、淋しげな曲調の音楽も相まって、「犠牲者」的な女性像と子ども像が前景化している。

次のシーンでは画面が上下左右均等に4分割され、それぞれの区画に若い女性の顔写真が次々と切り換わりながら呈示されていく。すると低いピアノの一拍を合図に、薄いブルーのスカーフで頭部を覆った少女が何かを訴えるようなまなごしでこちらを直視する写真が画面手前に浮か出るようにして示され、そこに「彼女たちは、まだ子どもです。」というテロップが付される(図5)。次いで、水色のシャツを着た少女が無表情でこちらをみつめる写真と、「学ぶことも、未来を描くことも、必要です。」というテロップが映される。そして再び低いピアノサウンドが響くと同時に2人の若い女性の顔写真が1枚ずつ順に表示され、そこに「女の子たちに、自分の人生を自分で選ぶ権利を。」というテロップとナレーションが重なる。この中盤部分では、少女たちの孤独や脆弱性が強く印象づけられる。無数の顔写真に続けてひとりの少女を浮かび上がらせる映像効果により、個別具体的な顔の集合が、代表性を帯びた一個の象徴的



図5 CM3「まだ子どもなのに」 00:23(カラー映像)

イメージへと昇華される。個々の少女をとりまく地理的・社会的文脈や生活条件の多様性は削ぎ落され、単一のイメージへと集約されていく。ここで言外に喚起されるのは、幼い無知な少女が歳の離れた夫の下で孤独に家事労働や出産リスクに耐えるという、定型的な児童婚イメージである。

だが、児童婚をこのように単純化する見方は問題をはらんでいる。「女の子への投資」でメインテーマとされる児童婚撲滅の言説を分析したサイス・ベサ (Thais Bessa 2019) によれば、児童婚は地域共同体が強要する後れた慣習として描かれ、結婚を拒否して就学を継続する少女の決断は礼賛される。だが、「児童婚＝強制／就学＝自発的選択」という二元論の下では、飢餓や貧困から少女を逃れさせるためにやむなく結婚を手配したり、あるいは少女自身のみずから結婚を申し出たりといった意思決定の複雑さや、そうした実践の背景をなすグローバルな搾取構造が覆い隠されてしまう。また、コジャ＝ムルジ (Khoja-Moolji 2015) が論じるように、児童婚撲滅運動の背景には、子ども／大人を実体的に区分するクロノロジカルな年齢観と大衆的な義務教育とを当然視する西欧近代の規範がある。就学を終えてから労働・結婚・育児へと移行する人生経路が自然とされ、子どもを大人から隔離する空間として学校が整備される。児童婚は、単線の発達の規範から逸脱するがゆえに監視と介入の対象となり、幼い少女の純潔が脅かされるという家父長主義的な危機意識を刺激する。このCMも同様に、「早すぎる結婚は教育を受ける機会を奪います。」「彼女たちの多くは早すぎる結婚の弊害も出産の悪影響も知りません。」「女の子たちに、自分の人生を自分で選ぶ権利を。」といったテロップやナレーションを通じて、児童婚と就学をトレードオフの関係で描き、妊娠・出産の知識や人生選択の意思決定が就学によって無条件に保障されるかのようなメッセージを発している。児童婚を一様に悲劇化し、就学を解決策とする図式は、単に国際協力の現実を歪めるだけでなく、日本社会にも通底する性差別の現実から視線を逸らす効果をもつ。具体的には、日本におけるリブ



図6 CM3「まだ子どもなのに」 00:36 (カラー映像)

ロダクティブ・ヘルス&ライツの侵害状況、例えば少子化対策と称して早期の結婚・出産や不妊治療へ誘導する施策や、包括的性教育へのバッシングといった事態は視野の外に置かれる。また、近代的学校教育制度自体の抑圧性、特に資本主義社会の家父長制再生産装置としての機能を問う視点は封じられてしまう。

しかし一方で、児童婚撲滅の処方箋としてCM中に描かれる教育のイメージは、意外にも近代的学校のそれとは異質である。CM終盤、弦楽器とピアノの混合した明るい曲に音楽が変調したあと、鮮やかな緑の葉を茂らせた樹木の下で勉強する少女たちが映し出される(図6)。「犠牲者」的表象から「ポジティブ」な表象への移行のタイミングで前景化するの、「自然」のイメージなのである(以後呈示される4枚の写真のうち3枚が同じ場面)。この巨大な樹木は、孤独や虐待から少女を保護する温もりの視覚表現と読み取れる。就学を理想化しつつも、無機質なコンクリートの校舎で統率されるような管理教育のイメージは注意深く敬遠される。自然に囲まれた牧歌的なイメージは、オーディエンスが安心して理想を投影できる対象だ。ここには、「教育」と「自然」の関係をめぐる錯綜した表象のありようがみてとれる。「第一世界」へのキャッチアップを強要しながら、他方では近代化の波に吞まれないエキゾチックな「第三世界」像を欲望する、すなわち差異を消去しながらも絶えず新たな差異を創出する、植民地主義の動的な性格が視覚化されているのである。

VI. 総合考察

——ポストフェミニズムと 植民地主義の結託

以上、本論では、プランのYouTube CMを事例に、国際協力NGOの表象実践が帯びる意味作用を分析してきた。これらのCMは、ジェンダーに関連する開発課題への関心を高め、三宅(2020)が論じるように「尊厳ある人間」のイメージを広める点では意義を有するかもしれない。だが全体を通して、「第三世界」と「第一世界」は互いに相容れないものとして分離・序列化され、前者のみが前近代的な家父長制文化に浸潤された空間とされている。日本の女性が直面している抑圧は捨象され、フェミニストの集団闘争の歩みも全く描かれない。また、「第三世界」の家父長制を深刻化させる「第一世界」主導の開発政策やグローバル資本主義の搾取構造も抹消される。つまり、資本主義の中核権力が生み出す家父長制が想像上の「第三世界」へと「外部化outsourcing」(Grewal 2013)されている。ここには、第IV節でみたコフマンとギル(2013)の考察と同様に、ポストフェミニズムと植民地主義が互いに他方を自らの養分としながら結託するありようがみてとれる。ポストフェミニズムが、家父長制を「時間的」な過去へと葬り去ることでフェミニズムを忌避する集合的感性だとするならば、植民地主義的な発展段階論の思考様式を介して家父長制を「空間的」な外部へと放擲することでそれを下支えするのが、ポストフェミニズム的「第三世界」ジェンダー表象の機能である。近代的発展を遂げた自集団の「過去」を同時代の人種的「他者」の姿に投影してパターンリスティックな介入を正当化してきた発展段階論的思考が、「第三世界」の家父長制をめぐる表象と結合する。こうして、抽象的かつ均質な「第三世界」へと家父長制を転位することで、「第一世界」たる日本は女性抑圧とは無縁の空間として浄化される。

その一方で、英語圏の知見とはやや異なる点もある。コフマンとギル(2013)は、「女の子への投資」言説とガール・パワー文化の一体性を論じて

おり、若い女性どうしの水平的なシスターフッドをグローバルに拡張していく呼びかけや、経済的自立や性的自由を獲得する力強い女性像が多くみられると述べる。ところが、今回分析したCMはそれとは明らかに異質である。水平的なつながりではなく年長の「親」が「娘」を扶養する親子愛的絆、パワフルというよりは未熟で純朴な女性像、そして子どもに対する過剰なまでの保護主義的視線が前面に出ている。こうした相違は、日本的なポストフェミニズム状況に由来するのかもしれない。菊地夏野によれば、日本では英米のポストフェミニズムと異なり、そもそもフェミニズム自体が強い否定的評価を受けている。女性の性的主体性は前景化せず、家事能力を強調する「女子力」言説が流布したり、性別二元論を温存する「男女共同参画」政策とフェミニズムが混同されたりする。「女性差別は解消した」というイメージも、フェミニズムの成果として語られることは少なく、経済発展や教育拡大など、漠然としたマクロな社会変動によって自然に女性の地位が向上したと認識されている(菊地 2019: 82-3, 88-9)。これをふまえると、異性愛家族に取り込まれる少女像、自由・自立のイメージとは異なる純朴な女性像、そして教育的導きを必要とする脆弱な子ども像といった表象の様式は、特に日本の文脈でこそ強い訴求力をもつものと考えられる。とはいえ以上の考察は、分析対象が限定的であるため現段階では推論の域を出ない。今回は、視聴者の意思に関係なく広範な層に呈示されたCMを対象としたが、例えばYouTubeチャンネルの動画群のように一定の選択的消費が可能な媒体では支配的意味を逸脱する表象が見出される可能性もある。今後はプランの海外支部や他団体の広報、さらにオーディエンスの解釈行為にも議論の対象を広げ、国際協力におけるジェンダー化された「第三世界」表象の全体像に迫ることを課題としたい。

最後に、本論ではプランの広報を批判的に論じてきたが、家父長制がきわめて強固な日本社会にあって同団体の支援事業や国内事業が重要な意義をもっていることはいうまでもない。資金

収集のための広報は当該社会の支配的価値観を度外視しては成立し得ないのであり、表象実践の意味作用の問題を送り手側だけに還元することはできない。問われるべきは、ポストフェミニズム的「第三世界」ジェンダー表象を自明のものとして消費する日本社会全体の土壌である。「第三世界」と「第一世界」双方の家父長制を深刻化させるグローバル資本主義の打破に向けて、植民地主義的まなざしを解体する実践を蓄積するとともに、トランスナショナルなフェミニズムの連帯を強化することが求められる。

注

- 1 本論では、プランが広報活動のなかでプロジェクトの対象地として表象するアジア・アフリカ・中南米の国や地域を便宜的に「第三世界」と総称する。冷戦終結後は無効とされることも多い「第三世界」概念だが、戴錦華 (2008) は、この言葉が時代遅れだと宣告すること自体、グローバル化に対する抵抗の空間を奪う行為だと主張する。モーハンティー (2003=2012) もまた、「南／北」「途上国／先進国」に比べて「第三世界」概念には、植民地支配の遺産や新植民地主義の経済的・地政学的過程を想起させる威力があると述べる。これに対し、「第三世界」を従属化するカテゴリーとして「第一世界」を想定できる。レオ・チン (Leo Ching 2001=2017) によれば、戦後日本は合州国主導の世界秩序のなかで植民地支配の歴史から目を背けて繁栄を謳歌してきた。旧植民地への責任を拒否する姿勢は西欧諸国と共通で、日本のみを異質な事例として特殊化することはできないという。もちろん「第三世界／第一世界」の図式は普遍的なものではなく文脈によって日本の位置は異なるが、チンの見方をふまえて本論では、日本を西欧諸国と同じく「第一世界」の一員とみなし、日本社会の「第三世界」へのまなざしの基底に植民地主義の継続があることを明確化したい。
- 2 「ポジティブ」な表象が有意に増加した時期を厳密に確定することは困難だが、1989年にヨーロッパのNGO連合体 (CONCORD) が広報活動に関する倫理綱領を採択したことは、「ポジティブ」な表象への機運を高めたひとつの画期と捉

えられる。

- 3 2008年にナイキ財団が開始した、女子教育を通じた貧困削減プログラムへの支援キャンペーン。アフリカへの市場拡大のほか、搾取工場での児童労働発覚で低下したブランドイメージを回復する戦略の一環であることが指摘されている (Hickel 2014)。2015年には、同財団の出資で「ガール・エフェクト」という同一名称の非営利事業体が設立された。
- 4 プラン・インターナショナル・ジャパン、「女の子支援」(2024年6月17日取得, <https://www.plan-international.jp/about/girl/>)
- 5 なお、ACジャパンの支援を受けて2023年7月から「わたしに違う人生があることすら知らなかった。」というタイトルの新たな広告がテレビやラジオで配信されているが、本論執筆時点で十分な日数が経過していないため分析は別稿に譲りたい。
- 6 総務省 (2023) によれば、YouTubeの利用率は約87.1%に達し、ネット利用時間がテレビ視聴時間を上回っている。YouTube CMを扱う意義もそのぶん高まっているといえる。
- 7 写真家エドワード・スタイケンが組織した写真展覧会。ニューヨーク近代美術館で1955年に開催後、世界各地を巡回した。日本でも東京の高島屋デパートで1956年に公開された。

参考文献

- Barthes, Roland, 1957, *Mythologies*, Seuil. (下澤和義訳, 2005, 『ロラン・バルト著作集3 現代社会の神話』みすず書房).
- . 1964, “Rhétorique de l’image.” *Communications*, 4: pp.40-51. (蓮實重彦・杉本紀子訳, 2005, 『イメージの修辞学』『映像の修辞学』筑摩書房).
- Bessa, Thais, 2019, “Informed Powerlessness: Child Marriage Interventions and Third World Girlhood Discourses,” *Third World Quarterly*, 40(11): pp.1941-56.
- Chant, Sylvia, 2016, “Women, Girls and World Poverty: Empowerment, Equality or Essentialism?” *International Development Planning Review*, 38(1): pp.1-24.
- Ching, Leo, TS, 2001, *Becoming “Japanese”: Colonial Taiwan and the Politics of Identity Formation*, University of California Press. (菅野敦志訳, 2017, 『ピカミング〈ジャパニーズ〉——植民地台湾に

- おけるアイデンティティ形成のポリテクス」
勁草書房).
- 戴錦華, 2008, 「ポスト冷戦期の文化政治とジェンダー——言説の立場、困難と突破」戒能民江編『ジェンダー研究のフロンティア1 国家／ファミリーの再構築——人権・私的領域・政策』作品社.
- Escobar, Arturo, 1995, *Encountering Development: The Making and Unmaking of the Third World*, Princeton University Press. (北野収訳, 2022, 『開発との遭遇——第三世界の発明と解体』新評論).
- Gill, Rosalind, 2017, “The Affective, Cultural and Psychic Life of Postfeminism: A Postfeminist Sensibility 10 Years on,” *European Journal of Cultural Studies*, 20(6): pp.606-26.
- Grewal, Inderpal, 2013, “Outsourcing Patriarchy: Feminist Encounters, Transnational Mediations and the Crime of ‘Honour Killings,’” *International Feminist Journal of Politics*, 15(1): pp.1-19.
- Hall, Stuart, ed., 1997, *Representation: Cultural Representations and Signifying Practices*, London, SAGE.
- Hickel, Jason, 2014, “The ‘Girl Effect’: Liberalism, Empowerment and the Contradictions of Development,” *Third World Quarterly*, 35(8): pp.1355-73.
- 伊藤守, 2006, 「ニュースのディスコース分析、マルチモダリティ分析」伊藤守編『テレビニュースの社会学——マルチモダリティ分析の実践』世界思想社.
- Johnson, Heather, L., 2011, “Click to Donate: Visual Images, Constructing Victims and Imagining the Female Refugee,” *Third World Quarterly*, 32(6): pp.1015-37.
- Khoja-Moolji, Shenila, 2015, “Girls, Education, and Narratives of Progress: Deconstructing the Discourse of Child Marriage,” In Sandra L. Stacki and Supriya Baily eds., *Educating Adolescent Girls around the Globe: Challenges and Opportunities*, New York, Abingdon, Routledge.
- 菊地夏野, 2019, 『日本のポストフェミニズム——「女子力」とネオリベラリズム』大月書店.
- Koffman, Ofra, and Rosalind Gill, 2013, “‘The Revolution will be Led by a 12-year-old Girl’: Girl Power and Global Biopolitics,” *Feminist Review*, 105(1): pp.83-102.
- 河野真太郎, 2017, 『戦う姫、働く少女』堀之内出版.
- Kress, Gunther, and Theo van Leeuwen, 2001, *Multimodal Discourse: The Modes and Media of Contemporary Communication*, London and New York, Oxford University Press.
- Lamers, Machiel, 2005, “Representing Poverty, Impoverishing Representation?: A Discursive Analysis of a NGOs Fundraising Posters,” *Graduate Journal of Social Science*, 2(1): pp.37-74.
- Lidchi, Henrietta, 2015, “Finding the Right Image: British Development NGOs and the Regulation of Imagery,” In Heide Fehrenbach and Davide Rodogno, eds., *Humanitarian Photography: A History*, New York, Cambridge University Press.
- MacDonald, Katie, 2016, “Calls for Educating Girls in the Third World: Futurity, Girls and the ‘Third World Woman,’” *Gender, Place & Culture*, 23(1): pp.1-17.
- 松井やより, 1990, 『市民と援助——いま何ができるか』岩波新書.
- McRobbie, Angela, 2008, *The Aftermath of Feminism: Gender, Culture and Social Change*, Los Angeles, Sage.
- 三宅隆史, 2020, 「国際協力NGOによる広報活動ならびにボランティア活動に関する一考察」『ボランティア学研究』(国際ボランティア学会)第20号: pp.69-80.
- Mohanty, Chandra, Talpade, 2003, *Feminism without Borders: Decolonizing Theory, Practicing Solidarity*, Duke University Press. (堀田碧監訳, 2012, 『境界なきフェミニズム』法政大学出版局).
- 岡井崇之, 2004, 「言説分析の新たな展開——テレビのメッセージをめぐる研究動向」『マス・コミュニケーション研究』(日本マス・コミュニケーション学会)第64号: pp.25-40.
- Rose, Gillian, 2012, *Visual Methodologies: An Introduction to Researching with Visual Materials*, 3rd Edition, London, Sage.
- Said, Edward, 1978, *Orientalism*, Pantheon Books. (今沢紀子訳, 1986, 『オリエンタリズム』平凡社).
- Sassen, Saskia, 1998, *Globalization and Its Discontents*, New York, New Press. (田淵太一・原田太津男・尹春志訳, 2004, 『グローバル空間の政治経済学——都市・移民・情報化』岩波書店).
- 総務省, 2023, 『令和4年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査』総務省情報通

信政策研究所.

Switzer, Heather, 2013, “ (Post) Feminist Development Fables: The Girl Effect and the Production of Sexual Subjects,” *Feminist Theory*, 14(3): pp.345-60.

田中東子, 2012, 『メディア文化とジェンダーの政治学——第三波フェミニズムの視点から』世界思想社.

内田隆三, 1997, 『テレビCMを読み解く』講談社.

Williamson, Judith, 1978, *Decoding Advertisements: Ideology and Meaning in Advertising*, Marion Boyars.

(山崎カラル・三神弘子訳, 1985, 『広告の記号論——記号生成過程とイデオロギー』柘植書房).

Wilson, Kalpana, 2011, “‘Race’, Gender and Neoliberalism: Changing Visual Representations in Development,” *Third World Quarterly*, 32(2): pp.315-31.

掲載決定日：2024年6月7日

Abstract

Gendered Representations of the “Third World” Produced by a Japanese International Cooperation NGO: Critiquing Colonialism in a Postfeminist Frame

Rintaro Kondo*

Critical media studies have addressed racialized and gendered representations of the “Third World” by examining fundraising and advocacy materials from various actors in international development. This study explores how girls in the Third World are portrayed in Japan by analyzing three YouTube commercials produced by Plan International Japan, a leading Japanese non-governmental organization for international cooperation focused on development programs for girls. Using a multimodal semiotic analysis considering textual captions, moving images, narration, and music, the following points were clarified. Although Plan International Japan’s commercials could disseminate gender-related development issues to a large audience, they homogenize the Third World as an oppressed place of harmful patriarchal practices but do not depict the reality of women’s oppression in Japan. Moreover, global capitalism’s structure, which exacerbates women’s exploitation in the Third World, is erased. In discursively “outsourcing” patriarchy, combined with the global capitalist structure, to an imaginary Third World static culture, postfeminist sensibilities and colonialist fantasies mutually reinforce how gender equality has historically been achieved in Japan and “liberated” women must save girls oppressed by a backward patriarchal culture.

Keywords: Third World representation, international cooperation, international development, colonialism, postfeminism

* Osaka University

母たちが／と読む『母親になって後悔してる』

北村 文*

『母親になって後悔してる』(Donath 2017=2022)は、母親になったことを後悔するイスラエルの母たちの痛切な声と、その背後にある社会構造を鋭く暴きだす書である。2022年3月に邦訳が出版されると、日本でも一大センセーションを巻き起こした。本論文ではまず、日本のフェミニズムにおいて「後悔」を含む母の葛藤が繰り返し論じられてきたことを概観したあと、第一にメディア言説を分析し、本書が日本社会に対してもたらす衝撃が喧伝された一方で、「沈黙してきた母」という虚像もまた創りだされてしまったことを指摘する。第二に、フェミニスト参加型アクションリサーチの方法論から、母たち自身がこの本をともに読み語る、読書会の場を分析する。そこでの共感や対話がエンパワーメントにつながることに加え、参加者たちは「後悔」だけでなく、より複雑な日々の感情や経験を言葉にしていたことを論じ、そうした語りとフェミニスト・マザリングとの接続を見出す。

キーワード：母の後悔、フェミニスト参加型アクションリサーチ、フェミニスト・マザリング

I. 『母親になって後悔してる』

『母親になって後悔してる』は、イスラエルの社会学者オルナ・ドーナト (Orna Donath) が23名の「後悔する母たち」へのインタビュー調査から著した書である。ドーナトによる「後悔」の定義はきわめて厳密である。彼女のインタビューにこたえた女性は、みな、(a) 今ある知識と経験をもったまま過去に戻れるとしたら母親にはならない、(b) 母親であることには利益がない、あるいは利益よりも不利益のほうが大きい、と断言した女性たちである (Donath 2017=2022: 17)。これほどの深い「後悔」を語る女性たちのことはどれも痛切であり、ドーナトはそこに光を当てることで、母もまた人間であり後悔することは当然であるにもかかわらず、その事実を否定してきた社会を批判する。ドーナトは特に、「家父長制は女性を母の世界へと誘導し、資本主義は私たちを自由市場の精神のもとで絶えず進歩させようとする」

(Donath 2017=2022: 270) という二重の構造が背後にあることを強調する。

ドーナトによれば、「後悔」と「アンビバレンス」は異なるものである (Donath 2017=2022: 72-7)。母がアンビバレントな気持ちを抱くことに対しては、社会は寛容である。なぜなら、女性たちは一時的に揺れ動いたとしても最終的にはその段階を乗り越え、母であることに価値を見出すようになる、そのように「進歩」する、と想定されているからである。したがって「アンビバレンス」は社会を乱すことがない。しかし「後悔」はそうではなく、規範的な母のイメージと決別し、新たなアイデンティティを体現する。したがって、「後悔」はより対抗的であり、今こそ後悔する母たちの声を社会は聞くべきである、とドーナトは論じる。

強いメッセージを発する本書は、2016年にドイツ語で出版されたのち、2017年に英語で、そしてその後世界の15の地域で翻訳が出版された。以

* 津田塾大学准教授

下Ⅲで詳述するように、2022年3月に日本で翻訳が出版されるとすぐに、さまざまなメディアで注目された。「母の後悔」という斬新な切り口に注目が集まり、日本社会においても『母親になって後悔してる』は確かな衝撃をもたらした。

しかしながら、本論文の目的は、日本の母の後悔そのものを理解することではない。むしろ、「後悔」に光を当てようとするメディア現象が翻って「沈黙してきた母」という虚像を創りだしてしまうことを指摘し、そのうえで、『母親になって後悔してる』をきっかけとして、母である女性たちが「後悔」に限定されない、より複雑な母の経験を語り出す様態に注目する。以下では、まずⅡにおいて「後悔」を含む母の葛藤について、日本の研究者たちがどのように論じてきたのかを概観する。その後、独自の調査研究として、第一に、『母親になって後悔してる』が巻き起こしたメディア現象を批判的に考察する(Ⅲ)。「後悔」はほんとうに今まで存在しなかった声なのか、女性たちが語っているのは「後悔」だけなのか。第二に、フェミニスト参加型アクションリサーチ(FPAR)の方法論から、『母親になって後悔してる』を日本の母たちが読み語りあう読書会の場を分析する(Ⅳ)。母たちは、母たちと、どのように自身の経験や感情を語り出すのか。複層的な方法論から、『母親になって後悔してる』をきっかけとしてあふれだした母たちの声を分析し、それらの語りとフェミニスト・マザリングとの接続を見出していく。

II. 母をめぐる葛藤 ——母性規範と母たちの経験

女性たちが母である自身について後悔したり葛藤したりするというこの事実は、これまでの日本社会で話題にならなかったわけでは決してない。むしろ、近代家族規範(落合 2022)そして良妻賢母イデオロギー(小山 2022)が創造され、それらが女性たちを取り囲む歴史のなかでは、女性たちは常にとまどい、葛藤し、時に抵抗してきた。

端的な例として、1994年に初編が、その後2009

年に新編が出版された岩波書店刊の叢書『日本のフェミニズム』の第5巻『母性』(天野ほか編 2009)をとりあげよう。この巻の主編者の江原由美子(2009)は解説のなかで、「母性」を女性の自然・本質とみなすのではなく、歴史的社会的に規定される制度および言説として考えることを前提とする。そのうえで、社会的に構築された「母性」が、第一には誰にどのように利用されどのような効果を生んだのか、第二にはどのように実際に子を産み育てる女性たちに影響を与えてきたのか、というふたつの問題系を提示する。加えて江原は、「『母親になる』ということが危機を孕む不連続的な過程である以上、そこにはどんな形にせよ葛藤が生まれる条件があると言うことはできるだろう」(江原 2009: 16)と述べ、第三の問題系として、「子育てにおける女性の葛藤」を挙げている。叢書のなかのこのセクションには3編の論文、木村栄「閉ざされた母性」(2009、初出は1980年)、牧野カツコ「働く母親と育児不安」(2009、初出は1983年)、要田洋江「『とまどい』と『抗議』——障害児受容過程にみる親たち」(2009、初出は1986年)が収録されている。木村は当時「育児ノイローゼ」が騒がれた専業主婦の女性の「何でもいいから子どもから逃げだしたい」ということばを(木村 2009: 197)、牧野は働く母たちの「仕事、家事、育児すべてが手をぬけるわけがなく、真剣に考えれば考えるほどむずかしくイライラする」ということばを(牧野 2009: 226)、そして要田は障害のある子を育てる母親の「この子と一緒に死のうかとか、どっか遠くへ行っちゃおうとか、それはもう、いっそのこと、この子の首しめて殺してやるうかとか、そこまで思いました」ということばを(要田 2009: 243)、それぞれ引用している。これらの引用はほんの一例に過ぎないが、『母性』と題されたアンソロジーのなかに、ただ制度や言説に対する学術的批判だけではなく、その構築された規範を生きなければならぬ女性たちの生々しい声が刻まれていることは特筆に値する。日本の母たちは葛藤や後悔を語っていたし、それを聞きとるフェミニストたちがいた、ということである。

大日向雅美『母性愛神話の罨』（2000）もまた、日本社会で母性が聖域とされ、三歳児神話が根強いことを批判的に分析する書だが、そのなかにも「母性愛神話の罨にはまる女性たち」という母たちに焦点を当てた章がある。1990年代、大日向が保健所や公民館の母親の集いに赴くと、「こんなはずではなかった」「どうしてこんなに毎日つらいの？」という母たちの涙ながらの声がこだましていた（大日向 2000: 45）。しかも、こうした母の苦悶は当時新しいことではなく、遡れば大正時代から、日本の母たちの「母性喪失」は取り沙汰されては批判されてきた。そのような歴史の流れはつまり、近代日本においては繰り返し、女性たちが母性規範に苦しみ、声をあげ、そのたびに社会的制裁をくだされてきたということだ。すなわち、母たちの苦悶と苦闘は異常でも特殊でもなく、むしろありふれた日々の実践なのである。

より近年では、額賀美紗子・藤田結子『働く母親と階層化——仕事・家庭教育・食事をめぐるジレンマ』（2022）が、母たちの、今も綿々と続くまさに「ジレンマ」に満ちた生活を描き出している。就労する母親たちは、「お母さんがいないとかわいそう」「子どもに悪影響がでる」といった神話に対して、戦略を練り対抗的ロジックを組み立てる。たとえば、子どもと過ごせる時間が量的に少なくても質的に充実させればよい、母が働く姿を見せることは子どもの将来のためになる、というようにである。また、村田泰子『「母になること」の社会学——子育てのはじまりはフェミニズムの終わりか』（2023）においても、託児サービスや乳幼児保育を利用する母たちがそのつど罪悪感にさいなまれ、しかし早期集団保育は子どものためにより、自分のためにもなる、という利点を強調する様子が描かれる。女性たちは母性規範にとりこまれるばかりではなく、それとつねに交渉しているのである。

と同時に、額賀・藤田は異なる学歴や職業、階層の母親たちを調査対象に含めることで、そうした戦略的实践が誰にでもできることではないこと、すなわち「非大卒や非正規雇用で収入の少な

い女性は実現可能な戦略の幅が狭く、より多くのジレンマを経験していた」ことに注意を促す（額賀・藤田 2022: 62）。村田は、母親たちは個人的な不満を口にするが、彼女らがそこから社会における女性への抑圧を問題にしたり政治的権利の問題としてとらえたりすることには困難がともなう、と指摘する（村田 2023: 248）。特に2010年代の「ウーマノミクス」「女性活躍推進法」以降、女性のあいだの格差がいよいよ増大するなか（三浦 2015; Dalton 2017; 金井 2017）、そしてネオリベリズムとポストフェミニズムの社会潮流によって女性たちもまた自己責任の論理にからめとられていくなか（菊地 2019; 元橋 2021; 三浦 2022）、母の葛藤が構造的に解決されることは容易ではないといえるだろう。

しかし同時に、そうした母たちの葛藤が私的領域にとどまらず、社会的政治的行動に結びつくことも忘れてはならない。元橋利恵（2021）は日本の現代史における異なる「母親運動」の展開を追うとともに、2010年代半ばの「安保関連法に反対するママの会」に参加する女性たちにインタビュー調査を行ない、まさにこの点を明らかにする。それ以前には政治や社会運動に興味がなかった「ママの会」メンバーたちは、子どもの世話をしながら、スマートフォンを片手に、立場の近い母親どうしてつながり、反対運動のデモや政治家との面談で声をあげるに至った。それはただ子を守るという母性規範をなぞっているのではない。「『自分の子どものため』を超えて『他の子どもや母親たちのため』に社会や政治の変革を目指す、という母親たちの政治実践」なのである（元橋 2021: 205）。

したがって、『母親になって後悔してる』に立ち戻るならば、母はみな幸せなわけではない、実は苦いおもいを抱く母親もいる、という事実は、日本社会においてなら新しい事実はない。母にはいつも過剰な期待が寄せられ、それゆえに母はいつも危機のなかにおかれてきた。そのなかで葛藤し煩悶し、時に妥協し時に戦略を練り、時に抗い戦い、子のニーズと向きあってきた。この切実

で複雑な現実を見誤ってはいけない。

III. 「母の後悔」というメディア現象

ではなぜ、どのように、『母親になって後悔してる』が2020年代日本のメディアを賑わすことになったのだろうか。上述のように、『母親になって後悔してる』の日本語訳出版後、主要メディアではセンセーショナルに本書がとりあげられた。表1は筆者が収集したメディア資料の一覧だが、ほとんどの主要紙で、そして雑誌ではビジネス誌か

ら女性誌に至るまで、書評や特集が掲載されたことがわかる。

これらメディアのなかには、ふたつの異なる論調が見出せる。第一に、『母親になって後悔してる』は現代日本の問題をあぶりだし新たな視点をもたらすものだと、その社会的意義を強調するものがある。たとえば『週刊エコノミスト』では評論家の荻上チキが「『母親になったことへの後悔』について、真正面から議論するものは少ない。このことを語るのがタブー視されていたうえ、しっかり掘り下げる研究や活動も消極的であったた

表1 『母親になって後悔してる』書評・特集

媒体	著者	タイトル	出版/放送日
波 (新潮社)	柚木麻子	勇気を出して語り出した母たち	2022年3月28日
波 (新潮社)	田房永子	母の口をつぐませるもの	2022年3月28日
日本経済新聞		母親になって後悔してる オルナ・ドーナト著 重責や仕事 様々な現実の声	2022年5月14日
週刊文春 (文藝春秋)	鴻巣友季子	文春図書館 今週の必読 選択権の問題だ『母親になって後悔してる』	2022年5月19日
産経新聞	牛窪恵	『母親になって後悔してる』女性の葛藤 本質を示唆	2022年5月21日
NHK		WEB特集 “言葉にしていけない思い?” 語り始めた母親たち	2022年5月23日
週刊東洋経済 (東洋経済新報社)	渡部沙織	今週のもう1冊 後悔する母という「脅威」現代社会のタブーを破る	2022年5月30日
女性セブン (小学館)		世界12か国で議論を呼んだ書籍『母親になって後悔してる』が描く タブーに共感が殺到している理由	2022年6月2日
新潮 (新潮社)	津村記久子	私の書棚の現在地 誠実さの受難とその先	2022年6月7日
週刊金曜日 (株式会社金曜日)	太田明日香	母になることを女性に強要する社会の圧力	2022年6月10日
週刊エコノミスト (毎日新聞出版)	荻上チキ	読書日記 「母になった後悔」を分析 タブーが覆う社会的圧力	2022年6月20日
朝日新聞	寺尾沙穂	オルナ・ドーナト 「母親になって後悔してる」押し殺していた逡巡 の証言集	2022年7月23日
VERY (光文社)		『母親になって後悔してる』について	2022年8月5日
毎日新聞	清水有香	「母になって後悔してる」タブーにあらがう女性たちの赤裸々な告白	2022年8月21日
毎日新聞		#「普通」をほどく 母になった後悔 タブー乗り越える声、一冊に	2022年8月28日
NHK		クローズアップ現代 “母親の後悔” その向こうに何が	2022年12月13日

めだ」と本書の新規性を強調し、産経新聞では、マーケティングライターの中野恵が「本書を読むことで、すべての女性に共通する悩みや葛藤、自己肯定(否定)の本質が見えてくるはずだ」と高く評している。朝日新聞では、音楽家・エッセイストの寺尾紗穂が、「まず自分を愛せ、というメッセージはすべての母親に、今改めて伝えられてよいものだろう」と、『新潮』では、小説家の津村記久子が、「母親という役割を賞賛しながら、同時に社会の歪みを引き受けさせる神話の呪いを解体する一冊だと思う」と、それぞれ書評を締め括っている。このように、『母親になって後悔してる』には、日本社会において「タブー視」されていた母の後悔を明るみに出し、「すべての女性」「すべての母親」のために、「呪いを解体」してくれる、と大きな期待が寄せられている。

女性誌でも、『母親になって後悔してる』に注目するものがあつた。なかでもファッション雑誌『VERY』(光文社)では、2022年9月号で『母親になって後悔してる』について」という4ページの特集記事を掲載し、冒頭、看板モデル申真衣と本書の訳者鹿田昌美による対談には、「『後悔』を語ることが、母が主体的に生きるきっかけになればと思っています」というキャプションが付されている。続いて、『母親になって後悔してる』を読んだ私がVERY読者に伝えたいこと」として、4名の識者がコメントを寄せている。なかでもジャーナリストの北丸雄二は「母親の後悔は新自由主義社会の猪突猛進の社会に対する異議申し立てです。別の社会の在り方を提示し現代社会3.0に更新する起爆剤となりうる、とてもポジティブなものだ」と激賞する。『VERY』は長く専業主婦を主たる読者層とし、1990年代には夫や子に尽くすだけでなく自身のファッションや趣味にも興じる「新専業主婦像」の確立に一役を買った雑誌である(米澤 2014)。その誌面において、「幸せな主婦」とはいわば対極にあるともいえる「後悔する母」がこのように好意的にとりあげられたことは注目に値する。加えて、『女性セブン』2022年6月16日号でも、『母親になって後悔してる』が描く

タブーに共感が殺到している理由」という3ページの特集が生まれ、母たちの声を紹介するとともに、社会学者の元橋利恵による解説、翻訳家・エッセイストの村井理子の感想を掲載している。「母親たちが心の奥底にしまってきた本当の気持ちを見直すことが、新しい社会をつくる一歩になるのかもしれない」という結語もまた、「母の後悔」に期待を寄せるものである。

テレビ番組ではNHKがこの本を大きくとりあげ、まず2022年5月の「Web特集“言葉にしていけない思い?”語り始めた母親たち」で本書を紹介したあと、2022年12月には『クローズアップ現代』で“母親の後悔”その向こうに何がが放映された。『クローズアップ現代』では作家の湊かなえ、山崎ナオコらが出演し見解を述べるとともに、NPOによる新たな取組みなども紹介し、「母の後悔」が社会を変える力をもつことを強調している。このように、『母親になって後悔してる』は日本の主要メディアにおいて、新たな問題提起の書、社会変革の書として、賞賛されたことがわかる。

第二に、この本により特徴的なこととして、自身も母である読者が自らの経験や感情をあらわにしながら本書について語る、という論調がある。たとえば出版元である新潮社の『波』2022年4月号には、出版記念として漫画家の田房永子と小説家の柚木麻子がそれぞれ書評を寄せているが、田房の漫画エッセイには、田房自身が「私も2人の子どもを育てていてそのことに後悔はないけど／たまに／自分の持つ「母の力」に自分自身が圧倒されて疲へいする時がある／この威力だけしばらく手放したい時がある…」と目を回すコマがある。柚木は冒頭で、自身の産褥期の経験を以下のように鮮明に叙述する。

私は病室を出て、壁に身体をもたせ、ほとんど感覚のない下半身を引かずりながら、這うようにして下の階にある売店に向かった。足の間から悪露が流れ続けていた。その時のことを今も繰り返し思い出す。まるで貞子のよ

うに通路をズルズル歩く顔面蒼白の私を見て、入院患者たちはぎょっとした顔で振り返った。エレベーターが開くなり、私は床に崩れ落ちた。他の乗客がいなかったの、ほとんど寝そべって四角い天井を見上げながら、大変なことになっちゃった、と思った。身体は言うことをきかないし、これから自己責任で全部一人で決めて自分で動かないと、赤ちゃんが死んじゃう。

ドーナトのインタビュー調査に触発されたかのように、母である評者たちが自らの母としての経験について生々しいことばを綴っているのである。

ソーシャルメディア上でも、こうした痛切な声が多く聞かれた¹。翻訳家・エッセイストの村井理子は、出版後まもない2022年3月25日に、ツイッター(当時)上に本書の書影とともに「はあ、わかる。わかりみ本線日本海。ああああ、どうしたらいいのやこの気持ち」と、ユーモラスに共感をつぶやき、反響を呼んだ。村井は上記の『女性セブン』の特集においてもインタビューにこたえ、「この人生を選んだのは正しかったのかと自問し涙があふれ、まったく緑のない土地にある小さな部屋に住む自分の未来をしばらく考えたこともあるんです」と、述べている。2024年6月現在、村井による最初のツイートには8,000件以上の「いいね」が寄せられ、「つらい」「悩み」「しんどい」といった言葉がリプライに並んでいる。上記のNHK『クローズアップ現代』の放映後には、「#母親になって後悔」というハッシュタグが登場し、母たちの共感が次々にソーシャルメディア上に現れた。匿名個人のツイートを直接引用することはここでは避けるが、「これは私のことだ」「私だけではなかった」「子どもはかわいけれどつらい」といった表現が繰り返し用いられ、母たちの日々の悩みや苦労が吐露されている。

このように、日本社会において『母親になって後悔してる』は、一方では社会的意義が喧伝され、他方では母たちがきわめて個人的で秘匿的な経験

や感情を語るきっかけとなった。日本の女性たちもまた、母であることに疲れた、母であることがいやになる、なぜ母になったのだろう、と口に出す。それはつまり、母であることは女性の天分でも本質でもないということの意味し、伝統的に信じられてきた「母性」を脱神話化する語りにも他ならない。同時に、母性イデオロギーがいかにも母たちを呪縛するものであるか、いかに女性たちの生を制約するものであるか、批判的に暴き立てる。このような問題提起の書が大手出版社から発刊され、刷を重ね、メディアでたびたび話題になるほどには、日本社会において、ジェンダーや家族の問題を批判的に議論する土壌ができてきたとも言えるだろう。言うまでもなくその背後にあるのは、Ⅱで論じたような、日本のフェミニズムの長く重い蓄積に他ならない。

しかしながら、このメディア現象にはあやうい側面がある。第一に、すでにⅡで述べたように、これまで日本社会において母たちがネガティブな経験や感情を吐露したことがないわけでは決してない。たしかに母性イデオロギーは沈黙や抑圧を強いるものであるが、しかし、母たちは完全に声を奪われてきたわけではない。しかし「母の後悔」のメディア表象は、あたかも女性たちの悲痛な声を初めて聞いたかのように扱い、翻って、女性たちを「沈黙する／してきた母」という虚像のもとにおく。さらには、第二に、その誤った前提から、母たちがもっと後悔を口に出し、「本当の気持ちを見直す」こと、「自分を愛す」こと、「主体的に生きる」こと、すなわち、女性たち自身が変容することを促しすらする。そのとき、誰がどのように母たちの声を無視してきたのかが顧みられることはない。ほんやりと「社会」が批判されることはあっても、母たちを時に無視し、時に罰してきた家父長制的権力そのものは不問に付されたままなのである。

そもそも、本書をきっかけとしてメディア上で語られる女性たちの経験を丁寧に読めば、それが、ただ「後悔」だけではないことに気づく。たとえば田房永子の目の回るような混乱は、もうや

めたいという「後悔」ではなく、日々続く子とのかかわりのなかでおとずれる混沌への反応ではないか。柚木麻子が病院のエレベーターに横たわりながら感じていた絶望も、産まなければよかったという「後悔」ではなく、突然はじまった母としての身体と生活への困惑ではないか。マスメディア上でもソーシャルメディア上でも、女性たちは「後悔はしていないけれど」と前置きをしつつ、日々の子育てのただなかで押し寄せる心情を吐露していて、必ずしも過去に戻りたいという願いを語っているのではない。そうした複雑な母たちの経験や感情を、ただそこに苦しみがあるからといって「母の後悔」などとセンセーショナルにもてはやすのではなく、まずそこで語られる内実に耳を傾けなければならない。と同時に、それを軽視し不可視化してきた社会の構造が何なのか、そしてそれをどう変えていくかを考えなければならない。

このように、『母親になって後悔してる』をめぐるメディア現象は、新たな言説空間を切りひらくようにみえるが、しかしそれは実は今までにもあった母たちの声——あったけれど社会がじゅうぶんに聞いてこなかった声——を不可視化する効果ももちうる。さらには、構造的問題に目を伏せて無責任に、母たちに社会変革を託すことさえある。母たちは何を語りたのか、なのに何が聞かれていないのか、より丁寧に考察しなければならない。

IV. 母たちが／と読む『母親になって後悔してる』

1. フェミニスト参加型アクションリサーチ (FPAR)

このような問題意識から筆者は、母である女性たちが『母親になって後悔してる』をどのように読み、その経験についてどのように語るのかを経験的に調査することを試みた。具体的には、自治体で開催される読書会にファシリテーターとして参加し、他の参加者たちとともに『母親になって後悔してる』について語りあい、そこでの会話

データを収集した。

この調査は、フェミニスト参加型アクションリサーチ (Feminist Participatory Action Research, FPAR) の方法論のもとに行なった。FPARは、調査者である女性と被調査者である女性という二項対立の関係を前提としない。両者を共同調査者とみなし、その関わりあいのなかで生じる気づきやエンパワーメントに注目する。たとえばFPARの提唱者であるパトリア・マグワイア (Patricia Maguire) は、グアテマラにおいて、親密な関係における暴力の被害にあったことのある少数民族の女性たちと協働して調査を行なう (Maguire 1997)。インタビューのなかでは、「なぜそんなことが起きるのだとおもう?」「何が原因だとおもう?」と繰り返し問いかけ、対話することで、彼女らが経験したことが個人的な問題ではなく社会の構造——男性が女性を殴ることを正当化するような家父長制の構造——によるものであったことに気づきを促す。このように、FPARにおいては、調査者は透明な観察者などでは決してなく、そのコミュニティに積極的に変化をもたらそうとする。特に目指されるのは、マグワイアが体現したように、これまで光を当てられなかった女性たちの経験を対話を通じて言語化し、そうするなかで女性たちが相互関係のなかでエンパワーされることである。

したがって、『母親になって後悔してる』の読書会においてFPARを実践するということは、調査者である筆者が、参加者の発言をただ静かに聞くだけではなく、積極的に会話に参加し、参加者らと語りあい、学びあい、批判的に考え、新たな気づきやエンパワーメントを得ようと働きかけることを意味する。筆者は会話をとりしきるファシリテーターであると同時にひとりの母であり、また日本の母について考察してきた研究者でもある。この複雑な立場から、参加者たち——彼女ら彼らもまたそれぞれ複雑である——と関わりあうなかで生まれた語りを分析していく。

調査は、首都圏の自治体Xと自治体Yにおいて行なった²。いずれも筆者が講演等で訪れたことが

ある関係で、それぞれの担当職員の協力を得て、2022年から2023年の間に自治体Xで2回、自治体Yは1回、読書会を開催する運びとなった。自治体Xでは、第一回に女性6名、男性1名、第二回に女性5名、男性2名（うち連続参加者5名）の参加があり、2名の担当職員も参加した。自治体Yでは「母親のためのイベント」と銘打ったため子どもがいる女性のみ16名の参加があり、担当職員4名も参加した。いずれも、冒頭で筆者が調査について説明するとともに『母親になって後悔してる』について短い解説を行ない、その後、2-4名のグループディスカッションにおいて意見交換をしたのち、そのディスカッションを共有するかたちで全体で話しあった。自治体Xでは円になって座り互いの顔が見えやすい、こぢんまりとした雰囲気であったのに対し、自治体Yでは筆者が会場前方に立ち、参加者は4組に分かれて座る、ワークショップ的な雰囲気となった。いずれにおいても話題が途切れることはなく、グループディスカッションでも全体ディスカッションでも次々に話したいことがあふれ出る様子であった。会の終了後も30分から1時間ほど参加者どうしが会話を続けたり、筆者に質問や相談をしたりする光景がみられた。

以下では、これら読書会の実践において、母たちが、母たちと、どのように『母親になって後悔してる』について語りあったのかを分析する。したがって、自治体Xでは母ではない女性や男性の参加者もおり興味深いやりとりがあったものの、本論文においては母である参加者の発話を主にみていく。

2. 母たちの共感

いずれの読書会においても顕著であったのは、母たちが母であることのしんどさを互いに吐露しあい、そこにあたたかい共感が立ちあがる、という光景であった。『母親になって後悔してる』を家で読むときは家族にタイトルを見られないよう隠していた、という話題を筆頭に、第二子をどうするのかなどと聞かれるのが苦痛だ、義母や実母と

の関係がストレスだ、「イクメン」という言葉に腹が立つ、など共通の感情をわかちあう「ママあるある」が笑いを誘った。自治体Xでは、職員の一人が自分は母親ではないが友人の子どもがトイレにまでついていこうとするのを見て驚いた、と話したことを受け、母である参加者たちがもりあがる場面があった。

筆者：まさに生まれ変わりですね。トイレにも行けない。そういう生活の基盤の部分から覆されるというか。それはでも、子育てであるあるですね、トイレに行けないのは、ほんとうに膀胱炎になるかっていうぐらい。

あいばさん：ドア開けっ放し。常に開放していますみたいな。

筆者：お風呂に入れば空耳が聞こえるし。今まで当たり前のように湯舟に浸かっていたとかお手洗いに座っていたということが成り立たなくなってくる。

かとうさん：今のお話を伺って、私は3人産んで、自分の時間だけではなく自分の生存に必要な睡眠の時間も削られているし、削らないと生きていけない子たちを目の前にしたときに、当然、それをしないとできない。自分の時間を作ることが贅沢の贅沢みたいな。それをばっと思い出しました。自分の時間すら考えられないぐらい。皆さんもそうだったかもしれませんが、それこそ、髪の毛をとかすということもたぶんしていなかったと思うんですね。基礎的な、女性としてということの前に全部、母としてということがある。

あいばさん：わかります。睡眠時間を削られたときは、ほんとうに気が狂いそうになる。

このように、3名の母親、すなわち、あいばさん、かとうさん、そして筆者が、母のしんどさを軽口まじりに言いあい笑いが起きたあと、さわぐちさんが、次のように述べた。

さわぐちさん：この本に書いてあるように、

子どもを大事に思っていることと、母親として見られることと課せられるもののつらさを吐露することは、ほんとうは別の話ってどうか。だけど、どうも世の中から一緒くたにされてしまう。そういうのも全部含めて母である幸せみたいなものをみんながもっている、もつべきだとか。そういう前提があるのではないかという、それがつらい。だって、子どもといっても他人じゃないですか。他人の人生、特に子どもが小さい時は100%私が背負っているという状態はものすごく、こんな重たい責任を背負わされたことはないし、そんなことは誰も教えてくれなかった、と私は思ったんですね。

さわぐちさんの「つらい」「100%私が背負っている」「誰も教えてくれなかった」という痛切な語りには水を打ったように静かになり、参加者たちはみな深く頷きながら聞き入っていた。先ほどのあたたかい笑いとはまた違う、より胸に迫るような共感が広がった。

同様に自治体Yにおいても、母親が背負わされるものの重さを語る参加者が相次いだ。以下は、たかのさん、なかいさんがそれぞれのグループを代表して、話しあった内容を会場全体に共有した際の抜粋である。

たかのさん：コロナ禍に子育てをしていて、今、コロナ禍とアフターで違いがある、みたいな話が出てきました。すべての決定を母親がしていかなきゃいけないという呪縛が、やっぱりすごいつらいって。これって正しかったんだろうかっていうのがあって。子どもを育てるといふことの結果論が、どこの時点の結果論、結果なのかっていうことを考えると、やっぱりすごい怖いなという感じがしました。

なかいさん：子どもを産んだことは後悔してないんですけど、母親ってプレッ

シャーっていいですか、先ほどもお話ありましたけど、母親が何でも決めないといけない。子育ては2人でしてるはずなのに、たとえば母親にだけ負担が来る。それで、そのプレッシャーだったり、あと、社会的に追い詰められるような感じがする。

「すべての決定を母親がしていかなきゃいけない」「母親にだけ負担がくる」——いずれの発言においても、同じテーブルに座っていた参加者はもちろんのこと、他の参加者たちもあいづちをうったりメモをとったりしながら聞き入っていた。このように、読書会は母たちが母たちの真摯なことを受けとめあう、共感の場となった。

3. 母たちによる批判的分析

さらに参加者たちは、ただ不満を言いあうだけではなく、その経験を批判的に見つめ直してもいた。「一緒くたにされてしまう」「母は幸せであるという前提がある」（さわぐちさん）、「母親にだけ負担が来る」「社会的に追い詰められる」（なかいさん）という上記の発言は、母たちが背負わされた「呪縛」や「プレッシャー」を言語化しつつ、その背後に性別分業観や良妻賢母イデオロギーが根強い日本社会があることを見抜くものである。

自治体Yでは、同じ親であるにもかかわらず、そうした「呪縛」「プレッシャー」から自由な父親について鋭い言及が相次いだ。

はしもとさん：母親になって後悔してるっていうけど、父親になって後悔してるっていうのはないかね。

筆者：いかがでしょう。どなたでも。

まるおさん：私は共働きで、家事もほとんど半分半分にしてもらってるんですけど、そうするとやっぱり、夫も結構、自分の時間がないみたいで。平日は、仕事終わったあと、私が保育園にお迎えに行き、お風呂に入れて、その間に夫が夜ご飯を作って、ご飯を食べさせて、そのあとの洗い物までしてもら

んで。そうするとやっぱりたいへんで。父親になって後悔してるって話じゃないんですけど、なんで子育て世代って、こんなふうな時間に追われなきゃいけないんだろう、もっと何かうまいやり方ないのかなっていうのを、いつも言ってるので。

やぐちさん：私は育休中なんですけど、夫は朝7時に家を出て、帰ってくるのは夜10時、11時。つまり、子ども起きてる時間に夫はいないんです。そうすると、はっきり言うと毎日、孤独だになって、すごい思ってる。だから、先ほどおっしゃった方みたいに、夫も早く仕事から帰ってきて、夜一緒に食事とかお風呂とか手分けするってというのが、すごいうらやましいなっていうのをずっと思ってたんです。だからたぶん、そういう男性と、うちみたいにずっと仕事みたいな男性とか、いろんな男性もいると思うんで、それによって後悔は違うかなって。私は朝起きた瞬間から夜寝る時間まで全部育児で、でも、夫のほうはそういう時間はない。どう思ってるのかなっていうか、この人の人生これでいいのかな、みたいな。

筆者：なるほど。おそらく、おつれあい個人を責めるということではなくて、そのようにさせる企業文化があったり、働き方の問題もあったりするんですよね。だからおっしゃるとおりで、この本を見たときの男性の反応として、共働きで50:50でやってる人と、妻にワンオペで任せて何もやりませんという人と、「後悔」って言われたときの、想像力の幅が違うだろうなという気はしますね。

やぐちさんの「この人(夫)の人生これでいいのかな」に対しては会場から笑いが起きたが、そのあと筆者が「おそらく、おつれあい個人を責めるということではなく」と口を挟み、これが社会的な問題であるという方向に議論を進めようとしたときにも、多くの参加者がうなずいてみせた。はしもとさんの疑問をきっかけにふたりの対比的な

状況が述べられたことで、「いろんな男性もいる」「後悔は違う」「想像力の幅が違う」といった気付きも得られた。まさに、個人的な悩みを構造的な問題として理解しようとするFPARの試みだが、参加者たちはこの枠組みを共有し、ともに分析的に考えることとなったと言えるだろう。

4. 「後悔」を超えて

読書会においてはいずれも、上記のように「後悔」というキーワードを使う発言が多くあったが、その微細な意味あいには注意が必要である。参加者のなかには、一方には、「私も後悔している」とはっきりと口に出す女性がいた。

いしやまさん：先ほど、[ドーナトによる]一番最初の二つの質問がありましたけど、私は自信があって。「過去に戻って産みますか」「母親の利点はあるか」ですけど、皆さんにうかがってると、たぶん、「Yes、Yes」か「Yes、No」で揺れてる、みたいなのところだと思うんですけど。私はこの部屋で一人かもなんですけど、私、たぶん「No、No」で。それってかなり珍しいというか、強い感情なんだなというのを初めて自覚しました。

こうした発言も参加者たちはあたたかく受け入れており、読書会は、母たちが母の後悔を、非難や批判を怖れずにオープンに語るができる場であった。

他方、いしやまさんが自分のことを「かなり珍しい」と言っているように、自治体Xにおいても自治体Yにおいても、上記のなかいさんのように「後悔はしていないけれど」という語り方をする参加者が多くみられた。以下、自治体Xでしたみちさんが自身について、自治体Yでちかのさんが同じグループの参加者について、それぞれ述べた抜粋である。

したみちさん：母親になって後悔はしていませんが、なぜ母親になってしまったのかなと

いう気持ちもあって。それ以前に、なぜ結婚してしまったのかなというのもある。当たり前前に社会で生きてきて、学生時代は社会に出て働くために教育を受けてきたというイメージで過ごしてきたんですが、社会で働きだして何となく結婚して、そして母親になってという。私は社会に出て働くことしか考えていなかったのに、なぜ結婚して子どもを産んでしまったんだろうなど。

ちかのさん：グループで最初に、母親になって後悔してるか、してないか、みたいな話をちょっとしたんですけども、していないって言っている人もいれば、後悔をしているかもしれないし、してないかもしれないってところを行ったり来たりしている状態ですという方があったりしました。あと、最初のほうに出てきた、母親になっての利点って何だろうって、子どもを通して価値観が変わったり、意識が変わったりすることもあったので、利点と言えばそこが利点かなという意見とか、あとは、純粋に子どもがかわいくて、子育てしているのが楽しいから、それが利点なんじゃないかなという方もいました。

さらに自治体Yでは、にしなさんから「今は後悔していないけれど」という興味深い発言があった。

にしなさん：私は、後悔していないというほうの人なんですけども、それは、今日の今段階のことで、今後、まだ娘が今、2歳なんですけど、10年後、20年後、何か起こったときに、それが後悔に変わることもあると思うんですよ。なので、これからどうなっていくかということの不安とか心配ってということが、この後悔っていう言葉になっていくのかなって感じました。

明らかに、ここで参加者たちが述べているの

は絶望的な「後悔」だけではない。いしやまさんの「後悔」とは対照的に、したみちさんのように結婚・出産という選択について改めて問い直してみたり、ちかのさんたちのように後悔とは相反する感情もあることに気づいたり、あるいはにしなさんのように今後も続いていく過程のなかで「後悔」を考えてみたりと、彼女らは現時点での後悔だけではなく、より長い時間軸のなかで、より日々の実践にもとづいて、さまざまな感情が入り乱れる様態を語っている。

このように読書会では、母たちが母としての経験をともに言葉にし、正直なおもいを語りあい認めあう場面が多くみられた。『母親になって後悔してる』は、そのための有効な触媒であったといえる。参加者たちは時に笑い、時に深くうなずき、あたたかい共感の場をつくりだしていた。協働して、母親に課される重荷を見つめなおし、疑い、批判的にとらえかえし、時にそのまなざしを夫／父に向けてもいた。さらに自身の経験を振りかえるなかで、後悔を口にする参加者もいれば、より複雑な感情や経験を表す参加者もいた。こうした対話の実践は、まさにFPARの方法論によるところであり、自身の経験を自身のことばで語りあい見つめなおすというエンパワーメントが生まれた(Maguire 1997)。そしてこうした場においてであったからこそ、「後悔しているか、いないか」だけではなく、そのどちらでもありどちらでもないような、日々の実感にもとづく複雑な感情——「行ったり来たりしてる状態」「これからどうなっていくかということの不安とか心配」——を聞きとることができたといえる。

V. フェミニスト・マザリングの可能性

本論文では、『母親になって後悔してる』が現代日本社会に巻き起こしたメディア・センセーションを批判的に分析してきた。たしかに「母の後悔」は社会に衝撃をもたらすものである。しかし、フェミニズムの分野で研究者たちが明らかにしてきたように、さらに、本論文が母である評者たち

の言葉やソーシャルメディア上の共感、そして読書会での対話を分析することによって明らかにしたように、「母の後悔」は少なくとも日本においては今初めて見つかったものでもなければ、母たちが抱える感情をすべて覆うものでもない。母たちは「後悔はしていないけど」と前置きをしながら、「誰も教えてくれなかった」という困惑、「なぜこうなったんだろう」という混乱、「これからどうなるかわからない」という不安を語っていた。トイレも睡眠もままならない、全部自分が決断しなければならない、ずっと子どもと向きあい続けなければならない、という日々のしんどさを言葉にしていた。しかもそこには「子どもを通して価値観が変わった」「子どもがかわいい」「子育てが楽しい」という感情もまた入り乱れる。女性たちが言葉を尽くして語っていたのは、必ずしも母になったことへの「後悔」だけではなく、日々刻一刻と揺れ動く切実で複雑な母の現実であった。

最後に、母たちが語りだすこの複雑な現実がフェミニズムに通じるものであることを強調しよう。

読書会の参加者たちが語っていたように、母たちは矛盾や葛藤を抱えながら、常に変化する子どものニーズと際限なく向きあい続ける。その「母をすること／マザリング」には、否応なしに、目の前にいる子どもが育つ社会について思い悩み、考え、行動することが含まれる (Ruddick 1989; O'Reilly 2004)。まさに、「子どもを通して価値観が変わったり、意識が変わったりすること」(ちかのさん)を経験するのである。そこには当然、目の前の社会制度に疑義を抱くこと、「家父長制的な母性規範がいかに女性を構造的に抑圧し軽視するものか、いかに子どもや男性にも弊害をもたらすものであるか、批判的に気づくこと」、すなわち、「フェミニスト・マザリング」(Green 2012: 72)の可能性も含まれるだろう。元橋利恵 (2021)はそれを「政治実践」と呼んでいたし、村田泰子 (2023)も以下のように述べる。

実際のところ、子どもが小さい時期というの

は、社会の矛盾を一身に引き受け、なぜ自分ばかりがこんな目にあわないといけないのか、なぜこんなにしんどい思いをしなければならぬのかと自問する時期でもある。そのような状況におかれた女性たちが、そのやむにやまれぬ状況のなかからあみ出す言葉や実践に、わたしは関心がある。(村田 2023: 69)

読書会のなかで聞かれた日々のしんどさやそれへの共感、批判的な問いかけや問い直しの語りもまた、母たちの「やむにやまれぬ状況のなかからあみ出す言葉や実践」に他ならない。連続と続く母としての生活のなかで、複雑なおもいを抱え続け、他者をケアし続ける——そうした毎日の実践のことは、ただ個人的なもの、一時的なものとして切り捨てず、あるいは「後悔」などとセンセーショナルにあおりたてず、その複雑性のなかにこそ「フェミニスト・マザリング」をみつめていかなければならない。

謝辞

本研究は、JSPS科学研究費基金23K28342の助成を受けたものである。「マザリング研究会」では、研究分担者・研究協力者から多くの示唆を得た。また、自治体X・自治体Yでの調査にあたっては、職員・参加者の皆さまに多大なるご協力をいただいた。記して感謝したい。

注

- 1 ソーシャルメディア上では、『母親になって後悔してる』にはネガティブな反応もみられた。NHKのウェブ特集「言葉にははいけない思い？」語り始めた母親たち」(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220523/k10013634851000.html>)にあるように、「子どもに失礼」「後悔するなら産むべきではない」などと母たちを伝統的規範から逸脱する者として、あるいは愛すべき子どもや家族を裏切る者として、非難する声である。
- 2 本調査は津田塾大学倫理審査委員会による承認を受け、自治体X・Yの許可を得て実施した。

読書会の冒頭に口頭と書面とで調査の目的と倫理的配慮について説明し、参加者の同意を得た。本論文中では参加者個人の同意を避けるため、読書会の詳細および参加者の具体的なプロフィールについては記載を避ける。データ中の参加者名はすべて仮名である。

参考文献

- 天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編, 2009, 『新編日本のフェミニズム5 母性』岩波書店.
- Dalton, Emma, 2017, "Womenomics, 'Equality' and Abe's Neo-liberal Strategy to Make Japanese Women Shine," *Social Science Japan Journal*, 20(1): pp.95-105.
- Donath, Orna, 2017, *Regretting Motherhood: A Study*, Berkeley, North Atlantic Books. (鹿田昌美訳, 2022, 『母親になって後悔してる』新潮社).
- 江原由美子, 2009, 「制度としての母性」天野正子ほか編『新編日本のフェミニズム5 母性』岩波書店.
- Green, Fiona Joy, 2011, *Practicing Feminist Mothering*, Winnipeg, ARP Books.
- 金井淑子, 2017, 「男女共同参画の〈規範性〉への問い(1)」『横浜市立大学論叢人文科学系列』68(2): 141-189.
- 菊地夏野, 2019, 『日本のポストフェミニズム——「女子力」とネオリベラリズム』, 大月書店.
- 木村栄, 2009, 「閉ざされた母性」天野正子ほか編『新編日本のフェミニズム5 母性』岩波書店.
- 小山静子, 2022, 『良妻賢母という規範【新装改訂版】』勁草書房.
- Maguire, Patricia, 1987, *Doing Participatory Research: A Feminist Approach*, Boston, University of Massachusetts Press.
- 牧野カツコ, 2009, 「働く母親と育児不安」天野正子ほか編『新編日本のフェミニズム5 母性』岩波書店.
- 三浦まり, 2015, 「新自由主義的母性——『女性の活躍』政策の矛盾」『ジェンダー研究』第18号: pp. 53-68.
- . 2022, 「『ケアの危機』の政治——新自由主義的母性の新展開」『年報政治学』20022-1号: pp.96-118.
- 元橋利恵, 2021, 『母性の抑圧と抵抗——ケアの倫理を通して考える戦略的母性主義』, 晃洋書房.
- 村田泰子, 2023, 『「母になること」の社会学——子育てのはじまりはフェミニズムの終わりか』昭和堂.
- 額賀美紗子・藤田結子, 2022, 『働く母親と階層化——仕事・家庭教育・食事をめぐるジレンマ』勁草書房.
- 落合恵美子, 2022, 『近代家族とフェミニズム【増補新版】』勁草書房.
- 大日向雅美, 2000, 『母性愛神話の罨』日本評論社.
- O'Reilly, Andrea, 2004, "Introduction," In Andrea O'Reilly ed., *From Motherhood to Mothering: The Legacy of Adrienne Rich's Of Woman Born*, Albany, SUNY Press.
- Ruddick, Sara, 1989, *Maternal Thinking: Toward a Politics of Peace*, London, The Women's Press.
- 要田洋江, 2009, 「『とまどい』と『抗議』——障害児受容過程にみる親たち」天野正子ほか編『新編日本のフェミニズム5 母性』岩波書店.
- 米澤泉, 2014, 『「女子」の誕生』勁草書房.

掲載決定日：2024年6月7日

Abstract

Mothers Reading *Regretting Motherhood*: A Feminist Participatory Action Research

Aya Kitamura*

Regretting Motherhood (Donath 2017), an Israeli sociologist's interview research with regretting mothers, has spurred a heated debate over motherhood in Japan. This paper begins with an overview of Japanese feminist scholarship to illustrate how maternal regret and conflict have been researched long before the media sensation. The subsequent media analysis reveals that the book reviews and special features of *Regretting Motherhood* in Japanese newspapers, magazines and TV shows misleadingly celebrate the book's novelty and thus neglect the mothers' real voices that have existed throughout Japanese modern history. Furthermore, critically reflecting on the media discourses in Japan and drawing on the methodology of Feminist Participatory Action Research (FPAR), this paper analyzes the conversational data from book-circle events that I facilitated in two local community centers to discuss *Regretting Motherhood* with other mothers. Many participants exchanged with much empathy their private feelings and experiences that they had not verbalized before, and the participants and I collaboratively related them to the structural sexism. Through the multidimensional analysis, this paper illuminates how the actual mothers' complex experiences point toward possibilities of feminist mothering within the women's everyday struggles.

Keywords: maternal regret, feminist participatory action research (FPAR), feminist mothering

* Associate Professor, Tsuda University

自治体非正規雇用の官民比較

——男女共同参画センター相談員の全国調査結果から

横山 麻衣*、瀬戸 健太郎**

行政的専門性が必要な男女共同参画センター相談という職種で、職務と賃金の不均衡はどのように生じるのかについて、質問紙および聞き取り調査を通じて官民比較を行った。

相対賃金において、官民で大差はなかった。ただし、自治体直営の場合、賃金が組織内部で規則化されているが、他方、職務に関しては、イレギュラーな職務配分を行うなど、賃金よりも場当たりの配分構造が存在する。こうした職務と賃金の不均衡について、労働組合の介入が必ずしも見られない場合もある。

他方、雇用主が指定管理者である場合には、自治体にとって指定管理者は定額コストであるとみなされており、それゆえに職務が拡大しようとも、積算に影響しないため、職務と賃金の不均衡が生じている。ただし、一部では、委託元の自治体が、相談の行政的専門性への評価能力、および、指定管理者に対する労働条件規定を持つ場合、相対賃金が改善されることが明らかとなった。

キーワード：自治体非正規雇用、行政的専門性、官民比較、男女共同参画センター

I. はじめに

本稿の目的は、自治体に設置されている男女共同参画センター相談員の職務と賃金について、相談員の雇用主が自治体と指定管理者¹である場合を比較し、不均衡が生じるメカニズムの相違を明らかにすることである。

公務部門の非正規雇用について、上林陽治(2021)は非正規公務員を取り上げ、「非正規化は女性職化を伴って進展するのであり、言い換えれば、女性職種が選ばれて非正規化する²」(上林2021: 265)という。公務部門において非正規雇用率が高い職種の最大規模は、「一般事務職」と「その他」である。「その他」には各種相談職が含まれ、基本的には資格職とされる(上林2021)。このような資格職の非正規公務員に関する研究蓄積は保育士をはじめ若干、存在する。一方、後述するように、男女共同参画センター相談員のような、行政特有の専門性は必要であっても、それが明示／

確立されていない職種については研究蓄積が乏しい。にもかかわらず、2000年以降に相談業務の行政需要は爆発的に拡大しており(上林2021: 106)、ジェンダーやSOGIにかかわる相談の需要は、今後も高まると考えられる³。

以下、2節では非正規公務員の処遇と職務に関する研究をサーベイし、3節では男女共同参画センター相談員の概要や調査手続きについて説明し、4節では聞き取り調査の結果を雇い主別に整理して比較し、5節では知見の整理と含意について論じる。

II. 先行研究の検討

以下では、公務部門における非正規雇用のうち、非正規公務員についての先行研究をレビューする。

* 愛知大学准教授

** 立教大学助教

1. 非正規公務員の処遇に関する研究

非正規公務員一般について、上林（2021）は多数の事例を取り上げながら次の3点を指摘している。第一に、非正規公務員は市民の権利義務を変更する、公権力の行使に携わる職務には従事していないものの、当該部署の中で重要で不可欠な職務に従事している「非正規雇用の質的基幹化」（以下、基幹化）が生じている点。第二に、基幹化が進んでいるにもかかわらず、正規職員への登用が行われておらず、内部登用の仕組みを欠いている点。第三に、ゼネラリスト型の人材形成が中心である公務部門において、専門職は柔軟な人材配置に適さないという形で非正規化が生じている点である。そして、処遇面で見れば、公務部門の雇用形態間賃金格差は、民間部門よりも大きく、この点で「雇用形態を変えることによってどちらかの性に賃金格差が生じることを間接差別」というが、間接差別の度合いは公務員の方が苛烈」（上林 2021: 269）であるとする。このような非正規公務員の低い処遇について、川村雅則（2017）は事例分析に基づいて、法規制の緩さや自治体の発注条件が、非正規公務員や公共工事の委託先、指定管理者など公務労働の領域の処遇改善の制約となっており、労働組合による規制が望まれると論じている。前浦穂高（2019）も、2自治体の事例研究から、労働組合による介入が重要だと指摘している。

このように、非正規公務員の処遇に関しては、公務部門の方が雇用形態間の賃金格差が大きいこと、その賃金格差は労働組合など非経済的要因の効果が大きいということが指摘されている。

2. 非正規公務員の職務遂行に着目した実証研究

一方、職場の実態から職務と賃金の不均衡を具体的に明らかにする研究もある。例えば、禿あや美（2013）ら⁴は事例研究から、職務評価得点を計算することで、雇用形態間の職務と賃金の不均衡を明らかにしている。小尾晴美（2010）は自治体の保育士の事例分析から、日々の職務を遂行するためには、非正規公務員も正規公務員並みの職務

を担当する必要がある、労働条件の格差は非合理的だと指摘している。

この他、前浦穂高と古谷眞介（2021）は、公務部門の非正規雇用活用が進む領域として、非定型性あるいは行政特有の専門性のいずれか／いずれもが不要な3類型を挙げている。このうち、非定型性あるいは行政特有の専門性いずれかを有する2領域では、非正規雇用に依存する結果、非正規雇用の業務内容や職務遂行に対する、正規雇用の監督・問題発生時の対処が困難になることが論じられている。

ここでいう「行政特有の専門性」について、前浦と古谷（2021）は明示していないので、彼らの扱った事例から検討する。前浦と古谷（2021）は、福祉部署に着目し、介護保険の申請書類の審査を行う非正規公務員（行政事務員）と、データ入力など定型的な事務を遂行する非正規公務員（事務補助員）、法律・行政・人事・予算を司る正規公務員がいるとする。これらを行政法学の概念に沿って整理すると、事実行為事務を担う非正規公務員（事務補助員）、公権力行使に連なる準法律的行為事務を担う非正規公務員（行政事務員）、公権力行使事務や長期計画を担う正規公務員、に概ね対応する。行政事務員は、介護保険に関する専門的知識と経験を必要とするが、その非定型性は正規公務員に比して相対的に低い。以上のように整理すると、「行政特有の専門性」とは、公権力行使への近接性であり、言い換えれば行政という産業に特殊な人的資本と定義することができる。この点で前浦・古谷（2021）の研究は、行政特有の専門性が高い職種であっても非正規化されることがあることを理論面から示したとも言える。

このように非正規公務員の職務に着目した研究は、雇用形態間の職務と賃金を分析することで、その不合理性を明らかにし、理論的な整理を可能にしたものであると言える。

3. 先行研究の課題

以上、先行研究を整理すると、公務部門では、(1)ゼネラリスト型人事管理が支配的ゆえに、専

門職は正規雇用として雇用されにくいこと、(2) その処遇改善は労働組合など非経済的要因によって行われること、(3) 基幹化が進むと職務と賃金の不均衡が拡大するだけでなく、非正規公務員の職務遂行状況の監督が困難になることが明らかにされている。

一方、先行研究にも課題がある。第一に、公務部門のうち、行政特有の専門性が高く、官民でサービス供給が競合していない領域の事例の乏しさである。保育士(小尾 2010; 前浦 2019)や、給食調理員・看護師・図書館司書・教員(上林 2021)といった職業の多くはサービス供給について官民が競合している。そうした意味で、これらの職業は、「公務/民間の境界領域が以前にもまして民間との競争にさらされるようになってきた」(松尾 2017: 19) 影響が反映されやすい。同時に、これらの職業は、公権力行使への近接性を悉く有するわけではなく、「行政特有の専門性」が相対的に低い領域に関する研究と位置づけられる。一方、「行政特有の専門性」が高い領域の実証的な研究は、遠藤編(2013)、前浦・古谷(2021)などがあるものの、まだまだ乏しい。前浦・古谷(2021)の事例では、福祉職場の非正規雇用の処遇改善が、勤続年数別の賃金表の設定により実現されることが明らかにされている。また、上林(2001: 267)は、野洲市の非常勤の消費生活相談員が、後に正規職員として登用された例を紹介しており、これらはいずれも資格職である。つまり、このような「行政特有の専門性」が高い領域に位置づけられる非正規雇用でも、行政特有の専門性を明示/確立しうる場合⁵には処遇改善しやすく、そうでない場合は改善し難い可能性があるが、その先行研究は無きに等しい。

第二に、「なぜ非正規公務員の処遇が民間と比べても低いか」の実証的な説明が乏しいことである。前浦・古谷(2021)は、非正規公務員に正規雇用への登用が開かれていないことを「準内部分化」と述べている。これは雇用主の依拠する制度的背景の相違によるが、このような雇用主の性格の相違は非正規雇用の拡大のメカニズムの違い

も生じさせている(後藤 2021)。社会学でもワレンティナ・ディ・スタシオとハーマン・G・ヴェルホスト(Valentine Di Stasio and Herman. G Van de Werfhorst 2017)では、教育と雇用に関する制度的文脈が異なるイギリスとオランダの採用に関する比較において、雇用主の性格の重要性を明らかにしている。このように、同じ職種・雇用形態で雇われていたとしても、異なる制度的背景を持つ雇用主を比較することで、非正規公務員の賃金構造についてより詳しく明らかにすることができる。

以上を踏まえると、本稿が明らかにすべき課題は、公務部門における行政特有の専門性が高い職種で職務と賃金の不均衡はどのように生じるのか、雇用主によってその構造は異なるのか、という問いになる。

III. 対象と方法

調査対象と方法について述べる。

1. 調査対象

本稿が前述の課題に接近するため、男女共同参画センターの相談員を対象とする理由は以下である。

第一に、行政特有の専門性が必要な領域でありながら、その専門性が明示/確立されていないからである。2023年度時点で約8割のセンターで相談事業が実施されている⁶、いわゆるDV防止法3条で規定されている配偶者暴力相談支援センター(以下、配暴センター)指定がある場合には、婦人相談所と同等の機能を果たすことが求められる。指定がない場合にも、法制度に関する知識は必須であり、DV被害者の一時保護等のみならず児童虐待など、危機管理や他機関との連携が不可欠なケースに対応している(東京女性財団東京ウィメンズプラザ非常勤職員編 1997: 65-72)。つまり、配暴センター機能の有無にかかわらず、男女共同参画センターの相談員は準法律的行為事務を担っており、後述するように、実際、同地域の婦人相談受付部署と相互補完関係にあると考えら

れる。しかしながら、資格要件が必ずしも存在せず(桜井ほか 1998: 19-20; 〈男女共同参画センターが行なう相談事業の現状と課題〉研究会 2014: 42)、専門性が要される職という認識も抱かれていない(遠藤 2005: 83)。それゆえ、男女共同参画センターの相談員を対象に調査することで、職務と賃金の不均衡をもたらす要因としての、行政特有の専門性の明示/確立性を検証できる。

第二に、行政特有の専門性が必要な公務部門における非正規雇用でありながら、雇用主が官民それぞれ存在するからである。このことは、制度的文脈が雇用主によって異なっているということの意味し、その調査によって同一の職種・雇用形態における職務と賃金の不均衡における雇用主の性格の違いを、より適切に明らかにできる。

第三に、相談員の処遇について、実証的研究がほとんどなされていないからである。例えば、島と古久保(2010: 150)は、以下のように述べている。

男女共同参画社会化というジェンダー平等をめざす行政の方向に関して、より女性にとって有益な実効性の高いものにしようという意欲が、当初の指定管理を受けようとする原動力であったがゆえに、その思いを形に実現するために、行政からの予算というしばりの中で、自らの労賃水準を落としてでも働いてしまう、という構図が見受けられるのである。

こうした、雇用主が指定管理者である場合に低賃金にならざるを得ないという理解は、ある程度一般的だろう(ほかに、渋谷典子(2019)、塩崎千枝子(2003)、上野千鶴子・竹中恵美子(2002)など)。しかし、女性労働に関しては、分析に分析者のジェンダーステレオタイプが持ち込まれることの問題性が従前から指摘されてきた(木本2003: 19)。例えば、ローラ・リート(Laure Leete)は、先行研究の検討から、非営利部門では高い意欲の労働者を選抜するためにあえて市場相場以下の賃金を提示していること、また、採用後の労働者の働

きぶりについても、労働者の内発的動機づけの高さゆえに使用者が監督するためのコストが低くなる、という説明が可能であるとする(Leete 2000)。それゆえ、女性であるがゆえにジェンダー平等推進に資する職への参入意欲が高く、低賃金にならざるを得ないといった記述の妥当性は実態に基づいて検証される必要がある。

2. 指定管理者の賃金構造の背景的特徴

分析に先立って、指定管理者の賃金構造の背景的特徴を把握しよう。指定管理者とは、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」として、地方自治体から委任されたものである(総務省自治行政局長 2003)。本調査対象の指定管理者施設の場合、指定管理者制度導入率(N=68)は92.6%であり、運営主体(N=68)の内訳は、公益財団法人(35.3%)、(認定)特定非営利活動法人(20.6%)などで、株式会社(4.4%)は極めて少ない⁷⁾。つまり、男女共同参画センターの指定管理者は、企業セクターが参入し、「民間の能力を活用」するより、むしろ「経費の節減等」のために非営利組織に委託している側面が強いと推測できる。

3. 調査方法

調査は次のように行った。国立女性教育会館の女性関連施設データベースに掲載の、相談事業を実施する全ての自治体直営および指定管理の男女共同参画センターを対象に質問紙調査を行い、相談員の賃金や職務等において特徴的なセンターを対象に聞き取り調査を行った。調査期間は、2021年10月～2022年1月(質問紙調査)および2023年1月～同年3月(聞き取り調査)である。質問紙送付数は283、回収数は224(回収率=85.8%)、うち、自治体直営は156(85.2%)、指定管理者は68(87.2%)であった。聞き取り調査の依頼件数は32件(自治体直営=23、指定管理者=9)、応諾件数は8件(自治体直営=2、指定管理者=6)であっ

表1

	設置	配属	運営	対象者	性別	雇用形態	週あたり勤務時間	月額/時給
センター 1	市区 町村		直営	A (職員)	F			
				B (相談員)	F	会計年度	35時間以上～ フルタイム	16～18万円
センター 2	市区 町村		直営	C (相談員)	F	会計年度	30～35時間 未満	16～18万円
				D (相談員)	M	会計年度	30～35時間未満	16～18万円
				E (相談員)	F	会計年度	30～35時間未満	16～18万円
センター 3	市区 町村		指定 管理	F (組合役員)	M			
				G (センター長)	F			
				H (相談員かつ職員)	F	非正職員	10～20時間	900～ 1,000円未満
センター 4	都道 府県	指定	指定 管理	I (相談員かつ職員)	F	非正職員	10～20時間	900～ 1,000円未満
				J (相談員)	F	正職員	35時間以上～ フルタイム	16～18万円
センター 5	都道 府県	指定	指定 管理	K (職員)	F			
				L (相談員)	F	非正職員	20～30時間	1,200～ 1,300円未満
センター 6	市区 町村		指定 管理	M (相談員かつ職員)	F	正職員	35時間以上～ フルタイム	24万円以上
センター 7	都道 府県		指定 管理	N (センター長・ 元都道府県庁職員)	F			
				O (相談員)	F	非正職員	20～30時間	1,100～ 1,200円未満
センター 8	都道 府県		その他	P (職員・都道府県庁職員)	M			
				Q (相談員)	F	非正職員	30～35時間未満	2,000～ 2,500円未満

た。聞き取り調査は相談事業担当者あるいは相談員を対象に依頼したが、聞き取り調査協力者の最終的な選定は各施設に委ねた。聞き取り調査の内容は、相談員の賃金や職務等についてであり、質問紙調査への回答に基づいて詳細な確認を行った。加えて、直営の場合には正規公務員との職務分担や組合の対応状況、指定管理者の場合には積算や指定元とのかかわり等について問うた。聞き取り調査の対象者は表1の通りである。

IV. 結果

1. マクロで見た職務と賃金の不均衡

まず、質問紙調査から職務と賃金の関係を確認

する。表2は、職務と賃金の記述統計と相関係数を示したものである。賃金は、施設ごとの相談員の時給換算額の平均から、施設が所在する地域の2020年時点での最低賃金で除算した相対賃金を求めた⁸。相談は大別して、電話相談と面接相談があり、センターの相談事業方針、相談者のニーズや相談内容に応じて、採用される相談形態が異なる。相談件数は、コロナ禍における変動をならすために2018～2020年の平均相談件数を用い、2020年度時点の対応人数によって除算している⁹。この他、相談員が担う相談以外の職務カテゴリー数を用いる。具体的には、相談統計の入力・資料作成、講座の企画・運営・補助、DV被害者支援連絡会議等の企画・運営・補助、その他会議

表2

	自治体直営			指定管理		
	平均	標準偏差	相対賃金との相関	平均	標準偏差	相対賃金との相関
相対賃金	1.64	0.470		1.69	0.428	
電話相談件数平均/対応人数	289.26	277.395	0.038	345.40	228.965	0.079
相談以外職務	2.51	1.523	-0.042	2.73	1.326	-0.343
地方公務員給料 (円)	320517.12	12633.141	-0.063	322707.16	12194.447	-0.093
住民1人あたり税収 (千)	431.50	119.963	-0.026	470.80	116.079	-0.060

の出席・報告、相談マニュアルの記入・作成・補助、その他である。

表2を見ると次の点がわかる。第一に、相談員の電話相談件数は、直営および指定管理者ともに、相対賃金との相関は見られない。第二に、相談業務以外の職務のカテゴリー数と相対賃金について、自治体直営では相関が見られず、指定管理者では負の相関が見られた。第三に、施設所在地の地方公務員給料と住民1人あたり税収については、いずれも無相関である¹⁰。このように、直営・指定管理者ともに財政余力によって直接、処遇が決まるわけではない。また、指定管理者では職務が幅広くなるほど賃金は低廉になるという関係が見られるが、直営では見られない。以上からマクロレベルでの相談員の職務と賃金の関係は、雇用主が官民いずれかにより異なる傾向が見て取れる。

そして、公認心理士、その他心理士、社会福祉士、精神保健福祉士のうち、1つ以上の資格保有を必須としている施設は5%未満 (N = 11) であり、資格による専門性の証明はほぼ求められていない¹¹。また、相談件数は同地域の婦人相談件数と負の相関関係にあり ($\gamma = -.158, p < .05$)、地域内の女性相談ニーズへの対応に関して、センターの相談事業と婦人相談受付部署間に、重複性・相互補完性が認められることが示唆された。

2. ミクロで見た職務と賃金の不均衡

本節では、雇用主の違いによる賃金決定構造の

違いを、聞き取り調査から検討する。結論から言えば、職務と賃金の関係およびその決定構造は、次のような差異がある。

雇用主が自治体である場合、賃金は条例などに基づいて決まっているが、職場での職務配分は非常に曖昧に決まっており、職務と賃金の不均衡が生じる。これらの処遇改善には、労働組合の介入が有効だとされてきたが、労働組合が積極的に介入しない場合もある。

指定管理者が雇用主である場合、自治体が施設運営事業を外注する額は、施設開設以来一定であるにもかかわらず、行政需要は拡大するため、現場の職務が拡大する傾向にある。その結果、相対賃金の下落と職務の拡大が生じている。ただし、指定元自治体の規定により、職務を反映した高い賃金が実現される場合もある。以下では、雇用主ごとに上記に該当する聞き取り調査結果を抜粋して示す。

1) 自治体直営の場合の職務と賃金の関係およびその決定構造

まずは自治体直営の場合である。センター1は、配暴センターに指定されていないセンターである。当該自治体では、条例により非正規公務員の賃金表が定められている。Bさんはセンターの相談員になって11年目になるが、他の自治体も含め、通算で15年以上、男女共同参画業務に携わっている。勤務先自治体では非正規公務員のための組合が数年前に結成され、勤続7年目までは昇給

するようになったという。

〔センター1〕

B：〇〇〔Bさんが以前いた市区町村〕の嘱託だった時からちょっと条件が変わってると思うんですね。(中略) 雇い止めというのが、当時はありましたけれども、今はないと思いますし、〇〇〔現市区町村〕は最近嘱託の組合ができて、会計年度任用職員¹²ではあるんですけども、7年までは給料が上がるようになったんですね。(中略)

横山：組合ができたということは、今まではなかったということなんですか？

B：なかったですね。3～4年前に部会みたいなものができて、保育と学校の方はそれぞれ、非正規の組合ができていたらしいんですけども、その他の事務職の組合がなかったんですが、その組合ができて、そこに入会したので、組合が市区町村職労に働きかけてくれて、ちょっとあげましょうというようなことがあったんですね。

(中略)

横山：そうすると、わりとこう、市区町村全体が正規ではない職員さんの労働環境も改善したいというような意識が高まってきているんでしょうか？

B：はい、だと思います。

ただ、昇給があったとは言え、Bさんは週あたり35時間以上勤務し、月額給与は16～18万円である。また、雇用形態間の職務分担についても、Bさんは次のように述べる。

B：先ほど、この〔男女共同参画基本〕計画を作るためのアンケートの話があったと思うんですけども、そのアンケートは予算が付いてたんですが、いきなりそれがなくなって、自前でやることになったんです。エクセルだけで処理をしたんですけども、あれはほとんど私が構築したんです。(中略)

横山：そういう枠組みづくりが、正規の職員さんの方ではできないということなんですか？

B：できなかったと思います。この関数をこういう風に使えばできますよって、私が言わなければ、黙っていたらできなかったと思います。5年前の時も、予算がつかなくて自前でやったんです。(中略) そしたら大変なことになってたので。

当該自治体では、正規職員、会計年度任用職員、非常勤職員の事務分担表というのがあり、それぞれの分担割合も記されているものの、Bさんが担っている職務の実態と分担表との齟齬について是正される動きなどは、Bさんが知る限り、ない。

センター2は、配属センター指定のない施設でありながら、非正規公務員である3名の相談員が、婦人相談員と同様の職務を遂行している特殊な職場である。センター1同様、条例で賃金表が定められている。3名は週当たり30時間働いているが、Cさんの給料は16万円を下回っている¹³。Dさんは、センターに勤務して18年になり、設立初期から相談員を務めている。職務は多岐に渡り、電話・面接相談対応、弁護士事務所や調停への同行支援、関係機関調整、一時保護や移送、民間シェルターとの連絡調整なども担う。それゆえ、そもそも相談業務自体がイレギュラーに幅広いのだが、残業代も支払われないという。こうした職務と賃金の関係について、正規公務員である労働組合役員のF氏は、以下のように述べた。

〔センター2〕

横山：〔上記の仕事が〕婦人相談員さんの職務になっている、しかし婦人相談員並みの処遇になっていない、他はもうちょっと高いというのは、〔組合は〕認識しているんでしょうか？

F：認識は、雇用形態とかが違うので、という回答になる。資料を出したものがフルタイムのものかパートタイムのものかというのが

ありますし、他市区町村と比べてもそんなに〇〇〔市区町村〕が低くはない。

C：仕事内容が理解されないでそういう回答になる。

D：その主張をすると他の会計〔年度〕任用の人たちをディスっているのかというようにところに回収されていくので。

相談員は婦人相談員と同等の職務に見合った賃金と訴えるが、労働組合役員は、職務に関係なく、手続きに則った賃金であることのみを理由に正当化できると述べている。このように、組合の関与による改善はほぼ見られないという点で、センター2はセンター1と対照的であった。実際、労働組合役員は、組合の方針について以下のように述べた。

横山：今後交渉の中でどういうところがキーになるという感じなんでしょうか？

F：まず職場での話し合いをしていて全体交渉というのをしていかなないとなかなか難しいんですよ、現実の問題として。なのでその話し合いをしていってくださいというのを言っていますが、職種が違うのでなかなか全体で一致団結するというのが難しいのかなと。

横山：部署として一致団結しなきゃいけないということですか？ 正職員と非正職員が団結しなければいけないということなんですか？

F：職場として総意として出していないといけませんので。(中略)

横山：意見の総意というのは、組合さんの方から正規の職員の方に働きかけるのではなくて、まずは部署内ということなんですか？

F：いやいや組合の方からも促してます、正規の職員の方に。ただまあ業務が忙しくてなかなかみんな集まれるっていう時間をとるとするのが難しいんですよ。集まって話し合い

をしてもらいたいんですけど。

C：難しいですよ。私たち3人いるところの職員さんにもお願いしていますけれども難しいと。皆さんお忙しくされているというのも当然あるので、そういう中に、要するに婦人相談員の業務のことをあなた達に任せているのに何でこっちに言ってくるの、なぜ時間を取るの、というような空気がどうしても出てしまうので。まあ難しいと。17人とか18人ぐらいいるんですけども、その人数に3人でというのは、明らかに力の差がありすぎて難しいんですよ。

横山：他の方は正規の職員さんなんですか？

C：会計〔年度〕任用の方もいる。5人。〇〇〔課の名称〕が分かれているから違うんですよ。違う課2つから成っている、そこも総意をとらないといけません。

3名が所属する課は、2つの課が統合され、18名ほどが所属する。うち、非正規公務員は、職種が異なる2名を含め、合計5名である。非正規の処遇改善のためには、こうした様々な職種・雇用形態が含まれる職場が、自発的に総意形成することが必須だという。その後、3名は組織改編を機に組合から退会した。処遇や業務の改善を求めても、組合からの支援がなかったからである。このように、継続的な組合への相談にもかかわらず、処遇改善がまったく見られない場合もある。

2) 指定管理者の場合の職務と賃金の関係およびその決定構造

雇用主が指定管理者である場合を見てみよう。センター3は、事務職員をかねた相談員が5名おり、週あたり10～20時間勤務で時給は900円台である。自治体から新たな相談事業開始の要請があり、その際には、900円を下回るかつての時給で積算がなされたという。従来、同地域の最低賃金をベースに積算が組まれてきたからである。

〔センター3〕

横山：そうしますと、相談員さんの時給に関しては900円から1,000円ということで、他のスタッフの方はそれよりも低い？

G：そうです。

H：最低賃金に少しプラスした程度です。（中略）先日最低賃金が上がった時、うちのスタッフの何人もが時給アップとなりました。つまり、上げないと最低賃金を下回ってしまうから上げたのですが、それぐらい、賃金が低いということです。

新たな相談事業とはLGBT相談（2016年から）や男性相談（2022年から）などであり、指定管理者を継続するために、そうした自治体の要請に沿う必要があったようだ。しかし、相談の職務が拡大しても、自治体の積算根拠は最低時給に準拠している。その理由として、設立当初からの経緯が影響していると述べられた。

H：LGBT相談を新設するにあたって、研修費を新たにつけてもらったのは画期的でしたが、予算額積算の根拠はそれまでの時給額で、その額がそもそも専門職の割には高くないので、決して十分でないのかもしれないです。ただ、私たちはそれが当たり前になってしまっただけです。

G：（中略）当市区町村の場合、男女共同参画推進の活動は行政が実行委員を募集して集まったボランティアが主体となって始まり、「大事だから手弁当でもやりましょうよ」と言う女性たちがいっぱいいてなり立っていました。その後、委託や指定管理者制度の導入で賃金が出る、雇用につながる、そのことがうれしくて労働面の環境整備の大切さまでは、考えが及ばなかったという現実があります。最初の予算が基準でその後の予算も決まっていき、大幅なアップは難しいし、行政も「この予算でできることをやってほしい」と言いますしね。

このように、低廉な賃金であっても、比較基準がボランティアであることによって、強い問題意識には至っていない。こうしたボランティアベースの発想を、処遇として制度化しているのがセンター8である。

センター8の相談事業は、週30時間勤務で時給換算額およそ2,000円の1名と、30名以上のボランティアの相談員によって担われている。その体制について問うた。

〔センター8〕

横山：元々の積算として、相談員さんお一人分しか出ていなかったというのは、初めの積算が一人で十分だろう、というようなことだったんでしょうか？

P：そうですね。相談員1名分しか出ていませんし、後はボランティアの相談員は交通費のみ積算して、という形ですね。

横山：それは地域的にボランティアさんがたくさんいらっしゃるだろうから大丈夫だろう、というような見通しだったんでしょうか？

P：そう言われると、多分そうなんだろうね。

当時の積算根拠は不明であるものの、行政特有の専門性が必要とはみなされず、ボランティアによって担われるという認識がセンター8の背景にはあった。このように、確かにセンター3やセンター8は島・古久保（2010）の議論に整合的な側面も観察される。

一方、センター5は都道府県設置のセンターで、配暴センターにも指定されているが、非常勤の相談員が2名のみで、週あたり平均25時間程度の勤務で時給1,200円台である。また、相談以外の職務も幅広く担当しているが、次のような語りが見られた。

〔センター5〕

横山：（中略）配暴機能があって、この待遇

ていうのは、職務に見合ってるんじゃないですか？

K：見合っていないです！ 全然。

L：配暴センターだからってということだけでなく、うちの〇〇〔センター名〕は、ありとあらゆる相談を受けるので。LGBTの方もいるし、メンタル関係の方もいるし、人間関係に悩まれる方もいるし、配暴センターとしての機能の対象になるような相談の方もいて、本当に幅広いので。本当にもう、待遇に照らし合わせるとすると、ちょっとこう、もう、根本的なところで違うよねってことになっちゃうんですけど。

K：あの、過去にすごく、相談件数が増えてしまった時期があったんですね。これまでで最高ぐらいの件数に増えたこととかを根拠に、相談員を増員して欲しいという要望を出したことがあったんですけども。(中略)「このぐらいの件数だったら2人でいいでしょ」って言われちゃう。

このように、職務と賃金の不均衡が著しいだけでなく、センター3と同様に、自治体からの要請により相談内容・件数ともに拡大する一方であるという。同様に、センター4においても、職務の幅の広さがうかがえる。

〔センター4〕

横山：今の処遇は職務内容に見合ってるんじゃないですか。

J：よくわからない。他のところがわからないのであれしたことはないんですけども。私は都道府県の行政にいたんですけども、行政よりはすごくちゃんと時間の調整をとっていただいたりとかはあるので、行政は相談だと相談のみだったので。行政はどこもそうだと思います。今は会計年度〔任用職員〕になったと思いますけれども、非常勤だったので。ただその代わり相談のみなんです。統計とか事務とか研修の講師とかは一切ないん

です。なので、どっちがどうなんだろうって、ちょっと。

Jさんは都道府県での相談職経験があり、自治体と比して指定管理者の方が職務の幅が広いと述べている。

そして、センター5の相談員の賃金は、自治体が決定する施設運営予算に依存しており、20年以上変わっていないという。

〔センター5〕

横山：都道府県の方では、それぐらいの時間給というか、日額が妥当であろうということで、2001年の時点から始まっていたという感じでしょうか？

L：ほぼ20年ぐらい変わっていないので。たぶん、当時の、都道府県のどこかの嘱託職員とかに倣ったのだろうと想像はできます。

横山：なるほど。それを、20年ということは、物価も上がったりしていると思うんですけども、上げるというような話が出たりとか、あるいは交渉されたりっていうようなことってというのはあったでしょうか？

K：(中略)元々都道府県からいただけるお金はもう定額っていうか、人件費はほぼ定額でしかこないの。

このように、センター5の相談員の賃金は、現在は低廉であるものの、その要因は、相談員の賃金が20年以上固定されてきたことにある。実は、現在の時給を当該施設開所時の同地域の最低時給と比べると約2倍であり、少なくとも開所当時は、相対賃金は高かったと言える。つまり、これら2事例からは、指定元の自治体が指定管理者の委託費用を、物価や最低賃金の上昇といった費用の増加要因を顧慮せず、不変の費用であるとみなして委託費用を決定する定額コストとも言える運用を行ったことが、徐々に劣悪な処遇になった原因であると言える。このような定額コストの運用は他のセンターでも見られる。センター7には、元都

道府県職員がおり、正規公務員の認識についても問うことができた。センター7では、2名の正職員の相談員が週あたり約39時間勤務しており、月額18～19万円程度、2名の非常勤の相談員が週20～30時間勤務で時給1,100円台である。センター長である都道府県庁の元職員であるNさんは、職務と賃金の不均衡について次のように述べた。

〔センター7〕

N：今、年齢構成が50～60代なんですよ。40代ぐらいの方をなんとか仲間に入れて、育成していきたいと考えています。ただ、そこで課題になるのは、待遇が非常に貧弱なので、本当に志がある人でないとできないのかな。だから処遇の改善は、本当に進めなければならない。このことは、都道府県にも言っています。やっぱり人件費の、指定管理費の予算の見積もりの中の人件費については、ぜひご配慮くださいと言っています。私もここに来てびっくりしました。(中略)仕事の質からして、低すぎるかな。

このように、指定元自治体にとって、委託している職務は積算根拠に含まれないのであり、最低賃金準拠も含め、低廉な賃金は定額コストの運用に根拠があると考えられる。ただ、その引き上げについてNさんも「他にも指定管理者がたくさんありますから。ここを極端に上げると他のところも上げなきゃいけないというようなことになって」と述べており、他の指定管理者にも、同じ傾向が存在することが伺われる。つまり、男女共同参画センター相談員の低賃金は、ジェンダー平等社会への希求よりも、指定管理者という制度に内在する問題であることがわかる。

一方、このような賃金の積算が職務に基づいている場合はどうだろうか。センター6では、10名以上の非常勤の相談員と、職員であるMさんが相談事業に携わっているが、非常勤の相談員の時給は2,000円台前半である。この理由として、Mさんは当該自治体の規定で、男女共同参画センター

相談員は資格保持者であることと、自治体の定める心理職の最低賃金額に準拠するよう定められていることを述べた。つまり、指定元自治体が行政特有の専門性を評価し、指定管理者へ労働条件を規定することで、職務と賃金の不均衡が改善されていた。

3. まとめ

以上の結果を、先行研究の課題と併せて議論しよう。

第一の課題である、公務部門の特殊性について、本稿は行政特有の専門性の高い男女共同参画センター相談員に着目し、雇用主が自治体であるセンターと指定管理者であるセンターとの比較によって次のことを明らかにした。

まず、雇用主が自治体である場合に、基本的には内部規則によって賃金が決定されていることが明らかになった。つまり、賃金が組織内部で規則化されているのだが、他方、職務においては、職務分担表を超えた、婦人相談員のような業務を担わせているなど、賃金よりも柔軟な配分構造が存在する。そして、このようにして生じた職務と賃金の不均衡について、先行研究によれば、労働組合の介入があれば改善するとされていたが、センター2のように、介入が見られない場合もある。この点で、これらの規則や労働組合といった内部労働市場(Doeringer and Piore 1985=2007)の構成要素が、賃金低下を阻止するのではなく、むしろ正当化するように機能している。内部労働市場は通常、賃金プレミアムを生み出すことが多いが、非正規公務員には、逆機能として作用しているとも言える。

他方、雇用主が指定管理者である場合には、職務と賃金の不均衡のメカニズムが異なる。たしかに、島・古久保(2010)の指摘と整合的な側面も存在するのだが、それ以上に大きな要因として、指定元自治体が指定管理を定額コストで運用している点が挙げられる。そのため、職務が拡大しても積算には影響せず、職務と賃金の不均衡が生じている。職務カテゴリー数には、相談事業対象者の

拡大は含まれないため、質問紙調査の結果で示した以上に、職務と賃金の不均衡は強まっている可能性がある。これらを勘案すると、内部労働市場の要素は乏しいにもかかわらず、自治体が職務を勘案した委託金額の算定を行っていないため、それが制約条件となって賃金を規定しているのである。ただし、委託元の自治体が、男女共同参画センター相談に行政特有の専門性を評価し、指定管理者に対して労働条件を規定した場合、相対賃金が改善されうることも明らかとなった。

以上の結果から、いずれの雇用主であっても、賃金が硬直的に規定されるという点に共通要素があると言えるが、職務との関連に射程を拡大すると、異なる構造が見て取れる。自治体直営と指定管理者では前者が内部労働市場の逆機能、後者が定額コストによる相対賃金の下落と職務の拡大という、異なるメカニズムが存在するのである。

第二の課題、雇用主別の賃金の差異については、マクロデータからは確認できない。もちろん、上林(2021)の依拠したデータと異なり、本調査は施設ベースの回答であるため、その結果が異なったのかもしれない。ただ、職種を固定した場合の間接差別の所在については、改めて検証する必要がある。

V. 結論

マクロデータで確認したように、自治体直営と指定管理によるセンターとの間で、最低賃金を基準にした相対賃金について目立った差はなかったが、ミクロデータからは職務と賃金の不均衡が生じるメカニズムに大きな差が見出された。先行研究を踏まえて考察しよう。

先行研究では、非正規公務員の処遇改善の余地は労働組合の活動に依存すると言われてきた(川村2017; 前浦2019)。しかし、本稿で明らかにしたように、労働組合が処遇改善の働きかけをしない場合も存在し、それどころか、労働組合が非正規公務員を雇用形態で一括した取り扱いをしている例も見られた。労働組合が処遇改善に取り組んだ

事例においてでさえ、前浦・古谷(2021)が示した事例に比して、その改善程度は微々たるものと言わざるを得ない。そして、職務配分が時に自治体の内規を逸脱するなど、フリーハンドに行われる結果、職務と賃金の不均衡が生じる。上林が述べるように、2000年以降の公務部門における相談への行政需要拡大へは、非正規雇用によって対応されている。そして、その多くは資格職であるが、本稿が対象にした男女共同参画センター相談員は、必ずしも資格要件が存在せず、資格職とは言いがたい。心理職扱いとなっているケース(センター6)から示唆されるのは、専門性の明示性/確立性の不在が公務部門非正規雇用の賃金低下に拍車をかけている可能性である¹⁴。先行研究では、行政特有の専門性が必要な非正規雇用のうちの資格職や、労働組合が非正規雇用の処遇改善に積極的に取り組む場合のみが対象にされがちであるが、それら以外の非正規雇用についても、今後明らかにされる必要があろう。

他方、雇用主が指定管理者である場合、低賃金にならざるを得ず、女性労働者のジェンダー平等推進への意欲の高さがその要因だという説明は、ジェンダーステレオタイプの罫(木本2003)の影響を物語るものと言える。むしろ、賃金硬直的な側面の方が、多様なパターンを持ちうる指定管理者の賃金規定要因として、分析的であると言える。

ただし、課題も残る。第一に、ボランティアなど雇用関係にない者が官民ともに存在し、その根拠法が存在しないという男女共同参画センター特有の状況が影響しているかもしれない。雇用者以外も考慮すれば、ボランティアへの依存という苛烈な間接差別がありうる。第二に、施設ではなく、労働者個人に質問紙調査を実施した場合には、異なる構造を示す可能性もある。実際、センター1や2で語られたイレギュラーに多岐に渡る職務は、正規公務員による回答には見られず、マクロデータには反映されていない。自治労による臨時・非常勤職員等を対象にした賃金・労働条件制度調査においても、男女共同参画センターは対象

外となっていることから、より正確な実態把握が望まれる。第三に、指定管理者で見られた定額コストによる運用が、受託者が非営利組織ではない場合が多い領域でも見て取れるのかは明らかではない。

このような限界はあるが、公務部門における非正規雇用の職務と賃金の不均衡をさらに解明することで、既存の理論と接続した、より精緻な議論が可能になるだろう。

謝辞

本研究は、自治労次代を担う研究者育成事業第IV期の助成を受けたものです。

注

- 1 調査対象施設のうち、指定管理者制度導入率(N = 68)は92.6%である。本稿では便宜上、公設民営の施設運営主体を指定管理者と示す。
- 2 女性職化を伴った非正規化とは、同一職種内でも正規雇用よりも非正規雇用の方がさらに女性割合が高くなる傾向をさしている。
- 3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は2024年4月から施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が2023年6月に施行されている。
- 4 公務職場の他の事例については遠藤編(2013)参照。
- 5 福祉職は社会福祉士や介護福祉士、消費生活相談員は同名の国家資格が該当する。
- 6 NWEC女性関連施設DBによる。
- 7 NWEC女性関連施設DBによる。
- 8 分析ケースに雇用関係にある相談員が不在の場合は含まれていない。また、雇用関係にない相談員と、雇用関係にある相談員が混在する場合は、後者の時給換算額のみを採用した。指定管理者でボランティアなどが相談対応している場合も同様の処理を行っている。なお、マクロデータにおいて、相談員のうち、正職員(指定管理者の場合は常勤職員)が存在する／しない施設間の賃金平均において大差はなかった。本調査は悉皆調査であるので、検定結果についての解釈に積極的に言及しないが、平均の差の検定

結果はいずれも $p > .05$ であった。

- 9 面接相談の対応人数には、弁護士などが含まれている場合も多いため、電話相談のみの件数を示す。
- 10 業務委託やボランティアも含めた場合には、相対賃金と地方公務員給料の間には官民ともに負の相関が見られるが、本稿は雇用関係に焦点化している。
- 11 資格保有と現行待遇の不均衡ゆえ、資格要件を厳格にできない可能性がある。
- 12 2020年の制度変更により、従来の非正規公務員は会計年度任用職員として規定されたが、本稿では先行研究の用法にならない、原則、非正規公務員として記述している。
- 13 3名の給料は勤続年数の違いにより僅かに異なっており、Cさんの給料は質問紙で回答された16~18万円を下回るものであった。
- 14 行政特有の専門性を心理職資格に要される知識体系で代表しうるのは議論の余地がある。むしろ行政特有の専門性の存在を直接に証明できないゆえ、関連する専門性の証明を要件としている可能性はある。この背景には、センター相談事業と重複性・相互補完性を持つ婦人相談が、売春防止法を根拠とすることによる問題(戒能・堀 2020)も関連しているよう。

参考文献

- 〈男女共同参画センターが行なう相談事業の現状と課題〉研究会, 2014, 『男女共同参画センターの実態と課題——全国調査結果・報告書』
- Doeringer, P. B. and Piore, M. J., 1985, *Internal Labor Markets and Manpower Analysis*, New York: Basic Books. (白木三秀監訳, 2007, 『内部労働市場とマンパワー分析』早稲田大学出版部)。
- Di Stasio, V. and Van de Werfhorst, H. G., 2016, "Why does education matter to employers in different institutional contexts? A vignette study in England and the Netherlands", *Social Forces*, 95(1): pp.77-106.
- 後藤剛志, 2021, 「『非正規』の地方公務員の増加要因に関する分析」『財政研究』第17巻, pp.155-183.
- 戒能民江・堀千鶴子, 2020, 『婦人保護事業から女性支援法へ——困難に直面する女性を支える』信山社。
- 禿あや美, 2013, 「職務評価からの提案と分析 男女

- 共同参画課」, 遠藤公嗣編, 『同一価値労働同一賃金をめざす職務評価——官製ワーキングプアの解消』旬報社.
- 上林陽治, 2021, 『非正規公務員のリアル——欺瞞の会計年度任用職員制度』日本評論社.
- 川村雅則, 2017, 「官製ワーキングプア問題の現状と課題」『社会政策』第8(3)号: pp.47-61.
- 遠藤みち恵, 2005, 「相談員のプロフィールと専門性」河野貴代美編, 『女性のメンタルヘルスの地平——新たな支援システムとジェンダー心理学』コモンズ.
- 木本喜美子, 2003, 『女性労働とマネジメント』勁草書房.
- Leete, L., 2000, “Wage Equity and Employee Motivation in Nonprofit and For-profit Organizations” *Journal of Economic Behavior & Organization*, 43: pp.423-446.
- 前浦穂高, 2019, 「非常勤職員の発言と処遇改善——二つの自治体の事例」大谷基道・河合晃一編『現代日本の公務員人事——政治・行政改革は人事システムをどう変えたか』第一法規.
- 前浦穂高・古谷真介, 2022, 「地方自治体における非正規労働者の『準内部化』」『日本労働研究雑誌』第739巻: pp.82-92.
- 松尾孝一, 2017, 「公務改革と公務労働の変化」『社会政策』第8(3)号: pp.14-30.
- 小尾晴美, 2010, 「地方自治体の非正規職員の職務内容と労働条件——東京都A区立保育園の事例より」『社会政策』第1(4)号: pp.75-86.
- 桜井陽子・海渡捷子・戒能民江・川喜田好恵・堀場千鶴・景山ゆみ子・俵谷真理子, 1998, 「特集 女性施設がになう相談事業とは? ——なにが, どこが問題か, 相談事業」(財)横浜市女性協会編『女性施設ジャーナル4』学陽書房, pp.6-27.
- 浜谷典子, 2019, 『NPOと労働法——新たな市民社会構築に向けたNPOと労働法の課題』晃洋書房.
- 島和博・古久保さくら, 2010, 「現代都市における市民活動の現実と可能性」大阪市立大学大学院創造都市研究科編『創造の場と都市再生』晃洋書房.
- 塩崎千枝子, 2003, 「女性センターの活動・経営をめぐる問題」鈴木眞理編, 『生涯学習の計画・施設論』学文社.
- 総務省自治行政局長, 2003, 『地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)』
- 東京女性財団東京ウイメンズプラザ非常勤職員編, 1997, 『女性会館で働く非常勤職員・嘱託職員の労働実態アンケート調査報告書』
- 上野千鶴子・竹中恵美子, 2002, 「自治体の行政改革と女性センター」(財)横浜市女性協会編『女性施設ジャーナル7』学陽書房, pp.66-97.

掲載決定日: 2024年6月7日

Abstract

Public-Third Sector Comparison of Municipal Non-Permanent Employees: National Survey Results for Gender Equality Center Counselors

Mai Yokoyama* and Kentaro Seto**

Through questionnaires and interviews, this study compared the public and third sectors to determine how counselor duties and wage imbalances occur in the position of Gender Equality Center Counselor, requiring administrative expertise.

In the survey, no significant difference emerged between the wages of the public and third sectors.

When the employer is a municipality, wages are regulated within the municipality. On the contrary, there is a more ad hoc allocation structure for duties than for wages, such as irregular allocation beyond the duty assignment list. As a result, an imbalance between duties and wages arises. However, active intervention of labor unions is not always observed.

When the employer is in the third sector, outsourcing is seen as a fixed cost for the municipality. Hence, since the amount of duties performed does not affect budget estimates, imbalance between duties and wages again arises. However, wages can improve if the municipality can evaluate counselors' administrative expertise and has established working condition regulations for the third sector.

Keywords: municipal non-permanent employees, administrative expertise, public-third sector comparison, gender equality center

なぜ経済的リソースは「世帯内意思決定」に活かされないのか

——インド都市の有配偶就業女性のエンパワーメント

新村 恵美*

「世帯内意思決定」はエンパワーメント分析で頻用される指標の一つである。有償労働と世帯内意思決定参加には概ね正の関係があることが明らかにされているが、両者の関係は必ずしも直結しておらず、特に義理の家族の負の影響が示される研究は少なくない。しかし多くが量的研究であり、経済的リソースの活用を阻む複雑なプロセスは明らかにされていない。本稿はインド・デリーでの有配偶就業女性へのインタビューからこれを検討した。結果、意思決定に「参加」するのは自身も家計も十分な収入があるか、自身の資金源を保有する場合であった。「不参加」なのは、義理の家族と同居するか、遠方の義父の影響力が及ぶ場合であり、伝統的な大家族志向型の社会規範の影響が考えられた。いずれにも分類できなかったのは、家計のひっ迫や貧困から、資産購入を考える余地がない場合であった。これらの示唆は、数多い量的研究の背景にあるプロセスの理解につながる。

キーワード：世帯内意思決定、銀行口座、社会規範、義父母同居、エンパワーメント

1. はじめに

女性のエンパワーメントと就業は、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」でも掲げられるように、国際社会に共通の重要課題である。なかでも近年は、エンパワーメントの測定方法、エンパワーメント進展の要因などが注目され、研究が蓄積されてきた (Priya, et al. 2021)。

エンパワーメントの分析で頻用される指標の一つが「世帯内意思決定」である (新村 2021)。有償労働と世帯内意思決定力には概ね正の関係があることは多くの研究で明らかにされているが (Chowdhuri and Kundu 2022)、両者の関係は必ずしも直結しておらず、特に義理の家族の負の影響が示される研究は少なくない (Anderson and Eswaran 2009 ほか)。一方で、これらのほとんどが量的研究であり、経済的リソースの活用を阻む要因の複雑なプロセスは明らかにされておらず、質的データの分析の必要性が指摘されている

(Chowdhuri and Kundu 2022)。

そこで本研究は、有配偶就業女性の経済的リソースと「世帯内意思決定」との関係性を質的データから明らかにすることを目的とする。ここで「経済的リソース」には、就業による収入に加えて「自分の口座の保有と管理」と「自身で使途を決められるお金の保有」を含める。

インドは高度な経済成長を背景としながらも、女性の労働力率が農村では減少の一途をたどり、都市では低いまま停滞してきた (新村 2022)。論理的には、都市の有配偶女性の中で、少数派の就業女性は「世帯内意思決定力」が相対的に高いということになる。他方インドでは2014年に金融包摂プログラムが開始され、女性の口座保有率も大きく増加した。就業により収入を得る女性たちは、実際に自分の口座や使途を決められるお金を保有して、意思決定力をもつのだろうか。あるいは経済的リソースが活かされないとしたら、何が

* 帝京平成大学

阻害要因になっているのだろうか。本稿はこれらを検討する。

本稿は次のように構成される。次節で先行研究から本稿の論点を整理し、第Ⅲ節で研究の方法を説明する。第Ⅳ節で「世帯内意思決定」と経済的リソースおよび他の要因との関係を分析し、その結果を第Ⅴ節で先行研究と照合して考察する。

II. 先行研究の検討

エンパワーメントの理論的枠組みは、1999年のカビール論文で「リソース」「エージェンシー」「アチーブメント」の3側面を包含するものとして明示され、これがその後の研究や国際機関・各国によるジェンダー平等政策や実践の基盤となってきた (Kabeer 1999; Priya, et al. 2021)。なかでも「エージェンシー」の獲得は「エンパワーメント」の核心であり、「エンパワーメント」と同義で使われることもある¹。さらに「エージェンシー」には「手段的エージェンシー」と「内面的エージェンシー」の2側面があり、前者の代表的な指標が「世帯内意思決定」である (新村 2021)。そして、「世帯内意思決定」のなかでも本稿が注目する「主要家財の購入」は重視される指標の1つである²。

世帯は構成員のもつ社会規範、価値観、権力、特権などが対峙する場であり、そこで行われる「世帯内意思決定」は「性別役割分担や権力関係を反映する重要な指標」とされる (Ibrahim and Alkire 2007: 389)。健康や生殖、家財の購入などの決定項目を、通常、家族のだれが決定するかを質問する。文化的・地理的文脈を超えて多様な国や地域で同じ指標を使用すること自体に意義があるため、「参加をどのように定義づけるかについての指針は提供していない」ことも特徴である (Kishor and Subaia 2008: 15)。

有償の外部労働がエンパワーメントと正の関係にあることは早くから示されてきた (Boserup 1970; Sen 1990)。その後の研究成果を集約した分析でも就業は世帯内意思決定とは概ねプラスの関係にあることが明らかにされているが、両者の関

係は複雑であり、女性が有償労働に参加し、「エージェンシー」を獲得する経路において、社会規範がどのように媒介するのかを理解する必要性が指摘されている (Chowdhuri and Kundu 2022)。

社会規範が醸成される場のひとつは家族である。53か国の人口保健調査 (DHS) データを統合し分析した研究によると、現金収入のある就業とは別に、(拡大家族ではなく) 核家族に住むことも、女性の世帯内意思決定参加の可能性を高める (Hanmer and Klugman 2016)。南アジアに特化した研究では、バングラデシュ農村女性の様々な日用品購入に関する世帯内意思決定が、収入の有無や女性自身の資産保持と一貫してプラスの関係にある一方で、義母の同居が一貫してマイナスの関係にあり、小さな日用品の購入にまで義母の影響が及ぶことが示されている (Anderson and Eswaran 2009)。ネパールの大規模データの分析でも、有償労働に加えて、年齢の高さ、つまり著者の解釈によれば「嫁」ではなく「義母」の立場であることが、主要家財購入の意思決定参加と正の関係あることが明らかにされた (Acharya, et al. 2010)。また、インドの北部都市のデータから、就業していることと、義母と同居していないことが、「意思決定力」³とプラスの関係にあることを実証した研究もある (Bloom, et al. 2001)。

では、インドにおいて世帯内意思決定のマイナスの要因として挙げられる義理の家族との同居には、どのような背景があるのだろうか。結婚に関する規範は地域や州によって多様であるものの (Agarwal, et al. 2021)、農村・都市ともに、結婚後は夫の親兄弟と同居することが一般的である。しかし時の経過とともに、家が手狭になる、仕事のための移住、家長の死、資源や責任分担をめぐる不和、などの理由で、核家族に移行する傾向がある (Dhanaraj and Mahabare 2019)。さらに年齢が上がると、今度は自身が義母として暮らすことも少なくない。押川文子によれば、インドで典型的にみられる「拡大家族」は、「家父長とその妻のもとで既婚の複数の息子がその妻や子供とともに家産を分割せずに同居する」状態と説明さ

れる(押川 2012: 84)。各先行研究がどこまで「拡大家族」を厳密に定義しているかは不明瞭なものも多いが、核家族にみえる家族も、伝統的な「拡大家族志向型」家族の一過性の形態に過ぎないかもしれない(Dhanaraj and Mahambare 2019; 押川 2012)⁴。

夫の家族との同居は、構成員の序列を前提とした家父長的社会規範の再生産の場となる。デリーおよび北部州を対象とした研究では、世帯内のお金に関する情報が父と息子、兄弟間で世代を超えて共有される一方で、夫と妻の間では共有されず、お金の管理における世帯内の男女格差が広がることが示された(Singh and Bhandari 2012)。再生産されるのは、たとえば南アジアの国々でみられる「ダウリー(結婚持参金)」などの慣習も同様である。ダウリーはジェンダー不平等に根差したものとされ、禁止・制限する法律もあり、女性のエンパワーメントと矛盾するものの(Makino 2019; Chowdhuri and Kundu 2022)、女性に財産相続権がない場合、婚家において自分で管理できるならば、ダウリーが女性の重要な経済的リソースになる場合があることには留意が必要である(Makino 2019)。

それでは、経済的リソースと女性のエンパワーメントの関係はどうだろうか。インドでは2014年に金融包摂プログラムPMJDY(Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana)が導入され、国民識別番号「アールダール」があれば預金なしで口座開設ができるようになった。2023年11月時点で総受益者数は5億1千万人という規模の大きさである(GOI 2023)。口座保有率の増加に加えて男女間の保有率格差の縮小がみられるものの、実際の利用段階では大きな男女格差が指摘される(二階堂 2021)。このPMJDYの効果について、「携帯電話の保有」をエンパワーメント指標として銀行口座保有との関係を検討した研究で⁵、PMJDYによる口座の新規開設の確率は女性が男性を大きく上回った一方で、女性の携帯電話の保有確率はプログラム前より低下したことが示された(Dewan and Mal 2021)。この結果について著者らは、同政策で銀行口座を開

設した女性の大半は、もともと口座の利用に障壁があり、口座をリソースとして活用してエンパワーする余地が限られていたと考察する⁶。社会慣習から女性にとって銀行口座と携帯電話が「ぜいたく品」とみなされるなら、女性に口座が与えられたとき、交渉力のバランス維持のため、家族が携帯電話を取り上げる可能性を、筆者は指摘する(Dewan and Mal 2021)。

では家父長的社会慣習がなければ、女性は経済的リソースを活用できるのだろうか。インド北東部に存在する母系社会の文化と金融リテラシーの関係に着目した興味深い研究がある(Rink, et al. 2021)。ここでの「金融リテラシー」は、インフレ率の知識やクレジットカード・ATMがどのようなか知っているかなど、途上国の多くの個人を想定している。分析の結果、インド全土では女性は男性より金融リテラシーが低いが、母系制の州では男女の差異が観察されず、母系制の女性は家父長制の女性よりも金融知識が豊富であることがわかった。金融や経済の決定を、将来自分が担うと予期できることの効果であり、社会規範の影響が示唆された(Rink, et al. 2021)。

以上の先行研究から、就業や銀行口座の保有が必ずしもエンパワーメントに直結するわけではなく、また「拡大家族志向型」の世帯に住むことが負の要因である点で見解にほぼ一致がみられた。一方で、世帯内意思決定と経済的リソース活用に関する先行研究は多くが量的分析であり、なぜ、どのように、意思決定が阻害されるのかのプロセスを捉える質的研究はほとんどない。本稿は独自のインタビューデータからこのことを検討する。

III. 研究の概要と対象者のプロフィール

本研究は、2022年8月の2週間および2023年2月の10日間、インドの首都デリーにおいて実施した半構造化インタビュー調査のデータに基づく⁷。デリーは歴史的にも現在も、各方面からの人々が交差する位置にあり、多様な人々を受け入れる街である(Dhull 2019)。なかでも本研究は、

表1 デリーの有配偶女性 職種別構成比

職種 (構成比 上位の職種)	NFHS-5 (2019/20)		NFHS 2~5 合計		インタビュー対象者数	本研究 分析対象者	
	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)		人数	構成比 (%)
看護師、その他医療職	11	4.7	57	4.6	4	3	18.8
その他専門職	1	0.4	3	0.2	1	0	0.0
教員	28	11.9	161	12.9	1	1	6.3
ハウスキーパー	15	6.4	23	1.8	1	1	6.3
料理人ほか	12	5.1	28	2.3	2	2	12.5
メイド(家事労働者)	17	7.2	181	14.5	6	5	31.3
縫製労働者	38	16.1	193	15.5	5	4	25.0
就業者全体	236	100.0	1,244	100.0	20	16	100.0
非就業者	856		5,111				
合計	1,092		6,355				

出典：インド全国家族保健調査 (NFHS) 第2回 (1998/99)、第3回 (2005/06)、第4回 (2015/16)、第5回 (2019/21)、および筆者インタビューデータより作成。

多様な職種の女性が働くデリー南部および近郊を、対象地として選んだ。対象者選定にあたっては、NFHS (インド全国家族保健調査) のデリーの有配偶女性の就業職種から (表1)、構成比の高い看護師・教員・家事労働者 (料理のみを担当する家事労働者を含む)・縫製労働者を中心に、スノーボール方式で協力依頼を行ったほか、ホテルやマーケットの店舗で直接依頼する方法も試みた。2回の調査でインタビューした合計20名のうち配偶者と離死別した4名を除いた、現在有配偶の16名を本稿の分析対象とする。少数のサンプリングではあるが、個々の語りにどのような家族観がみられ、それが経済的リソースの活用にとどのように作用して意思決定に影響するのかを見出すことで、大規模調査データでは得られない意思決定のプロセスを捉えることができると考える。

インタビューは基本的にヒンディー語で行われ、通訳が英語に訳した。第1回調査の際に英語で筆者とコミュニケーションがとれると判断した協力者に、第2回調査で再度インタビューする場合は、筆者一人で行った。場所には対象者の職場やカフェ、公共空間のベンチ、NGOのオフィスおよび識字教室の会場を使用し、1回30~90分程度を所要した⁸。

事前に用意した質問には、対象者の就業経験、

現在の家族構造と義父母との同居経験、銀行口座とお金の管理、そして世帯内意思決定が含まれる。意思決定項目のうち本研究が目指す①「主要家財」は名義をとまなう資産 (土地・家・車など) とし、それ以外に②「大型家電」 (冷蔵庫、電子レンジなど) のほか、③「自身のサリーや宝飾品」といったインドの文脈にあわせた質問も行った。さらに全世帯が日常的に購入する④毎日の食材や子供の文具などの「日用品」も含めた。本稿では①主要家財を主軸に分析するが、一部②③④にも言及する。先行研究でみたように、例えば人口保健調査 (DHS) では「意思決定への参加」を具体的に定義しているわけではない。そこで本研究のインタビュー調査では、対象者の回答のしやすさおよび多様性を損なわないことを優先し、誰の決定かを対象者自身が選択肢から選ぶのではなく、回答者の自由な語りから筆者が、または通訳と筆者とで吟味して、選ぶことを試みた⁹。

分析にあたってはまず、インタビュー後にテープ起こしを行い、不明な点は可能な限り、デリー滞在中に通訳と確認した。帰国後に見つかった不明な部分については、筆者の勤務先を通じて通訳業者に依頼し、勤務先会議室で同席しながら音声データのヒンディー語部分を通訳してもらった¹⁰。できあがった英文トランスクリプトを元に、

表2 対象者のプロフィール

仮名 ¹⁾	就業職種	インタビュー ²⁾	年齢	出身 ³⁾	教育(年数) ⁴⁾	夫の教育(年数) ⁴⁾	夫の職種	宗教
A	家事労働者	①②	45	△	初等卒業(7)	初等卒業(8)	ドライバー	ヒンドゥー
B	家事労働者	①	40	△	無教育(0)	無教育(4)	警備員	ヒンドゥー
C	家事労働者(料理人)	①②	27	△	初等卒業(8)	中等卒業(10)	配送業	ヒンドゥー
D	看護師(研究職)	①	31	●	大学卒	大学院卒	医師	ヒンドゥー
E	看護師(研究職)	①	30	●	大学院卒	大学院卒	医師	ヒンドゥー
F	大学教員	①②	42	●	大学院卒	大学院卒	歯科医	ヒンドゥー
G	看護師(管理職)	①②	56	●	ディプロマ	ディプロマ	退職	キリスト
H	看護師	①	46	○	ディプロマ	大学卒	法律職	ヒンドゥー
I	ハウスキーパー(管理職)	①②	31	●	ディプロマ	大学院卒	ホテル業	ヒンドゥー
J	仕立て屋	①②	35	△	大学卒(通信)	中等卒業	縫製業(自営)	ヒンドゥー
K	自営販売業 ⁵⁾	②	39	○	初等卒業(5)	初等卒業(9)	縫製工場	ヒンドゥー
L	縫製労働者	②	33	△	中等卒業(10)	高等卒業(12)	縫製工場	ヒンドゥー
M	縫製労働者	②	22	△	初等卒業	無教育	結婚衣装刺繍	イスラム
N ⁶⁾	家事労働者	②	22	△	大学在学中(通信)	高等卒業(12)	絵師	ヒンドゥー
O ⁶⁾	家事労働者	②	45	△	無教育	大学卒	縫製工場	ヒンドゥー
P	家事労働者(料理人)	②	33	●	初等卒業	無教育	車洗淨	ヒンドゥー

1) 初回インタビュー順に並ぶ。

2) ①2022年8月、②2023年2月。

3) 用意した質問項目には含まれていなかったが、聴き取りの過程で尋ねた。●=デリー、○=隣接州：ハリヤナ州(HR)・ウッタル・プラデシュ州(UP)、△=他州：ビハール州(BR)；ジャールカンド州(JH)；オリッサ州(OR)；西ベンガル州(WB)を含む。

4) 年数または「〇〇卒」で回答。5年未満は「無教育」、5年で「初等卒業」、10年で「中等卒業」、12年「高等卒業」、それ以上は「大学卒」「ディプロマ」「大学院卒」と表記した。年数は、本人が明示した場合のみ記載している。

5) 本調査直前まで、縫製工場に働いていた。

6) NはOの長女である。Oの長女出産年とNの生年の不一致があったが、両者のライフヒストリーから判断し、Nが言った年齢に統一した。

出所) インタビューデータより筆者作成。

世帯内意思決定と経済的リソースおよび家族構成との関係を検討した。その上で、世帯内意思決定に「参加」「不参加」「その他」の回答別の女性の背景を検討した(第IV節)。その結果を先行研究と照合して考察した(第V節)。

対象女性の概要を表2に示す。対象者の年齢は、22歳から56歳までで、6名がデリー出身、2名が隣接州出身、8名がその他の州出身であった。一般的に移住労働者が就業しやすい家事労働者(料理人を含む)と縫製労働者に注目すると、8名中7名が他州からの移住労働者である。

学歴にはばらつきがあった。看護師(D, E, G, H)、大学教員F、およびホテルのハウスキーパー管理職Iは大学卒または専門学校卒である。縫製のスキルを身に付けた仕立て屋Jは結婚・出産を経ながら通信教育で故郷の大学を卒業した。家事労働者(A, B, O)、家事労働者(料理人)(C, P)、縫製労働者(L, M)、および最近まで縫製労働者であった自営販売業のKは、無教育から中等教育までばらつきはあるものの教育レベルが概ね低い。例外は家事労働者Nで、結婚後に12年生の卒業資格を取得し、現在は通信教育で大学に在籍している。

夫の学歴は、本人の学歴と概ね近いが、JとNが夫より学歴が高い背景には、上記のとおり結婚後に通信で大学に行く機会を得たことが関係している。一方Oは無教育だが、夫は大学卒である。Oの伯父が、同じOBC(Other Backward Caste: その他後進階級)の結婚相手を見つけ、実家は多くのダウリーを準備してこの縁談を成就させたという¹⁾。

夫の学歴は、本人の学歴と概ね近いが、JとNが夫より学歴が高い背景には、上記のとおり結婚後に通信で大学に行く機会を得たことが関係している。一方Oは無教育だが、夫は大学卒である。Oの伯父が、同じOBC(Other Backward Caste: その他後進階級)の結婚相手を見つけ、実家は多くのダウリーを準備してこの縁談を成就させたという¹⁾。

表3 主要な家財(家・土地・車)購入の世帯内意思決定参加とその要因【回答別】

意思決定への参加	仮名	職種	就業の背景 (経済的切迫度) ¹⁾	家族構成と結婚の背景						経済的リソース		
				成人構成員					結婚 見合い/ 恋愛	相対的社会的階層 (自身で言及の場合のみ)	口座保有 と管理 ²⁾	お金・資産 の保持
				夫	義父	義母	義兄	義兄嫁				
参加	A	家事労働者	②	●					見合い		×	○
	D	看護師(研究職)	③	●		●			恋愛	本人>夫	●	○
	E	看護師(研究職)	③	●	●	●	●	●	恋愛	本人>夫	●	○
	F	大学教員	③	●					見合い	同カースト	●	○
	G	看護師(管理職)	③	●					恋愛	同キリスト教徒	●	○
	H	看護師	③	●					恋愛	同カースト	●	○
	I	ハウスキーパー(管理職)	③	●			●	●	恋愛	本人>夫	●	○
	J	仕立て業	③	●					見合い	親戚	●	○
	K	自営販売業	③	●					見合い		●	○
	L	縫製労働者	②	●					見合い		●	○
不参加 ³⁾ 4)	C	家事労働者(料理人)	②	●	●	●	●	●	見合い		●←▲	○←×
	M	縫製労働者	②	●		●			見合い	同イスラム教徒	●	○
	O	家事労働者	①	●					見合い	同カースト	●	○
その他	B	家事労働者	①	●					見合い	同カースト	—	×
	N	家事労働者	①	●					見合い		▲	○
	P	家事労働者(料理人)	①	●		●			見合い		●	○

1) 経済的切迫度:①生存・生計維持・借金返済のため。②生活向上、子の教育目的の追加的収入のため。③キャリア・使命のための就業。つまり、①ほど切迫度が高い。
 2) ●:自分の口座を保有し自身で管理; ▲:自分の口座を保有するが自身で管理なし; ×:保有・管理ともなし。
 3) 故郷に住む義父(故人)がすべて決定したので、夫も決定には参加していない。
 4) 現在核家族であるが、義父の決定。
 出所) インタビューデータより筆者作成。

IV. 分析結果

本節では、主要家財の購入に関する意思決定と、就業、家族構成、経済的リソースとの関係を記述する。誰が決定するかを、対象者の語りから「本人1人で決定」「夫が1人で決定」「夫と合同で決定」「第三者が決定」の4分類にしたところ、②大型家電、③サリーや宝飾品、④日用品の購入は「一人で決定」と判断できる対象者が多数いた一方で、土地・家・車など資産にかかわる①主要家財の購入については、明確に一人で決定すると分類できた対象者はいなかった。しかし、「参加」「不参加」の二択であれば、「その他」も含めて、類別できた¹²⁾。以下では、「①主要家財購入」の回答を主軸として分析をすすめるが、一部は②③④の4択の回答もあわせて検討する。

1. 世帯内意思決定と諸要因

表3では、対象者を「主要家財購入」の回答別に並べ替え、諸要因との関係を示す。家族構成の変化を経験した対象者は多いが、表では、現在の家族構成における、世帯内意思決定への参加を示す。ただし、遠隔地にいる義理の家族によるコントロールが及ぶために、現在の家族構成において主要家財の購入に不参加だった場合も、「不参加」とした(M, O)。実際的意思決定に直面したことがない場合はそれを仮定した本人の語りから分類し、「参加」「不参加」のいずれにも分類できない回答は「その他」とした。

現在の就業の背景を経済的切迫度3段階で示す。切迫度の高い①は、生存・生計維持や借金返済のため、働かないという選択肢はない状態である(B, N, O, P)。②は生活向上や子供の教育のため

などの追加的収入を目的とした就業である (A, C, L, M)。③は、自身のキャリアの向上や使命感をとまなう就業である (D, E, F, G, H, I, J, K)。

家族構成では、現在の成人構成員を「●」で示す。夫以外の成人も含まれる家族に暮らすのは現在6名のみであるが、他の対象者も多くが、少なくとも結婚後に同居した経験をもち¹³、結婚したら義理の家族と暮らすのは当然だと考えていた¹⁴。現在核家族にいる女性も、それを選択したのではなく、ライフステージにおいて義父母の他界で同居が終わった段階 (B, G, L, O)、出稼ぎ中で現在は同居できないが、帰郷したら再度義父母と同居する予定 (A, N) であった。例外はFで、自身の決断で夫と子らを説得して義父母との同居を解消した経験をもつ。自身が「義母」として息子家族と同居する女性はいなかった。BとOの結婚した息子は同居しておらず、Bは「別の地域に住んでいるし、息子も収入が低いので頼るわけにはいかない」と話す。20代後半の未婚の息子を持つGは、「本人が私たちと同居したいならそうする。私たちから同居してほしいとは言わない」と言い、G自身が義父母同居を当然と考えたのに対し、次世代には期待していないことがうかがえた。

次に、多くの対象者が自分名義の口座を持っており、初めての口座開設のきっかけは3パターンに類別できた¹⁵。第1は正規雇用やそれに準じた雇用形態による口座開設であり (D, E, F, G, H, I, J, L, M)、過去に正規雇用を経験した場合も保有し管理している (K, O)。第2は教育機関からの奨学金等の給付 (C, J, N) や公的補助金等受け取り (P) のため、第3は出稼ぎ中の夫からの送金受け取りのためであった (L)。無回答以外で唯一自分名義の口座をもたないAは、開設したくても「アーダール」を未取得のためであった¹⁶。

一方で、自分名義の口座をもつことは必ずしも自身で管理できること、自分で使途を決められるお金を持つことを意味するわけではないことが語られた。口座を保有するが自分で管理していないCとNをみでみる。Cは、娘の入学時に学校から口座開設を求められた際、アーダールを未取得

だった夫に代わって開設した。しかしその口座は義兄が管理するため、C自身は自分の名義であっても、残高を知ることできない。さらにCは、自身で使途を決められるお金を持たない。Cの家では6名の成人のうち、義母と義兄夫婦、C夫婦の5名が働き生計を立てる。肉体労働を引退した義父が孫の世話をしながら、お金を管理し、ほとんどの意思決定をする。家族全員の収入はその多少にかかわらず、すべて義父に預けられるが、義父は非識字者であるため、実際には義兄が全員分を銀行で管理する。このようにCは、自分の収入も自分名義の口座もあるが、自分で口座を管理できず、使途を決められるお金をもっているわけではない。

次にNは、15歳の時に受けた10年生の修了試験で成績優秀生となり、奨学金受け取りのために銀行口座を開設した。しかしそのお金を、母親 (O) が結婚準備のために引き出してしまった¹⁷。地方で開設した口座はデリーでは使用できず、一定期間取引がなければ自動的に制限がかかり、再度アクティブにするには手続きが必要になる。デリーに移住後、帰郷の折に銀行に行ったが使えなくなっていた。このためNは現在、自分名義の口座を持ちながらも使うことができない。夫の口座に自身の収入も預金してもらおうが、引き出すにも夫を介する必要がある。

次項以降では、主要家財の購入の意思決定の回答別に、どのような特徴がみられるのかを検討し、経済的リソースの世帯内意思決定への活用を阻害する要因を見いだしていく。

2. 主要家財購入の決定に「参加」 ——家計への貢献は自らの選択

主要家財購入に「参加」と回答したのは、家計の切迫度が低く、キャリアや使命感をもった就業をしている女性が多い。看護師 (D, E, G, H) と大学教員F、ハウスキーパー管理職Iのほか、実父の他界という家計の急変により15歳で初職に就いたが現在は定収入の仕立て業に就くJが含まれる。Kは、夫とともにデリーに来たときは切迫

した経済状況で、縫製工場勤務と夜間の屋台の仕事で稼いでいたが、待遇改善が進んだ工場での長年の勤務を経る間に子どもたちは成長し、アーユルヴェーダ商品で生活提案をする販売員に転職した。収入が減ったが、やりがいを感じる仕事である。

インドではカースト意識を反映した見合い結婚が一般的とされるが、恋愛結婚だった5名(D, E, G, H, I)は、全員が主要家財の購入の決定に「参加」と類別された。看護師4名のうちDとEは、医師である夫が自分よりカーストが低い、異カースト婚であることも共通している。ハウスキーパー管理職Iも夫よりも高いカーストである。一方で、50代の看護師Gは夫とは同じキリスト教徒、40代の看護師Hは夫と同じヒンドゥーの高カーストであるが、GもHも周囲から恋愛結婚が受け入れられず、見合い結婚のように体裁を整えて結婚したと話す。高学歴・高位カーストで唯一恋愛結婚でなかったのは大学教員Fであるが、「見合いではありましたが、11か月間、お互いを十分に知りあい、互いの存在を楽しむようになりました。」と、見合いから始まったが恋愛感情を伴った結婚であったことを付け加えて語った。

1) 家族が得意分野を活かす

主要家財購入の世帯内意思決定に参加する対象者のうち、学歴が高くキャリアや使命感による就業をしている看護師のD、E、G、Hとハウスキーパー管理職のI、大学教員のFは、いずれも土地・家・車などを購入するならば決定に「参加」と類別できる語りをしたが、一人で決定すると回答した女性は皆無であった。

Eは義父母と同居しており、資産購入の場合は義父母の豊富な経験と知識を尊重するなど、決定プロセスには参加し金銭的貢献もするが、決定項目によって適切な人が決断するのが望ましいと語る。

家族それぞれに得意分野があります。……
[土地、家はまだ購入したことがないが]家を

買うなら、義理の両親が決めると思います。……[自分たちの希望は伝えるが]最終的には彼ら(義父母)の判断になります。車を買うならば、夫と私が決めます。土地については義父母の方がより知識があるので、彼らの決断が重要ですが、私たちもちろん[金銭的に]貢献します。……[元からある冷蔵庫とは別に、買いたいと思うような冷蔵庫があれば]それは私が決めます。欲しい場合は自分で買います。(E 看護師(研究職))

2) 結婚時のダウリーで資金を工面

自分名義の口座を持っていないと回答した非正規雇用の家事労働者Aは、アーダール取得に必要な手続きをしに帰郷する機会を逸してきたという。しかしながらAは、ダウリーの宝飾品などを売って資金を作ることができ、表には示していないが、対象者の中では唯一、自分名義の土地を所有すると話した。家事労働者の仕事をかけもちして、ドライバーの夫と同等の収入を得ているが、給与は現金で受け取り、すべて日用品や息子の学費の一部に充てるため、手元には残らない。自身の銀行口座も貯金も持っていない。土地を買った経緯について次のように説明する。

義母は、相続した土地を持っていました。夫はそれを一部相続し、夫名義の土地があります。その後、夫の妹が結婚することになり、義母は別の土地を売ることにしました。そこで私は、知らない人に売るのなら、私がそれを買いますよと提案したんです。私が購入した土地は私の名義です。……夫のお金と結婚時に実母から譲り受けた宝石類を売ってお金を工面しました。(A 家事労働者)

3. 主要家財購入の決定に「不参加」

——義理の家族の影響

次に、主要家財購入の決定に「不参加」の女性たちの理由は、いずれも義理の家族との関係で示さ

れた。現在義理の家族と暮らすのはCのみであるが、核家族であるMとOも、故郷に住む義父が実際の資産購入に介入したために決定に参加できなかった。Mは寡婦となった義母をデリーに迎え、現在夫と3人で暮らす。故人である義父がかつて故郷の土地の相続や購入を決めたときは、夫への相談もなかったという。

1) 全てが義父の統制のもとに

収入があっても自身で用途を決められるお金をもたないCについては先述のとおりだが、多くの対象者が決定に参加するサリーや日用品の購入についても義父が統制している。

サリーが必要になると、義兄嫁と私は義父から1000ルピーずつ渡されて2人で買いに行きます。サリーが800ルピーならばそれを義父に報告して200ルピーを返します。それよりも高い場合は立て替えて、あとでもらいます。(欲しいものが買えなかった経験は?) ……自分のサリーを買うなら娘の服を買ってあげたい。娘のためにもっとお金を使ってあげたいです。いろんな種類の靴も。娘に買ってあげようとしても、もう持っているのになぜ欲しいのかと義父から言われます。……あるとき娘の服を2着買ったなら、たくさん持っているのになぜ買うのか、と言われました。夫も私も娘にもっと買ってあげたいと思っています。(C家事労働者(料理人))

2) 金銭的貢献が認知されない

重要な意思決定に参加できないのは、義理の家族と同居している場合に限らない。Oはかつてデリーの国際的な縫製工場に正規雇用され、夫と同等以上の給与を稼いでいた。Oと夫が義父に頼まれて、故郷に家を建てるための土地を買うように求められたときのことである。

夫の実家のために土地を買うお金を出しました。……義父が土地を探し、夫と私がお金を

払いました。ところが義父は、その土地を自分の子供たちだけの名義で登記したのです。……義父に任せていました。夫の妹が障害者なので、兄弟2人と妹の名義で。[障害をもった娘の名前も入れたという意味では]義父は正しいことをしたのかもしれませんが。でも、私と夫が稼いだお金なのだから、私たちの名義にするべきだったと思います。(O家事労働者)

義父は自分の娘のことは考えても、嫁であるOの貢献は認知しなかったため、Oは就業で獲得した経済的リソースを、世帯内意思決定に活かすことができなかった。一方で夫の大げやアルコール依存で、生活のすべてをOが担っていた時期がある。上の土地の購入以外は、夫との関係においては、ほとんどをOが決定すると分類できる。

Cはひと月に1万5000ルピーを稼ぎ、すべて義父に渡していた。手元には残していなかったため、実の妹の結婚時に援助ができなかった無念な経験を語る。そして、自分で管理できる口座を切望した。

私は自分だけの別の口座が欲しい。……義父や義兄に監視されない口座に貯金して、実家をサポートしたいです。……私の妹が最近結婚しました。……妹によい縁談がもちあがり、緊急にお金が必要でした。私はお金をもっておらず義父に頼んだら、くれたのは5000ルピーだけ。そんな少額では何もできません。……その後、義父たちは2万ルピーを他の人に工面してあげていたことがわかりました。私の家族にもしてくれればよかったのに。……故郷には夫の大家族がいます。義理の祖母も、他のメンバーもいます。彼らがお金を必要とするときに、義兄は融通したりすることもあります。……それを知って、私は本当に傷つき、自分でお金を貯めようと決心したのです。(C家事労働者(料理人))

実際、半年後の第2回調査時には、Cはすでに別の銀行口座を開設し、毎月500ルピーは義父に渡さずに銀行に預金するようになったと語った。夫以外の同居家族には知らせず、実の弟に頼み、口座開設を手助けしてもらったという。

3) 義父母との同居の解消により意思決定に参加

表には示していないが、現在の核家族で意思決定に参加している女性が、過去に義父母と同居していた当時には参加できていなかったことから、義理の家族の影響がうかがえる。核家族で暮らす大学教員Fは現在、主要家財の購入に参加するほか、大型家電や自身のサリー、日用品の購入も自分1人で決定する。しかし義父母同居時は、主要家財のみでなく、家電や日用品の購入も自分で決定できなかった。常勤の教員として働き自身のお金を十分に持つようになって、家の中のことになると、義母の抵抗にあったという。

電子レンジを買うだけでも義母の抵抗がありました。いつも「あなたは義理の娘なのだから最後」と言われ、私の意見は求められず、これは私が働き多く稼ぐようになっても変わりませんでした。義父母は保守的な地域の出身で、義理の娘の地位がとても低いのです。(F 大学教員)

Fは専任の大学教員になり忙しくなったが、それでも義母の姿勢はかわらなかつた。新型コロナウイルス感染拡大期の家事などの負担増から、夫と子らを説得して同居を解消し核家族になった。一方で、現在はすべてにおいて自身で決定できるようになったものの、あらゆる費用と家事がFの負担になったことを「夫から課されたペナルティ」と受け止める。

夫と一緒に義父母の家を出てくれましたが、そのかわり今は、全ての費用を私が負担しています。これは教訓、本来はすべきではない間違ったことをした、ということ[夫は]

伝えたいみたい。本当なら高齢の義父母と一緒にいなければならないことへの償いのためと。夫は子供の世話はよくしてくれますが、子どもたちの学費、習い事の費用も、野菜や日用雑貨、電気代などの費用もすべて私が払い、買い物をするのもほとんど私なので、とても忙しいです。(F 大学教員)

縫製労働者Lは、かつて、夫が出稼ぎで不在の状態で義父母と同居していた。夫からの送金は義父母が受け取り、Lが仕立てで稼いだお金も義父に渡すことが求められた。世帯内の意思決定に一切参加できず、食材さえも義父が購入していた。夫はそのことに気づき、義父母に内緒でL名義の口座を開設してくれたという。義父母の他界後、家族全員でデリーに移住し、現在は家のことは夫と二人で決める。夫はLに決定を任せると言うが、自分のお金であっても物を買うときはLから夫に確認する。これは、家計に余裕がなく予算制約があるためであって、「お金がもっとあれば一人で決めるのだけ」という。

このように、FとLは、義理の家族の中では意思決定に参加できなかったが、Fは自力で義父母との同居を解消、Lは義父母の他界によって核家族に移行し、意思決定ができるようになった。

以上のように、主要家財購入の決定に「参加」している女性たちは学歴が高めで自身も家計も収入が高く比較的自由になるお金がある女性たちであった。一方「不参加」である女性たちは本データの限りでは例外なく義父母の影響を受けていた。しかし、以下にみていくように、主要家財購入の意思決定に参加とも不参加とも回答できなかった女性たちからは、経済的リソースが世帯内意思決定に活用できない別の理由がみえてくる。

4. 「そんなお金どこからくるの？」

——生計維持が最優先

「その他」の回答に分類された家事労働者のBとN、家事労働者(料理人)Pの3名は、実家も婚家も常に生活が厳しく、切迫度の高い就業をして

きた。就業しないという選択肢はなく、高度なスキルが不要な職に就き、日々の生計維持に奮闘する。

Bの子どもたちは結婚し、夫と二人の生活であるが、Bの給料はすべて夫に渡し、二人の収入をあわせてなんとかやりくりする。大きな家財の購入を考えたこともなく、サリーや日用品も、夫が一人で決定すると答える。

そんなお金がどこからくるというの？土地も家も、共同の資産もありません。……自分の収入を自分のものとは思っていません。夫と私の収入は共通で、常に稼がなければなりません。……息子は、私の体調が悪いから仕事をやめたらと言いますが、収入が低い息子に支えてもらうのも嫌だから、仕事を続けています。……お金の管理も、野菜や日用品の調達も夫がします。(冷蔵庫などは?)そのようなお金は見たことがないので[購入を]考えることもありません。(B 家事労働者)

家事労働者Nは不妊治療のための借金で、現状では大きな家財の購入は考えられないと話す。Nは大学(通信教育)に在籍するが、妊娠してからは1日12時間の家事労働者の仕事と大学の勉強の両立が困難になり、卒業試験を見送った。主要家財以外のものは合同または一人で購入の決定をするが、現状について次のように語る。

高価なものを買おうとは思ったことはありません。不妊治療費の借金も残っていますし。冷蔵庫や洗濯機もなく、家にあるものは何でも小さいサイズ。小さなガスボンベ、小さなコンロ、小さな調理器具、これで何とかしています。ちゃんとしたベッドもなく、床で寝ます。(N 家事労働者)

家事労働者(料理人)Pは息子の緊急の治療費のための借金で、やはりそのような決定に直面することは想定していない。

土地を買いたくても買えません。4日間、子供が意識不明になったとき、貯金はすべて薬の購入に使い、病院からは高額な請求をされました。借りたお金を返すために、今も一生懸命働いています。……息子は肺炎になり、重症でした。一命を取り留めたことに感謝しています。緊急事態でした。私たちはどこへ行けばいいのかわからず、病院を転々としてきました。……この子は助からないと言われましたが、私たちはなんとか入院させました。すぐに人工呼吸器をつけ、一命をとりとめました。……子供が生き延びたのだから、借りたお金に高い金利を払ってもかまいません。今、子供たちは元気にしています。……もし子供を救えないのなら、そのお金は何なのだろうと思います。一生懸命働いて、お金を返します。(P 家事労働者(料理人))

一方でPは、お金をアルコール購入に使ってしまう夫を制して家計をやりくりする苦勞を語る。また、夫はPに家計管理を任せようとするものの、使えるお金が不足しているために、一人では決定できないことを説明する。

自分のお金であっても、使うのは好きではありません。借金があるので、それが心配です。夫は不必要なことに使うので……私が節約しなければなりません。夫は、ギャンブルはしないし、争いごとも起こしませんが、お酒にお金を使ってしまう。……私は自分の服を買うのが好きですが、子供の入院以降、貯金しようと思っています。私は[自分の意思で]買いたいものを決められます。でも、買うためのお金も必要なのです。(P 家事労働者(料理人))

夫から家計を任せられ、意思決定を一人で行うことはできる。しかし、一人で決めることができないのは十分なお金がないため、と、NとPは共通して語った。

V. 考察

前節で、資産などの主要家財の購入に関する意思決定と、就業、家族構成、経済的リソースとの関係を分析した。これを踏まえて本節では、経済的リソースを得ながらも世帯内意思決定への参加に活用できないのはなぜなのかを考察する。

主要家財購入の意思決定の回答別に、女性たちに一定の特徴がみられた。「参加」と回答したのは、自身にも家計にも十分な収入があり、購入の際には自分の資金から貢献できる女性たち (D, E, F, G, H, I)、収入の向上や子の成長で家計に余裕ができた女性たち (J, L, K) であった。一方で、主要家財購入を自分一人で決めると答えた女性は皆無であった。例えばEは、自身は金銭的な貢献はするが、資産にかかわる購入は適切な家族メンバーが最終的に決定すると話す。婚家に入った女性たちは、夫の家族に囲まれて暮らす「アウェイ」な状態なのであり、適切な人と話し合い「合同で決定する」ことは、これを「エージェンシーの高さ」や「エンパワーメントされた状態」と呼ぶかは別として、義理の家族と円滑に暮らすための、他に選択肢のない手段なのかもしれない。

他方でAは、意思決定は夫と合同だが、義母の土地を自分が買い取ると決め、結婚時に持参した宝飾品を売って資金を調達した。インドでは結婚時の女性のダウリーは実家からの生前贈与の意味合いがあり、結婚後も自分で保持できる場合には、経済的決定参加の重要なリソースの役割を果たすという先行研究との一致がみられた (Makino 2019; 牧野 2023)。しかしダウリーの慣習自体が女性のエンパワーメントと矛盾するものであり (Chowdhuri and Kundu 2022)、実際 Makino は、ダウリー額が女性の嫁ぎ先で発言力を高めるのは、女性の相続権がない場合であり、女性の相続権が保証されていれば、ダウリーは女性にとってメリットはないことを明らかにしている (2019)。このため、政策上肝要なのは女性の資産保有や相続権の担保であるという Makino (2019) の指摘は重要である。

次に、主要家財購入の決定に「不参加」であるのは、本稿の対象者に限っては、全員が義理の家族、特に義父の影響を受けた結果と考えられた。現在義理の家族と同居中のCは、主要家財だけでなく日用品に至るまで、義父以外の全員が、義父の管理下にあった。同居の場合だけでなく、遠隔でも義父の管理下にあったケース (M, O) がみられた。義理の家族の影響の強さは、FとLのケースからもうかがえた。FとLは現在核家族におり、意思決定に参加しているが、過去に義父母と同居していた時は不参加であった。先行研究の多くで「義母」の影響が示され、実際Fの義母はFに対して「嫁は最後に」と序列を意識した言動を繰り返していた。しかし、嫁がいなければ義母自身が序列の最下位におかれることを考えると、義母もまた、義父や息子たちの影響下にある。彼らの意向を嫁に伝えている結果が、計量分析で「義母の影響」として現れるのかもしれない。

ほとんどの対象者が自分の名義の銀行口座を保有するが、口座の管理や自身で用途を決められるお金の保有につなげていない女性たちもみられた。子の入学時に開設したCの銀行口座は、Cの給与振り込みに使われることはなく、義父の指示のもとで義兄が別の用途で管理している。Nの場合は、成績優秀者として振り込まれた奨学金を実母 (O) がNの結婚資金として引き出していた。

伝統的な家族観を再生産するのは、婚家だけではない。Nの母であるOは、自身が13歳で同じカーストの大卒男性と結婚したことを肯定的に受け止めている。勉学の継続を希望していたNの、少なくとも高等教育卒業 (12年生) までの道筋は立てた上で、15歳で結婚させた。娘が獲得した奨学金を、教育ではなく、社会規範にしたがって女性の家族が準備する結婚資金に充てた判断もまた、伝統的な家族観の再生産として機能したといえる。

以上をふまえると、収入や銀行口座、自身のお金をもっている、それが意思決定への参加に活かされない背景には、婚家であれ実家であれ、世帯内で再生産されるジェンダー非対称な社会規範

の存在が考えられる。本研究の対象者は、全員が少なくとも結婚当時は夫の家族と同居することを当然と考えていた。また、義理の家族の求めに応じ、本人の意思ではなくとも収入や資産を渡す(C, L, O)、義理の家族と良好な関係を保つために日用品の購入などで経済的貢献をする(D, E, M)、夫が出稼ぎ等で不在であっても夫の家族と同居する(A, L, N)、などの社会規範を受容していた。形式的には核家族であっても、個人や実家よりも義理の家族を優先する家父長的価値観が根本にあるのかもしれない。このような「拡大家族志向」の中で醸成・再生産される社会規範に抗うことは容易でなく、経済的リソースをもっている、それを意思決定への参加に必ずしも活かせるわけではないと考えられる¹⁸。

IT分野の先端企業で働く女性にとって、産前産後の特に再就職においては少なくとも実父母や義父母との同居がメリットとなることを示す先行研究もあるが(Shanmugan 2017)、農村においては義父母と同居することは、家事負担の軽減よりはむしろ増加になり、就業や外出の制限になることを実証した研究もある(Dhanaraj and Mahambare 2019)。それでも女性たちが義理の家族と同居するのは、同居が選択肢ではなく、当然の社会規範とされているからだと考えられる。これは本研究のほとんどの対象者の語りから確認できた。同居しなければ社会規範に抗うことになるために、実際Fは、現在の核家族で家賃も子らの学費も家事も負担する状況を、「高齢の義父母を置いて核家族になったことに対する、夫から課せられたペナルティ」と受け止めている。

このように、世帯内意思決定への経済的リソース活用を阻む要因として義理の家族、特に家長である義父の存在が強くみられた。Fのように、義母を通じて女性の意思決定参加が拒まれる場合もあれば、CやOのように収入を義父や義兄に渡すことを当然として期待され、渡してもその貢献が認知されず、そのため経済的リソースが世帯内意思決定に活用されない場合もあった。そしてNとOの親子のように、婚家だけでなく実家もまた、

伝統的な「拡大家族志向」の再生産の場となっていることが明らかになった。興味深いことに、これは階層や職種の違いを超えて観察された。

最後に、経済的リソースの活用を阻害するもう一つの要因として、家計の窮状、貧困が挙げられた。主要家財購入の意思決定に参加、不参加のいずれでもなかった3名は、世帯収入が低く、日用品など安価なものであっても、家族の全所得を合わせて購入できるかを決めていた。夫から信頼され自分で決定できるとはわかっている、予算制約から「一人で決めることができない」と考えていることがわかった(N, P)。

VI. おわりに

本研究は、インド・デリーでのインタビュー調査から、有配偶就業女性の「世帯内意思決定」と「家族構成」および「経済的リソース」との関係を検討した。主要家財購入の意思決定に「参加」するのは、自身も家計も十分な収入があるか、自身の資産を保有する女性たちであった。一方「不参加」なのは、義理の家族と同居するか、同居せずとも遠方の義父の影響力が及んでいる場合であった。どちらの回答にも分類できなかったのは、生活の経済的切迫から、資産購入は考える余地がない女性たちであった。よって、就業によって得られた収入や銀行口座などの「経済的リソース」が世帯内意思決定に活かされない背景には、第1にジェンダー非対称な拡大家族志向型の社会規範があり、それは家庭において再生産され強化されている可能性がある。第2に、家計の経済的ひっ迫が挙げられた。

SDGsの達成指標のひとつに銀行口座の保有が掲げられていることから、インドで進展中の金融包摂プログラムは、その規模と成果が世界でも注目されている。自分名義の口座保有が女性に普及することが女性のエンパワーメントの一助になることは疑う余地もない。しかしながら本研究の質的分析で、自分名義の口座をもっている、社会規範や慣習のために、活用できない状況がある

こととそのプロセスが、女性自身の語りとともに明らかになったことは示唆的であり、数多い量的研究の背景の理解につながる。

最後に、本研究の限界として、本稿が使用したエンパワーメントの指標である「世帯内意思決定」は、世帯内での相対的な関係であることが挙げられる。たとえば就業によって本人のスキルや意識が高まったとしても、そのことが世帯内での相対的な力である「意思決定力」に直結するとは限らない。夫や義父母の特性や家庭内外の規範によって受容度が大きく異なったり、女性の交渉力が高まることへのバックラッシュにつながったりする可能性があるからだ。実際、世帯内での様々な経験から不平等に気づき疑問をもった女性たちの経験は多く語られたが、そのような内面的な気付きと「世帯内意思決定」の行使とは同時に起こるとは限らないことが観察された。本稿では言及できなかったが、このような「内面的エージェンシー」の醸成と、その表明としての「手段のエージェンシー」に至るプロセスを捉えることは、今後の課題である。

謝辞

本稿は、JSPS 科研費（2020年度 基盤研究（C）「女性のエンパワーメント指標の理論的枠組みの検討および就業との関係の実証分析」（20K01688）の研究成果の一部である。フィールド調査に際しては、デリーの Centre for Women's Development Studies (CWDS) の Professor Neetha, N. にメンターとして受け入れていただき、Dr. Aanchal Dhull には通訳兼調査アドバイザー、Dr. Himani Bajaj に通訳、Ms. Sonam Kumari には質問票の翻訳で、多大なご協力をいただいた。また、Community for Social Change and Development (CSCD) の Ms. Elizabeth Khumallambam には貴重な助言および会場提供とインタビュー協力者のご紹介をいただいた。本稿執筆に際しては、2名の査読者、永瀬伸子先生（お茶の水女子大学）およびゼミ生の皆様、押川文子先生（京都大学）、黄美蘭先生（帝京平成大学）から大変有益なコメントをいただいた。これらの皆

様、そしてインタビューに答えてくださった協力者の女性たちに心から感謝申し上げる。本稿における過誤はすべて筆者に帰する。

注

- 1 「世帯内意思決定」に対して「自律性 (autonomy)」が同義で使われることあるが (Bloom, et al. 2001 など)、本稿はカビールに倣い「エージェンシー」を使用する。
- 2 実際、SDGsの目標5（ジェンダー平等）の指標には「土地所有及び/又は管理に関する女性の平等な権利を保障している法的枠組（慣習法を含む）を有する国の割合」（5.a.2）が含まれる（外務省 2024）。
- 3 この研究での「意思決定力」は「小さな意思決定に参加」「大きな意思決定に参加」「外出に許可が不要」の3項目の合成指数となっている。
- 4 このため、本稿の分析に関する記述では「拡大家族」は使用せず、「拡大家族志向型」家族、または対象者それぞれの状況に合わせて「義父母同居」「義父同居」のように示す。「拡大家族」の概念について、押川文子氏に貴重なご助言をいただいた。
- 5 SDGsの目標5に「携帯電話を所有する個人の割合（性別ごと）」（5.b.1）が、目標8（働きがいと経済成長）に「成人10万人当たりの商業銀行の支店数及びATM数」（8.10.1）、「銀行や他の金融機関に口座を持つ、又はモバイルマネーサービスを利用する成人（15歳以上）の割合」（8.10.2）が、指標として含まれる（外務省 2024）。
- 6 ATM操作の難しさが銀行口座利用を妨げている例が、本稿の対象ではないが筆者がインタビューした離死別女性の1名から詳細に聴き取られた。
- 7 本研究はお茶の水女子大学および帝京平成大学の倫理審査において承認を受けた。デリーでの受け入れ先やメンター等については、謝辞に記載した。
- 8 メンターの助言に従い謝金やギフトカードは渡さず、文具等を感謝の気持ちとして渡した。
- 9 例えば「一人で決定」は「ほとんどの場合に一人で決める。夫と意見が違った場合、あなたの意見が尊重される。夫の意見が違ったとしても、説得することができると思う」状況であること

- などを、通訳と事前に文面で確認した。
- 10 対象者のプライバシー保護の観点から、ネット上でのデータやり取りを回避するためである。
- 11 実家は土地を売り、牛、水牛、自転車などの「ダウリー」を準備し、Oの家庭の負担で結婚式も盛大に行った。「教育についてよく知りませんでした。夫が教育を受けたことが知られているのはいいことだと思います」とOは話した。
- 12 量的研究でも「主要家財購入」は二値で頻用される (Acharya, et al. 2010 など)。
- 13 過去の義父母同居経験については、準備した質問項目に入っていなかったが、現在の家族構成を尋ねると、結果的にJとMを除いて全員が、結婚後に義父母に同居したと自ら話した。Jは先にデリーに来ていた夫と結婚して合流する際、義母を誘ったが、義母はのんびりとした環境がよいと断られた経験をもつ。
- 14 例えばDとEは義父母との同居を肯定的にとらえており、一方で自身の両親との同居については、まったく考えたことがなかったと答えた。
- 15 銀行口座の有無に関する質問は、第2回調査前に追加の倫理審査の承認を得て質問項目に入れた。このため、第1回調査のみインタビューしたB, D, E, Hからは明示的な回答は得ていない。しかしながら看護師のD, E, Hは正規雇用で自身の給与やお金の管理を十分にしていることから表では「●(自分の口座を保有し自身で管理)」とし、給料はすべて夫に渡し自身ではお金を管理していないというBについては銀行口座の有無は不明のため、「回答なし(-)」とした。
- 16 アーダールの申請には、パーマネントアドレスのある村に出向く必要がある。
- 17 「進学のために取っておいてほしかった。きっと必要だったのだろう」とNは言う。
- 18 義理の家族と同居するが意思決定に参加するEとIは、自身が婚家よりも相対的に高いカーストである。これはエンパワーメントやエージェンシー獲得とは無関係な、社会的不平等に起因して恵まれた所与のリソースであるといえる。

参考文献

- Acharya, Dev, R, Jacqueline S Bell, Padam Simkhada, Edwin R. van Teijlingen, and Pramod R. Regmi, 2010, "Women's autonomy in household decision-making: a demographic study in Nepal", *Reproductive Health*, 7(1): pp.1-12.
- Agarwal, Bina, Pervesh Anthwal and Malvika Mahesh, 2021, "How Many and Which Women Own Land in India? Inter-gender and Intra-gender Gaps", *The Journal of Development Studies*, 57(11): pp.1807-1829.
- Anderson, Siwan and Mukesh Eswaran 2009, "What Determines female autonomy? Evidence from Bangladesh", *Journal of Development Economics* 90(2): pp.179-191.
- Bloom, Shelah S., David Wypij and Monica das Gupta, 2001, "Dimensions of Women's Autonomy and the Influence on Maternal Health Care Utilization in a North Indian City", *Demography*, 38(1): pp.67-78.
- Boserup, Ester, 1970, *Woman's Role in Economic Development*, London, Allen & Unwin.
- Chowdhuri, Praheli Dhar and Kaushik Kundu, 2022, "Effect of Women's Paid Work Status on Their Decision-Making Autonomy: A Systematic Review and Meta-Analysis", *Asian Women*, 38(2): pp.65-102.
- Dewan, Tarini and Arshia Mal, 2021, "Does Bank Account Ownership by Women Empower them? Analyzing Outcomes from the Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana in India", Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3888341> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3888341>
- Dhanaraj, Sowmya and Vidya Mahambare, 2019, "Family structure, education and women's employment in rural India", *World Development*, 115: pp.17-29.
- Dhull, Aanchal, 2019, "Conceptualizing 'middle' class: Reflections through narratives on housework", *Asian Journal of Women's Studies*, 25(4): pp.537-554.
- 外務省, 「SDGグローバル指標 (SDG Indicators)」, 外務省ホームページ, (2024年1月10日取得, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/>).
- Government of India (GOI), *Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana (PMJDY) website*, (2023年12月9日取得, <https://www.pmjdy.gov.in/>).
- Hanmer, Lucia and Jeni Klugman, 2016, "Exploring Women's Agency and Empowerment in Developing Countries: Where do we stand?" *Feminist Economics*, 22(1): pp.237-263.
- Ibrahim, Solava and Sabrina Alkire, 2007, "Agency and Empowerment: A Proposal for Internationally

- Comparable Indicators”, *Oxford Development Studies*, 35(4), pp.379-403.
- Kabeer, Naila, 1999, “Resources, Agency, Achievements: Reflections on the Measurement of Women’s Empowerment”, *Development and Change*, 30(3), pp.435-464.
- Kishor, Sunita, and Lekha Subaiya, 2008, *Understanding Women’s Empowerment: A Comparative Analysis of Demographic and Health Surveys (DHS) Data*, DHS Comparative Reports No. 20, Calverton, Maryland, USA: Macro International Inc.
- Makino, Momoe, 2019, “Dowry in the Absence of the Legal Protection of Women’s Inheritance Rights”, *Review of Economics of the Household*, 17(1): pp.287-321.
- 牧野百恵, 2023, 『ジェンダー格差』中央公論新社.
- 新村恵美, 2021, 「女性のエンパワーメント測定の理論的枠組みと指標：人口保健調査 (DHS) の関連マイクロ指標の検討」『生活社会科学研究』第28号: pp. 23-31.
- . 2022, 「インドの有配偶女性の就業選択—本人・家族に注目した都市・農村2時点間の分解分析」『人間文化創成科学論叢』第24巻: pp.135-145.
- 二階堂有子, 2021, 「デジタル金融サービスを通じた課題解決」堀本武功・村山真弓・三輪博樹編『これからのインド—変貌する現代世界とモディ政権』東京大学出版会.
- 押川文子, 2012, 「インドの都市中間層における『主婦』と家事」落合恵美子・赤枝香奈子編『アジア女性と親密性の労働』京都大学学術出版会.
- Priya, Preeti, Anand Venkatesh and Anshu Shukla, 2021, “Two decades of theorizing and measuring women’s empowerment: Literature review and future research agenda”, *Women’s Studies International Forum* 87 (2021) 102495: pp.1-9.
- Rink, Ute, Yabibal M. Walle and Stephan Klasen, 2021, “The financial literacy gender gap and the role of culture”, *The Quarterly Review of Economics and Finance*, 80: pp.117-134.
- Sen, Amartya, 1990, “More than 100 million women are missing”, *New York Review of Books*, 37(20): pp.61-66.
- Shanmugam, Merlin Mythili, 2017, “Impact of parenthood on women’s careers in the IT sector – a study in the Indian context,” *Gender in Management: An International Journal*, 32(5): pp.352-368.
- Singh, Supriya and Mala Bhandari, 2012, “Money management and control in the Indian joint family across generations,” *The Sociological Review*, 60(1): pp.46-67.

掲載決定日：2024年6月7日

Abstract

Why Are Economic Resources Not Utilized in 'Intra-Household Decision-Making'?: Empowerment of Married Working Women in Urban India

Megumi Niimura*

Intra-household decision-making is one of the indicators frequently used in empowerment analysis. While a generally positive relationship between paid work and intrahousehold decision-making participation has been found, the relationship between the two is not always directly linked, and several studies have shown a negative influence of in-laws in particular. However, most are quantitative studies, and the complex process of factors that prevent the utilization of economic resources has not been clarified. This paper examines this from interviews with married working women in Delhi, India. The results show that women “participate” in decision-making when both they and their households have sufficient income or own their own assets. Those who are “non-participating” are those who live with in-laws or are subject to the influence of a distant father-in-law, suggesting the influence of traditional extended-family oriented social norms. The cases that could not be categorized in either category were those in which household financial strain or poverty left no room to consider asset purchases. These implications lead to an understanding of the processes behind the numerous quantitative studies.

Keywords: intra-household decision-making, bank accounts, social norms, living with in-laws, empowerment

* Teikyo Heisei University

ミランダ・フリッカー著／佐藤邦政監訳、飯塚理恵訳（勁草書房、2023年）

認識的不正義 権力は知ることの倫理にどのようにかかわるのか

三木 那由他*

何かを理解し、知識を得るというのは一見すると客観的で中立的な営みに思えるかもしれない。だが本書は、そうした営みが実際には社会に流通する偏見の影響を受け、不正義をもたらしようと指摘する。それが本書のタイトルにもなっている「認識的不正義」である。

認識的不正義は、ある社会的アイデンティティを持つ人々が、偏見や周縁化のために、知識の主体としての能力において害される状況として特徴づけられる(1-2頁)。フリッカーは本書において、特に二種類の認識的不正義について論じている。「証言的不正義」と「解釈的不正義」だ。

証言的不正義は、その名が示す通り証言の場面で生じる認識的不正義である。ただしここでの「証言」は、取り調べや裁判における狭義の証言に留まらず、話し手が発話を通じて自身の持つ知識を聞き手に受け渡す振る舞い全般を指している。フリッカーによれば、証言的不正義は話し手のアイデンティティに対する聞き手の偏見によって、聞き手が話し手に付与する信用性が割引かれることで生じる(38頁)。私たちは他人の証言をどれもこれも素直に信じるわけではなく、多くの場合に直感的に話し手の信用性を見て取っているのだが、私たちが話し手の人種や性別等に対するネガティブな偏見を持っているとき、この信用性の知覚がそれによって影響され、信用性の不足が生じる。すると、話し手が実際にはしっかりとした知識を持ち、それを証言したにもかかわらず、聞き手から信用されず、知識の伝達ができなくなるという事態が生じる。

フリッカーの議論において重要なのは、これが認識的不正義である点だろう。話し手が持つ社会的アイデンティティのゆえに相手にまともに話を聞いてもらえないということ自体もちろん重大な問題だ。しかし、証言的不正義が認識的不

正義である所以は、証言的不正義が恒常的に起きることで、話し手がこの社会における知識の流通や蓄積といった実践への主体的な参加を阻まれる点にあるのだ(172頁)。

証言的不正義が知識の伝達に関わる不正義であるのに対し、解釈的不正義は物事に関する不正義である。ただしここでの「理解」は社会的な次元における理解である。私たちは社会で共有されている解釈資源(概念や言葉)を用いて、物事の理解の仕方をともに探り、そうして得られた理解を共有し、蓄積する。フリッカーが指摘するのは、この解釈資源において不正義が生じうるといふ点である。

この社会で生じる経験のなかでも特に重要な領域に関する理解の実践において、ある集団がほかの集団より参加が難しくなるという不平等が生じる場合がある。フリッカーはこの状況を「解釈的周縁化」と呼ぶ(198頁)。解釈的周縁化が起きると、共有される解釈資源は偏ったものとなる。これは例えば、女性や性的マイノリティにとっては日常的に経験されることであるにもかかわらず、「セクシュアル・ハラスメント」のような概念がシスヘテロ男性中心のこの社会においていかに最近まで発明されずに来たかを考えると、よくわかるだろう。

解釈的周縁化という概念をもとに、フリッカーは解釈的不正義を定式化する。すなわち解釈的不正義とは、解釈的周縁化が原因となってあるひとが持つ重要な経験が集合的な理解から見えなくなってしまう不正義であるとされる(206頁)。解釈的不正義を被るひとは、共有された解釈資源に自分の経験を適切に理解するための材料が欠けているがゆえに、自らの経験を理解可能なかたちでひとに語る事が難しくなり、場合によっては自分自身もその経験をうまく理解できなくなる。

* 大阪大学大学院人文学研究科

以上のフリッカーの議論は、知識をめぐる実践の領域における倫理的な次元を浮き彫りにし、さまざまなマイノリティ集団に属する人々の経験を捉えるための重要な枠組みを提供する、大きな意義を持つものとなっている。その一方で、フリッカーの議論からさらに一步進むべき点もあるように思われる。本稿で指摘したいのは、認識的不正義をもたらす社会構造への視点の不足である。

フリッカーは、証言的不正義のうちでも系統的(systematic)なものに特に注意を向ける(36頁)。たいていの場合、被抑圧集団は単に証言的不正義だけを被っているのではなく、経済や教育などさまざまな次元の社会活動を貫いて主体を追いかけ続ける偏見が証言的不正義をももたらすというかたちで、証言的不正義を経験している。この指摘は、証言的不正義の背後にある社会構造へと目を向けさせるものである。

しかし、証言的不正義への社会構造のかかわりはそれよりももっと複雑であるように思われる。第一に、ホセ・メディナが指摘するように、信用性判断が、関連する集団のあいだでバランスを取るようになされるという点を考慮に入れるべきだろう(José Medina (2013), *The Epistemology of Resistance*, OUP, pp. 62-63)。フリッカーは信用性の不足とは違い、信用性の超過は不正義を構成しないと考えるが(24-5頁)、しかし例えば男性と見なされる人々への過度な信用性の付与は女性と見なされる人々への過小な信用性の付与とセットであり、両者を切り分けて証言的不正義を理解するわけにはいかない。

また、メディナの指摘に加えて、信用性のバランスはそれ自体としては対になっていないような

集団間においても生じる点も指摘しておきたい。それは、異なる集団が同じトピックについて証言している場合に起こる。例えば医者や科学者、政治家といった人々への過度な信用性の付与が、性的マイノリティ当事者が自らの経験について語る証言に対する信用性を下落させ、「矯正治療」のような不当な扱いが横行していた(し、いまも一部でしている)状況は、マイノリティ集団に属する人々への信用性の割り当てが、その集団について語るほかの集団の信用性とセットになっていることを示している。

同様に、証言的不正義と解釈的不正義の関係についても、より構造的に理解する可能性を探求すべきだろう。フリッカーは、解釈的不正義を被る人々は証言的不正義を被りやすい傾向があると述べてはいる(207-8頁)。この語り口は、あくまで解釈的不正義と証言的不正義を切り分け、両者の関係を語るものとなっている。だが、ある社会集団に属する人々の証言が信用されないということが系統的に起こるとき、それがその人々への信用性が格下げされているためなのか、それともその人々の証言を信用するに足る仕方で理解するための解釈資源が共有されていないためなのかは、しばしばはっきりしないのではないだろうか。むしろ、証言的不正義と解釈的不正義は同じひとつの不正義の異なる側面を切り出したものだと見なす可能性もあるのではないかと思われる。

とはいえ、これらの指摘は本書の価値を疑わせるものではない。それは本書で与えられた枠組みによって得られる今後の展望であり、それゆえさらなる探求のための起点としての本書の価値を示すものなのである。

江原由美子著（有斐閣、2022年）

持続するフェミニズムのために グローバル化と「第二の近代」を生き抜く理論へ

板井 広明*

本書は著者の長年のフェミニズム研究を振り返り、「グローバル化…が強まった1990年代以降における「性の平等」を求める思想としてのフェミニズムの方向性を考える」ものである。以下、各章での議論の要点をまとめておく。

「第1章 この50年、何が変わり、何が変わらなかったのか」では、1970年代と2020年代で進展があった大学進学率などに対して、女性の賃金率や政治参加率、男性の家事労働分担率などの増加如何は各国で違いが大きく、女性への人権侵害も深刻化しており、フェミニズムの必要性は減じていないという。

「第2章 フェミニズムを社会変動の中に置く」では、女性参政権運動が軸の第一波フェミニズムから、実質的平等や「性と生殖における権利」の確立と固定的性別役割の廃止を主張した第二波フェミニズムへの流れを鳥瞰している。

「第3章 グローバリゼーションは何をもたらしたか」では、グローバル化によって、新興国が経済成長する一方、先進国では成長の鈍化と所得格差の拡大が生じ、女性の職業参加が増加するものの、性別役割分業の強化、雇用の流動化、女性の貧困がもたらされ、性の平等に結び付かなかったこと、そしてベックの「第一の近代」から液状化（個人化）する社会における不安定性などに満ちた「第二の近代」に対してフェミニズムがどう対応すべきかが論じられている。

「第4章 グローバリゼーションと第二波フェミニズム」では、第二波フェミニズムが第二の近代に十分対応できてこなかったことを問い、ネオリベリズムの侍女になってしまったというフレイザーの批判が取り上げられている。フレイザーの批判は、①家族賃金批判により能力主義に棹さしたこと、②平等分配のための政治経済的批判を

すべき時にアイデンティティーや差異の承認という「文化主義」をとったこと、③女性の自律を妨害してきた福祉国家的パターンリズム批判を行ない「ネオリベリズムに手を貸した」ことに向けられ、この第二波フェミニズムの戦略的誤りが、「旧労働者階級」の人々を右翼ポピュリズムに追いやってしまったという。しかし、著者は、フレイザーが言及する第二波フェミニズムの内実が曖昧であることに疑問を呈している。

「第5章 フェミニズム・ケア・福祉国家」では、社会民主主義とネオリベリズムとを敵対関係と捉え、後者が前者に置き換わるというフレイザーの見立てを批判し、エスピン＝アンデルセンの福祉レジーム論のように類型として捉えるならば、フレイザーは自由主義レジームのアメリカの状況しか見ておらず、他のレジームでの異なったフェミニストの課題を見逃していると批判する。

「第6章 追われる国の政治的分断とフェミニズム」では、格差拡大を背景に民族主義・排外主義・人種差別主義という右翼ポピュリズムが台頭したのは、エリート的な中産階級リベラルの考えに労働者階級が反発したこと、また第二波フェミニズムが文化主義に陥り、承認を主張しつつも再分配の政治に繋がらないことを見落としたというフレイザーの指摘の的確さを挙げている。

「終章 これからのフェミニズムの方向を考える」では、まずフレイザーのネオリベリズムの侍女批判は利敵行為という外在的批判に過ぎず、内在的批判でなければフェミニズムの理論的發展は望めないと批判する。

またフレイザーが「市場経済を前提とし、「能力主義的達成」「個人的自立」「個人の選択肢の増大」などを是とする経済思想・社会思想」としてネオリベリズムを捉えることは「ケア」の「家族主

* 専修大学経済学部

義的・地域主義的解決を求める新保守主義」と、強く手を組んでいる」点などから適切ではないことを指摘している。

また「女性の能力主義的達成を応援する」だけのフェミニズムへの批判と「個人的自立のための資源や増大する選択肢、能力主義的達成」を志向する「女性の生き方」への批判が混在しており、両者は適切に腑分けすべき事柄であると指摘する。腑分けがされないと、例えば専業主婦願望を持つ不安を抱える若年女性を家父長制に囚われた存在として是認しない点で問題となるのであり、つまり家族による包摂を求める個人としての女性のあり方を否定し、あるべき社会変革の方向性に回収しようとする権力的振る舞いでしかないと批判している。

フェミニズムの個人主義的傾向も、社会民主主義の立場を採るフレイザーからすればネオリベリズムに棹さす問題に映るのと同時に、家父長制支持者からすれば伝統的な秩序や家族を破壊する「身勝手に強欲な個人主義者」と映ってしまうことに、同様の腑分けの慎重さが求められるとしている。

フレイザーの第二波フェミニズムに関する文化主義的偏向という批判について、著者は文化主義（承認の政治）と経済主義（再分配の政治）をトレードオフの関係と見做すべきではなく、経済的な不遇に追いやられてきたマイノリティーが再分配を要求すると同時に、劣等性の表象を押し付けられてきたことを跳ね返して承認を要求するためにも文化主義と経済主義の双方の視点が必要であると主張する。両視点を見失うと、女性や労働者階級が右翼ポピュリズムに引き寄せられたのは経

済的な不利益だけでなく、「リベラル派からの「差別主義者」というレッテル貼りこそが、非和解的対立を引き起こしている」点を見落としてしまうのだというのである。

以上のように、安易なりベラル批判やネオリベ批判ではなく、著者がフレイザーの第二波フェミニズム批判を参照軸に今後のフェミニズムを論じる足場を築き、丁寧な議論を展開している点は評価できる。ただフレイザーが「フェミニズムはどうして資本主義の侍女となってしまったのか」（『早稲田文学』2019年冬号）で「私たちの性差別批判が、いまや不平等と搾取の新しい形式のための正当化を供給しているのではないかと吐露し、第二波フェミニズムへの3つの批判が自己批判だったこととは、本書はやや趣を異にしている印象を抱いた。

また第二波フェミニズムの「個人的なことは政治的なことである」は権力的作用をあらゆる空間において看取り、批判を行なうことの重要性を喚起したが、一方で自律的人間ではないモデルとして個人が個人として保護されるべき領域はいかに確保されるのか、つまり今後のフェミニズムにおける価値理念としての人間像や社会像も提示されるべきだったのではないかと。

一冊で論じるには無理があるのだけれども、交叉性や周縁化の問題に言及があるとは言え、昨今、改めてフェミニズムにおいて問題化している人種主義や植民地主義、セクシュアリティの問題、そして気候正義に関連したエコフェミニズムや障害、動物の問題にも立ち入った議論が今後必要になってくることと思われる。

メアリー・ホクスワース著／新井美佐子、左高慎也、島袋海理、見崎恵子訳（明石書店、2022年）

ジェンダーと政治理論 インターセクショナルなフェミニズムの地平

山岸 大樹*

「個人的なことは政治的である The personal is political」というスローガンにも表れているように、フェミニズムは「政治」という営みと切っても切り離せない関係にある。だが、その「政治」について探求する政治学という研究領域において、性に関する事柄は長らく正面から取り上げられてこなかった。日本においても同様であり、例えば「政治と性／ジェンダー／セクシュアリティ」を統一テーマとして掲げる2024年度（第31回）政治思想学会大会で企画委員長を務めた岡野八代は、2009年度（第16回）大会の統一テーマにおいてフェミニズムを前面に押し出せなかった理由のひとつに「〈フェミニズムのパネルだと集客力が落ちる〉という懸念」があったことを明らかにしている（岡野 2023）。2020年代になってもなお、フェミニズム、ジェンダー、セクシュアリティ、ティアといったテーマを政治理論においてどう位置づけるかということについて、日本語で触れられる研究がまだ多くなく、研究人口も寡少だと言わざるをえない状況がある中で、フェミニズムと規範的政治理論の両分野に関する豊富な記述と分析を特徴とする本訳書が刊行されることを、まずは率直に喜びたい。

本書は全6章で構成されており、巻末には邦訳版向けの書き下ろし「日本語版の読者へ」が付されている。第一章「性別化された身体——挑発」の冒頭では、カナダにおいて性暴力被害者支援団体でのボランティアを拒否されたトランス女性の訴えを、同国の裁判所と議会がいかに遇したかという事例が検討される。「セックスとジェンダーを、自然で前-政治的なものとしてつねに描写してきた「政治理論の西洋的伝統」に即した考え方は、この事例が突き付けるいくつもの「厄介な問い」に回答できない（22頁）。こうした困難を克服するため、人種、階級、エスニシティ、国籍、セ

クシュアリティ、能力および障害といった視座を含むインターセクショナルなフェミニズム理論を用いて、政治理論における理論的前提と政治的な「事実」の認識を問い直すことが必要だとされる。第二章「ジェンダーを概念化する」では、本書のタイトル『ジェンダーと政治理論』における「ジェンダー」部分の分析が行われる。ここでは、フェミニストらによる洗練された分析であっても、性愛という概念を生殖へ還元する傾向と、それを人種、階級、セクシュアリティといった諸概念から分離して捉えてきたことが指摘され、それらがいかにして「自然」とされる身体の認識に結びついてしまうかが示唆される。続く第三章「身体化＝身体性を理論化する」では、西洋政治哲学の正典がいかにして身体のジェンダー化および人種化を行い、そしてそのメカニズムを隠蔽してきたかが分析され、第四章「公的なものと私的なものを描き直す」では、従来の政治理論がフェミニズムによるもっとも重要な貢献および挑戦の一つであると捉えてきた事柄、すなわち公私二元論が取り上げられる。このあたりから、『ジェンダーと政治理論』における「政治理論」部分に論述の焦点が移っていく。第五章「国家と国民を分析する」では、国家がいかにして人種、エスニシティ、ジェンダー、セクシュアリティといった概念を通じて人びとを序列化し、身体性に基づく支配と従属を通じて統治を行ってきたかが分析される。こうした管理政策の事例として、日本の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」と優生保護法の関係が取り上げられたうえで、「いかにして国家による承認がトランス嫌悪を制度化しうるか」という論点に関連づけられていることは、本邦の読者にとって特筆されよう（220-1頁）。第六章「不正義の概念をつくり直す」では前章の議論を受けて、国家の存在を前提として正義を実現し

* 同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科博士後期課程

ようとする政治理論のアプローチが批判され、国家がもたらす不正義をも分析することができるように、理論的前提と「事実」の認識を問い直す必要があることが改めて強調される。

巻末の「日本語版の読者へ」では、本書の議論が西洋的文脈に根差していることに鑑みて、日本の政策、社会、そして女性たちの運動の歴史を振り返りつつ、本書が日本における不正義とその縮減を検討するにあたって有効であることが論じられる。本章では「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」が取り上げられるなど、本文中でも重視された植民地主義による歴史的なジェンダー不正義への批判的視座が活かされているが、一方で現在も進行しているアメリカ合衆国と日本による二重の植民地主義的趨勢、すなわち沖縄をめぐる諸問題が見落とされているのは、紙幅の都合もあるとはいえ残念である。本書の議論から沖縄の不正義を検討する糸口は多数ありうるが、一例として、「慰安婦」の存在と女性たちの尊厳自体を否定する言説のみならず、先述の「女性国際戦犯法廷」に関する研究や言論にさえも、沖縄の女性たちの経験の不可視化を伴う植民地主義的視座が含まれる議論があったことを論じた玉城(2022)の研究などを併せて参照する、といった方法が挙げられる。本書の解釈を日本の文脈においていかに洗練させていくかという点は、まさに今後の「日本語版の読者」の手にもかかっている。

ともあれ、ジェンダーやフェミニズムの視座を政治理論に単に組み込むのではなく、その視座に

よって「主流」の理論自体を批判的に問い返すという本書の企図を基礎づける精神は、今後も重要であり続けるだろう。本書邦訳版が刊行された2022年には、政治理論において現在も多く参照される社会契約論に潜む人種差別のメカニズムを、批判的人種理論を用いて分析し批判したチャールズ・W・ミルズによる『人種契約』の邦訳版も、原著初版の刊行から25年の月日を経て出版されている。そのミルズは、自身のアプローチに示唆を与えた議論として、フェミニズム政治理論における重要文献のひとつであり1988年に刊行されたキャロル・ペイトマンの『性契約』(邦訳版の題は『社会契約と性契約』)を挙げていた(ミルズ 2022)。様々な立場やアイデンティティを基礎とする対抗的な理論や運動の変遷と発展を取り込みつつ、その連帯によって不正義の縮減に資する「政治」の理論を模索する流れが、ペイトマン、ミルズ、ホークスワース、そして読者へと、受け継がれていくことを望みたい。

参考文献

- 岡野八代, 2023, 「2024年度研究大会企画について」『政治思想学会会報』57.
- 玉城福子, 2022, 『沖縄とセクシュアリティの社会学——ポストコロニアル・フェミニズムから問い直す沖縄戦・米軍基地・観光』人文書院.
- ミルズ, チャールズ・W, 杉村昌昭・松田正貴訳, 2022, 『人種契約』法政大学出版局 [Charles W. Mills, 1997, *The Racial Contract, Twenty-fifth Anniversary Edition*, Cornell University Press].

レイウィン・コンネル著／伊藤公雄訳（新曜社、2022年）

マスキュリニティーズ 男性性の社会科学

小口 藍子*

男性学や男性性研究、ひいてはジェンダー研究に興味を持つ人であれば、著者の名を一度は聞いたことがあるのではないだろうか。本書はオーストラリアの社会学者レイウィン・コンネル (Raewyn Connell) による *Masculinities* 第二版 (2005) の日本語訳書である。訳者が評する通り、著者の「男性性研究の集大成的な一冊」(374頁)たる本書の議論は、初版が1995年に刊行されて以降、世界的に大きな影響を与えた。

Masculinities は既に広く読まれ、批評も多く蓄積されている¹。ゆえに本稿では内容紹介と評価に留まらず、訳書である本書が刊行されたことが日本語圏でどのような議論を可能にするかも併せて考察したい。

本書は三部構成をとる。第Ⅰ部ではまず、男性性を論じるにあたって社会科学の理論が必要であることが主張される(第1章)。著者は男性性を個人内部に独立して存在するものというより、社会的なジェンダー関係を通じて構成されるものとして捉えようとする。さらに著者は身体が「男性性の構築において不可避」(72頁)であるとして、身体と実践の議論(「身体－再帰的实践」、77-84頁)に焦点を当てる(第2章)。

これを踏まえ、具体的な男性性理論が提示される(第3章)。男性性は社会的なジェンダー関係のシステムなしには存在しない。ゆえに男性性および女性性は「ジェンダー実践の布置連関」(94頁)である。布置連関(configuration)としての男性性は複数形をとり、それらの間には「ヘゲモニー、支配／従属と共謀」(105頁)、「周辺化／権威化」(105頁)という関係性がある。さらに複数の男性性と女性性とが織りなすジェンダー関係は、歴史のなかで常に変化に開かれると著者は論じる。

これを踏まえ第Ⅱ部では、オーストラリアで男性性として生きる／生きた経験を持つ人々のライフ

ヒストリーが扱われる。分析対象は労働者階級の男性たち(第4章)、環境保護運動とフェミニズムに取り組む男性たち(第5章)、ゲイコミュニティの男性たち(第6章)、技術専門職に従事する男性たち(第7章)である。

4集団の分析を通して著者は、男性たちがジェンダー関係の平等化をめぐって両義的な立場にあることを確認する。男性たちの実践はしばしばヘゲモニックな男性性——他の男性性より文化的に優越し「男性の支配的位置と女性の従属性」(100頁)を正統化するような男性性——に準拠し、フェミニズムとも距離を取る。他方で彼らの実践の一部は、ヘゲモニックな男性性に対抗し得るものでもある。

さらに著者は、対抗ヘゲモニー的な実践は集団的になされる必要があるとする。家父長制社会において、対抗ヘゲモニー的な投企や男性たちの感情的なジレンマは「ひとり個人のレベルでは解決されないものなのだ」(185頁)。これらの知見は、第Ⅲ部の政治的実践の議論へと接続される。

第Ⅲ部ではまず、近代化以降のヨーロッパ社会の歴史を辿って、複数の男性性による「ジェンダー関係の複雑な構造」(272頁)が論じられる(第8章)。こうした複雑な構造が様々な男性性のポリティクスを生み出す(第9章)。なかでも著者が着目するのは、ジェンダー関係の平等化に向けた男性たちの実践を表す「脱出のポリティクス」だ(301-307頁)。しかし男性たちにとって、それは実践しづらいものでもある。

著者によれば「脱出のポリティクス」を実現する鍵は、男性性間の複雑な関係にあるという(第10章)。これまで見てきたように、男性集団の間には階級やエスニシティ等が作用し、複雑な利害関係が存在する。著者はそこに異なる利害を重ね合わせる「連合のポリティクス」(326頁、強調原

* お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科

文)を見出し、女性たちをも含む男性たちの連帯が可能になるだろうと結論づける。

内容を確認したところで、本書の評価を次の2点から試みたい。はじめに本書の意義として、平等なジェンダー関係へのポリティクスを男性性——男性たちの集合的な実践の布置連関——そのものにおいて開いた点が挙げられる。「男性²もまた、ジェンダー関係の新しい世界へ向かって政治的選択をすることが可能なのだ」(111-112頁)と呼びかける本書は、男性たちによる対抗ヘゲモニー的な実践の可能性を慎重にも力強く提示する。

次に本書が男性性を単なる男性規範や役割意識ではなく、階級やエスニシティ等と関連しながら複数形を取る「ジェンダー実践の布置連関」として理論化しようとしたことも、男性性の社会科学的分析を試みるオリジナルな議論として高く評価したい。

但しこの意欲的な理論枠組みは、実のところ第Ⅱ部以降では十分に活かしきれていないとも評者は考える。著者は男性性の布置連関を「実践を配置する過程」(94頁、強調原文)であるとして、理論上はその動態性を強調する。しかし第Ⅱ部は各集団の男性たちの実践がどのようなものかという静態的な描写に終始しがちであり、動態的な配置の過程は前面化されない。第Ⅲ部も抽象的な連帯への展望に収斂し、異なる利害をどのように重ね合わせて男性性の配置の過程を変革し得るかについてはあまり深掘りされないことから、初めに提示された理論的視座を反映する余地が残るように思われる。

上記を踏まえ最後に、本書の刊行が日本語圏でどのような議論を可能にするか、2つの観点から

述べる。1点目に、初版を含めれば刊行から30年近くが経過した今、本書の理論的・実践的な耐久性を改めて検証する必要性を指摘したい。男性性を含むジェンダー関係をマクロかつ静態的に描く性格の強い本書の意義、さらには限界をも検討することが求められるだろう。

2点目に、本書の議論と日本社会の接続性である。解説者が「本書を日本語で手にすることができた後の課題は、アジアと日本の男性性を語る言葉を自生させること」(368頁)だと述べる通り、本書の議論を援用するのであれば、日本の歴史に男性性を位置付ける作業が必須だろう。そのなかでは、本書の「男性性」や「複数の男性性」という分析概念が果たして日本語圏・日本社会に有用であるかも問われるはずだ。

本書の刊行は上記の点に限らず、日本語圏における男性性の議論をより一層活発にするだろう。男性性研究に取り組む者のひとりとして、そのことを喜ばしく思う。

注

- 1 日本語圏においては、片田(2001)の*Masculinities*初版の書評などに詳しい。
- 2 原文はMenであり、本書では「基本的には男性性の担い手は集団」(142頁、強調原文)として論じられることから、「集団としての男性たち」という意味合いを含むであろうことを付記しておく。

参考文献

- 片田孫朝日, 2001, 「〈書評論文〉男性性の批判的研究:コンネルの「覇権的男性性」概念の問題」『京都社会学年報』第9号:271-277頁。

クォンキム・ヒョンヨン著／影本剛、ハン・ディディ訳（解放出版社、2023年）

被害と加害のフェミニズム #MeToo以降を展望する

古橋 綾*

本書は、フェミニズムにおいて「被害」をいかに捉えるのかという共通の問題関心を軸に、性暴力や性的マイノリティ、セクシュアリティに基づくヘイトクライムについて論じたものである。著者らはこれまでに4巻の論文集を刊行しており、本書はその第3巻で2018年に韓国で出版された。（第4巻もすでに邦訳されている。『#MeTooの政治学』大月書店、2021年）。

本書は5つの論考からなっている。クォンキム・ヒョンヨン（第1章「性暴力の二次加害と被害者中心主義の問題」）は、性暴力に反対する言説において使われる被害者中心主義と二次加害という概念を批判する。著者によると、被害者中心主義の考えでは、被害者の主張は全て正しいと認識され、それゆえ、事件についての詳しい調査は被害者の主張へ疑問を呈することになりえるので行われられない。被害者の主張に疑問を持つことは二次加害であると非難されてしまう。そのような非難は被害者がいかなる二次被害を受けたのかではなく、誰が二次加害を行った加害者なのかをあぶりだすことに注力するという効果をもつのである。

『参考文献なし』準備チーム（第2章「文壇内性暴力、連帯を考え直す」）は、文壇内性暴力の被害者と連帯したグループの記録である。グループは、文壇という閉ざされたコミュニティの中での優越的な立場を利用した性暴力に声をあげた人たちに連帯して活動を展開した。しかし、かつてデートDVの加害行為をした者がメンバーに含まれているとして、加害者に加担していると糾弾されてしまう。その糾弾は次第に激しくなり、グループの活動は困難を極めた。それらを乗り越え、記録集を編み終えるまでの歩みが記される。

ハン・チェユン（第3章「マイノリティは被害者なのか」）は、性的マイノリティがカミングアウトすることを、個人の勇敢な決断と見なさないこと

が重要だと強調する。カミングアウトが称賛され続けるのであれば、同性愛者を異常なものとしなす社会のゆがみは残り続ける。さらに、アウトイングやカバリングの問題点を検証しつつ、異性愛者中心の社会の秩序を堅持しようとする試みに対抗することの重要性を示す。

ルイン（第4章「被害者誘発論とゲイ／トランスパニック防御」）は、女性だと思って会っていた人がトランス女性であったことを後になって知り、殺害したという事件に注目する。相手がゲイやトランスジェンダーであることを知ってショックを受けて殺害してしまったというパニック防御という論法では、殺した人（パニックに陥った人）が被害者で、殺されてしまった人（パニックを引き起こした人）が加害者になるという被害と加害の逆転が起こる。これは、性暴力の被害者誘発論と同じ構図を持つと批判する。

チョン・ヒジン（第5章「被害者アイデンティティの政治とフェミニズム」）は、韓国で若い世代を中心に広がる「女性優先」を主張するフェミニストたちが、フェミニズム言説を誤用していることに警鐘を鳴らす。チョン・ヒジンの考えでは、彼女たちが強調する被害者としてのアイデンティティは観念的なものである。女性の身体を持っているがゆえに「被害者として一つになる」という彼女たちの主張は、既存の男性社会の法則に従う論理にすぎないと批判する。このようなフェミニズムの大衆化の仕方は、女性の地位向上にはつながらないと説く。

以上のように本書の論考は異なるテーマを論じるが、それぞれが関連を見せながら重要な視点を提供している。多くの示唆点があるが、本稿では3つの点に絞って整理したい。第一に、カミングアウトをすることや性暴力被害を告発することについてである。一般的にカミングアウトや告発は

* 岩手大学教育学部

勇敢な行為だと称賛される傾向がある。しかし、カミングアウトに意義を見出すことは、「クローゼットを壊すことにむしろ失敗する」(144頁)とハン・チェユンは述べる。つまり、同性愛者を異常とみなす社会に変革をもたらすことができないということだ。性的マイノリティであることをカミングアウトしなくてもよい社会、被害者が告発し続けなくてもよい社会を目指していく必要がある。

第二に、アウトティングと二次加害の防止の類似性である。どちらもその防止が叫ばれることが多いが、著者らはその行為を警戒している。これらの言説は、加害者の特定と糾弾に注意が払われ、被害の実態をむしろ見えなくさせるというのである。実際に『参考文献なし』準備チームは、加害者擁護だとして厳しく糾弾された。アウトティングを糾弾する事例も紹介される。評者は、著者らの指摘は重要だと感じつつも、それらの概念自体に問題があるというよりは、それを遂行する際に本質を見失うことが多くなってしまふ要因について検討が必要なのではないかと考える。

第三に、誰がこの社会で生きられるのかを、誰が決めるのかについてである。ハン・チェユンは、主流社会が作り出した差別システムとしてカバリングを説明する。同性愛者であることを見せつけなければ問題は起こらないとするカバリングは、つまり、主流社会が要求する枠内でのみマイノリティが生きることができるということだ。では、主流社会が定めた枠の外に出たマイノリティは殺されても仕方がないのか。ルインのパニック

防御や被害者誘発論の議論は、その枠は主流社会の気持ち次第で自在に変化することを示す。つまり、主流社会が許す範囲でのみマイノリティの権利が認められる場合、それはマイノリティにとっては、権利の意味をなさないのである。まさに、日本で2023年に定められた「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」はこの概念を用いて批判できるだろう。

最後に、本書が日本で読まれるにあたっての危惧を述べておきたい。本書の議論によってフェミニズムが攻撃されていると捉えたり、フェミニズムへの悪いイメージを増幅させたりする読者が生じないか、さらには性暴力被害者へのレッテル貼りの根拠とならないか、という危惧である。著者らが批評の対象としている活動や言動をイメージできる日本の読者は少ないだろう。さらに曖昧なことに、著者らは批評の対象を明言せず、「現在の性暴力に関する言説」(38頁)、「特定の共同体」(49頁)、「一部のフェミニスト」(212頁)などと書く。そのため、読者によって様々な幅で読解され、韓国フェミニズムに対する、フェミニズムに対する、さらには韓国に対する悪感情を抱かせる可能性を否定できない。もちろん、著者らもこの危険性を等閑視しているわけではない。しかしだからこそ、もう少し丁寧な議論や背景説明が必要なのではないかと残念に思わざるを得ない。日本の読者には本書を、想像力を持って読んでいただくことを期待する。

アンジェラ・マクロビー著／田中東子、河野真太郎訳（青土社、2022年）

フェミニズムとレジリエンスの政治 ジェンダー、メディア、そして福祉の終焉

関根 麻里恵*

「自己責任」という言葉が人口に膾炙するようになってかれこれ20年以上経とうとしている。まだネオリベラリズム（新自由主義）というものに馴染みがなかった筆者が、「自己責任」を強く意識するようになったのは大学生の頃であった。さまざまな局面で迫られる選択と、その選択が「正しかった」と認めてもらうための努力を怠らないことは「当たり前」だと思いこんでいた。また、他者から「自分が選択したことだから頑張らなきゃね」という「自己責任」を押し付けるような言葉をかけられることすらも「当たり前」だと思いこんでいた。それほどまでにネオリベラリズム的な道徳は日本においてもはびこっており、知らず知らずのうちに内面化していたことに気付かされる。

本書は、イギリスのカルチュラル・スタディーズを代表する研究者であるアンジェラ・マクロビーが2020年に刊行した *Feminism and the Politics of Resilience: Essays on Gender, Media and the End of Welfare* の翻訳書である。おそらく、フェミニズムやジェンダーの視点からメディア文化やネオリベラリズムについて研究をしている研究者からすれば、必ずといってよいほどマクロビーの名を目にしてきたことだろう。マクロビーが一躍有名になったのは、バーミンガム大学現代文化研究センター（CCCS）の大学院時代、ジェニー・ガーバーとともに男性の立場から男性を対象とした研究が主流であった当時のサブカルチャー分析を批判し、フェミニズムの立場から分析を試みた論文 *Girls and Subculture* (1978) などを執筆したことによる。しかし、本書の訳者あとがきにも記されているように、日本においてマクロビーの著書が邦訳されることは本書が刊行された2022年を待つまで一冊もなかった。その意味でもまさに待望の邦訳書である。

マクロビーは、「私たちの暮らすネオリベラリ

ズム時代に関連する現代的な「分断の実践」について、フェミニズムの視点から説明すること」（9頁）、すなわち、ネオリベラリズムのイデオロギーが蔓延する現代社会において、メディアとポピュラー文化を通してどのようにネオリベラリズム的な道徳が広まっているのか、そして、ネオリベラリズム的な道徳が形成される際、女性たちがどのような役割を割り当てられているのかについて分析を行なっている。こうした分析はマクロビーのこれまでの著書でも行われてきたが、本書では、①「左派の社会的課題と結びつけられ」（11頁）た新しいフェミニスト・キャンペーンと、②「女性の貧困が可視化されるようになった」（11頁）という二つの新しい要素を強調している。これらの要素を加えることによって、女性、仕事、福祉をめぐる女性らしさの支配的な理想——仕事においても、家庭生活においても、自己においても、身体においても成功すること——をポピュラー文化、（ソーシャル）メディア、国家が強化し、管理する方法（＝「視覚メディアの統治性」）を説明することで、貧困や母性に対する人種差別的な汚名をいかに強めているかを示している。

本書の特徴として、「女性」を十把一絡げにして扱うのではなく、各階層における女性たちが置かれている状況を細かに分析していることが挙げられる。第1章「フェミニズム、家族、そして多重に媒介された新たな母性主義」では「トップ・ガール」および上位中産階級の女性たち、第2章「フェミニズムとレジリエンスの政治」では下位中産階級の女性たち、第3章「生活保護からの脱出——女性と「妊娠阻害雇用」^{コントラセプティブ・エンプロイメント}」と第4章「「福祉国家の呪縛から脱却する」——ジェンダー、メディア、貧困の晒し上げ^{シェイミング}」では労働者階級を含むマイノリティの女性たち、という具合だ。

特に興味深いのが、第2章において、ポピュ

* 早稲田大学ほか非常勤講師

ラー文化における女性の役割や女性のエンパワメントが、誰によって、どのように表現されているのかを議論する際、相互に絡み合った3つの要素として〈p-i-r〉——〈完璧であること the perfect〉〈欠点もあること the imperfect〉〈レジリエンス resilience (回復力、粘り強さ)〉(74頁)——という「装置」と関連付けて分析しているが、第3章で〈p-i-r〉はポピュラー文化とメディアを介して特定の階層に対してではなく、あらゆる階層の女性たちに呼びかけをしているものの、その呼びかけに応じられない階層が存在していることを明示している点である。マクロビーは、「女性が〈p-i-r〉の呼びかけに応じる資格を得るためには、仕事をしているという最低限の地位を勝ち取らなければならない」(126頁)ことを指摘し、次のような女性たちは良くて排他的、最悪の場合、攻撃的・侮辱的に扱われるという。少々長くなるが、マクロビーが挙げる女性層をすべて引用したい。

物質的に恵まれないシングルマザーや黒人やエスニック・マイノリティの女性たち、ケアの義務がある女性たち、貧しい移民女性たち、失業率の高い地域に住む女性たち、国内の脱産業地域で暮らす女性たち、障害のある女性たち、そして労働者階級のうちでも下層階級の一部をなす女性たち、ワークフェアへと押し出される女性たち、そしてパートナーと不安定な関係にあり、支えてもらうことのできないごくふつうの女性たち、そして特に

そのような状況にある母親たちを含む、低い資格しかもたず、特別な技能を身に着けることのないまま恵まれない条件のもとに置かれた女性たち〔…〕。(125-126頁)

省略せずすべて引用したのは、もちろん、マクロビーが挙げた女性層だけがすべてではないが、少なくともこうした女性たちが「いる」ことを筆者も不可視化したくないという意図がある。一方で、第4章では、こうした女性たちを不名誉な形で可視化するメディア・コンテンツの登場——本書では「社会的おぞましアブジェクションさ」や「貧困の晒し上げ」という言葉を用いて分析されている——に言及し、いかに特定の女性たちへの偏った表現と、そのようなイメージから自分を切り離すことが禁じられているかを探っている。結論として、人口のなかで最も弱い立場にある人々は、自分たちのあずかり知らぬところでしばしばその社会的地位を維持するための資源として機能し、ポピュラー文化、特にメディアによって、「不平等社会」を維持するために利用されてしまっていることを指摘する。

マクロビーの研究はイギリスを中心としたものになっているため、どこまで日本の状況にあてはめることができるかは注意深く検討する必要があるが、本書はフェミニズム・メディア研究のみならず、現代政治やジェンダー問題に関心のある人たちにとって、極めて重要な一冊だといえよう。

カイヤ・シュラー著／飯野由里子監訳、川副智子訳（明石書店、2023年）

ホワイト・フェミニズムを解体する インターセクショナル・フェミニズムによる対抗史

荒木 和華子*

本書は米国の19世紀から現在までのフェミニズムをホワイト・フェミニズム（以下、WF）とインターセクショナル・フェミニズム（以下、IF）に大別し、前者に対抗する後者を多様で理想的なフェミニズムとする「希望の」物語である。第一部は、19世紀に白人女性の活動家らが人種的他者の道徳的救済者を装い、実際には黒人や先住民女性の資源を利用し白人エリート男性同様の権益を白人女性に拡張しようとしたことを暴く。一方でインターセクショナル・フェミニスト（以下、I.フェミニスト）らを、多くの共同体メンバーのために闘ったヒロインとして描く。第二部では、WFが20世紀前半の生-政治で国民国家の質を「浄化」する役割を担い、現代では家父長制暴力から守るために国家権力と手を組むカーセラル・フェミニズムを展開しているとする。ここでもホワイト・フェミニスト（以下、W.フェミニスト）の他者排除と、I.フェミニストの相互尊重・包摂が対比的に語られる。第三部では、富と地位の二極化が急速に進行する現在、個人主義と新自由主義の寵児かつ最大の効率化の体現者である女性企業幹部のサンドバーグがWFの代表とされる。一方で、不平等な社会制度是正のためにボトムから闘うヒスパニック系政治家のオカシオ＝コルテスがIFのアイコンとして取り上げられる。最後に、WFは19世紀以来一貫してレイシストによる本質的な収奪行為であり、対照的にIFは有色のマイノリティが団結して「より多数のための」公平な資源再配分を目標とする「愛と信頼と配慮」の創造的運動であると結論づけられる。

本書の魅力は、BLM後に興隆した批判的人種理論の鋭い切り口を用いてフェミニズムに潜むレイシズムを暴くべく二項対立軸で約200年間のフェミニズムを分類し、搾取問題の責任を主流派フェミニズムに帰着させ、逆にIFを称賛している点

にある。歴史も社会構造も白人至上主義によって過度に漂^{ホワイトウォッシュ}白されてきた現実に思いを巡らすとき、マイノリティの政治のために本書の日本での出版に賛辞を送りたくなる。だが一呼吸して熟慮すれば、貴堂嘉之（2024）が「歴史学者としては許容できない単純化を孕んでいる」（37頁）と本書を批判したように、まさにこの単純明快な二項対立化によって重層的で複雑なフェミニズムが二極化され分断が促されるうえ、1989年にクレンショーが法的領域で提唱した交差性の枠組みを遡及的にラベリングするアプローチはあまりに粗雑で、歴史書としては疑義を抱かざるをえない。

まず本書は主にリベラル派白人フェミニストを抽出してWFの主人公としており、WFの多様性を見落としている。実際にはWF誕生の背景には奴隷制廃止主義や社会主義も存在していた。本書は二つのフェミニズム間の個人と共同体の対比を強調するために社会主義系のオカシオ＝コルテスを現代IFの代表とし、19世紀以来のWFの社会主義系フェミニスト多数を捨象しているが、これは恣意的操作と捉えられても仕方あるまい。また、そもそもホワイトと括られる内部も一枚岩ではない。アイルランド系が19世紀後半に白人性を確立したように、歴史上ホワイトの範疇を固定して語ることは不可能である。また米国で白人とされる奴隷制・黒人史研究者の多くはユダヤ人で、ホロコーストのアナロジーが研究動機であることが多いように、W.フェミニストの目的は必ずしも本書が主張するような主流派男性（の特権）に接近するリベラルで個人主義的なものに限られない。さらにWFの「生みの親はあくまでも中産階級のストレートの白人女性だ」（14頁、強調は評者）とあるが、19世紀のフェミニストの多くは女性間のネットワーク内で人間関係を構築して運動の思想を育み、しばしば親密圏をも形成した。つまり

* 新潟県立大学国際地域学部

今日の表現を取って用いれば、レズビアンでありクイアである当時のW.フェミニストは少なくなかったのである。リンカンのゲイ説が史料から一部の南北戦争研究者の間で周知の事実であるように、ストレートという言葉から想定される特定のパートナーとの関係性とマジョリティ性については時代ごとのより慎重な議論が求められよう。

WFの括られ方だけではなく、IFの美化・理想化も問題を孕んでいる。IFが「精神と身体と感情と魂の連合」(357頁)で、「その地平はわたしたちすべてをつなぐ生命の流れ」(358頁)である根拠を「非白人女性」の経験とする議論は本質主義に陥ってはいないだろうか。またIFの主人公のロマン化がマイノリティの偏見を助長している点も見逃ごせない。インターセクショナルリティが多様性のバズワードになったことを早くから指摘したヤスミン・ナヤーや、(本書がWF論で依拠する)ニューマンは3章の先住民女性のステレオタイプ化(原始人を自然存在とするロマンチックな神話化)された描写を問題視する(2023年4月15日、評者との私信)。ナヤーは「トラウマ・フェミニズムの危険」で本書を批判して警鐘を鳴らす。先住民女性の作家ジトカラ・サの功績が国家レベルで長く讃えられてきたにも拘わらず、ここでのフェミニズムの二分法はジトカラ・サの存在を忘却させるのである。

また米国で19世紀に誕生したフェミニズムの根にレイシズムが存在していたことと「女性の単一の歴史」というファンタジーの指摘は、本書のWF概念を支える重要な切り口の一つである。しかしこれはニューマンが1999年時点ですでに発表しており、本書に特段の新しさはない。1870年の憲法修正第15条制定により参政権が実質黒人男性にのみ付与されたことによって、以降のフェミニズムに白人至上主義的要素が加わったため、ニューマンは、第一波フェミニズムを

^ホ「白人」女性^{ウイ}の権利^{スライ}獲得の闘いと呼んだのである。

運動家の主張の背景や思想ではなく、「人種」により二分された属性(白人か非白人か)を基準に評価する本書の方法には賛否あろうが、敢えてこの方法をここでもしばし採用してみよう。本論は、WFは「自己陶醉の副産物であるにとどまらず害悪」(15頁)と手厳しいが、筆者シュラーはおそらく白人である。ニューマンも同様であり、本書がリベラル・フェミニズムの限界を指摘した点を評価している(前掲私信)。つまりWFに鋭いメスを入れたのは他ならぬ白人フェミニスト自身なのだ。彼女らが自らの属性の権力性を問題化し、自己批判による運動論を提示していることに対して、日本の読者はどのように受け止めるべきなのか。彼女たちに続いてナイーブにWFを弾劾することが日本での本書の真摯な受け止め方であるようには思えない。同様に非白人のフェミニストの真の敵がW.フェミニストなのかも問われるべきではないか。^{インクルーシブ}包摂を掲げる「より多数のための」フェミニズムが特定の属性の人びとに攻撃の刃を向ける運動の方法や実践は、根本的に論理矛盾をきたしてはいないだろうか。本書が、人種・ジェンダー史と発話の位置をめぐるこのように重要で不可避的な議論のきっかけとなることを願いたい。

参考文献

- 貴堂嘉之, 2024, 「社会史とジェンダー史の対話」『歴史評論』「特集/ジェンダー主流化と歴史教育」3月号(第887号).
- Newman, Louise Michele, 1999, *White Women's Rights: The Racial Origins of Feminism in the United States*, New York, Oxford University Press.
- Nair, Yasmin, 2022, "The Perils of Trauma Feminism," *A Magazine of Politics and Culture*, <https://www.currentaffairs.org/2022/12/the-perils-of-trauma-feminism> (2024年3月20日閲覧).

アミア・スリニヴァサン著／山田文訳、清水晶子特別解説（勁草書房、2023年）

セックスする権利

戸谷 知尋*

2022年、当時イギリスの大学でジェンダー学を専攻する修士課程の学生だった評者は、「国境を超えた反セックスワーク運動について関心があり、それがなぜ反トランス運動に結びつきがちなのか、イギリスやアメリカで激しいそれぞれの言説が、どのように他の様々な地域・国々へと影響しているのか知りたい」とジェンダー論（ジェンダー学専攻の学生は必ず取らなくてはいけないフェミニスト・キア理論の基礎を学べるコース）を教える教員のオフィスアワーに相談しに行った。『セックスする権利』は、その時に勧められた本のうちの一冊だ。その教員から本書を勧められたのはなぜだろう？

本書は、セックスを取り巻く問題について「女性の従属を終わらせる」（vii頁）ために議論してきた様々なフェミニストたちの観点を書いている。著者のスリニヴァサンは、——まさに私がジェンダー論の教員に尋ねた——セックスワークやポルノをめぐるフェミニストたちの対立とトランス排除的フェミニストの動き、主流フェミニズムによる監獄主義的アプローチの支持など、対立と（たとえ分かり合えなくても）連帯してきた異なるフェミニストたちの見解について、それぞれの時代背景を踏まえて考察している。

こうしたフェミニストたちのセックスという政治的な問題をめぐる葛藤について、本書は、1960年代終わりから1980年代にかけて活発に展開された様々なフェミニストたちの議論を踏まえて、今も異なる文脈でそれらの議論が「再熱」していることを説明している。

第1章「男たちに対する陰謀」では、フェミニストの「女性（による告発）を信じよう」という要求が直面するインターセクショナリティの問題について考える。それから、#Me Tooの時代において、よりありふれたものになった男性へ対する懲罰的

アプローチの是非、積極的同意、告発されても改善を拒む男たちについて論じる。

第2章「ポルノについて学生と話すこと」では、ポルノ戦争——「それは家父長制の道具か、それとも性的抑圧への対抗手段か」（46頁）——について紹介した後、現代のインターネット・ポルノを観て育った学生たちとの会話を振り返りながら、「セックスのやりかたを示す権威として」（62頁）のポルノに対抗する手段として、特定のセックスを規制する法律ではなく、性教育の重要性についての議論がされる。

第3章「セックスする権利」と第4章「コーダ——欲望の政治」では、誰も「セックスする権利はない」（132頁）が、「だれがわたしたちを求めたり求めなかったり、愛したり愛さなかったりするのか」（132頁）は、政治的に決められている、というフェミニストたちの指摘をさまざまな切り口で検討する。「個人の好み」（131頁）を疑ってきたフェミニストたちの「欲望の政治」に焦点を当て、それぞれの議論を追い、欲望を変化させることの政治的な意味を問いかける。

第5章「教え子と寝ないこと」は、教員と学生のセックスを構造的な問題として捉え直し、教員がその関係は非対称であることを認識し、学生の欲望を自分から引き剥がし、「認知的なエンパワメント」（190頁）に向かわせる必要性について論じている。

第6章「セックス、監獄主義、資本主義」は、フェミニストによるセックスワークの議論からはじまり、女性に対する（性）暴力の対処法として、フェミニストによる監獄主義的アプローチの支持が、特定の女性が置かれる状況をより危険にしていることを批判する。

本書の解説で、清水晶子氏は、スリニヴァサンが「様々な異なるフェミニストの見解のそれぞれ

* ロンドン大学東洋アフリカ学院 (SOAS)

の背景や効果を丁寧に考えつつ、あくまでもフェミニストとしてその仕事を引き受けようとする」(264頁) 姿勢を評価する。著者の「セックスワーカーの権利、監獄政治の破壊的な性質、現代のセクシュアリティの病など、一部の問題については断固とした立場」(xii頁) を取りつつ、「必要に応じて不快と葛藤の中に」(xiii頁) とどまり、セックスについて語る姿勢だ。私もこの著者の姿勢を支持する。それは、フェミニストとして、政治に居心地のいい場所——「ホーム」(xiii頁) ——を求めると、そこに存在する調和を乱すものが追いやられてしまう、排他的な政治になってしまうからだ。

セックスについて日本の文脈で／から考えてみたい。本書は、主にアメリカとイギリスの状況を踏まえて書かれているが、その多くが、日本に関係ないわけではない。確かに、フェミニスト・セックス・ウォーズ関連の議論は、英語圏のフェミニストたちによって盛り上がったが、それに日本のフェミニストたちも影響をうけてきたし、独自に議論も展開してきた。そして、その議論は今も(英語圏と同じように) 続いている。

評者の関心から、セックスワークに関して考える。日本においても、フェミニストたちはさまざまな立場をとるが、近年、廃止論者や監獄的アプローチを支持する反売買春フェミニストの動きが目立つ。反売買春フェミニストたちは、セックスワークは、家父長制のもとで女性が置かれた従属状態を示す象徴であり、法的な取り締まりによって彼女たちを「救う」必要があると主張している。一方で、セックスワーカーの権利を擁護する人たちは、セックスワークが家父長制や資本主義と関係していることを理解した上で、セックスワーク

の犯罪化に反対する。なぜなら、それによってセックスワークで稼ぐ人々は経済的に損害を受けるだけではなく、より脆弱な立場に置かれる移民、トランス、HIVとともに生きるセックスワーカーたちは、過剰な取り締まりの対象になりうるからだ。

著者は、このフェミニストのセックスワークをめぐる議論を少し進めるために、仮に、フェミニストたちが「いまセックスを売っている女性の状況をよくするか、あるいは売買春がなくなる未来が訪れるのを早めるか」(223頁) という選択をしなければならないと確実にわかっているとして、「そのうえでどうすべきだろうか?」(223頁) と問う。ほとんどの反売買春フェミニストは、こうした選択に直面していることを否定し、セックスワーカーたちを「救う」ために、犯罪化によって売買春の廃止を望むかもしれない。なかには家父長制のない世界の実現のためには、セックスワーカーたちが犠牲になっても構わないと思う人もいるだろう。政治的な目的的手段として人々を「ひどい目に遭わせ」(223頁) でいいのだろうか。

スリニヴァサンは、フェミニズムに課された仕事は、「セックスについて自由に選択できるのは当然の前提」(117頁) であるが、「家父長制のもとでその選択が自由であることがほとんどないのはなぜかを考えること」(117頁) であるという。しかし、「前者に取り組むのを急ぐあまり、フェミニストは後者に取り組むのを忘れてしまう危険を冒してはいないか」(118頁) と訴える。本書は、セックスについて、より自由になることを目指して、さまざまな問題をめぐって議論してきたフェミニストたちの葛藤を、今も似たように葛藤する読者ととも考えてくれるだろう。

長田華子、金井郁、古沢希代子編(有斐閣、2023年)

フェミニスト経済学 経済社会をジェンダーでとらえる

新井 美佐子*

アダム・スミスが祖とされる経済学は、二世紀半に及ぶその歴史において諸学派の成立を内包しつつ展開しているが、それらのうち新古典派経済学が主流と見なされて久しく、その反映が(経済学)教育にも認められると聞く。こうした状況もあってか、あくまで評者の推測だが、少なくとも日本ではフェミニスト経済学(以下、引用箇所等を除きFEと略記)は経済学部(卒業)生の間でもあまり知られていないだろう。経済学と同じく十八世紀に源流を求め得るフェミニズムに基礎を持ち、名乗りを上げて三十年が経過したFEの日本語による初めての教科書が本書であり、九名の女性研究者が研究会を重ねて書き下ろした。

全体は二部構成となっており、「第I部 理論と方法」(第1～5章)では、主に新古典派経済学の分析方法や射程の批判を通じて「フェミニスト経済学とは何か」が説明される。すなわち、新古典派経済学が措定する「合理的経済人」——「子ども期は存在せず、誰にも依存せず、他者の生存に責任を負わず、他者の効用とは無関係に自己の効用を最大化する」(6頁)——なる実存しない人間像に対し、FEでは「関係性のなかにある個人(individuals-in-relation)」を仮定し、(他者との)関係が結ばれる場として「フォーマルな市場経済」のみならず、「インフォーマル経済や市場以外の領域」をも分析の射程とする(7頁)。そして、「人間のニーズ(必要)を満たす財やサービスがいかに提供され、1人ひとりに届くのかというプロヴィジョン」(8頁)を重視し、このプロヴィジョンが「問題なく遂行されて」、万人の「ウェルビーイング[(well-being)。本書では「暮らしぶりの良さ」と定義(3頁)]が高まることを、経済的な成功ととらえる」(9頁)。このように現在の主流派経済学とは分析枠組みを大きく異にするFEは、前者に比べ現実の経済社会により迫り得

ることが期待できる。なお、「フェミニスト」経済学と聞くと、女性のための経済学と捉えられるかもしれないが、フェミニズムとは「女性に限らず、男性、子ども、高齢者などの万人」の「ウェルビーイングの向上をめざすものであり」(3頁)、FEはそうした「フェミニズムの視点から経済学をとらえる学問」とある(2頁)¹。

続く「第II部 領域と可能性」(第6～14章)では、「労働市場」「マクロ経済」「ジェンダー予算」「福祉国家」「金融」「資本・労働力移動」「貿易自由化」「開発」「環境・災害」の章立てで、FEの具体的内容が既存研究の紹介を織り交ぜつつ示される。第I部、第II部とも丁寧な説明と分かりやすい例示となっており、経済学を学んでいなくても読み進めるのに大きな困難はないだろう。

その一方で、特に経済学の既修者にはFEに対して疑問を覚える点があるかもしれない。それらのうち、ここでは本書でも言及されている二点について取り上げたい。第一は、FEが「学際的で考察の対象が幅広いことから、経済学ではなく、社会学ではないか」(7頁)と捉えられる可能性である。これに関しては、FEは「すべての社会現象を研究対象とするわけではな」く(8頁)、また先述の、FEが重視するプロヴィジョンが本稿冒頭に挙げたA.スミスを含む古典派経済学と通底することから、経済学であるとの認識だと言う(8～9頁)。確かに新古典派経済学では、経済学を科学(Economic Sciences)足らしめんとして実在の人間が有する様々な特性・属性、あるいは制度や歴史的背景等を大きく捨象してきたが、非主流派と称される諸学派ではFE同様、考察の対象が市場に限定されてはいない。

第二は、FEが「1つのまとまりとなる学問体系をめざしているわけではない」(4頁)点である²。経済学の諸派は、分析に当たって独自の概念等を

* 名古屋大学大学院人文学研究科

創出し、理論を打ち立てようと試みる。それに対しFEは、新古典派を含む経済諸学派、ならびにフェミニズム諸派の影響を受けて発展してきたゆえに内包する「出自や立場の違いを認めて、その差異を許容しつつも、ジェンダーによる差別や抑圧は意識改革などで解消される問題ではなく、経済的な利害につながる物質的な基盤が存在しているという認識を共有」(4～5頁。原出所は足立(1999))するに至っており、そのことに意義を見いだす。そして、「世界を鳥瞰する立場に立つ『経済学者』は存在」せず、「現存する世界内における、それぞれの状況づけられた位置からのみ、世界は見るができる」とし、そうした位置の「複数性・多様性を相互承認することにおいてしか」、より普遍的なものはないという意味において「一般理論の構築を目的とするものではない」(以上、足立2015:181頁)。以上は非主流派経済学においても類を見ないであろうが、こうした独特のあり様こそFEの存在意義がある、あり様ゆえに目的を遂行し得ると言えよう。評者も本書の著者たち同様、経済学に対するFEの寄与を疑わないが、読者の判断はどうだろうか。

各章に要約、「Keywords」「Column」が付され、本文中には関連章番号の提示もあり、章数、巻末の「読書案内」(「小説・エッセイ・映画・ドキュメンタリー」も挙げられている)と合わせ、教科書としての配慮が伝わってくる。今日では多様なジェンダー問題が一般的にも認知されていると思

うが、本書から新たに得られる知見は少なくないはずである。こうした上で敢えて付記すれば、(教科書としては)価格がやや高いようにも感じた。しかし、本書出版社(有斐閣)の特設サイト上に「講義用スライド」が掲載予定とのことで、(本稿執筆時は「準備中」につき、評者は未見だが)合点した(文中の[]内は評者補足)。

注

- 1 参考までBecchio (2019)によれば、新古典派経済学の枠組みを用いての家族や結婚、男女間経済格差等に関する分析は、FEと対置してジェンダー経済学(Economics of Gender)やジェンダー新古典派経済学(Gender Neoclassical Economics)と称されている。
- 2 その上で、「フェミニスト経済学の研究に共通してみられる特徴」五点をもって、「ソーシャル・プロヴィジョンング・アプローチ」と命名されていると言う。詳細は本書9～11頁を参照されたい。

参考文献

- 足立真理子, 1999, 「フェミニスト経済学という可能性」『現代思想』第27巻第1号, 105～113頁.
- 足立真理子, 2015, 「経済学に女性の居場所はあるのか——フェミニスト経済学の成立と課題」八木他編『経済学と経済教育の未来』第7章, 桜井書店.
- Becchio, Giandomenica, 2019, *A History of Feminist and Gender Economics*, Routledge.

クラウディア・ゴールドフィン著／鹿田昌美訳（慶応義塾大学出版会、2023年）

なぜ男女の賃金に格差があるのか 女性の生き方の経済学

金井 郁*

本書は、2023年のノーベル経済学賞を初の女性単独で受賞したクラウディア・ゴールドフィンが2021年に出版した「Career & Family: Women's Century-Long Journey Toward Equity」の訳書である。日本語訳の出版がノーベル賞受賞年とも重なり、研究者だけでなく一般にも注目を集めている。

本書は、キャリアを達成するための機会が多く、その人数も増加しているアメリカの大卒女性に焦点を当て、1900～2000年まで過去100年、キャリアと家庭と公平性の願望がどのように現れ、現在どのように達成されるかをにつづった物語である。後述するように、5つのグループに分け、各世代が経験してきた進歩をたどり、性役割と職場の構造が数十年の間にどのように進化してきたか、道の先をどのように続けるべきかを示している。

5つの世代のグループに分ける際の基準は、①雇用と家庭の領域で女性たちの願望がどのようなものであったか、②実際に下した選択、③奨励された選択、④可能だった選択である。したがって、世代を区切る期間は不均衡である。雇用は、長く働いて、それが自分のアイデンティティを形作ることが多いキャリア (career) とアイデンティティや人生の目的の一部にはならず、収入を生み出すためだけの仕事 (job) の概念を分けてとらえる。家庭は、子どもを持つこととし、養子を持つことを含むが配偶者の有無ではとらえていない。

第1グループは、1900～1910年代に大学を卒業したグループ (1878～1897年生まれ) で「家庭かキャリアか」の二者選択を迫られた。第1グループは雇用と家庭の両立がほぼ不可能という制約に直面し、キャリアが成功した場合、一度も結婚せず子どもがいない人が多かった。第2グループは、1920～1930年代に大学を卒業したグループ (1898～1923年生まれ) で、「仕事の後に家庭」が特徴とされる。大規模な経済不況を経験し、女性

が働くことに対して制限的な政策が拡大した時期でもある。このグループの大卒女性は、仕事を得てから家庭を持ったが、結婚後はペイドワークしていない者が多い。第3グループは、1950年代に大学を卒業したグループ (1924～1943年生まれ) で、「家庭のあとに仕事」という特徴を持つ。若くして結婚し、子どもを持った人が多いが、大学の専攻と最初の仕事が似ており、キャリア志向も垣間見える。しかし、実際には子どもが大きくなってから復職しようとするも、必要なスキルを持っていないため復職に苦勞した。第4グループは、1970年代に大学を卒業し (1944～1957年生まれ)、「キャリアのあとに家庭」という特徴を持つ。第4グループは、第3グループの女性たちが予期せぬ形で離婚したり、復職を苦勞するのを目の当たりにし、市場で通用するスキルが重要であると幼いころから学ぶ。また、「ピル」も手に入れたため、結婚のタイミングや出産のスケジュールを大きく変えることになった。職種やキャリア志向も急激に変化し、弁護士、マネージャー、医師、教授、科学者など様々な専門的職業に就くようになり、経済的な豊かさ、同僚からの尊敬、希望する仕事の分野で可能な限り高い階層に到達することを望むようになった。ただし、子どもを生むことを先延ばししたため、結果としてこのグループの大卒女性の約27%が子どもを持たなかった。第5グループは、1980～1990年代に大学を卒業し (1958～1978年生まれ)、「キャリアも家庭も」手に入れようとしている。第4グループの大卒女性たちが先延ばしし子どもを持たなかったことを学び、キャリアに家庭を持つことの可能性を失わせまいと宣言した。結婚と出産の両方を遅らせるといったパターンを続けたが、生殖医療の技術進歩を利用しながら、出生率は大幅に上昇している。

このように各グループで直面した制約とその制

* 埼玉大学経済学部

約内で形成された願望は大まかに一致しており、結婚年齢、出産年齢、結婚した人や出産した人の割合もグループ内では似ているが、グループ間では大きく異なる。この変化を引き起こしているのは、大学に進学し卒業する女性の数の大幅増加、大学に進学し卒業する女性のタイプの変化、大学に通う経験を持つ女性のタイプの変化ではないというのがゴールドインの分析の面白い点である。それぞれのグループは、前のグループの軌跡に影響を受け、各世代の女性たちが先にこの道を旅した女性たちの選択と状況に基づいて、何かを調整しようとして、変化が引き起こされているとする。

第5グループの大卒女性たちは、すべてを手に入れることを求めてきたが、若い女性の経済的成功は相変わらず低迷している。これはなぜなのか。本書後半ではこの疑問を明らかにするために、同じ大学を卒業して同じMBAや弁護士などの資格を持つ男女の所得格差がどのように現れるのかを分析する。弁護士の例でみると、同じロースクールを卒業した男女に5年目までの賃金格差はほとんどなく、15年目になると大きく格差が開く。その理由は働く時間に鍵がある。5年目は女性の8割、男性の9割が週45時間以上働いている。しかし次の10年で、女性の4分の1がパートタイム勤務になり、16%が離職する。男性の約80%が週45時間以上働いているのに対し、同じだけ働いている女性はわずか55%となる。その結果、15年目の時点で女性の収入は男性の56%水準となる。著者は、弁護士の報酬は、時間を投入することで大きく報われる仕事であることを強調する。弁護士の仕事は、週当たりの労働時間が増えれば増えるほど、労働時間1時間当たりの価値が上がるのである。しかしすべての仕事の構造が時間を投入することで大きく報われるわけではない。ONETにより職業ごとに、仕事の時間的要求と競争の状況を調べたところ、弁護士のように時間的・空間的・無制限性の高い職種では、男女の所得格差が大きくなる一方で、時間的・空間的・無制限性が低い、あるいは競争が少ない職業では男女の所得格差は少ないことが明らかとなった。そ

こで、このような時間的・空間的・無制限性の高い仕事の構造を変え、労働時間の代替がきくようにすることが、男女格差を縮小することにつながると指摘する。アメリカの事例では、薬剤師が企業の台頭、医薬品の標準化、高度情報化などの影響によって、労働者の代替性を高め、弁護士のように一人で長時間のオンコールの不規則な労働をする必要がなくなり、全員が価値のあるプロフェッショナルとなったという。このことが長時間・オンコール勤務による不相应に高い時給を下げると同時に、専門職としての薬剤師の賃金水準を保ちながら、男女の賃金格差を縮小している。

日本の場合、新卒一括採用の入口で、時間的・空間的・無制限性を要求される企業拘束性は高いがキャリア上限のない総合職か、企業拘束性は下がるがキャリア上限が設けられている地域限定総合職や一般職などの雇用管理区分を「選択」することで、長期的なキャリアが決まり、男女間処遇格差につながってきた。また、女性が結婚・子育て等で離職して、復職する際は、さらに企業拘束性が低い処遇も低い非正規雇用のパートタイム労働を「選択」することが多く、中高年での男女間賃金格差はさらに開く。労働市場の構造は米国と異なるが、時間的・空間的・無制限性の高低で処遇格差が生じている点で似ているといえる。評者は、男女間格差の解消だけでなく、社会を維持するためには、すべての人がケアを担うことを前提とした働き方にする、つまり日本の総合職の時間的・空間的・無制限性をなくし企業拘束性を下げることが必要だと主張してきた(金井 2019)。本書が指摘する企業拘束性の高い働き方が常に価値のあるものではなく、仕事の構造や状況によって変わりうるということは大いに参考になった。どのような仕事の構造や状況が企業拘束性の価値を高めたり低めたりするのか、日本でも事例研究を積み重ね、男女間格差を縮小する道筋を示していけると考える。

参考文献

金井郁, 2019, 「ジェンダー視点から見た働き方改革——同一労働同一賃金の課題」『JP総研research』48号: 14-21頁。

額賀美紗子、藤田結子著（勁草書房、2022年）

働く母親と階層化 仕事・家庭教育・食事をめぐるジレンマ

杉浦 浩美*

国立社会保障・人口問題研究所が実施している「出生動向基本調査」によれば、1980年代から90年代にかけては妊娠判明時に仕事をもっていた女性の6割以上が第一子出産時に退職しており、就業を継続する女性は4割に満たなかった。2000年代に入って出産退職が6割を切るようになり、2010年代前半に出産退職と就業継続の割合が逆転した。最新の第16回調査では、2015～19年に出産をした女性の就業継続率は69.5%と約7割となっている。かつては少数派であった「働く母親」はいまや多数派となった。だが「働く女性」の格差が拡大するなかで「働く母親」の格差も生じている。個々の就労状況の違いは「両立」の内実にも大きな影響を与えるからだ。本書はそうした「働く母親」が生きる現実の多様さを、就学前の子どもをもつ55人の女性へのインタビューから明らかにしようとするものである。

本書の最大の特徴は「階層的に異なる背景をもつ女性たち」（5頁）を調査対象としていることだろう。働く女性への質的調査はこれまで「高学歴世帯に偏る傾向」（5頁）があったが、本書には四大卒以外の女性たち（短大卒4名、専門卒11名、高卒8名）の豊かな語りが取められている。随所で大卒／非大卒という分析軸が用いられることで、女性たちが直面する問題や抱える葛藤が、階層によって大きく異なることが浮かび上がってくる。以下、章ごとに紹介する。

序章では本書の問題関心、①「新自由主義的母性」が称揚される中で、女性たちは仕事、子育て、家事にどのような意味づけをし、対処しているのか、②さらにそうした意味づけや対処方法に、階層差はどのようにあらわれるか、という2点が提示される。これらを明らかにするため第1部では「育児・家庭教育」に、第2部では「仕事・家事」に、それぞれ焦点が当てられる。

第1章「母親意識と時間負債」では、「子ども中心主義」が広く共有される一方で「三歳児神話」に抗うロジックや「ジェンダー秩序への抵抗」がみられることを確認する。女性たちは時間負債を解消するために（母親業と仕事を織り合わせるための）「子ども優先・仕事セーブ」「子どもと過ごす時間のクオリティを意識する」「手抜きをする」「働く理由や姿を子どもに伝える」という戦略を構築する（59頁）。だがこれらの戦略においてより多くの選択肢をもつのは「大卒で収入の高い職業に就いている女性たち」（61頁）である。意識や戦略の構築においては共通性がみられる一方で、その実行可能性や成功の程度については階層によって違いがみられると指摘する。

第2章「家庭教育へのかかわり方と就業意欲」では、親が積極的に教育的な働きかけを行う「親が導く子育て」と、子どもの自主性を重んじる「子どもに任せる子育て」という2つのタイプを用いて分析される。「親が導く子育て」を実践するのは大卒女性に多く、「子どもに任せる子育て」を実践するのは非大卒女性に多い、という大まかな傾向が示される。だが、その内実は一様ではなく、親の時間、労力、費用というコストを伴う「親が導く子育て」を就業との兼ね合いからあえて選択しないケースもあれば、「動員できる資源の差」によって望んでも選択できないケースもある。「教育する母」規範が強い社会において「その圧力を意識していない女性は1人もいなかった」（82頁）とあるが、就業と家庭教育のジレンマは就業意欲との兼ね合いだけではなく「階層差を反映した子育てタイプのゆるやかな分化」（82頁）としても生じているのである。

第3章「家庭教育における父母の役割分担」では、前章の2類型に「父親のかかわり」という要素を加え、「父母協働志向」「母親偏重」という観点

* 埼玉学園大学

をプラスした4類型で検討される。その結果「父母協働志向」は父母共に大卒が多く「母親偏重」は父母共に非大卒が多い、という傾向が示される。父母協働志向の「親が導く子育て」は、「世帯収入の高さが際立った」(109頁)とあるように「子どもが享受する教育資源」が多く「教育を通じた階層再生産戦略」(112頁)として遂行される。一方で、母親に偏った「子どもに任せる子育て」は父親不在でマンパワーが不足し、教育機会も限定的である。就学前から家庭教育の格差が生じているだけでなく、母親の負担と葛藤の差も大きいことがわかる。

第4章「大卒女性の稼ぎと職業に対する意識」と第5章「非大卒女性の稼ぎと職業に対する意識」では「生計維持分担意識」に着目している。大卒女性は「生計維持分担意識」が高い傾向が、非大卒女性は低い傾向が示されるが、専門卒の正規雇用の女性においては高いという。一方で高卒女性は「家庭責任意識」が強い。高卒女性たちの語りからは、ハラスメントや「やりがい搾取」など厳しい雇用状況や職場環境が伺える。さらに彼女たちの夫は性別役割分業に肯定的である場合が多く、家事・育児の負担も極めて大きい。「パートタイム勤務に切り替えて労働時間を減らし、その結果収入も減り、子育て優先にシフトし母親アイデンティティを大切にしようになった」(155頁)とあるように、キャリアへの希望や「生計維持分担意識」をもちにくい構造のもとに置かれていることが示される。

第6章「愛情料理は誰のため」では、食事の用意も「子ども中心主義」であることが明らかにされる。さらに日本社会には欧米にはみられない「手

作り規範」が存在し、女性たちは「労働時間と手作り規範の板挟み」で葛藤している。その対処戦略として「世帯収入が高ければ健康的な調理済食品を購入したり、食材宅配サービスや調理家電によって時間を節約して手作り」(178頁)する。しかし、世帯収入が低ければそういった手段は採りにくい。対処戦略が限られる層においては、食事の用意の負担軽減は難しく、板挟みの葛藤は大きいままなのである。

以上、本書が明らかにした「働く母親」の多様さとは、そのまま「共働きカップル」の多様さでもある。大卒女性の夫は高学歴・高収入が多く、妻のキャリアへの理解や家事・育児分担意識が比較的高い。対して非大卒女性の夫は経済的に不安定だったり、キャリア形成がうまく行っていないケースもみられ、かつ性別役割分業に肯定的である。非大卒カップルでは家事や育児の分担が極めて不平等な状態に置かれている。したがって非大卒女性の「両立」とは、自らの就業状況が厳しいだけでなく、夫の不安定雇用や性別役割分業の強固な維持など、二重にも三重にも困難なものとなっているのだ。冒頭にも述べたように、出産後も就業を継続する女性の割合は7割となったが正規雇用の女性に限れば8割を超える。一方で非正規雇用の女性の就業継続率は4割である(前掲)。こうした〈就業継続格差〉のみならず、たとえ就業継続が果たせたとしても、次には〈両立格差〉とも呼ぶべき状況が生じていることを本書は示している。「仕事と子育ての不平等」(191頁)がこれ以上拡大しないために政策の焦点をどこに合わせるのか、女性自身の意欲や戦略では乗り越えがたい問題としてここから発展させるべき議論は多い。

アンジェラ・チェン著／羽生有希訳（左右社、2023年）

ACE アセクシュアルから見たセックスと社会のこと

松浦 優*

本書はアセクシュアルに関するルポエッセイである。約100名のアセクシュアルの人々（「誰にも性的に惹かれたい」人々、本書16頁）に対するインタビューをもとに、著者のチェン自身の実体験や、アセクシュアルに関する学術研究の知見も織り交ぜながら、アセクシュアルの人々の経験と、アセクシュアルを取り巻く社会の状況を描き出している。Part 1からPart 3の三部構成で、アセクシュアルに関連する論点が幅広く取り扱われている。

Part 1ではアセクシュアルについての基礎知識が扱われる。とはいえ用語集的な形式での解説ではなく、具体的な経験や出来事を軸にしなが、適宜用語の説明を織り込んでいくという構成になっている。第1章では、チェン自身がアセクシュアルを自認するまでのプロセスを描き出しつつ、基本的な用語の意味や、アセクシュアルというラベルの意義について説明される。第2章では、アセクシュアルのコミュニティの歴史や、性的惹かれ（あるいは他の様々な惹かれ）という概念について説明される。第3章では、アセクシュアルの周縁化を捉えるための概念として強制的性愛について解説され、とくにアセクシュアルと男性性の関係について議論されている。

Part 2ではインターセクショナルリティが主題化される。第4章では、いわゆるセックス・ポジティブなフェミニズムが単純化されたものとしての、セックスすることを女性の抑圧からの解放と同一視する風潮に対する批判がなされる。第5章では、アセクシュアル・コミュニティにおける白人中心主義的傾向が批判的に検討されるとともに、人種をめぐる規範やステレオタイプとセクシュアリティとの絡み合いについて議論される。ある人種の人々が過剰に性的であるとされることや、逆に性的でないと言われる状況があるなかで、有色人

種のアセクシュアルが被る困難が描き出されている。第6章では、病や障害とアセクシュアルとの交差について議論される。一方で、アセクシュアルであることは性機能障害や精神病理とみなされてきたため、アセクシュアル・コミュニティのなかでは「アセクシュアルは病気ではない」と強調されてきた。他方で、障害者は性的存在であるべきでないという社会的圧力を被ってきたことから、「自分たちはアセクシュアルではない」と強調してきた。ここには一見すると対立があるように思われるかもしれないが、両者を強制的性愛における表裏一体な問題と捉えるべきだと指摘される。

Part 3では、アセクシュアルの観点から他者との関係（とくに性的・恋愛関係や親密関係）の捉え直しが行われる。第7章では、恋愛とは何なのか（そして恋愛とはどういうものだとして社会で想定されているのか）を問い直しつつ、アロマンティックについて掘り下げながら、エリザベス・ブレイクの言う恋愛伴侶規範（*amatornormativity*、「恋愛愛的な愛が不当に崇め立てられ中心化されること」本書272頁）への批判が展開される。第8章では、セックスへの同意について議論される。「レイプはセックスではない」というスローガンがしばしば使われるが、両者の間には連続性があり、たとえば同意はあるものの望んでいるわけではない性交渉もまた問題をもたらす。そのような点に注意を促しつつ、同意の交渉について「ヘンタイのコミュニティ」（本書312頁）における交渉の実践も参照しながら議論がなされる。第9章では、アセクシュアルとアロー（アセクシュアルでない人）との交際についての事例などを取り上げつつ、社会における支配的な「性的筋書き」（本書323頁）について批判的検討がなされる。第10章では、トランスでありアセクシュアルであるとい

* 九州大学大学院人間環境学研究院学術協力研究員

う人物のライフストーリーをもとに、アセクシュアルであることとジェンダー・アイデンティティの探究とが不可分に絡み合う事例が取り上げられる。最後に第11章では、アセクシュアルの運動の方向性について、強制的性愛への抵抗に関する議論がなされる。

本書で特筆すべきは、強制的性愛という社会規範への批判が主題的に取り扱われていること、そしてインターセクショナリティへの注意を促す論述になっていることである。アセクシュアルという少数の「変わった」人がいるという扱いは決してなく、マジョリティを含む社会の成員すべてに問いを投げかける内容である。さまざまな領域の研究者もまた、こうした議論を引き受けていく必要がある。また研究者にとっては、注で挙げられる参考文献も役立つはずである。

重要なのは、本書の問題提起を受けて、日本社会についてどう考えていくか、ということだろう。日本でもアセクシュアルについての調査や研究は徐々に蓄積しつつあり（たとえばCiNiiなどで「アセクシュアル」や「Aro/Ace」などと検索すれば見つかる）、こうした研究は、ある意味では近年になってようやく出てきたとも言える。しかし同時に、アセクシュアルという言葉が明示的に使っていない研究のなかにも、アセクシュアルや強制的性愛に関連する研究は含まれている。人種とセクシュアリティの交差や、障害とセクシュアリティの交差についても、日本での研究蓄積は存在する。こうした蓄積を引き継いで、位置づけな

おしていくことが、アセクシュアルをめぐる議論にとって必要であり、その際のヒントとしても本書は役に立つだろう。

そのようにして本書の議論と日本社会の状況の共通点に注目することも重要だが、他方で本書は英語圏の事例を論じているものであるため、日本社会との相違点もあるかもしれない。たとえば本書では強制的性愛の典型例としてセックスレスへの恐れが挙げられている。もちろん日本にもこうした言説は存在するが、それ以上に、日本語圏では少子化への懸念という形で強制的性愛が表出することがあるように思われる。こうした仮説の検討を通して、単に英語圏での研究を当てはめるのではない、日本社会の具体的な状況を明らかにしていくが必要になるだろう。

最後に、本書を引き継ぐ試みの一つとして、2023年11月1日に本書の刊行記念イベントとして開催されたトークイベントを挙げておきたい。このイベントのなかでおこなわれた議論はウェブ上で紹介されているため（岩崎 2024）、本書を読むうえでも参考にしていただければ幸いである。

参考文献

岩崎はなえ, 2024, 「フツウの恋愛、性愛ってなに? 『ACE アセクシュアルから見たセックスと社会のこと』刊行記念トークレポ——羽生有希×中村香住×深海菊絵×松浦優 性に関する研究者たちが語ろう」me and you little magazine & club, 2024年3月28日取得, <https://meandyou.net/202401-ace/>

杉浦郁子、前川直哉著（青弓社、2022年）

「地方」と性的マイノリティ 東北6県のインタビューから

酒井 晃*

2010年代以降日本において、性的マイノリティをめぐる活動がより活発化することによって、同性パートナーシップ制度の導入や企業・学校等の啓発活動へと繋がっていった。しかし、そうした動向は、東京などの大都市中心に語られがちで、「地方」の実情や活動に即しては、研究上あまり論じられてこなかった。本書の著者である杉浦郁子、前川直哉はセクシュアリティをめぐる歴史学的、社会学的な研究を数多く発表しており、これまで通説的な理解を大きく修正してきた。本書においても、性的マイノリティ団体の活動を正面から見据えることで、「地方」の閉鎖性や困難性といった通説的理解を越え、「地方」における市民活動の豊かさや可能性について、問題提起をおこなっている。

本書は359頁に及ぶ膨大なインタビュー集「東北地方の性的マイノリティ団体活動調査報告書」（2021年2月、以下、報告書と略記）、すなわち、東北の性的マイノリティ団体に関わる20代から50代（当時）の23名を対象としたインタビュー調査に基づき分析をおこなっている。杉浦によると、2011年東日本大震災の際、性的マイノリティの避難ニーズを取りまとめた要望書を緊急災害対策本部へ提出する活動に参加したことをきっかけに、「地方」における活動の実情を探りたいという思いが募り、2018～2019年にかけてインタビュー調査をおこなったという。報告書にはHIV/AIDSをめぐる啓発活動、トランスジェンダーの医療・行政との折衝、東日本大震災、2010年代のコミュニティ活動や権利獲得をめぐる様々な展開など、1990年代からの東北の活動が決して周縁的な存在ではなく、活発な取り組みがなされていたことが仔細に記されている。評者は日本現代史のジェンダー／セクシュアリティに関心を寄せてきたが、同時代の出来事の記録と2010年代後半

のコロナ禍前の記憶を刻んだものとして、大変興味深い報告書であると感じた。

さて、本書は序章、第1部、第2部、コラム2本の構成となっている。序章では、杉浦、前川が共同で執筆し、報告書におけるインタビュー方法を提示し、本書の目的を記述している。第1部は前川が担当し、東北の性的マイノリティ団体の歴史（第1章）、「地元」で活動すること（第2章）、「LGBT」内部の差異（第3章）、東日本大震災（第4章）を取り上げている。第2部は、杉浦が担当し、メディアに出ることの意味（可視化）を問い（第5章）、「地元」での活動戦略（第6章）、青森での事例（第7章）、いわゆる「アライ」との協働（第8章）を記している。以下、各章の概要を述べる。

第1章では、1990年代から現在に至る東北での性的マイノリティ団体の活動記録がまとめられている。東北各地の性的マイノリティ団体を概観し、2010年代以前の状況があったからこそ、震災後のネットワークの広がりや深化があったことを確認できる章となっている。

第2章では、交流会や仲間づくりで障壁となる、アウトイングや「身バレ」について述べている。「身バレ」などを恐れて活動に支障が出る状況を「地方」特有の現象として見るのではなく、出身地（「地元」）と活動地域が離れていれば、不安を感じない場合もあると仮説を提示し、東北そのものが保守的で後進的な地域であるとする単純化した見方を批判する。

第3章では、「LGBT」内部の差異に着目している。ゲイ男性は移動の自由など男性ジェンダーとして振る舞うことが社会的に許容されているがゆえに、「地方」の活動ではなく、大都市部のイベント等へアクセスしてしまうこと、他方で医療や行政との折衝をせざるを得ないトランスジェンダーが活動を可視化させていることなど、内部の違い

* 日本女子大学人間社会学部

をビビッドに伝えている。

第4章では、震災発生後の性的マイノリティの困難さについて、詳述している。カミングアウトの有無にかかわらず、避難所等を誰にとっても使いやすい空間にする必要性を説いている。一方で、性的マイノリティの困難さについて、東北外からの支援の動きが当事者のあいだで無用な混乱を引き起こし、「上から目線」の支援があったのではないかとする指摘は、今後起こり得る災害を自分ごととして考えるための提言として、絶えず頭に入れるべきことと感じた。

第5章では、カミングアウトについて取り上げている。運動目標として、カミングアウトをすることが進歩、肯定と捉えられることで、それが難しい「地方」を周縁化していると指摘し、地元でのメディア露出を抑えることや家族や親族への配慮を取る戦略を取り上げることで、クローゼット／カミングアウトの二分法を遡上にのせている。

第6章では、性的な差異以外は「ふつう」の人びとであるという戦略(リスペクタビリティ・ポリティクス)の有効性を論じている。「地方」にとって、性的マイノリティという存在は、性的マイノリティであるとともに、「東京的なもの」(190頁)として、二重に警戒されてきた。それを解きほぐすために「良き隣人」として、「地元」住民といかに対話可能となるのか、その回路に焦点を当てている。

第7章では、青森での実践を取り上げ、「地方」におけるパレード、コミュニティの運営について検討している。活動の蓄積やノウハウを活用しつつ、行政や地域住民と折衝していることが記述されている。

第8章では、ダイバーシティを単なるブランディング力の強化ではなく、地域に根差す運動と

して、組み替えていく作業が提示されている。ここでは交差性を重視し、「アライ」を巻き込みながら展開していく過程が描かれ、さまざまな社会問題に向き合う場として、性的マイノリティ団体が機能している側面を明らかにしている。

本書全体の意義は、性的マイノリティ団体の実践の意味を内在的に理解し、それを積極的に評価することで、中央／「地方」イメージの刷新を試みているところにある。東北6県の活動を踏まえ、「地方」像を単純化してきた大都市中心的な思考法へ一石を投じた、きわめて重要な著作として研究上位置づけることができる。

最後にやらないものねだりだが、疑問に思った点を簡単に述べたい。まず、東京の活動においても、地域住民と協働した運動や、カミングアウトをめぐる戦略など、本書で取り上げられている東北の運動と類似した点が多く見いだされる。大都市と一口にいっても、どこを切り取るかで、見え方は異なるように思われる。また、東北とひとくくりに語られているものの、単なる活動区域を指すものなのか、アイデンティティを表すものなのかについても、活動者に即して、もっと言及してほしかったが、このことは深く掘り下げるべき事柄が多くあることの証左であろう。本書はそうした研究の地平を前進させただけでなく、各地域の運動団体が盛り上がりを見せるなかで、「地元」で生き延びるためのヒントがちりばめられており、大変示唆に富む内容となっている。

注

- 1 以下のサイトで18名分のインタビューが公開されている。https://www.reddy.e.u-tokyo.ac.jp/act/sexual_and_gender_minorities.html

平井和子著(岩波書店、2023年)

占領下の女性たち 日本と満洲の性暴力・性売買・「親密な交際」

山本 めゆ*

くるみざわしん作・演出の一人芝居「あの少女の隣に」は、敗戦直後に占領軍兵士を対象として設立された「特殊慰安施設」を題材としている。主人公の男性は、上司や進駐軍の命により「慰安」施設で働く女性を徴募し、説得する。暴力的かつ矛盾に満ちた指示は主人公を責め苛め、同時に追い詰められた主人公は女性を蔑む。こうした抑圧移譲と女性の身体の管理とが交差する場として、「慰安」施設は描かれている。くるみざわは『胡桃澤盛日記』(「胡桃澤盛日記」刊行会編 2011)を遺した長野県下伊那郡河野村の元村長、胡桃澤盛の孫にあたる。満蒙開拓の歴史を背負った劇作家が占領下での「慰安」施設に光を当てたのも、長年この「慰安」施設を研究してきた平井和子が満洲に引き寄せられたのも、けっして偶然ではないだろう。

平井は前作『日本占領とジェンダー』(2014)において、被占領下で日米の「合作」により開設された「慰安」施設や、女性たちへの「狩り込み」、強制的性病検診といった暴力の実態について論じた。これに対し今作では、日本政府がそれを導入するのとはほぼ同時期に、満洲の地でも男性リーダーたちが同じ発想で同じ方法を選択していたことが強調される。一貫して描かれるのは、戦時性暴力のなかでも性売買の場に身を置いた人(芸妓、娼妓、酌婦、「慰安婦」、「パンパン」等)に対する暴力であり、日本政府や指導者の差配による女性の供出である。

本書の構成

序章「女性たちの体験からとらえる敗戦・被占領」では、敗戦直後から1950年代までの日本本土と満洲をジェンダーとセクシュアリティの視点で見通す(10頁)という本書のねらいが示される。第1章「国家による『性接待』——『良き占領』の

ためのジェンダー・ポリティクス」では、敗戦国政府と警察と業者がいかに連携して占領軍の「接待」を準備したのかが論じられる。主に描かれるのは、特殊慰安施設協会と国に先駆けて施設を設置した神奈川県である。連合国軍の若い兵士たちは占領地において性が供給されるという経験により、征服者としての特権意識や女性をモノ扱いする態度を獲得した。第2章「守るべき女性、差し出されるべき女性——『満洲引揚げ』と性売買女性たち」では、満洲や植民地朝鮮で終戦を迎えた人びとの経験が主題となる。治安維持を目的として黒川開拓団が団の娘をソ連軍将校に供出したことは、近年たびたび報じられるようになった。しかし「一般婦女子」の身代わりとなった性売買経験者の足跡や、新京に設けられたソ連軍「慰安所」などはほとんど検討されていない。また、こうした女性たちはみずから犠牲になってくれたと証言されることもあるが、それが神話である可能性も示唆される。第3章「集団自決とジェンダー——開拓団少女の『引揚げ』体験」では、満蒙開拓団に参加したひとりの女性のライフ・ヒストリーを通じて、引揚げという経験をセクシュアリティの視点から描く。国民学校6年生で敗戦を経験したこの女性の団では、元「慰安婦」をソ連兵に差し出し難局を逃れたという。第4章「『働く女』が支える街——熱海の住民と『パンパン』たち」では、定型化された認識枠組みだけでは見落とされがちな「パンパン」の女性たちのエイジェンシーが浮き彫りにされる。PTAによって1956年に編まれた『母親文集』には、PTAの母親たちと多様な職業を持つ女性たちのあいだに生じた連帯の萌芽も見られる。第5章「少年の目に映る『ハニーさん』——朝霞に生きた『パンパン』たち」では、舞台を埼玉県朝霞市にあった米軍基地に移し、1941年生まれで朝鮮戦争期を「貸席」屋の子どもとして

* 立命館大学文学部

過ぎた人物へのインタビューを通じ、彼の目に映った「パンパンのおねえさん」がいきいきと描かれる。第6章「被占領と復員兵——敗戦を思い知らされる男たち」では、敗戦と被占領という出来事を復員兵たちがどう受けとめたのかがジェンダーの視点で考察される。終章「危機に際して女性を差し出す国に生きて」は、内地と満洲、国家と民間人男性、戦中から敗戦、被占領、そして現代に至るまでのさまざまな連続性を浮かび上がらせる。このように、前作に比べて本作では、ジェンダー化された構造的暴力の下で発揮される女性たちのエイジェンシーとその奪われた声を掬い上げることで、定型化された物語を乗り越えることに力点が置かれている。

「守るべき女性」「差し出される女性」をめぐる

最後に、評者も調査を行ってきた満蒙開拓団と性暴力との関連に絞り、本書の意義をあらためて確認したい。

第一に、黒川開拓団は団の娘だけでなく元「慰安婦」の女性を頼った時期があったが、記者や研究者までもがそれに踏み込まずにきたこと、すなわち報道や学術研究における女性の二分法を本書は明らかにしている。これは評者も思わず息を呑むほど正鵠を射た批判だった。大多数の団が性の供出という過去から目を逸してきたのに対し、黒川遺族会が「乙女の碑」を建立して女性たちに向き合ってきたのは特筆すべきことであり、平井もこの点には最大限の敬意を払っている。問われるべきは「乙女」の被害ばかりに関心を払ってきた聞き手のバイアスのほうだろう（山本 2023）。第二に、本書が「接待か死か」という二者択一を相対化した点も挙げておきたい。黒川開拓団の幹部はソ連軍の協力が得られなければ全員で自決をするより他ないとして、娘たちに「接待」を強いた。し

かし本書第2章では、団長を説得して集団自決を回避した例や、朝鮮半島の事例ではあるが女性の供出を拒否した例が示される。敗戦直後の開拓団は女・子ども・高齢者ばかりだったと強調されるが、意思決定の場を占めているのは常に男性たちである。平井の議論を経由することで、「接待」という選択が不可避だったとしたらなぜなのか、あらためて問うことが可能になるだろう。

最後に、先述の「自発性神話」に関連して評者の問いを述べておきたい。黒川開拓団から差し出された女性たちは同窓会的な集まりを通じて詩を作っていたが、そこには「みずからの命と引き替えに(…)捧げて守る開拓団」とソ連兵への「接待」が自発的なものであったかのように綴られ、「自発性神話」の反転ともいべき現象が起こっている（この詩は「乙女の碑」の碑文にも刻まれている）。毀損された自画像の修復と尊厳回復への道のりのなかで、こうした英霊化の誘惑は抗いがたいものだとしたら、われわれはそれをいかに受けとめるべきなのか。女性のエイジェンシーを重視する立場からも重要な課題となるはずだ。

これらの問いも含め、平井の労作は戦時性暴力を研究・報道する者たちにとって、常に参照点となっていこう。女性の二分法は根強く、学術研究、報道、市民運動にも深く根を下ろしている。本書の問題提起によってさらに議論が活性化することを期待したい。

参考文献

- 「胡桃澤盛日記」刊行会編, 2011, 『胡桃澤盛日記』「胡桃澤盛日記」刊行会。
 平井和子, 2014, 『日本占領とジェンダー——米軍・売買春と日本女性たち』有志舎。
 山本めゆ, 2023, 「引揚げの記憶／報道／研究における『娼婦』の他者化——黒川開拓団・遺族会の経験を通じて」『日本史研究』vol. 734: 18-35頁。

吉良智子著(平凡社、2023年)

女性画家たちと戦争

マグダレナ・コウオジェイ*

本書の青いハードカバーには、《大東亜戦皇国婦女皆働之図》の原色版が掲載された帯が巻かれている。シンプルで控えめな表紙とのコントラストのためか、働く女性の姿がさらに生き生きと見えているように見える。女流美術家奉公隊によるこの合作は、1944年に制作され、同年の陸軍美術展に三部作として展示された。日本画の一点は行方不明だが、西洋画の二点は、各およそ3×2メートルで、2022年8月にはNHK教育テレビジョンの特集『女たちの戦争画』の中でも取り上げられた巨大な記録画である。この作品は、総力戦下の社会における女性の立場の揺らぎと、戦争が画家たちにもたらした大活躍の機会を語っている。

著者の吉良智子氏は、長年この作品を研究対象にしてきた。博士論文(千葉大学、2010年)に始まり、専門家向けに書籍化した『戦争と女性画家:もうひとつの近代「美術」』(ブリュッケ、2013年)、そして一般読者に向けて書かれた『女性画家たちの戦争』(平凡社、2015年)を通して、その研究成果を辿ることができる。本書は、この二冊の本が絶版になったことをきっかけに、内容を再構成し画家とのインタビュー及び新たに発見された資料などを加えて、2023年に出版された。

章立ては、明治末から戦後まで、年代順に画壇の歴史と女性画家たちの状況を追っている。第一章では、近代の女子美術教育について述べられている。第二章では、大正昭和初期の画壇における官展とその他の美術団体の機能、朱葉会や女紳会など女性画家のみのグループの登場に焦点を当てている。第三章では、女性画家たちが描いた画題と、彼女たちの作品に対する評論家たちの「女性らしさ」の要求を分析している。第四章では、日中戦争から太平洋戦争に向けて画壇が戦争色に染まる中で、女性画家に託された役割と女流美術家奉公隊の結成について明らかにしている。第五章

では、《大東亜戦皇国婦女皆働之図》の様式や、42種類の労働を描いた画題とその時代背景を説明している。第六章では、長谷川春子、桂ゆき、三岸節子という三人の画家に焦点を当て、それぞれのキャリアと女流美術家奉公隊への参加について記述している。第七章では、女性画家の戦後の活躍と戦争画の扱いについて考察している。最後に、元奉公隊の四人の画家とのインタビューの書き起こし、隊員名簿、関連年表が貴重な資料として付録されている。

女子大で教えている筆者は、ゼミの学生と一緒に『女性画家たちの戦争』を読んで、ディスカッションしたことがある。その際に、吉良氏をゲストスピーカーとして迎えて、学生たちとの質疑応答を企画した。対話の中で、吉良氏が1990年代末に学部生として研究テーマを探していた時に、アーティスト嶋田美子を通して初めて《大東亜戦皇国婦女皆働之図》の存在を知り、のちにそれが自分の生涯に亘る研究テーマになったと伺った。

実は、1990年代は、歴史認識を巡る重要な時期であった。戦後、東京裁判を経て冷戦下のアメリカの影響によって、一般の人々の中で、我々は政府に騙されて戦争に参加せざるを得なかった、空襲と被爆を生き抜いた被害者だという意識が広まった。時は経ち、1989年に昭和天皇が「崩御」し、1991年に金学順が公の場所で元「慰安婦」だと打ち明けた。これを契機に加害と戦争責任について意識が高まり、1993年には河野談話が、1995年には村山談話が発表された。そして同じ頃、嶋田美子は、「慰安婦」や戦時中の日本人女性についてのリサーチを進め、〈Past Imperfect Series〉〈Comfort Women, Women of Conformity〉等といった自身の作品のテーマとして採用した。

さらに、同時代から、従来の日本近代美術史からほとんど除外されてきたもの——特に戦争画・

* 東洋英和女学院大学国際社会学部

帝国／植民地・女性／ジェンダー——についての研究が増え始めた。例えば、若桑みどり著『戦争がつくる女性像——第二次世界大戦下の日本女性動員の視覚的プロパガンダ』（筑摩書房、1995年）、丹尾安典・河田明久共著『イメージのなかの戦争』（岩波書店、1996年）、金恵信著『韓国近代美術研究——植民地期「朝鮮美術展覧会」にみる異文化支配と文化表象』（ブリュッケ、2005年）、北原恵編著『アジアの女性身体はいかに描かれたか』（青弓社、2013年）などが挙げられる。吉良氏の本書も、その流れを汲み生まれ育ったものである。最近出版された小田原のどかと山本浩貴共編『^{近代日本}この国の芸術——〈日本美術史〉を脱帝国主義化する』（月曜社、2023年）の中にも、吉良氏による論文が掲載され、美術史家とアーティストが「日本美術史」に内在する問題点に真剣に向かい合っている姿が見られる。

本書を出発点にして、いくつか考えさせられた点について述べたい。

本書には、関連年表が掲載されている。ここには、女流美術家奉公隊の関係者についてのみが記されているが、その他の女性画家の個展や、女流美術展覧会と日本女子美術院の展覧会などを書き加えることができれば、当時の女性画家の活動をさらに網羅的に把握することができると考える。ただし、植民地や海外で活躍していた日本女性画家を含むかといった地理的な範囲についての考察が必要である。また、日本国内で活躍していた植民地出身や外国人の女性画家をどう扱うか、エスニシティ／民族の多様性を意識した研究も求められる。このようなジェンダーとエスニシティ／民族の交差と場所への意識は、吉良氏宛ての課題というより、今後の美術史研究全体に対する希望である。

本書の年表には、「女性美術家に関する主な出来事、関連展覧会」と「美術界に関する主な出来事」が二列に分かれて記載されている。この分け

方は、見やすく便利であるという利点だけでなく、「女性の美術史」と「美術史」が平行している現状を表しているようにも読みとれる。これからはこの二つの美術史をどのように統合するのか、残された課題である。本書は、女性画家にスポットライトを当てながら画壇全体の状況も踏まえて論を進めていることで、こうした統合の可能性を暗示しているとも言える。

本書は、美術史から見逃されてきた女性画家の活動を掘り起こし、歴史的な文脈の中で分析した点について高く評価できる。同時に、そうした当時の美術史をひも解くことで、戦争自体の理解を深めることにも貢献している。戦争を経験した世代が高齢化し亡くなりつつある現在、戦争の記憶をどのように伝えていくかが重要な課題となっている。Eika Tai氏が指摘した通り、1990年代には、一般の日本人が被害者意識と加害者意識の狭間にあったが、結局1990年代後半以降、歴史修正主義者が影響力を拡大させたことと学校教育における不十分な歴史教育の結果、加害者意識が国民の中に広まらなかった。女性画家たちは、当時を生きた「一般の人々」である。彼女たちの活動を知ること、すなわち「一般の人々」が経験した戦争を知ることであり、そこに含まれる差別、葛藤、選択肢、被害者と加害者でさまよった立場などについて考えさせられることにつながる。本書との出会いが、このような問題点についてさらに深く複雑に考えるきっかけになることを祈っている。

参考文献

- 東京都写真美術館・朝日新聞社編集、1996、『ジェンダー——記憶の淵から』東京都写真美術。
- Ching, Leo, 2019, *Anti-Japan: The Politics of Sentiment in Postcolonial East Asia*. Durham: Duke University Press.
- Tai, Eika, 2020, *Comfort Women Activism: Critical Voices from the Perpetrator State*. Hong Kong: Hong Kong University Press.

飯田祐子、中谷いずみ、笹尾佳代編著（青弓社、2022年）

プロレタリア文学とジェンダー 階級・ナラティブ・インターセクショナルリティ

菊地 優美*

本書は、「階級」が最重要視されたプロレタリア文学運動のなかで不可視化されたジェンダーの問題を可視化することを目指すものである。

本書に先んじて、同じ編者により1930年前後の雑誌『女人芸術』における女性の闘争主体や文化生産者としての様相を明らかにした『女性と闘争——雑誌「女人芸術」と一九三〇年前後の文化生産』（青弓社、2019年）が刊行されている。同書における議論との接続性も有しながら、本書『プロレタリア文学とジェンダー』では、分析対象として1920年代から1950年代までの作品や事象が取り上げられている。

「はじめに」（飯田祐子／中谷いずみ／笹尾佳代）で解説されるように、1980年代前半にプロレタリア文学研究にフェミニズム批評が導入されて以降、女性プロレタリア作家の作品に描き込まれたジェンダーをめぐる問題が可視化されてきた。そうした研究の最前線に立つ本書の新しさは、マルクス主義フェミニズムにおける資本制と家父長制の統一論や、「人種、階級、ジェンダー、セクシュアリティ、ネイションなど、複数のカテゴリー」が「複合的に機能している」（14頁）と捉えるインターセクショナルリティといった、近年のジェンダー／セクシュアリティをめぐる議論を踏まえ、より精緻にプロレタリア文学におけるジェンダーの問題を浮かび上がらせたことにある。

以下に、全3部・11章で構成される本書の各章の内容を紹介したい。

まず第1部「プロレタリア文学場におけるジェンダーとセクシュアリティ」では、「プロレタリア文学が書かれ、読まれ、また流通する場の構造に、ジェンダーやセクシュアリティがどのように組み込まれているか」が問われる（14頁）。

第1章（ヘザー・ボーウェン＝ストライク）は、徳永直『『赤い恋』以上』に、情緒上の軋轢を抱え

る活動家夫婦の妻が夫の性差別的な要求と苦闘する姿への肯定を見出し、「プロレタリア作家たちが恋愛とセクシュアリティの家父長主義的理解への異議申し立てを提起」（39頁）する作の一つと位置づける。第2章（池田啓悟）は日本共産党のハウスキーパー問題を再検討し、「女性」そのものが男性党员と区別され、乗り越えがたい「身分」として運動に組み込まれていたと考察する（61頁）。こうした運動内部のジェンダー配置の問題は、つづく第3章（飯田祐子）における「救援」の領域への考察により一層浮き彫りにされる。飯田は、『プロレタリア文学集』（改造社、1931年）から小林多喜二「救援ニュースNo.18.附録」等を取り上げ、闘争運動の再生産領域としての「救援」や「金」を語るナラティブのなかで女性が周縁に配置される過程を明らかにする（89頁）。そこにはナンシー・フレイザーらが論じる「社会的再生産」と同質の力学を見出せることも指摘されている（90頁）。

次に、第2部「女性表象のインターセクショナルリティ」では、プロレタリア文学における女性表象の複数性やインターセクショナルリティを浮上させることが試みられる（15頁）。

第4章（泉谷瞬）は、山川菊栄「石炭がら」が「鉱山労働者の妻／母親たち」の経済的な自活の困難という問題を投げかけていると捉える（110頁）。そして、女性表象を輪郭のみで描くことにより、他の鉱山労働現場に生きる女性の表象と補完的に接続されることで、「鉱山労働に関わる女性を追跡する作業の端緒」となる可能性を見出す（115頁）。第5章（鳥木圭太）は、葉山嘉樹「セメント樽の中の手紙」を〈物流〉小説として読み直し、同作における階級の問題がすでにジェンダー化されていることを指摘する（147頁）。そして、「女学生ことば」で綴られた女工の手紙への考察から、同作が「女工」「女学生」「妻」「母」といった複数の文学

* 都留文科大学教養学部学校教育学科

的表象を用いることで、社会的存在としての「女工」を浮き彫りにしていると論じる(146-147頁)。第6章(サラ・フレデリック)は、吉屋信子『女の階級』に、左翼運動が内包する性差別への批判や、シスターフッドと男性共産主義者の同志関係の相似的な配置を見出し、「階級やジェンダーの境界を横断する共感や仲間意識、情熱を作り上げるための理想の可能性」の探求を読み取る(174頁)。第7章(サミュエル・ペリー)は、「貫戦期」に発表された佐多稲子「白と紫」が、植民地朝鮮に住む日本人女性の経験と皇国女性をまねるパフォーマンスを経て狂気に至る朝鮮人女性の姿との並置を通じて「狂気と帝国主義の交差」を描くと読解し、「帝国の言語と文学をめぐるグローバルな思考と共鳴し合っていた」と評価する(192頁)。

そして、第3部「闘争主体とジェンダー」では、「闘争する主体とジェンダーという観点から、女性たちの闘いがどのように語られてきたか」が、「娼妓」「母」「女工」という三つの女性表象の検討を通じて追究される(16頁)。

第8章(笹尾佳代)は、賀川豊彦を結節点とする労働運動の磁場から誕生した1920年代後半の「娼妓の表象／自己表象の物語」を取り上げる(213頁)。「学び、読み、変化する娼妓像」や、彼女らが労働運動の論理のもと「自由廃業」を遂げる姿を描くそれらの物語の登場について(216頁)、娼妓たちを「労働運動の圏内へと接続しようとする」文化運動と意味付ける(221頁)。第9章(中谷いづみ)は、平林たい子「施療室にて」を、男性ジェンダー化された規範に従う女性闘争主体の「私」が、

規範が抑圧した断ち切り難い他者との関係や身体、施療室の女性たちとの共鳴などの中から再生／覚醒する姿を描いたテキストと読み解く(253頁)。第10章(李珠姫)は、佐多稲子の連作「モスリン争議五部作」が描き出す、多様な立場から争議に関わる女工たちの葛藤と闘争主体としての覚醒の様相、連帯の可能性を論じる(281頁)。第11章(楊佳嘉)は、中本たか子「東モス第二工場」を「無産大衆婦人」の啓蒙小説と定位し(287頁)、女工たちの階級意識の覚醒と成長の過程に見える、階級内部のジェンダーと民族の差異の交差を指摘する(303頁)。そして女工や男性、他民族の労働者との間に新しい関係性の回路を作り直した先鋭性を見出している(304頁)。

本書は、プロレタリア文学運動内部のジェンダー・ポリティクスや女性表象、女性闘争主体の様相を多角的かつ精緻に把握しうる貴重な一書である。本書では、従来のプロレタリア文学とジェンダーをめぐる研究を踏まえた上での新たな課題の一つに、「運動のなかの男性性構築の様相」等も分析の視野に入れ、「『女性』という視点を『ジェンダー』という視点に積極的に組み替え、『女性』の配置を明らかにしていく」ことが掲げられている(13頁)。そうした視座により、各章の女性を軸とした考察や男性性に関わる論及は、男性闘争主体の構築過程をも照らし出して興味深い。このようなプロレタリア文学と男性性の問題も含め、今後のプロレタリア文学運動をめぐる議論の深化の起点となる一冊と言えるだろう。

寺澤優著 (有志舎、2022年)

戦前日本の私娼・性風俗産業と大衆社会 売買春・恋愛の近現代史

嶽本 新奈*

本書は、戦前の日本における私娼と性風俗産業を詳らかにした一冊である。私娼とは、「公娼以外で売春をする者」(8頁)を指し、本書ではその代表例である芸妓と酌婦、そして昭和期から台頭するカフェー女給が考察対象となる。近代日本の売買春研究は主に公娼制度と廃娼運動を中心に進められてきたが、著者はその重要性を認めつつも、私娼はその勢力と影響力において無視すべきでなく、公娼制度を補完する存在であった私娼についての研究が希薄では近代日本の売買春の全体像はつかめないと私娼研究の意義を述べる(10頁)。

本書の構成は3部7章に序章と終章が加わる。第1部と第2部には補論も置かれている。序章では先行研究の整理に伴って問題の所在が指摘され、すでに述べたように本書の企図が述べられる。以下、簡単にその内容をみていきたい。

第1部「大正期の私娼と〈準公娼制度〉への編入」では、1920年代までの私娼のありようを描くために芸妓と酌婦の売買春の実態とそれに対する管理(規制)が明らかにされる(22頁)。第1章では、法的に売春が禁じられていた芸妓が売春を拒否できなかった原因として、花街の分業制度(置屋・待合・料理屋)という構造が分析される。また、関東大震災後には市街地復興に乗じて花街指定地が急激に拡大されたことが混乱をきたしたことも描かれる。

第2章では、芸妓と同じく私娼であった酌婦が検討される。銘酒屋の客は酒だけでなく酌婦との「性交渉を目的」としていた(57頁)。銘酒屋街は管理される公娼制度とは異なり、「近代化する文化社会に柔軟に対応できた」(86頁)がゆえに繁盛するが、そこで働く酌婦は公娼になれなかった女性たちでもあった(86頁)。つまり「銘酒屋街と酌婦という存在は、需要の面でも供給の面でも、公娼制度が抱え込むことができなかった人々の受

け皿として機能していた」(87頁)のである。このように第1部は「娼妓のほかに準公娼としての芸妓、そのさらに外側に酌婦がおかれるという幾重にも重なるような形で準公娼としての私娼が位置し」、同時に、こうした構図は「地域の利益や所轄警察との利害関係を背景に黙認体制へと組み込まれて」いたとまとめられる(87-8頁)。

第2部「身売り問題と花柳界遊びにみる〈準公娼制度〉の限界」では、当時の紹介業と買春した青年から「同制度が構造的に抱えた問題」を描き出す(114頁)。第3章では、大正期から昭和戦前期までの東京府の芸娼妓酌婦紹介業が検討される。従来、公娼制度には「貧窮層の救済措置」(143頁)というコンセプトがあったとされてきた。しかし芸娼妓酌婦紹介業を詳細にみれば、娼妓の数は一定数にとどまりつつも、芸妓、酌婦の数は増加しており、さらにその私娼にすらなれない子女がいたことから、1920~30年代には救済措置は「十分に機能していなかった」とされる(143-44頁)。

第4章では、ジャーナリストであり、かつ社会運動家で廃娼論も唱えていた村嶋歸之の著作をもとに花柳界が抱えていた問題が検討される。廃娼論者たちの研究はこれまでも蓄積があるが、そうした廃娼論者たちと村嶋を分けるものは、キリスト教や廃娼論を受容するまで彼が買春者だったことである。「自身の遊興経験やそこで感じた矛盾、葛藤によって形成され」(152頁)た彼の廃娼論からは、既存の花柳界が「経済的・男性的『弱者』」(176頁)である青年にとって満足できるサービスを提供できる場となっていなかったことが伺える。というのも、公娼は「『恋愛のプロセス』を売ること」はできず(176頁)、「恋愛のプロセス」を提供できる花街は経済的「弱者」である青年にとって障壁が高いものだったからである。こうして第2部は、「公娼-準公娼制度が売り手と買い手

* お茶の水女子大学

の両側面からの『需要』を満たしきれなくなっていたという制度の限界性(177頁)が描き出される。

第3部『『エロ・グロ・ナンセンス』時代の到来』では、新たな性風俗産業としてカフェーが台頭してきた1930年代を対象とする。第5章では、カフェーのルーツとその変化を追いながら、そこで働く女給の実態を明らかにする。そもそも「女性接客業の急増」と「性の商品化」は表裏一体で進んでいったが(206頁)、関東大震災後に急増したカフェーの競争激化によって「女給の性の商品化は不可避」なものとなっていく(211頁)。この新たな性風俗産業は花柳界の経営悪化を招き(216頁)、「女郎屋ハカイ」と言われるほどであった(220頁)。

第6章では、カフェーの特質が明らかにされていく。前章は「女給の性の商品化」を強調したが、しかし著者はカフェーの本来の特質は「直接的な性交渉や類似行為のみを売買しないという営業のあり方」であるとする(230頁)。客が求めていたものは自身への女給の「興味関心」と「その先の擬似または現実の『恋愛関係』」であり、それこそがカフェーの流行の主要因であったのである(231頁)。また紹介業を必要としない女給の労働形態は、拘束性が付き纏う芸娼妓との違いを際立たせ、女性の就業先の新たな選択肢ともなり、かつ「疑似恋愛」を求める客層の両者にとって効果的であった(254頁)。

第7章では、カフェーから派生した「ダンスホール取締・閉鎖問題を通して戦時下の性風俗統制」(261頁)が検討される。自由な異性関係に関わる

文化の場とみなされたダンスホールはそれゆえに弾圧され、閉鎖の憂き目に遭う(276-77頁)。そもそも「自由恋愛」は、「国家や家父長の意味ではなく当人同士の意思が最重要視されるという意味で、家族制度とも戦時下の国策とも相容れるものではなかった」(280頁)。この取締の内実を探ることで、「密売淫」を黙認し、他方で「自由恋愛」を軸とする性風俗は弾圧するといった対照的な特質が浮き彫りにされる(288頁)。

終章は私娼研究の意義があらためて提起されたうえで、今後の私娼研究の課題と展望が概括される。著者自身がすでにこの章で課題を網羅的に挙げているのだが、評者があえてそこに付け加えるとするれば、日本の植民地支配による影響である。本書の対象とする時代であれば、台湾や朝鮮出身者の私娼もいたのではないかと推測するが、本書に植民地への言及はほとんどなかった。史料的な限界もあると思うが、その視点を含めた今後の研究成果を期待したい。

本書は、これまで「公娼以外で売春をする者」として「私娼」と一括りにされてきたものを芸妓、酌婦、女給といった名辞ごとにその労働形態と、法律および制度を詳細に検討し、性風俗産業の変化や隆盛を大衆意識と社会構造の変化から精緻に読み解くことで、茫漠としていた私娼の解像度をぐっと上げたといえる。本書によって私娼研究は格段に進み、近代日本の売買春史および性風俗産業史はさらなる広がりや深みを持ち得ることになった。今後の私娼研究において本書が参照軸となることは言を俟たない。

高雄きくえ編（インパクト出版会、2022年）

広島 爆心都市からあいだの都市へ

「ジェンダー×植民地主義 交差点としてのヒロシマ」連続講座論考集

宋 連玉*

本書は軍都から平和都市へと衣替えをした広島のポリティクスをジェンダーと植民地主義という複合的視点で見直そうとする22人による意欲的な論考集である。

1. 広島をめぐるポリティクスへの批判的考察

第1章「旧陸軍被服支廠とヒロシマの記憶 何のために残すか」、第3章「加納実紀代が語る、加納実紀代を語る」、第4章「『パーク・シティ』公園都市広島を語る」は、建造物はじめ「もの」として残された広島の記憶を検証する。第1章「爆心地の彫刻」は長崎「平和祈念像」がかつては戦争賛美した作家の作品だと明らかにする（小田原のどか）が、それは広島の旧被服支廠にもいえることで、建物の歴史的意義を不問にしたまま、観光資源として活用するか、老朽を理由に壊すかで議論されてきた（森田裕美）。切明千枝子は被服廠で働いた母の記憶から、軍服の防寒用に飼育されたウサギが毛皮を剥いだ後に職員たちのタンパク源になった事実を伝える。第3章では象徴がもつ政治性を考察する（加納実紀代）。戦前に「軍神」の象徴だった「鳩」はA級戦犯も合祀されている靖国神社では8月15日（1973年以来）に飛ばされ、広島原爆の日「平和祈念式典」では「平和」の象徴として位置づけられる。どのように折鶴も元来は病気快癒を祈る民間信仰が、被爆少女が折っていたことが「平和」と結びつき「唯一の被爆国」ナショナル・アイデンティティのアイコンとなった。かたや女性自衛官が少女に折鶴を教える姿が自衛官募集のポスターになっている。このような鳩と折鶴の相反する解釈を許す日本に対し、ノルウェーのヨハン・ガルトゥングは「日本人は憲法9条を安眠枕にしている」と批判する。

広島原爆被害を写した写真は不鮮明な5枚しか現存しないが、第4章で笹岡啓子は写されな

かった多くの存在を想起させる幻視や幻影が必要だとし、黒くて暗い写真シリーズ〈PARK CITY〉を制作する。柿木伸之はそれらがヒロシマのアウラを剥ぎ取り、凝視と思考へ誘う批評性を示すと評価する一方で、平和資料記念館を中心に据えた広島の公園化は資本主義的産業としての「ダーク・ツーリズム」推進に繋がるとも警告する。

2. 植民地主義からみる広島とあいだの都市

ヘイトスピーチは主に民族マイノリティの在日朝鮮人に向けられる。第2章「在日朝鮮人女性史・生活史から学ぶ」（宋惠媛）は朝鮮人女性が「自らを肯定するための究極の行為」として残したライフライティングを博搜し、微かな声に耳を澄ます作業の記録である。第5章「広島の在日朝鮮人史を掘り起こすために」では在日朝鮮人三世の権鉉基が「〈広島・ジェンダー・在日〉資料室サゴリ（サゴリ＝朝鮮語で交差点の意）」設立のための資料収集過程で、広島県朝鮮人被爆者協議会や『広島の強制連行を調査する会』（1990）による調査活動の結果をまとめたものと、指紋押捺拒否運動に関する記録くらいしか残存しないことを明らかにする。安錦珠によると、戦時期の国策企業の労働力動員が大きな契機となった朝鮮人の広島移住は、敗戦後に『平和記念都市』の名分下に集住地区から立ち退きを迫られ、その後形成された朝鮮人町も減少の一途をたどる。敗戦後の一生業の養豚は環境整備対策で全廃（1972頃）され、県内にあった朝鮮人初級学校4校は1校しか残っていないところにも今日の植民地主義が窺える。

このような実態を日本社会はどのように認識してきたのか、それに応えるのが第7章「〈この世界の片隅に〉現象を読み解くためのレッスン」である。ノリ養殖を営む江波の漁民は軍拡大のために生きる場を追われ、やがて戦時下に動員された朝

* 青山学院大学名誉教授、文化センター・アヒラン館長

鮮人の労働現場と変わった、いわば軍事主義の重層的な「暴力」の場である。漫画『この世界の片隅に』では、満洲へ追われた漁民、遊廓に売られた少女、敗戦時に「太極旗」（朝鮮の国旗）を掲揚して民族解放を喜ぶ朝鮮人などが断片的に描かれるが、TBSドラマ版では「太極旗」は消え、映画（2016）では遊廓の話がカットされる。漫画『この世界の片隅に』が人気を博した理由として、植松青児は日本社会の自慰的なノスタルジーと加害責任を認めない歴史修正主義の欲望が重なり、軍都・ジェンダー・植民地主義を脱着可能なモジュールとして「つまみ食い」したことを挙げる。森亜紀子も広島から南洋諸島まで「切り落とされてきた場所・出来事」の問いなおしから、作品が「植民地」問題を後景化したとみ、川口隆行もこの史代（原作者）が大田洋子著の小説『夕風の街と人』（1955）や山代巴編著のルポルタージュ『この世界の片隅で』（1965）のような優れた先行作品の文脈を自分の文脈にすり替え、ナショナルな欲望に沿ったためだと分析する。

3. 交差点としてのヒロシマが提起する思想的課題

第8章「広島で〈加害性〉を語るということ 植民地支配／戦争責任／戦後責任と被爆都市のあいだ」は、時空間を拡げて広島を再考する最終章である。阿部小涼は日本を「唯一の戦争被爆国」とすることは、被爆経験の拡がりや不均等性を矮小化し、省略する効果につながると戒め、道面雅量も広島原爆被害を「特殊の被害」とするのは原爆以外の空襲被災者たちの声を封じ込めるとする。植民地主義の起点を台湾割譲、朝鮮併合、琉球処分、北海道編入に遡るべきだとする河内美穂の指

摘も重要だ。中谷いずみは戯曲「父と暮せば」に描かれる個の物語を同時代に生じていたさまざまな事態や歴史的体験と交差するものとして捉えなければ、「慰安婦」サバイバーの証言は聞こえてこないと結ぶ。

第6章「セクシャル・マイノリティとフェミニズムの対話」は編者の高雄が「異なる入口から分け入る」ことで、植民地主義を支える近代家族イデオロギーを問うものである。性的少数者カップルが被る不利益から同性婚を求めるのに対し、堀江有里、高雄ともに対関係を当然視する近代的性規範そのものを問う。

編者の高雄は広島でサゴリを開き、そこに加納実紀代資料室を併設した。加納は「戦争体験記のなかの「女性体験」」（『昭和文学研究』1993）で、元兵士が記述した戦地での「恋愛」体験に対し、現地女性が二重に犯されていると批難したが、後には朝鮮人『慰安婦』と日本兵との「恋愛」を女性のエージェンシーと受けとめ（第3章平井和子）、朴裕河の『帝国の慰安婦』に共感する。高雄は女性の戦争責任を問うてきた加納と「記憶の女性化」という視点を示唆した米山リサを評価しているが、両者の思想的違いをどう受けとめているのか。加納の加害と被害の二重性は植民地主義批判に届いたのだろうか。これらの疑問も含め、本書が、「広島」から「軍都・ジェンダー・植民地主義」を批判的に考察し、交差性を深化させる契機となるようにサゴリを見守っていききたい。

参考文献

米山リサ, 2005, 『広島 記憶のポリティクス』岩波書店.

Amanda Kennell (University of Hawai'i Press, 2023)

ALICE IN JAPANESE WONDERLANDS: TRANSLATION, ADAPTATION, MEDIATION

Nozomi Lynette Uematsu*

Kennell's monograph offers cutting-edge insight into the global cultural phenomenon and obsession within Japanese culture and its media with "Alice in Wonderland." Seeing numerous Alice in Wonderland-themed items and artifacts—a boutique hotel, stationery, manga, video games, art installation, film and more—one might presume that these *Alice* in Japanese culture and media are from Lewis Carroll's texts. Yet, Kennell reminds her readers that Carroll, in fact, never wrote a book titled *Alice in Wonderland*. He wrote *Alice's Adventures in Wonderland* (1865) and its sequel, *Through the Looking-Glass, and What Alice Found There* (1871) (3). Kennell observes: "Alice in Wonderland' denotes not a book or collection of books but an entire world, complete with settings, characters, histories, physics, logics, and so on. This world is recognizable to many, though most cannot identify" the different versions of Carroll's text (6), and Kennell calls this the "obvious and opaque" "essence of Alice in Wonderland" observed in the contemporary Japanese media environment (7).

The project's objectives are set out to question "how is Alice visible everywhere in Japan without being fully seen?" (21). One of the most significant and original contributions of this book is its critical framework for analyzing the cultural phenomenon of "Alice in Wonderland" in Japan's media mix environment. Drawing from Eiji Ōstuka's theoretical use of the word "*sekai*" [world], Kennell explains "Alice in Wonderland" in Japan through the lens of media mix production: "a form of industrial synergy wherein companies create a fictional world with the goal of

instantiating it in multiple, noncompeting media within a relatively short period of time so that each iteration advertises all of the others" (10).

This project is potentially targeting the following scholars as its audience: First, scholars who are interested in Japanese receptions of English literature, including researchers on Charles Dickens, Emily Bronte or L. M. Montgomery, as many of their works and translations are indeed popular in Japan, though not translated as prolifically as the Alice books. Second, scholars in Japanese studies will benefit from Kennell's media mix framework; as Kennell rightly point out, global circulation and the popularity of Japanese media, including manga, video games, films and animation are a common research topic. For such work, this project will be an illuminating reference point, and may also serve as useful teaching material for university students at a range of levels in relation to Japanese media and cultural analysis.

This book is divided into six chapters, and in Chapter 1, Kennell's core theoretical argument pertains to Alice's liminality: Alice's changes in body size, and shifting worlds, have been discussed and debated among various scholars. Kennell argues: "Alice's liminality not only enables but actively encourages its reproduction in the contemporary Japanese media environment. The media mix production process in Japan today is based on two principles: production in multiple, and connections between those multiple works and their shared worlds. Alice's liminality allows it to function as a bridge between different works and worlds, and consumers are able to follow this connection with surprisingly little overt direction"

* School of East Asian Studies, The University of Sheffield

(36). Alice's liminality is in this book exemplified and explored specifically in the concept of the silhouette, as "[s]ilhouettes are recordings of shadows, [...]: they exist, and that existence can be proved by the naked eye, yet they have no physical substance and therefore cannot be grasped," (37) a pattern for Alice that Kennell argues has enabled her and her worlds to transcend media across time in Japanese culture.

Chapters 2 and 3 explore this trope of the silhouette. Chapter 2, titled "Ryūnosuke Akutagawa in the Shadow of Early Alice Translations," introduces Akutagawa's translation of Alice, and radically discusses Akutagawa's *Kappa* as an adaptation of Alice, through his use of silhouettes. As Akutagawa's death anniversary is called *Kappa-ki* [Kappa Day], the shadow of the kappa not only denotes his work of that name, but further evokes the entirety of his *oeuvre*. This chapter discusses how the translation of Alice written by Akutagawa and Kikuchi Kan significantly contributed to shaping the landscape of Alice in Japan, particularly in "centering Alice's imagery on a (kappa) silhouette" (73). Chapter 3 expands on these ideas of the silhouette and Alice's liminality, as it examines the looking-glass in contemporary fine artist Yayoi Kusama's work, with a focus on installations that she named "infinity mirror rooms" (74ff.).

In Chapter 4, "A Profusion of Alices through Manga for Girls and Boys." Kennell connects Masuko Honda's argument on "fluttering, or oscillating back and forth over borders, [as] a technique used to subtly transgress gendered societal norms" (37) to the ways the presence of Alice has been obscured in contemporary culture. She examines how the Alice manga boom in the 1980s accelerated the media mix production system in Japanese media industries, along with discussion of later works such as Bisco Hatori's

Ouran High School Host Club and Jun Mochizuki's *Pandora Hearts*.

In Chapter 5, "Detecting Alice on Page, Screen, and Street," Kennell explores why the mystery genre has been compatible with Alice, and flourished alongside adaptations of Alice in Japan. Kennell is particularly insightful in her effort to trace the ways that the 1980s were a fruitful era for media mixes of Alice in Japan's culture industry (138). In that context, along with aligning Alice with the history of Japan's detective genre, Kennell discusses how Alice's liminality enabled the creation of various forms of media from fiction to film, TV programs, clothing, manga, animation, CDs, restaurants and magazines. The book concludes this discussion of liminality through examining the recent Netflix series, *Alice in Borderland*, which was transnationally collaborated and coproduced.

This is an ambitious and well-executed monograph. The author's knowledge and insight, particularly in theorising the shape-shifting nature of Alice and her world is highly engaging, and applicable across other cultural phenomena. As this work compares visual cultures of Alice across national contexts, it might fruitfully be brought into connection with children's literature scholarship, such as theories around the relationships between text and image in children's literature (e.g., major works by Maria Nikolajeva, Perry Nodelman), or to other work that has explored the cultural crossings of children's literature (e.g., Lauren Tosi and Peter Hunt on Alice and Pinocchio). While the book, thus, does not primarily situate itself within existing work on children's literature and its afterlives, it is nonetheless a significant contribution to the field of Japanese literature and culture, and provides new insights into interpreting transnational cultural phenomena.

『ジェンダー研究』編集方針

- 1 『ジェンダー研究』（以下、本誌）は、学際的・国際的なジェンダーに関する最新の研究成果を発信し、グローバルなジェンダー研究の発展に寄与する。
- 2 本誌は、特集記事・投稿論文・書評からなる。
- 3 本誌は特集記事を企画し、時宜にかなったもの、国際的な関心の高いもの、新領域を開拓するものなど、現在のジェンダー研究にとって重要であるテーマで、質の高い論文を掲載する。
- 4 投稿論文は、国内外・学内外を問わず公募し、厳正な審査を経て掲載することで、質の高い学術論文の国内外への頒布を進める。
- 5 書評は、国内外のジェンダーに関する書籍を厳選し、最先端の研究動向の紹介およびそれについての考察を加えた論評を行う。
- 6 本誌の刊行により、国内外・学内外のジェンダーに関する研究の発展を促進し、グローバルかつ有機的な研究交流の構築を目指す。そして、国立大学法人として、男女共同参画社会の実現に貢献する等の、社会的要請にも応える。

『ジェンダー研究』投稿規程

- 1 投稿する論文は、女性学・ジェンダー研究に関する、学術的研究に寄与するものとする。
- 2 投稿者は、国内外を問わず、学際的に女性学・ジェンダーに関する研究に従事する、原則として修士号取得相当以上とする。
- 3 投稿する論文は、未発表の論文に限る。なお、この規程に違反した場合、新たな投稿を受け付けないなど、しかるべき措置をとる。
- 4 論文執筆における使用言語は、原則として日本語または英語とする。日本語/英語以外の言語による投稿に関しては、編集委員会において検討する。
- 5 投稿論文は、
 - ・日本語の論文は、注・図表・参考文献を含めて20000字以内。
 - ・英語の論文は、注・図表・参考文献を含めて8500ワード以内。
 - ・なお、1図表500字相当、1ページを要する場合は1000字相当とする。
 - ・挿図の場合は、1ページあたり1000字、刷り上がり20ページ内に入ることを原則に、およそ20点までとして全体を構成する。
 - ・挿図に用いる図版の掲載許可については、投稿者が自らの責任において然るべき手続きをとる。なお許可に要する費用は、投稿者負担とする。

* 定められた字数などの制限を超えた場合、形式において甚だしく不備がある場合には、受理できない。
- 6 論文の提出時には、本文・図表・参考文献のほかに、以下についても提出すること。
 - 6-1 表紙。論文タイトル（副題も含む）と投稿者氏名・所属を、日本語と英語とで記す。（タイトル等の英語表記は、確認のうえ編集事務局で変更する場合もある。）

- 6-2 日本語要旨。400字以内。
- 6-3 英語要旨。200ワード以内。ネイティブチェック済のもの。
- 6-4 キーワード。日本語・英語ともに5語以内で、それぞれの要旨の後に記載する。
なお、執筆者を特定するようないかなる情報（謝辞、科研番号）も記載してはいけない。
- 7 投稿論文は、ジェンダー研究所ウェブサイト上の、以下のいずれかの投稿フォームより、必要事項を入力したうえで、メール添付にて送付すること。
日本語投稿フォーム <https://form.jotform.me/72482244933459>
英語投稿フォーム <https://form.jotform.me/72488720633461>
- 8 本文と要旨などのテキストのデータはWordとPDFのファイルにし、図、表のデータはWordまたはExcelとPDFにし、写真はJPEGとPDFのファイルにして提出すること。
- 9 他の文献等から図、表、写真などの転載を行う場合は、原則として投稿者が自らの責任において必要な手続きを行う。その際の費用に関しては投稿者が負担する。
- 10 本文、引用文、参考文献、注については、別に定める<『ジェンダー研究』執筆要項>に従う。英語の投稿論文はStyleSheetforJournalofGenderStudiesとする。
- 11 投稿論文の掲載の可否は、査読者による審査のうえ、編集委員会が決定する。ただし、本投稿規定・執筆要項や本誌の趣旨に合致しない原稿、また学術的論文としての水準を著しく達していないと判断された場合、審査の対象外とする場合もある。
- 12 編集委員会は、査読者の審査にもとづき、投稿者に論文の修正を求めることがある。求められた投稿者は、速やかに論文を修正し、修正対応表をつけて、メールにて提出しなければならない。
- 13 投稿者による校正は原則2回までとする。
- 14 投稿後、投稿論文を取り下げる場合は、速やかに編集委員会に申し出ること。
- 15 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。ただし、図・表・写真などが多い場合には、執筆者による自己負担となることがある。
- 16 掲載論文の著作権はお茶の水女子大学ジェンダー研究所に帰属するものとする。転載を希望する場合には、編集委員会の許可を必要とする。

改訂

2017年10月27日制定

2021年5月14日改訂

『ジェンダー研究』執筆要綱

<http://www2.igs.ocha.ac.jp/wp-content/uploads/2019/11/yoko2019.pdf>

編集委員長 Editor-in-Chief

申 琪榮 お茶の水女子大学ジェンダー研究所 | 政治学、ジェンダーと政治
Ki-young Shin Ochanomizu University, Politics / Gender and Politics

編集委員 Editorial Board Members

天野 知香 お茶の水女子大学 | 芸術学、フランス近代美術史
Chika Amano Ochanomizu University, Art Studies/French Modern Art History

石丸 径一郎 お茶の水女子大学 | 心理学、臨床心理学
Keiichiro Ishimaru Ochanomizu University, Psychology/Clinical Psychology

大橋 史恵 お茶の水女子大学 | ジェンダー研究、国際社会学
Fumie Ohashi Ochanomizu University, Gender Studies/Transnational Sociology

倉光 ミナ子 お茶の水女子大学 | 人文地理学、地域研究
Minako Kuramitsu Ochanomizu University, Human Geography/Pacific Studies

宝月 理恵 お茶の水女子大学 | 医療社会学、歴史社会学
Rie Hogetsu Ochanomizu University, Medical Sociology/ Historical Sociology

森 義仁 お茶の水女子大学 | 基礎化学、非平衡系化学
Yoshihito Mori Ochanomizu University, Basic Chemistry/Nonequilibrium Chemistry

脇田 彩 お茶の水女子大学 | 社会学、社会調査法、社会階層論
Aya Wakita Ochanomizu University, Social Stratification/ Gender Studies/ Social Research

学外編集委員 Advisory Board

板井 広明 専修大学 | 経済学史、社会思想史
Hiroaki Itai Sensyu University, History of Economic Thought

金井 郁 埼玉大学 | 経済学、ジェンダー研究
Kaoru Kanai Saitama University, Labor Economics/Gender Studies

北原 恵 大阪大学名誉教授 | 表象文化論、視覚文化論
Megumi Kitahara Osaka University, Culture and Representation/Gender Studies

仙波由加里 お茶の水女子大学ジェンダー研究所研究協力員 | ジェンダー研究、生命倫理学
Yukari Semba Ochanomizu University, IGS Affiliated Researcher, Gender Studies, Bioethics

ジャン・バーズレイ ノースカロライナ大学名誉教授 | 日本学、ジェンダー研究
Jan Bardsley University of North Carolina, Japanese Humanities/Gender Studies

平野 恵子
Keiko Hirano
横浜国立大学 | ジェンダー研究、国際社会学、インドネシア地域研究
Yokohama National University, Gender Studies/ Transnational Sociology/
Indonesian Area Studies

三浦 まり
Mari Miura
上智大学 | 政治学、ジェンダーと政治
Sophia University, Politics/Gender and Politics

編集事務局 Associate Editors

本山 央子
Hisako Motoyama
お茶の水女子大学ジェンダー研究所
Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

嶽本 新奈
Niina Takemoto
お茶の水女子大学ジェンダー研究所
Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

黒岩 漢
Baku Kuroiwa
お茶の水女子大学ジェンダー研究所
Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

日本語校閲 Proof Readers

山口 裕二
Yuji Yamaguchi

和田 容子
Yoko Wada
お茶の水女子大学ジェンダー研究所
Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

『ジェンダー研究』27号 2024年7月31日 発行

編集・発行 お茶の水女子大学ジェンダー研究所
〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1
Tel: 03-5978-5846

Email: igsoffice@cc.ocha.ac.jp

URL: <https://www2.igs.ocha.ac.jp/>

表紙デザイン 塩飽 晴海

印刷・製本 株式会社 白峰社

Foreword

- 1 Ki-young Shin

Special Section: Sexuality and Violence in Global Politics

- 5 Womenomics Theories of Sexual Violence: Governing Toxic Men
Carol Harrington
- 23 From Security Threat to Subject of Protection:
Examining Global Sexuality Politics in the Refugee Protection Regime
Haruko Kudo
- 41 Gendered Orientalism and the Power to Define: Case Studies of Israel and Egypt
Hiroko Minesaki

Articles

- 59 Gendered Representations of the “Third World” Produced by a Japanese International Cooperation NGO:
Critiquing Colonialism in a Postfeminist Frame
Rintaro Kondo
- 75 Mothers Reading *Regretting Motherhood*: A Feminist Participatory Action Research
Aya Kitamura
- 89 Public-Third Sector Comparison of Municipal Non-Permanent Employees:
National Survey Results for Gender Equality Center Counselors
Mai Yokoyama and Kentaro Seto
- 105 Why Are Economic Resources Not Utilized in ‘Intra-Household Decision-Making’?:
Empowerment of Married Working Women in Urban India
Megumi Niimura
- 122 Book Reviews
- 160 Editorial Guidelines

Journal of Gender Studies No. 27 Date of Issue: July 31, 2024

Publisher: Institute for Gender Studies (IGS), Ochanomizu University
2-1-1 Otsuka, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8610, Japan
Tel : 81-(3)-5978-5846
Email: igsoffice@cc.ocha.ac.jp
URL: <https://www2.igs.ocha.ac.jp/en/>

Cover Design: Harumi Shiwaku
Printing and Bookbinding: Hakuhousha Co., Ltd



 iGS
Institute for Gender Studies
OCHANOMIZU UNIVERSITY